

保護者の保育ニーズの多様化と保育所運営者の保育方針及び  
サービス意向から見た認可保育所サービスに関する研究

2014年3月

佐賀大学 大学院 工学系研究科  
システム創成科学専攻

松野尾仁美

## 目次

第1章	はじめに	1
1.1	研究の背景	1
1.1.1	女性の社会進出	1
1.1.2	家族形態の変化	1
1.1.3	少子高齢化と人口減少社会	2
1.1.4	待機児童問題と保育ニーズの高まり	3
1.2	課題の抽出	4
1.3	研究の目的	8
1.4	調査の対象と範囲及び分析の手法	9
1.4.1	保育所と幼稚園	9
1.4.2	調査対象都市と保育状況	12
1.4.3	調査方法・分析手法	13
1.5	既存研究レビュー	14
1.5.1	都市環境及び居住環境と子育てについて	14
1.5.2	子育て世帯の働き方及び保育ニーズ、保育サービスについて	19
1.5.3	保育所の立地、配置計画及び地域計画、通所（園）圏について	29
1.5.4	居住地選好及び居住ライフスタイルについて	35
1.6	研究の新規性と位置づけ	40
1.7	研究の意義	42
1.8	論文の概要	43
第2章	認可保育所サービスの制度規定と課題	45
2.1	認可保育所の定義	45
2.1.1	認可保育所とは	45
2.1.2	保育とは	45
2.1.3	保育所サービスとは	46
2.1.4	認可保育所の入所基準からみた保育所サービスとは	46
2.2	保育と関係法制度	49
2.2.1	基本となる法令	49
2.2.2	学校、幼稚園関係法令	52
2.2.3	認可保育所関係法令	54
2.2.4	子育て支援関係法令	56
2.2.5	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）	58
2.2.6	保育所保育指針	59
2.2.7	その他	64

2.3	福岡市の認可保育所整備方針.....	65
2.3.1	設置について.....	65
2.3.2	指導の範囲について.....	66
2.4	認可保育所をめぐる政策と課題.....	68
2.4.1	認可保育所をめぐるこれまでの政策の流れ.....	68
2.4.2	新保育制度と今後の方向.....	69
2.4.3	認可保育所における課題.....	70
<b>第3章</b>	<b>保護者の保育ニーズの多様化と類型化.....</b>	<b>73</b>
3.1	はじめに.....	73
3.2	調査内容.....	74
3.2.1	調査の方法とアンケートの設計.....	74
3.2.2	対象認可保育所の選定.....	75
3.2.3	保育ニーズ評価指標.....	78
3.2.4	アンケート調査の回収状況.....	79
3.2.5	回答者の属性.....	79
3.3	保育所への満足度と保育ニーズの評価.....	84
3.3.1	保育所満足度と保育ニーズ.....	84
3.3.2	保育所サービス評価の類型化.....	88
3.3.3	佐賀市と福岡都市圏での保育所満足度と保育所サービス評価類型化の違い..	92
3.4	まとめ.....	97
<b>第4章</b>	<b>保護者の居住環境選好との関係に見る保育ニーズ多様化の要因分析.....</b>	<b>98</b>
4.1	はじめに.....	98
4.2	福岡県及び福岡都市圏における保育所サービス評価タイプと居住ライフスタイル.....	99
4.2.1	福岡県における住居選定理由.....	99
4.2.2	福岡都市圏における保育所サービス評価タイプと居住ライフスタイル選好	104
4.2.3	福岡都市圏における保育所別の傾向.....	110
4.3	佐賀市における保育所サービス評価タイプと居住ライフスタイル選好.....	117
4.3.1	佐賀市における住居及び居住地の選好.....	117
4.3.2	佐賀市における保育所サービス評価タイプと居住ライフスタイル選好.....	122
4.4	まとめ.....	126
<b>第5章</b>	<b>保育所運営者の保育所サービス意向と保育所立地環境に着目した保育方針の類型化.....</b>	<b>127</b>
5.1	はじめに.....	127
5.2	調査内容.....	128
5.2.1	調査の方法とアンケートの設計.....	128

5.2.2	アンケート調査の回収状況.....	129
5.2.3	回答者の属性.....	129
5.3	福岡市の認可保育所における施設及び周辺環境の適正度.....	132
5.4	福岡市の認可保育所の保育方針.....	135
5.5	福岡市の認可保育所の運営方針.....	137
5.6	福岡市の認可保育所保育方針のタイプ類型化と保育所運営方針の構造.....	140
5.6.1	福岡市の認可保育所保育方針のタイプ類型化.....	140
5.6.2	福岡市認可保育所の保育所運営方針の構造.....	143
5.7	福岡市の認可保育所の立地と保育所方針類型化の関係性.....	146
5.7.1	立地環境による保育所保育方針の特性.....	146
5.7.2	保育所保育方針類型化別の立地の特性.....	149
5.8	佐賀市の認可保育所の保育方針及び運営方針と保育所サービス.....	152
5.8.1	佐賀市の認可保育所における施設及び周辺環境の適正度.....	152
5.8.2	佐賀市の認可保育所の保育方針.....	154
5.8.3	佐賀市の保育所の運営方針と保育所サービス.....	157
5.9	まとめ.....	159
<b>第6章 保護者の保育ニーズと保育所運営者の保育方針から見た認可保育所のサービスの課題.....</b>		
6.1	はじめに.....	160
6.2	アンケート調査結果からの保育ニーズと保育所サービス.....	161
6.2.1	保育所サービス評価タイプ類型と保育方針のタイプ類型.....	161
6.2.2	望ましい住環境.....	162
6.2.3	望まれる保育所サービス.....	164
6.2.4	保育所満足度と保育方針.....	166
6.3	保育所保育指針からみた認可保育所サービスの構成.....	167
6.4	認可保育所サービスの課題.....	174
6.5	まとめ.....	176
<b>第7章 本研究のまとめと課題.....</b>		
7.1	結論.....	177
7.3	今後の課題.....	180
謝辞.....		
参考文献.....		
参考論文.....		

# 第1章 はじめに

## 1.1 研究の背景

### 1.1.1 女性の社会進出

戦後復興期である昭和30年代からの日本社会は、高度成長の中、右肩上がりの時代を経験してきた。男性は仕事を優先させ、猛烈社員といった言葉もあったように、働く父親と家庭を守る専業主婦である母親と役割分担が明確であった。社会保障制度を含む社会システムは、専業主婦世帯をモデルに構築されており、男性の正社員が家族を養うことを前提としていた。一方、女性は、家事や子育てを担う専業主婦が一般的であり、養育費の補助などでパートに出る者が一部いた程度であった。

1980年には、男性世帯雇用者と専業主婦の世帯が1,114万世帯であったのに対して、雇用者の共働き世帯は614万世帯で、専業主婦世帯が64%に上っていた。しかしながら、1991年のバブル崩壊後、雇用者の共働き世帯は増加を続け、1996年以降には、共働き世帯数が男性雇用者と専業主婦の世帯数を逆転し、2010年には共働き世帯が全体の56%を占めるようになってきている。(1980年から2001年は総務省統計局「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省統計局「労働力調査(詳細集計)(年平均)」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成)

近年における雇用者の変化の状況をみると、男性と女性の雇用者の比率は、1959年には男性雇用者が女性の2.5倍程度で、男性の正社員が中心であったが、2007年には男性は女性の1.3倍程度と、女性の社会進出がすすんでいることがわかる。(総務省統計局「就業構造基本調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成)しかしながら、女性の雇用者については、派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等の非正規雇用が中心となっている。

また1961年には、大学進学率は、男性が15%程度、女性は3%程度であったものが、2010年には、男性が56.4%、女性が45.2%と大きく増加しており、高学歴化が進んでいることは明らかである。(文部科学省「学校基本調査」データより)1970年から80年代にかけては、短大への進学率が高かったが、1995年頃を境に、4年制大学への進学率が逆転している。

### 1.1.2 家族形態の変化

戦前から昭和30年代にかけては、3世代が同居し、子どもの数も多かったことから、世帯の人数も多かった。しかし、高度成長期を境に、大都市への人口集中が加速し、家族形態が変化してきた。女性は、高校や大学を卒業後、大都市で就職して、その後結婚するケースが増え、初婚年齢の上昇や、核家族化の進行がみられるようになった。

また、1960年には、夫婦と子の世帯が43.4%、三世帯同居等の「その他」世帯が35.1%で、両者でほぼ8割であったが、2005年には、夫婦のみの世帯が19.6%、夫婦と子の世帯が29.9%、一人親と子の世帯が8.4%、単身世帯が29.5%、三世帯同居等の「その他」世帯が12.7%で、家族の形態が多様化していることがわかる。（国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）より（2008年3月推計）特に、単身世帯の比率が高くなる傾向にあり、未婚化の進行、及び、高齢者の単身世帯が増加しているのが、その要因であると推察できる。

### 1.1.3 少子高齢化と人口減少社会

日本は、世界的に見ても急速に高齢化社会が進行し、現在、高齢者数、平均寿命からみても、世界一の高齢化社会といっても過言では無いといえる。高齢化社会とは、「総人口に占めるおおむね65歳以上の老年人口が増大した社会のこと」とされ、国連では、65歳以上の人口が国全体の人口に占める割合が7%になった段階から高齢化社会のスタートとしており、日本の高齢化社会のスタートは1970年頃からと考えられている。65歳1950年には人口の4.9%の割合であったものが、1970年には、7.1%、2010年には、45%を占めるまでに、増加している。

少子高齢化の原因は、出生数が減る一方、平均寿命が延びていることがあげられるが、近年の初婚年齢の上昇や未婚化が、更なる少子化を進めている現状がある。日本の人口構成を人口ピラミッドで見ると、いわゆる、団塊の世代といわれる第1次ベビーブーム（1947年～1949年）と、その子ども世代にあたる第2次ベビーブーム（1971年～1974年）の二つの世代に山があり、第1次ベビーブームの人達が、もうすぐ高齢者の仲間入りをするため高齢化は更に進展すると予測されている。

生涯未婚率も、1950年頃では一桁であったものが、2000年には男性が約20%、女性が約10%となっており、2030年頃には、男性が約35%、女性が約27%となる予測も出されている。（国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」（全国推計）より）また、結婚しても、社会保障制度の崩壊や賃金上昇が見込めない中の教育費の負担など、子どもを安心して産み育てられる環境でないことも、少子化に拍車をかけていると考えられる。

少子高齢化の進行に伴い、今後は「人口減少社会」がすすむと考えられている。「人口減少社会」とは「社会において出生数よりも死亡数の方が多く継続して人口が減少していく時期」とされている。2005年の国勢調査の統計結果をふまえ、統計局が2005年10月1日現在の日本の人口について、『1年前の推計人口に比べ2万人の減少、我が国の人口は減少局面に入りつつあると見られる。』と発表したことにより、現在、社会問題として注目されている。このように、少子高齢化の傾向は著しく、医療費の増大や年金制度の崩壊といった問題に直結している。

#### 1.1.4 待機児童問題と保育ニーズの高まり

少子化が進む中、子どもの数が減少しているにも関わらず、保育所への入所希望者が増え続け、待機児童問題が顕著になっている。待機児童とは、『保育に欠けるため、保育所への入所を申請しているにもかかわらず、希望する保育所の定員が満員である等の理由で保育所に入所できない状態にある児童』を指す。厚生労働省保育課による「保育所入所待機児童数調査」の調査結果によると、2012年4月1日付けでの、待機児童数は24,825人となっている。

待機児童数の算出方法は、2001年に保育所入所待機児童定義が変更されているため、旧データと新基準でのデータとは単純に比較はできないが、1996年には共働き世帯と専業主婦世帯の比率が逆転した1990年代後半から、待機児童数は増加する傾向が続いている。1990年代後半以降は、女性の社会進出や不況が続く中で、経済的状況からの就労を希望する女性の増加という社会情勢が見られ、入所希望者の増加の一因と考えられている。

待機児童問題については、2002年の小泉内閣の「待機児童ゼロ作戦」をはじめ、様々な施策が取られており、2013年には厚生労働省では、待機児童解消加速化プランの支援パッケージとして「安心こども基金管理運営要領」の改正を行い、平成25、26年度で約20万人分の保育所を集中的に整備できるよう、国としての支援を打ち出している。

このように待機児童問題は統計データでも明らかで、対策が急がれているが、近年、就労の有無に関わらず、未就学児の保育ニーズが高まっている傾向がみられる。『保育白書2013』<sup>11)</sup>では、『現在、0～5歳児、約640万人に占める保育所・幼稚園に在籍する子どもの割合は、約6割に達している。(中略)3～5歳児の9割以上の子どもが保育所ないし幼稚園に通っていることになる』とあり、幼稚園、保育所などの何らかのサービスを利用する比率が高くなっていることがわかる。幼児期教育への関心の高まりが主な要因と考えられるが、それだけでなく、地域関係の希薄化が進み、地域の子育て機能が失われる中、子育てに悩む母親の増加といった要因が、保育ニーズを高めているのではないかと考えられる。

## 1.2 課題の抽出

前述の時代背景の下、今後の社会保障制度を含め、継続的な社会を築いていく為に、少子化の進行をくい止めることが必要であり、国も少子化対策として、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略の策定方針について」（2007年少子化社会大作会議決定）「子ども・子育てビジョン」（2010年閣議決定）、「少子化危機突破の為の緊急対策」（2013年少子化社会大作会議決定）と、対策を打ち出しているが、改善の状況が見えていない現状がある。

少子化をくい止めるためには、子育て世代が安心して子どもを産み、育てていける社会の構築が求められるが、終身雇用制度の崩壊や非正規雇用の拡大といった雇用不安と共に、年金制度の破綻もあり、先行きの見えない社会情勢の中で一般庶民には閉塞感が漂っている。前述のように、近年、経済的な問題からも、共働き世帯の増加は続いており、少子化であるにも関わらず、保育所に預けたくても預けられない、「待機児童」問題は、社会問題化している。国は「待機児童解消加速化プラン」を打ち出し、保育所整備をすすめる政策を推し進めている。その資料によると、2009年から2012年にかけて、待機児童数は、約24,800～26,000人で推移しているとあるが、本来は認可保育所に預けたいものの、保育時間の短い幼稚園や無認可保育所に預けることで、何とか働く時間を確保している可能性があり、潜在的な待機児童はもっと多いのではないかと推察される。

待機児童数については、幼稚園では保育が実施されていない0～2歳が約81%を占め、都市部の割合が79%と高いのも特徴的である。このように保育所需要が高まる中、逆に幼稚園では少子化の影響で定員割れをおこすところもあり、就学前の幼児の教育や保育を一体的に捉え、一貫して提供する新たな取り組みとして、幼稚園と保育所を「認定子ども園」に移行する動きもある。

また、家族形態の多様化とともに、単身世帯が急増しており、このことが、地域機能の衰退化に繋がっていると考えられる。従来見られた、子育てをサポートするような地域の役割・機能が失われていることも、子育てへの負担を大きくしている一因である。地域交流が少なくなる中で、マンションの一室などで、母と子のみ閉ざされた育児をしているケースが多く見られ、母親にだけ育児を負担させているかたちになっている。その一方で、インターネットの普及や育児情報雑誌などから、情報は容易に入手できることもあり、育児に対するニーズは多様化してきていると考えられる。少ない子どもに、より良い教育を受けさせることを希望する保護者も多く、一人の子どもに、両親、両祖父母と手厚く養育されている事例も見受けられる。しかしながら、溢れる情報の中、子ども一人ひとり異なる対応が必要となる育児については、育児書通りには進まず、何か正しい情報なのか。自分の子どもには具体的にはどうしたらよいのかを、かえってわからなくしている状況もある。これらの状況を受けて、保育所は、従来のように単に保育に欠ける者だけが利用するのでなく、育児をサポートしてきた地域機能の補完も担うことが期待されてきている。

子どもの発達という面においては、近年、発達障害の子どもの数が増えており、子どもの育ちの保障という観点から、何らかの方策が求められている。2012年の文部科学省の調査では、公立の小中学校の通常学級に所属する児童生徒のうち、人とのコミュニケーションが上手く取れないなどの発達障害を持つ子どもが6.5%に上ることが明らかになっている。推計で、40人学級ではクラスに2、3人在籍していることになる。前回の調査の2002年と比較すると、0.2ポイント増加しており、発達障害児は増加の傾向にある。当然、発達障害児を抱えた保護者は育児の面での不安感は強いと思われるが、育児相談等のサービスは十分とはいえない現状がある。そのため、保育所には、育児相談や発達相談、親同士の交流など、地域保育のターミナルとしての役割が、新たな機能として求められてきていると考えられる。

前述のように国は、2013年度、2014年度で、不足する保育所の整備を進めているが、単に数のみの確保といった面が否めず、小学校のように精緻に配置が検討されているとはいえない。小学校校区は、自治体が人口等を鑑み校区を指定しており、通学距離についてはおおむね4キロメートル以内に小学校を配置する基準がある。小学校の校区は地域のコミュニティ活動と密接な関係にあり、且つ、災害時の避難場所としての役割もあることから、その配置計画は精査の上、行われている。しかしながら、保育所の配置は、小学校のような基準や都市計画上、防災計画上の視点はなく、保育所の立地、配置計画はその時々で自治体が判断しているものと思われる。無論、保育所不足が叫ばれている現状から、保育所の不足する地域を自治体は把握していると考えられる。

一方、保護者側の視点では、家族形態の多様化だけでなく、親自身のライフスタイルも多様化している。家族構成は夫婦に子ども二人で、ある程度の年齢になると、郊外に一戸建てを買う。という典型的なタイプだけでなく、様々なスタイルが見られるようになってきている。そもそも、「ライフスタイル」とは、『生活の様式、営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方』（大辞泉）とされる。特に、居住に関してのスタイルは、「居住ライフスタイル」と捉え、生活者が住居などのハード面と嗜好や趣味などのソフト面を相互に作用させながら、生活環境や暮らし方を選択していくものであるといえる。特に、居住地の選好については、地縁、血縁が希薄化した今日においては、自分自身の価値観や生き方、感覚に基づき、主観的に判断していると考えられる。都会の利便性を求めるタイプか自然環境を求めるタイプかなど、それぞれの志向性に基づいて、居住地を選定している可能性がある。その際、仕事の内容や、勤務地、通勤時間や通勤手段といった、居住－労働の関係性に、自分自身のライフスタイルを加味して、どのようなところに居住するかを選定していると想像できる。ワークライフバランスという言葉も社会的に浸透してきているが、この、ワークスタイル（労働）とライフスタイル（居住）との関係性が居住地選定に大きく関係し、ひいては、保護者の保育ニーズにも影響を与えているのではないかとと思われる。

保育ニーズに対しても、多様化の傾向が顕著であり、単に子どもを預けるのではなく、保育所に通うことで様々な効果を期待する保護者は少なくない。保育所によっては、しつけや就学前のプレ教育、絵画や音楽などの芸術的素養、マット運動などの身体機能の向上など、様々なサービスを提供しているところもあり、保護者へのニーズに応えようとする動きがある。そもそも、認可保育所は児童福祉法で、保育士の配置や子どもに対しての必要な床面積、園庭の確保といった設置基準が設けられているが、小学校のように具体的なカリキュラムを定めた指導要綱はない。告示として厚生労働省の保育所保育指針が認可保育所の遵守すべきものとして施行されているが、保育所の裁量がある程度認められており、運営方針や保育方針には、厳格な基準がない。認可保育所には公立のものもあるが、社会福祉法人による私立の保育所が主流の地域も多く、運営方針や保育方針は、各保育所でまちまちとなっている。そのため、認可保育所で実施されるサービスは、保育指針で基準化された部分ほどの保育所でもある程度同様であるが、記載のないカリキュラム等は保育所で異なっている。こうした情報は保護者同士の口コミで伝わる場合が多く、知らないで入所した場合は、保育方針と保育ニーズにずれが生じることもあり得る。そのため、多様化する保育ニーズに対して、それぞれの保育所がどのように応えているのかの情報を整理し、保護者に開示していく必要がある。

ところで、保育所不足が叫ばれる中、保育所サービスを規制緩和し、企業の参入を行うべきであるという議論は前々からあるが、ここで問題視されているのは、主に、誰もが区別無くサービスを受けられるべきであるという社会福祉的視点と保育の質を確保のために市場化は問題であるという論点である。規制緩和を行い、児童福祉法に基づく設置基準等の規制が無くなった場合、市場化によって保育の質が悪くなるのではないかというのが、懸念材料とされ、それだけ「保育の質」の確保は重要視されているといえる。この「保育の質」を確保するためには、保育所の保育方針が重要な役割を持っており、尚且つ、保育方針は、保育所サービスを定める為の理念であることから、非常に重要である。

以上を踏まえ、子育て世代の負担を軽減し、子どもを生み、育てやすい社会を構築することを念頭に、需要の高まっている保育所に対して、今後、求められる保育所サービスを明らかにし、保育ニーズにマッチした保育所を整備していかなければならない。そのためには、保護者側の保育ニーズと提供されている保育所サービスの現状を把握し、保育所サービスにおける課題を明らかにする必要がある。近年、保育ニーズは多様化の傾向がみられ、このことが、保育所が提供するサービスに対しての保護者の評価を複雑なものとしている。保育ニーズを明らかにするは、多様化の現状を把握するとともに、その要因分析を行うことが必要となってくる。また、保育所が提供するサービスを明らかにするには、保育所サービスを決定付ける保育方針を把握することが、有効であるといえる。保育ニーズの多様化を分析するに当たっては、多様化している居住ライフスタイルが潜在的に影響し

ている可能性が想定できる為、居住ライフスタイルと関わりの深い保護者世帯の居住地選好を踏まえて分析を行う必要がある。

### 1.3 研究の目的

現在、待機児童問題から整備がすすむ保育所であるが、数の確保に主眼が置かれ、保護者の細かなニーズに対応できているとは言いがたい。保護者のライフスタイルが多様化する中、保育ニーズも多様化しており、保育所側もそれに応えることが必要となっており、今後、求められる保育所を整備していく必要がある。

保育所の通所には、保護者による送迎が欠かせない為、保育所、居住地、勤務地の位置関係が重要と考えられる。この中から、保護者の選択的自由度が高いのは、居住地といえるが、居住地には保護者の居住ライフスタイルの意向が反映されやすい為、多様化する居住ライフスタイルが保育ニーズの多様化の潜在的要因になっている可能性が想定できる。そこで、本研究は保育ニーズと居住地選好との関係性に着目し、調査分析を進めるものである。

また、提供される保育所サービスは、保育指針や設置基準以外の部分では、自由度が高く、保育所毎にまちまちであるが、それは、各保育所がどのような保育方針をとっているかによって異なっているといえる。尚且つ、保育方針は保育の質を確保するのに重要な要素であることから、本研究は保育所運営者がどのような保育方針をもって保育所を運営しているかに着目し、調査分析を行うこととする。

以上を踏まえ、本研究は保護者の保育ニーズが多様化している傾向がある中、今後の保育所のあり方を検討することを目的とし、各ステップにおける目的は以下の通りである。

1. 保護者のアンケート調査により保育ニーズを把握するとともに、保育所満足度から保育ニーズの類型化を行い、保育ニーズが多様化している傾向を明らかにする。
2. 保護者世帯のライフスタイルが居住地選好の意思決定の重要な要因であることを踏まえた上で、保護者世帯の保育ニーズと居住環境選好との関係把握し、居住地選好の志向性と保育ニーズ評価が、どのような関連があるのかを示す。
3. 保育所運営者が保育所サービスを決定づけ、且つ保育の質を確保する為に重要といえる保育方針に着目し、保育方針の類型化を行った上で、どのような保育所サービスがあるかを抽出する。
4. 前段の保護者の保育ニーズと保育所サービスとの比較検討を行い、今後の保育所に求められる方向性を明らかにする。

## 1.4 調査の対象と範囲及び分析の手法

### 1.4.1 保育所と幼稚園

本研究では、少子化に歯止めをかけることが、継続的な社会の構築に繋がると考え、子どもを生き育てやすい社会を形成できるよう、需要の高まっている保育所を調査の対象とする。

乳幼児の保育には幼稚園と保育所が代表的であるが、幼稚園は文部科学省の管轄で、小学校のプレ教育的な意味合いが強いとされてきた。一方、保育所は厚生労働省の管轄で、労働や病気などで保育に欠ける保護者が預ける施設となっている。表 1-1 に、幼稚園と保育所の違いを一覧にまとめている。現状では、保育を重視して、生活の場の延長と考えられる保育所と、「幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長すること」（学教法第 77 条）を目的とする幼稚園では、設置基準や運営方針は、異なるといえる。特に、幼稚園では 0 歳～2 歳の保育は基本的に実施しておらず、且つ、預かりの時間帯が午前中のみで帰宅が 14 時頃になる場合が多く、就労を希望する母親にとっては、利用するのが難しいといえる。母親の就労希望が高まるにつれ、利用の希望が保育所に集中している現状がある。少子化という状況でありながら、定員割れをする幼稚園もあり、子どもの育ちの保障からも、就学前の教育や保育を総合的に捉えた施設が求められていると考えられている。

認定こども園とは（文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室 HP より）

地方分権と規制改革を柱とする構造改革の流れの中から、総合施設構想が浮上した。それが、「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」の設置を目指すという形で、平成 18 年 10 月から認定こども園制度がスタートすることになった。幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができる。

（機能）

1. 就学前の子供に教育、保育等の総合的な提供する機能
2. 地域における子育て支援を行う機能

（類型）

1. 幼保連携型（認可幼稚園と認可保育所が連携し、幼稚園機能と保育所機能を一体的に発揮できるタイプ）
2. 幼稚園型（認可幼稚園が保育所機能を付加したタイプ）
3. 保育所型（認可保育所が幼稚園機能を付加したタイプ）
4. 地方裁量型（認可外の教育・保育施設が幼稚園機能と保育所機能を併せ持つタイプ）

こうしたことも含み、国としては、幼稚園と保育所を一体的に捉えて、幼保一元化の政策を打ち出しており、統合した機能をもつ「認定こども園」の設置を推進している。「認定こども園」の普及は徐々に進んでいるが、管轄省庁が違うことから、本格的な統合に至ってはならず、保育所の需要はここ数年、高い水準で維持しており、この偏りが全国的な待機児童問題にあらわれている。

保育所には、「認可保育所」と「認可外保育所」とがある。「認可外保育所」の中には、「認可保育所」と同レベルの保育事業を運営しているところがある一方、園児のクラス編成もなく、時間毎の料金体系で、時間的に区切った一時預かりの保育所もある。これらは、街なかのマンションの一室を利用するなど、保育環境が悪いといった場合もあり、条件にばらつきがある。逆に、幼児教育を前面に打ち出して、付加価値をつけた保育所もある。この他に、一般の人は利用できない企業の職場内保育所もある。企業内保育所を除いて、「認可外保育所」は、買い物や会食等の所用で保育が出来ない時など、保護者の就労や病気などの理由に限定されず、どのような場合でも気軽に利用できるメリットがある。また、深夜まで利用できる場所もあり、利用者にとっては利便性が高い面がある。それに対し、「認可保育所」への入所には、保護者に対しての一定の条件があり、地方自治体に届出を行った上で、入所の資格審査が行われ、入所基準を満足している場合のみ入所が認められる。その為、どのような保護者でも利用できるわけではなく、専業主婦などは利用が出来ず、育児疲れや育児への悩みを抱えていて、保育所を利用したいと考えていても利用できない保護者には、受け皿が必要となってくる。「認可保育所」によっては、一時保育や保育相談も実施しているところもあるが、実施保育所は限定的である。前述の「認定こども園」では、保護者が就労していなくても入所が可能であり、専業主婦の孤立した育児を生じさせない体制作りとしては、望ましい方向性といえる。幼稚園の入園もできず、受け皿のない、0歳～2歳までの子どもを持つ母親同士で、子育てサークルや子育てサロンの運営を行う事例が増えてきているが、発達障害など育児に対して専門家によるアドバイスが必要な悩みを抱えている場合や母親自身が育児疲れで保育できない状況など、自主運営サークルを超えて保育の場が必要となっていないのではないかと思われる状況が想定ある。

前述のように保育所にも様々なタイプがあるが、今回、調査・研究の対象とするのは、需要が高く、自治体から認可されている「認可保育所」とする。「認可保育所」は、それぞれに特徴があるが、児童福祉法で定められた面積や保育士の数など機能的な面で基準を満たしつつ、各保育所の裁量の範囲として自由度が高い保育方針や運営方針の違いによる比較検討が行いやすいと判断した。

表 1-1 幼稚園と保育所の比較

	幼稚園	保育所
施設の種類	学校	児童福祉施設
根拠法令	学校教育法（文部科学省）	児童福祉施設法（厚生労働省）
目的	幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の教育を助長すること	日々、保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は用事を保育すること
位置づけ	私立学校	市町村では、「保護者から申し込みがあれば、保育所で保育を行わなければならない」という実施義務が課せられている（児童福祉法）
対象	満3歳から小学校就学始期に達するまでの幼児（2歳児は子育て支援事業として受け入れ）	保育に欠ける乳児及び幼児（0歳～小学校前）
設置者	国・地方公共団体・学校法人等	地方公共団体・社会福祉法人・企業等
一日の教育・保育時間	4時間（標準）（幼稚園教育要領） 現状は預かり保育で夕方まで可能	8時間（原則）児童福祉施設最低基準 現状11時間保育
年間教育・保育日数	年間39週以上	規定なし 日、祝祭日以外の休みは原則なし
1学級あたりの幼児数 1教員あたりの幼児数	一学級あたりの幼児数 設置基準35人以下	学級編成基準なし 一保育士当たりの乳児数 0歳：3人、1～2歳：6人 3歳：20人、4歳児以上：30人
申込	・保護者が直接園に申し込む直接契約	・保育に欠ける乳幼児の保護者が市町村に申し込む。市町村は、申し込みを受けた場合、保育所を選定し、保育所に保育を委託
保育料	・幼稚園の設置者が決定 （入園料、保育料、その他教材費等あり）	・保護者の課税状況に応じて、市町村が決定
給付の種類 （公的補助） ※私立の場合	私学助成（機関補助）…国・県 幼稚園就園奨励費（保護者への個人給付） …国・市	保育所運営費…国・県・市
負担水準（全国平均） ※H22年度私立の場合	・総額 44万円 ・公費負担 20万円 ・保護者実負担 25万円（月額2.1万円）	◎3～5歳児 ・総額 54万円 ・公費負担 23万円 ・保護者実負担 32万円（月額2.3万円）  ◎0～2歳児 ・総額 91万円 ・公費負担 55万円 ・保護者実負担 36万円（月額3万円）

#### 1.4.2 調査対象都市と保育状況

調査は、地方都市における保育所サービスに対する保育ニーズを明らかにし、さらにその保育ニーズと居住地選好との関係を分析することを意図し、昨年、人口が150万人を突破するなど人口増加が著しく、待機児童問題が顕著になっている福岡市を取り上げる。また、参考として、『子育て世帯のライフスタイルの志向性と保育所サービスの関連性』<sup>17)</sup>で、得られた佐賀市の保護者アンケートの調査データを比較対象として取り上げ、都市の規模、構成によつての差異も考察する。

調査対象の福岡市は、人口が約150万人で面積は341.70k㎡、0歳～5歳の人口に占める割合は約6%である。（平成23年当時）比較する佐賀市は、九州北部に位置し、人口が約24万人、面積は431.42k㎡、0歳～5歳の人口に占める割合は約5%である。（平成23年当時）認可保育所の数は、福岡市が198箇所（分園を含むと209箇所）、佐賀市が38箇所となっている。（平成25年現在）福岡市と佐賀市では、単位面積あたりの保育所数は、福岡市0.61箇所/k㎡に対し、佐賀市0.09箇所/k㎡となっている。

福岡市と佐賀市とを比較すると、単位面積あたりの保育所数は、福岡市は佐賀市の6.78倍あり、通所圏内で複数の保育所が存在しているが、現在、福岡市は母親の就業希望の増加や近隣県からの流入による人口増加が続いており、平成21年3月末には約900人の待機児童がおり、需要に対して保育所の数が不足している現状がある。これらの解消の為、福岡市の保育所整備は「新待機児童解消プラン」に基づき、新規保育所の開所や増改築による定員増加をすすめているところである。

現在、福岡市の保育関連サービスでは、市立幼稚園が7園、私立幼稚園が118園あり、認可保育所が198園（分園を含むと209園）ある。その他に、市が認定した保育士資格を持つ「保育ママ（家庭的保育者）」が、補助者と2人以上で賃貸アパートの一室などを使い、家庭的な環境の中で、5人までの乳幼児の保育を行う、「福岡市家庭的保育室」の事業を行っており、現在16箇所ある。また、「福岡市保育コンシェルジュ」事業を行っている。「保育コンシェルジュ」とは、『保育を希望する保護者からの相談を受け、その世帯の希望や就労状況等を伺ったうえで、それぞれのニーズに合った保育サービス等（保育所、幼稚園の預かり保育、一時預かり事業等）について情報を提供し、選択肢を提案する専門の相談員です。また、保育所に入所できなかった世帯への情報提供や状況確認などのアフターフォローも行います』（福岡市HPより）とうたっている。また、市内には幼保連携型の認定子ども園が1園あり、福岡県全体では36園となっている。その他に、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会が行う「ファミリー・サポート・センター」があり、『「子育てを応援してほしい人」と「子育てを応援したい人」が、地域のなかで育児の相互援助活動を行う会員組織です。どんな理由でも利用できます。地域の中で子育てを支援していこうという子育て支援のネットワークです』（社会福祉法人福岡市社会福祉協議会HPより）という事業

も行われている。その他に、駅前保育所、24時間保育所など、認可外で、小規模の託児所も多数あり、親世帯は多様なニーズに合わせて、活用することが可能である。

佐賀市の保育サービスでは、認可保育所（園）が38箇所、幼稚園が42箇所ある。また、認可外保育施設や子育てサポートセンター、一時預かり保育、病児・病後児保育など、様々な子育てをする家庭をサポートする施設がある。さらに、「幼保連携型」の認定こども園が2園、「幼稚園型」の認定こども園が11園ある。また、地域の子育てサポートセンターとして「ふるはあと」というサービスがある。「ふるはあと」では、子育ての「サポートを受けたい人」と「サポートしたい人」とのネットワークを作り、助け合う会員組織である。保育所等の開始前の預かりや、保育所等への送迎、保護者が病気等や幼児時の預かりなどが必要な際に、申込をしてサポート会員がサポートする、といったサービスがある。

全国的にみても、保育サービスの中では、共働き世帯や核家族の増加で子どもが小さいうちから預けられる保育所の人気が高く、特に幼稚園では対応のない3歳未満の入所希望者が多い。この傾向は福岡市でも同様である。また、認可保育所の保育料は保護者の所得に応じて市町村が決定しており、佐賀市の認可保育所の保育料は、16階層（0円～66,300円）に区分されている。福岡市の認可保育所の保育料は、15階層（0円～83,200円）に区分されている。所得が低い世帯にとっては、一律に高い保育料を払う認可外保育所や幼稚園よりメリットがあり、認可保育所への申し込み希望が多いといえる。

#### 1.4.3 調査方法・分析手法

本研究では、以下の調査を行い、分析を行っている。

1. 保育サービスの現状から問題点を抽出するために、インターネットや文献資料による情報収集、保育所へのヒアリング調査から保育所サービスの現状の把握を整理する。
2. 子育て世帯の住環境や子育て環境における保育ニーズの把握をするために、住環境や子育てに関するアンケート票を作成し、保育所を利用する保護者世帯にアンケート調査を実施する。
3. 保育所運営方針、保育方針を含む、保育所サービスを把握するため、保育所運営アンケートを作成し、認可保育所にアンケート調査を実施する。
4. 保育所の立地が、保育所サービスに影響を与える可能性があることから、GIS等による立地環境の分析を行う。

## 1.5 既存研究レビュー

ここでは、既存の研究について、一部引用等行いながら、研究内容の概要を示している。

### 1.5.1 都市環境及び居住環境と子育てについて

『多摩ニュータウンにおける子育て期の親による都市機能の利用と評価』<sup>18)</sup>

(趙晟恩, 佐藤栄治, 山田あすか, 佐藤将之, 西出和彦 日本建築学会計画論文集 Vol. 74, pp. 2003-2012, 2009-09)では、少子高齢化が進む中、高齢者や障害者への福祉の観点からまちづくりと一体的な取り組みがなされているものの、子育てをするにあたっての都市及び建築物の環境を整備するための条例、政策が見当たらないことを指摘し、保育所の運営時間の延長といった対処療法的な政策でなく、社会全体として子育てを支援する環境の構築が求められていることを指摘している。子ども達が外出する際、「どこに」「どのように」外出するかは、保護者や保育者が決定しており、どのような環境要素に意識を置いて、価値あるものとして評価しているかを調査することが、子育て環境としての都市環境を考える際に重要な視点であると言及している。そこで、屋内外の施設を含む都市環境を子育てや保育の視点から、都市環境の評価を行い、環境の質の向上につなげる知見を得ている。この調査では、多摩市の子育て期の親を対象として、キャプション評価法を用い、都市環境の環境要素と、それに対する認識と評価を整理している。この中で、都市環境においては、もともと子どもの遊び場として計画されたもの以外の様々な対象も評価の対象となっており、「公園」「人的環境」「催し物」は子育て環境としての評価が高いと述べている。都市的環境での満足度は、移動空間に子どもの遊び場や親子の関心を引き出す対象、自然の要素を配することで、都市的環境の満足度が高まることが考えられると分析している。また、都市環境の認識と評価では、その評価の場面は、保育所利用者、幼稚園利用者、その他(A, B, C)といった利用者の類型によって差異が見られることを明らかにしている。共働きが多い保育所利用者では、保護者の視点で評価を行うことが多く、子どもにとっての価値や個人的価値観や思いが含まれる記述が少なく、子どもの遊び場が「ある」こと自体への意識や評価の度合いが少ないことを示している。それに対し、幼稚園利用者は子どもと自らの視点の両方から都市環境について、積極的によいところを見つけるような評価を行っていることに言及し、都市環境の利用頻度の高い保護者と子どもにとって、安全で遊びを見いだしやすい環境を提供する必要性が確認されたと述べている。一方、都市環境の利用頻度が低い保護者と子どもについては、都市環境への評価や遊びが見いだされにくいとし、遊びの発見を促す対象を配置したり、その機会を設けるなどの配慮によって、都市環境を活かすとともに、子どもの育ちの支援につなげるなどの可能性を検討したい。と述べている。

『子育て女性の育児環境に関する意識と地域環境』<sup>19)</sup>

(原昌幸, 早川明日実 日本建築学会東海支部健久報告書第 47 号 2009 年 2 月 P565-P568) では、ライフステージの中で、育児期の女性が最もストレスを受けていることを指摘し、住宅と住宅周辺の地域で過ごす時間がほとんどで、その分、住んでいる地域の重要性が高くなると述べている。「子育て女性の豊かな地域環境の創造」を目的に、地域における育児女性の地域住民とのコミュニケーションとその発生の環境的要因、このコミュニケーションが心の安定や豊かさに及ぼす影響を明らかにする必要があるとしている。この研究では、幼少の子どもを持つ女性を対象にアンケート調査を行い、調査対象地区はいずれも、都市計画上の用途地域指定がほぼ住居地域か住居専用地域で、8つの調査対象地域の4つが一般的な住宅地で、残る4つが公団の大規模な集合住宅団地である。調査の結果では、子育てが地域交流のきっかけになっていることを明らかにしている。子育てに関する意識と地区による相違は全体的な傾向としては、特徴的な結果はあまり得られなかったとあるが、対象属性による相違では、調査対象の年齢によって、違いがあり、若年である方が、同居家族の家事協力の満足感が高く、かつ時間的不満足が低いことを明らかにしている。対象者の職業と意識には、はっきりとした関係が見られなかったと述べている。家族の支援と子育て意識の関係では、家族の家事協力への満足と子育て意識は強く関係しており、家事協力への不満を感じている対象者ほど、子どもの為に、自分の時間がないと感じる頻度が高くなり、また、子どもを育てる環境としてよい。と評価する割合が低下する傾向が見られた。と述べている。今住んでいる場所が子どもを育てる環境として、良い。と評価する割合は、子どもと外出する頻度が高いほど、高くなることを明らかにしている。

『子育て中の母親の外出行動とバリアに対する意識』<sup>20)</sup>

(大森宣暁, 谷口綾子, 真鍋陸太郎, 寺内義典 土木計画学研究・講演集 43, 2011.5) では、子育て中の親の社会支援を行い、少子化に歯止めをかけるためにも、妊婦、乳幼児・児童を持つ子育て中の親および子供が、安全・安心・快適に外出行動に参加できる環境を整備することが重要であると述べている。子育て中の外出におけるバリアの具体的内容や、バリア緩和のために有効な具体的施策および都市・交通・福祉部局間の適切な連携・役割分担のあり方等については、まだまだ明らかになっていない点が多く、都市・交通計画／政策の分野において子育てに着目した研究はまだ多くないと指摘している。この研究では、乳幼児を持つ子育て中の親が、外出行動を含めた日常生活行動を行う上で直面するバリアに着目し、首都圏在住の乳幼児を持つ女性 1,000 人を対象にアンケート調査を行い、子育て中の母親における外出行動の実態とバリアに対する意識等を、居住地および個人・世帯特性の違いに着目して分析している。その結果、居住地の違いに着目した分析では、東京都心、東京周辺、北関東、3つの地域においての子育て関連の外出行動について、車・徒

歩・自転車の分担率の傾向の違いや、自宅から各施設へのアクセシビリティに関して、最寄り駅、最寄りのバス停、最寄りのコンビニエンスストア、最寄りのスーパー、子供のかかりつけの医院について、所要時間の分布を明らかにしている。世帯特性の違いに着目した分析では、日用品の買い物の外出頻度は、職業の有無、自由車の有無、交通手段等の要因の影響を受けるといったように、子供と一緒に買い物頻度、子供と自分以外の大人も一緒に買い物頻度、公園へ行く・散歩をする目的の外出頻度についても、影響を与えることを明らかにしている。また、バリアの内容の再整理と対応主体の検討として、3地域のバリアに対する傾向を述べたうえで、諸外国の国の法・制度を例に挙げ、我が国での進めていくべき施策の課題について考察している。

『小規模保育拠点運営者による子育て環境としての都市環境評価に関する研究—京都・昼間里親と大阪・分園制度を対象として—』<sup>21)</sup>

(山田あすか 日本建築学会大会学術講演梗概集 P91-92 2009.8) では、近年、保育ニーズが増大・多様化しており、特に都市部では、待機児童問題が深刻である一方、少子化も進行しており、従来の大規模保育施設を建設する手法では、将来の保育ニーズの地域変動に対応しにくいことを指摘し、都市環境資源を活用した小規模保育拠点（以下拠点）に着目し、その運営様態の把握と外部環境への評価の分析によって、子育て環境としての都市空間の整備に求められる事項を把握している。調査対象は主に、京都市昼間里親と、比較対照として大阪市内の保育園分園を選んでおり、調査はヒアリング調査、観察調査、キャプション評価法による都市環境についての評価コメントの収集を行っている。調査の結果、ほぼ毎日、外出している実態が確認でき、外部空間での保育を拠点での保育に活かしている様子が把握されている。外部空間での保育は不可欠と考えられるが、拠点では、園庭を持たないことが多く、子どもの発達を保障しつつ、拠点を活かしていくためには、都市空間の整備、活用が必要だといえる。都市環境を活かした保育に求められるものとして、全体としては、「不満」の評価が多いとの記述があり、公園や遊具の老朽化や管理不足が指摘されていた。注目すべきは、保育環境としての都市環境では、公園等の価値が重要視されがちであるが、ここでは、[道・道にあるもの]へのコメントが8割を占めており、移動の場面で、様々な事柄を意識されていることから、外出の目的である公園に加え、目的地までの経路となる道空間も重要であることが明らかになっている。また、子育て中の保護者を対象とした同種の調査に比べて、保育者の視点による評価では、滞留・移動の場面いずれでも、[安全性]要因が占める割合が大きいことが特徴であると記述している。この点を踏まえ、子育て環境としての都市環境を考究する際、子育て・保育者の視点が異なることを踏まえる必要があるといえると述べている。

『地域福祉ニーズからみた居住支援に関する研究－和歌山県南部町を事例として－』<sup>22)</sup>

(朴 貞淑 田中千歳 林田大作 足立啓 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.527-528, 2004.8) は、和歌山県内で女性の就労率が比較的高い、和歌山県南部町における子どもと高齢者の居住環境について着目し、子どもと高齢者の実態や問題点を踏まえて、今後の居住支援のあり方について検討することを目的にしている。調査はアンケートとインタビュー、文献調査を行い、子どもの福祉ニーズについて、4つの保育園を調査している。調査の結果、南部町の地域福祉ニーズによる子どもと高齢者の居住環境について、女性の社会進出に伴い、保育環境の変化が生じていることや、世代間交流に対して、積極的に取り組まれていることを明らかにしている。また、高齢者や子育て世代を支えるには、地域のつながりが基盤として重要であることを指摘している。

『子育てに適した都市環境に関する基礎的研究』<sup>23)</sup>

(寿崎かすみ 日本建築学会関東支部研究報告集 P133-136 2000 年度) では、バリアフリー、ユニバーサルデザインの観点から都市環境の整備が進められているものの、多くは高齢者や障害者の視点であることに言及し、乳幼児や乳幼児を持つ父母への考慮が不十分であることに着目し、この観点から、都市環境整備の要件を探ることを目的であると記述されている。既往の研究からも保育園・幼稚園の送り迎え、公園通い等が生活行動に大きな影響を与えていることが明らかになっており、本研究の保育所利用の父母へのインタビューでは、保育園の送り迎えを中心に調査し、「保育所利用」という観点から、都市環境を見直すこととした。とある。調査では、職住近接の希望は多いが、実現できていないケースもあった。保育所の位置としては、「自宅のそば」が便利という意見が多かったが、自宅から保育所までの距離が近い場合は、父母間での役割分担、祖父母に頼む、近所の人に頼むことが容易に行われているが、自動車を利用した送迎の場合、送迎の担当が固定する結果となっていたと記述している。また、保育園へのアンケート調査では、回答のあった保育園での園外保育の実施率は100%であり、その理由として、調査自治体のいずれも「虫、草花、動物と触れ合う機会をつくる」「遊びのバラエティを増やす」が1位と2位に上げられており、子どもの健全な成長発達のためには、自然環境が重要であることが、改めて認識できたとある。さらに、園外保育の実施にあたっては、往路、復路の安全が問題となっており、幼児を大勢連れて安全に歩ける道が必要とされていることを明らかにしている。このような環境を都市の中に作りこむ上では、施設をつくるだけでなく、コミュニティづくりも合わせて考える必要があると言及している。

『保育施設における屋外環境と園外活動の実態からみた地域資源のあり方に関する研究－横浜市を対象としたアンケート調査より－』<sup>24)</sup>

(松橋圭子 三輪律江 田中稲子 谷口新 大原一興 藤岡泰寛 日本建築学会計画系論文集 第75巻 第651号 pp1017-1024 2010年5月) 保育施設では設置基準として、児童福祉法に基づく、「児童福祉施設設置最低基準」が定められ、室内だけでなく、屋外遊戯場の面積が定められている。幼児期に多くの時間を過ごす保育施設においては、十分な外遊びが行える環境の整備と確保が必要とされ、社会的な背景からもその傾向は近年高まりつつあるが、ここ数年、定員を超えて入所を受け入れている認可保育所や新設の施設では、子どもの数に応じた屋外遊戯場の確保が困難となっている。このことから、2001年3月以降、『待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について』により、屋外遊技場を所有できない施設に対しては、その代替場所として、施設周辺にある公園、広場、神社などを認めるといった施設設置基準の緩和が講じられてきた。本研究では、保育施設敷地内の屋外環境の実態と合わせて、園外活動からみた地域資源の利用状況とニーズを把握し、日常的な保育環境としての地域資源のあり方について、地域施設計画の視点から考察を行っている。調査の対象は「横浜保育室（認可外保育施設）」を設置し、ここ数年待機児童削減を目指した取り組みが見られる横浜市の認可保育所と「横浜保育室」の全施設を対象にし、アンケート調査を実施している。調査の結果から、保有する屋外活動スペースの環境について、充分でないと感じている施設が全体の5割を超えている。施設が保有する屋外活動環境に対する評価が低くなるほど、園外活動を行う頻度が高くなる傾向もみられ、園外にでることで、屋外活動を補填している様子が捉えられた。また、保育のねらいに対応させながら、施設周辺にある地域資源を積極的に活用している実態が明らかになったが、中でも、「公園」と「道」の利用が顕著にみられ、特に「道」については単なる移動経路でなく、多様な経験を積み重ねられる重要な保育環境であると指摘している。全体としては、安全の確保が非常に重要視されていることも明らかにしている。

『大都市における女性の出生・育児行動と居住環境に関する調査研究』<sup>25)</sup>

(山崎奈巳, 広原盛明 日本建築学会大会学術講演梗概集 1993年9月 P1021-1022) では、大都市において、居住環境が出生行動に否定な影響を与えているという仮説をたてることができ、出生率低下を促す要因の中でも居住環境がかなりの割合を占めている可能性を指摘しており、出産が障害にならない居住条件を整えることが、高齢化社会の住宅政策の基本的課題と述べている。そこでこの研究では、居住条件のあり方を探る為、大都市家族における出産・育児行動に関する意識や実態と、これまでの職歴と居住歴との関連を調査している。調査は、保育所に子どもを預けている夫婦を対象にヒアリング調査とアンケ

ート調査を行っている。対象とする保育所は、京都市内で地域ごとの違いがでる3園を選定している。調査の結果として、居住環境が整ったからといって、「すぐに子どもを」という意識に繋がらないことを明らかにしている。また、子どもを生む際には、住宅は特に直接の障害とならないが、子どもを生んでから健やかに育てていくための条件として、ある一定の水準以上の居住環境が必要と意識されると述べている。

『子育てと就労の両立に関わる現状と意識についての研究－多摩市と宇都宮市の保育所利用世帯を対象として－』<sup>26)</sup>

(山田 あすか , 佐藤 栄治 , 讃岐 亮 都市計画論文集 No. 43-3, pp.175-180, 2008-10) では、仕事と子育ての両立の困難さや少子化などの子育てに関する問題点を都市構造の観点から考究しようとする研究である。大都市郊外地域として東京都・多摩市、地方都市として大都市圏近郊の中核都市である栃木県・宇都宮市の2市を研究対象として選定し、両市に立地する保育所利用世帯を対象に、アンケート調査によって職住構造と就労状況、子育てと就労の両立への意識を明らかにし、子育てを支援する環境づくりへの基礎的な知見を得ることを目的としている。アンケートを通して、両市での結果を比較しながら、各市での就労・子育て状況の特徴の明確化を試み、通勤時間の差異が世帯の就労状況や分担状況に影響を及ぼしている様子や、地域ごとの交通手段の相違が、立地や提供時間等の望ましい保育サービスのあり方に差異をもたらしている可能性を示している。また、各市で子の幼少期からの就労や家庭外保育への賛否には意識差が見られ、就労や送迎分担の状況が類似した世帯でも、市ごとに保育や子育てと就労の両立に関する意識に差異があることを明らかにしている。今後の保育サービスや子育てと就労の両立のための政策展開には、こうした地域差を加味する必要もあると指摘している。

### 1.5.2 子育て世帯の働き方及び保育ニーズ、保育サービスについて

『子育て世帯のワーク・ライフ・バランス実現と保育施設のあり方に関する研究：保育所保護者の仕事・生活様態の日本・フィンランド比較による施策制度の段階的重点化の考察』<sup>27)</sup>

(正保 正恵 , 塩崎 賢明 日本建築学会計画系論文集 73(624), pp.325-332, 2008-02-28) では、情報化、少子化、地球環境問題等、社会全体が大きな転換期にある中で、近未来の保育施設は、男女の働き方の見直し＝ワーク・ライフ・バランスと子どもの視点に立った計画である必要があると述べている。ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と生活（プライベート・ライフ）とのバランスがとれた働き方をめざして、1980年代に市場原理が徹底し

ているといわれるアメリカにおいて企業によって取り入れられた取り組みである。アメリカの企業では、大切な資源＝人材確保のために、福利厚生としてではなく、ビジネス戦略としてワーク・ライフ・バランスを取り入れているという。自分の生活、家族、生きる目的を大切にしている社員ほど、業績に貢献しているというフォード財団による研究があるからである。我が国の子育て支援は、両親の働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスなど多様化が進んでいる。本研究では、政策の中の諸外国との家族政策との比較カテゴリー化による①出産・育児に関する休暇制度、②保育サービス、③児童手当制度の3点に大別できるとし、この3点の制度の成立に着目しながら、フィンランドの歴史をモデルとして我が国の子育て支援についての施策制度の段階的重点化を考察することを目的としている。フィンランドの保育制度の歴史をみると、女性の社会進出をサポートするための保育制度が70年代までに整い、その後、父親を含めたワーク・ライフ・バランスを実現するための特に父親を含めた育児休業制度の制度が整えられ、自宅育児手当制法が1973年に成立している。1985年には「自宅育児手当に関する法律」の登場により、ワーク・ライフ・バランスの実現が可能になっていったと考えられる。これらの保育施設、母親・父親の育児休業、自宅育児手当という3つの条件が整った結果、育児のためのお金、保育サービス、子どもと過ごす時間、という多元的な子育て支援が行き届き、保護者それぞれの事情に合わせメニューがうまく使いこなせる中で、伝統的家族からジェンダー家族を経て、男女のワーク・ライフ・バランスという制度上における達成にいたったのではないかと考察している。フィンランドと日本における保育所保護者のワーク・ライフ・バランスの実態と意識を把握するために、アンケート調査を実施したところ、我が国は、それぞれのメニューは揃えられているが、まだ十分機能しているとは言い難く、このままでは形ばかりの子育て支援策だけがあることになりかねないと指摘している。これらを通して、我が国の今後の子育て支援の方策を検討すると、第一条件としては保育施設の量と質を確保していくこと、第二条件としては国、企業や事業所による両親の働き方の見直し、さらに前の二つの条件を踏まえた上で自宅手当の充実といった三つの条件を段階的に重点化しステップを踏んで整えていく必要があると述べている。

『保育所の早朝保育と働く母親の現状』<sup>28)</sup>

(勝木 洋子 , 森川 紅 , 井上 裕子 兵庫県立大学環境人間学部研究報告 10, pp.113-119, 2008-03) では、子育て中も就労し続け、早朝保育に子どもを預ける母親の意識と背後にある生活の現状を明らかにするために、早朝保育を実施している保育所にアンケート調査を行っている。調査対象は、兵庫県姫路市の公私立保育所90カ所の早朝保育を受けている子どもの保護者で、主な質問事項は、早朝保育に預けている日数、親子の生活リズム、母親の家事・育児などの役割分担についてである。母親のアンケート調査から、母

親の職業、平均労働時間、家族形態、起床時間、帰宅時間、子どもの夕食時間・入浴時間・就寝時間の傾向を分析している。あわただしい日常の中で、子どもとのふれあいを大切に、主になって家事をこなしていることが把握できるが、早朝保育に子どもを預ける日数は5日以上預ける割合が79.6%であり、働く為には早朝保育が不可欠であることが明らかになっている。また、子どもが病気やケガの際にはシニア世代の育児支援、子育ての悩みの相談相手には配偶者や祖父母など身近な人の存在が欠かせないことを指摘している。夫婦での家事分担や育児支援や悩み相談の相手、勤務時間など、現状として子どもを安心して生み育てることが難しい社会、家庭でも社会でも従来の性別分業的な働き方が見え、様々な子育て支援制度が整備されても、若い世代が子どもを生み育てやすい環境整備が進んだという実感が持つことができないとある。

『保護者の保育ニーズに関する実証的研究』<sup>29)</sup>

(木山徹哉, 菊地道興, 森博文, 片山順子, 長谷川勝久, 小方圭子 九州女子大学紀要 第39号1巻, 2002-6) では、子どもの成長を「身体的発達」「知的発達」「情緒的発達」とし、子どもの教育に対する価値の多様化に加え、少子化という現実、幼稚園や保育所の保育のあり方にも、少なからず影響を与えていると考えられると述べている。そうであるならば、旧来の教育理論に則った保育活動を展開するだけでは不十分であり、親の保育内容やサービスに対するニーズを的確に捉える努力が不可欠としている。調査は、大学付属の二つの幼稚園を対象に、保護者を対象にアンケート調査を行っている。調査内容は、幼稚園の選択基準を問うもの、保育内容に関する期待度を問うもの、保育サービスへの期待度を問うものの3つのカテゴリーにわけ、集計後、因子分析を行っている。調査の結果から、以下の点が明らかになっている。①保護者が幼稚園・保育所を選択する基準は多様であるが「先生の人柄」や「子ども自身が気に入る」ことを重視する傾向が強い。②「施設・設備」「周辺環境」などの外面的な側面よりも「保育方針・内容」「保育サービス」といった保育活動の質そのものを重視する傾向がみられた。③保育内容に関する意識については、「知的発達への期待」「身体的・情緒的発達への期待」「社会性の発達への期待」という3因子が抽出された。④健康や社会性に関連する保育内容への期待が高く、「英会話」「早期教育」などの知的発達への期待度は小さい。⑤保育サービスに関わる意識については、「育児への悩みと対応」「保護者同士の情報交換」「時間外保育」という3因子が抽出された。⑥時間外保育のニーズが高い。⑦保護者の園の選択や保育内容、サービスに対しての期待度は、年齢による差異はほとんど見られないと述べている。

『保育園・幼稚園の変化と、保育サービスの比較からみる一元化の現状』<sup>30)</sup>

(小林千穂子 石川允 日本建築学会大会学術講演梗概集(北海道) pp.893-894, 1995-8)では、少子高齢化の21世紀を目前にして、地域施設全般の機能の再検討する中で、保育園でもサービスの導入や他施設との連携が更新期の課題となっていることを指摘している。サービスの導入の手法としては、保育園の自由化が検討されているが、しかしながら、保育サービスは単にサービスと対価という経済活動に陥る時、保育の質の問題が懸念される。サービスメニューが多様で、付加サービスのある広域型の保育園で、サービス故に、その保育園を選択するものの、一部には保育交流の欠如や保育園を否定しながら利用している状況があり、一方、徒歩圏型の保育園では、交流や保育園の評価についてのポイントが高く、今後は国のエンジェルプランのビジョンに沿って、育児相談や一時保育など、「継続的には保育に欠けないが、保育が必要な乳幼児」を受け入れ、地域の子育てセンター的な役割を担っていくものと思われるとの記述があり、大変興味深い指摘である。調査では、文部省、厚生省の文献調査により、幼保一元化の現状を考察している。また、幼稚園のヒアリングと通園圏調査を行い、保育園との比較を行っている。調査の結果、幼保の就園率は年々増加し、4,5歳児では、9割を超えており、低年齢児が増加していることも明らかになっている。教育指導要領や保育方針においては、幼保の差がなくなり、同質の保育内容を目指すものとなってきており、保育サービスにおいても、私立幼稚園では保育園に近いメニューが見られ、また、保育園のメニューにも幼稚園児が対象となるものがある。としている。以上のような幼保の変化を概観すると、サービスの一元化が図られる可能性があることを指摘し、その場合、地域福祉の核施設として、保護者と保育者の交流や育児学習の機能を維持し、発揮できるものでなければならないと結んでいる。

『保育需要と保育の質の評価ー母親達へのフォーカス・グループ・ディスカッションの結果からー』<sup>31)</sup>

(上枝朱美 大石亜希子 生活経済学研究第18巻 pp.135-149, 2003.3)では、母親達へのフォーカス・グループ・ディスカッション及び独自に実施したアンケート調査の結果から、保育サービス需要における質と価格の関係を分析している。主な発見として、以下をあげている。第1に、大卒以上で賃金水準が高い母親ほど保育の質に対するこだわりが強く良質な保育サービスを受けるために高い保育料を支払ったり、転居したりするといった経済的な負担を厭わない傾向が観察された。第2に、大卒者とは対照的に短大卒以下の専業主婦グループは、保育料に敏感な上、保育サービスを利用する際に利便性を重視する傾向がみられた。第3に、こどもの年齢や性格によって、需要する保育サービスの内容や質の評価は異なっていた。とある。その中で、保育サービスの質を考慮した保育需要の分析では、母親達は提供される保育サービスの質を考慮しながら、保育所を選択しており、保育サー

ビスの評価は、母親の学歴によって異なっていると述べている。中・高卒の母親は「園内給食がある」、「駅から近い」といった親にとっての利便性を重視する傾向があり、四大卒の母親は「延長保育がある」を最も重視しており、次に「園庭がある」としている。このことは、学歴によって想定する働き方が異なっている為だと考えられるとしている。高学歴で本格的な就業をしており、長時間保育が必要な親ほど、保育の質に対するこだわりが非常に強いことがわかったと述べ、今後、待機児童対策として保育所入所枠拡大のために規制緩和が行われ、それが部分的にしる認可保育所の質の低下につながる場合、質を重視するこれらの世帯は行き場を失い、人的資本の高い母親ほど就業を断念する傾向が強まるかもしれない。としている。分析の結果から、第1に保育の質の確保が重要で、第2に、母親達が多種多様な保育ニーズを持っていることが明らかになったとし、多様な選択肢を用意する必要があると指摘している。

『保護者の保育ニーズに関する研究－選択される幼児教育・保育－』<sup>32)</sup>

(住田正樹 山崎範子 片桐真弓 放送大学研究年報 第30号 pp. 25-30, 2012)では、保護者が幼稚園や保育所をどのように選び、保育にいかなる期待をしているのか、そして、どのような習い事やお稽古をしているのかを明らかにすることを目的とし、幼稚園児・保育園児の保護者を対象とした調査の結果、以下を明らかにしている。(1)幼稚園・保育園を選ぶ際に、社会性や人間関係に関する保育内容を重視する傾向があり、(2)習い事・お稽古に対しては、学習やスポーツに関する内容を求める傾向がみられた。とまとめている。本文中で、保育所の選択理由について、「通勤に便利」51.2%、「家から近い」48.8%、「雰囲気が良い」46.3%、「保育内容が良い」41.5%と、保育内容も然ることながら、保護者の利便性を重視する傾向が強いといえよう。と述べている。幼稚園・保育所に期待することとして、全体の傾向をみると最も期待されていたのは「友達と仲良くする」「ルールや決まりを守る」「挨拶や礼儀を守る」といった社会性や人間関係に関連する内容であった。一方、「芸術的能力」「文字や数を教える」といった知育に関する内容はあまり期待されていなかった。とし、幼稚園と保育所の比較では、保育所を利用する保護者の回答率が10%以上高いのは「文字や数を教える」「保育時間を長くする」「保護者の交流の機会」「生活リズム」「食事のマナー」であった。最後に、遊びは学びというように、幼稚園や保育所の生活の中で、子ども達は様々な経験をする。学習面を切り取って学ばなくても、さまざまな遊びの中で言葉や数に関する知識さえも身につけていく。こうした保育の本質について、保護者に説明できるか否か、保育者の力量が問われているところであろうと述べている。

『保育サービス・育児支援制度のニーズに関する研究—子どもの年齢・地域・サポートの充実度—』<sup>33)</sup>

(友田尋子 河合洋子 甲南女子大学研究紀要第5号 看護学・リハビリテーション学編 pp. 63-77, 2011.3) では、兵庫県看護協会は兵庫県からの調査委託を受け、病児・病後児保育の現状とニーズを把握し、今後の病児・病後児保育の取り組みについて検討することを目的に、兵庫県下で暮らす0歳から9歳までの子どもを持つ親やその家族を支援する事業や個人へ、保護者のニーズ調査、保育サポーターの意識調査、市町及びファミリーサポートセンターの意識調査を行った。結果、効果的な広報を検討・実施し、子育て支援事業の利用者の増加を目指すことの重要性、利用しやすく、安心・安全な病児・病後児保育の整備、医師・看護師等の支援の充実、病児・病後児をサポートする人材の育成・研修の充実が明らかとなった。本稿は、調査目的及び調査のうちの、育児に関する施設を利用している親の育児支援の現状について、年齢別、地域別に明らかにするとともに、育児支援の現状に対するニーズ及び今後のニーズを明らかにし、子どもを持つ女性の就労支援に向けて検討した。結果、サポートの充実の相違がニーズの地域差として明らかになり、年齢では、幼児期と学童期のニーズの相違と地域での共通が明らかとなったと述べている。

『保育サービスの多様化と福祉政策』<sup>34)</sup>

(濱本知寿香 大東文化大学経済論集 85-6 pp. 87-98, 2005.7) では、本稿の目的は、福祉政策のうち福祉政策のうち保育政策に焦点をあて、多様化する保育サービスの変遷課程を「公-私」・「フォーマル-インフォーマル」という二つの軸を用いることにより、保育サービスが個々の領域だけでなく、むしろその中間的で複合的な生活領域で行われている点、それを配慮した生活政策がさらに必要になっている点を明らかにすることである。としている。本文中では、「公-私」軸と「フォーマル-インフォーマル」軸からみた保育サービスの変遷を述べ、保育サービスが時代とともに多様化し、サービス提供は各部門が分担して行うのではなくそれぞれがその特性を生かして重層的に行われている実態をみた。と述べている。特に、1990年代以降に大きな変化がみられ、利用者の立場からというより財政事情、効率化という視点からではあるが、これまでの政府中心のサービス提供に加え、民営化が起ってフォーマル部門によるサービス提供がまずすすめられた。これに加えて、フォーマル部門による「保育に欠ける」だけを対象にするようなサービスは不十分であることから、多様な資源を活用するという政府側の理由だけではなく、家庭に近いところ・形での人間的要素を含むサービスが生活者側でも求められるようになったという理由から、インフォーマル部門が重要な役割を果たすと位置づけられて積極的に活用されるようになった。と述べている。今後配慮が必要な点として、第1に、生活者に「必要なもの」、生活者が「需要するもの」があらゆる場で発掘でき、生活領域全体でそれが伝達・

共有できる体制をさらに構築する必要がある点をあげたい。第2点として、安全・安心面をあげたいとしている。

『保育サービスの現状と課題ーサービス・マーケティングの理論の観点からー』<sup>35)</sup>

(笠井知行 藤岡章子 金森絵里 立命館経営学第51巻 第2・3号 pp.155-171, 2012.9)では、「子ども・子育て新システム」のもとで「認定子ども園」など株式会社の保育参入促進が国策として強化されつつあるとし、「保育の市場化」が急速に加速しているのである。つまり、元来「家庭・福祉」の仕事とされてきた領域に対して、サービス業としてのパラダイムシフトがせまられている。と述べている。しかし、我が国の保育をサービス・マーケティングの観点から捉えた研究は行われていないことを指摘し、考察を行っている。本文中で、保育サービスの現状を述べると共に、滋賀県草津市とその近郊を対象に、子育てサークルや当該地域に従業員をかかえる企業に協力を得て、「就学前児童がいる、もしくは出産予定がある世帯」にアンケート調査を実施している。調査の結果から、民間参入の是非や認可外保育所の利用希望、保育ニーズ、保育サービス利用価格の許容範囲などをまとめている。アンケート調査の結果分析において興味深い点は、保育サービスに対する潜在需要は大きく、保育サービスに対して利用者である保護者の間にも異なるニーズが存在している一方、その保育サービスに対する適切な価値・価格基準が存在していないという点である。とし、多くの地域において待機児童が存在する現状を鑑みると、認可保育園による公的サービスだけでこうしたニーズに応える体制を確立することは難しいであろうし、ここに多様な保育サービスを提供する民間保育サービス参入の余地と存在意義があると考えられると述べている。

『福岡市における保育サービス需給の地域的差異に関する研究(4月例会,西南支部)』<sup>36)</sup>

(松井 綾子 経済地理学年報/経済地理学会 54(3) pp256-257 2008)では、待機児童の多い福岡市において、都市部では供給不足であり、非都市部では供給過剰な地域が存在している点に着目し、地域によってどのような差異があるかを分析している。研究では、都心からの距離、女性就業者数、住宅の形態や所有の状況、世帯員数などのデータをもとに都心部、中高層住宅地区、低層住宅地区、工業地区、農業地区の5つの地域に区分し、地域毎に保育サービスの需給関係にどのような違いがあるかについて分析している。保育サービスの需給関係は、各認可保育所の定員を供給、各認可保育所の入所数と待機児童数を合わせたものを需要とし、供給より需要が多い場合を供給不足、供給より需要が少ない場合を供給過剰としている。分析は、各認可保育所間の最短距離内に含まれる0~4歳人口

と保育サービスの需給関係が各地域別にどのような傾向があるかを分析するという方法で行っている。

分析の結果、都心部では世帯向け住宅が供給された地区は、供給不足の傾向があるが、単身向け住宅が供給された地区では、供給過剰である傾向がみられたと述べている。また、中高層住宅地区においては、都心に近いところは恒常的に供給不足の傾向があり、都心から離れると持ち家が多くなり、住宅の開発時期が新しい地区では供給不足、開発が古い地区では、供給過剰の傾向がみられたとしている。低層住宅地区では、都心から大きく離れた地域では、0～4歳人口が多いにも関わらず、ニーズがあまり高くない地区があるとしている。工業地区では農業地区では、供給過剰の傾向がみられたと述べている。

以上のことから、福岡市における量的保育サービスの需給関係の地域的差異は、地域における0～4歳人口や住宅の所有形態、都心からの距離といった要因の影響を受けている可能性があるかと結んでいる。

#### 『保育サービスの多様化－現状と課題を中心に』<sup>37)</sup>

(関谷みのぶ 日本女子大学生生活経済学論文集 / 日本女子大学大学院家政学研究科生活経済専攻修士有志一同編 巻号2005 pp75-99 2005) では、保育サービスの定義を述べるとともに、保育サービスの分類を ①認可保育所サービスと認可外保育サービス ②集団保育と個別保育 ③施設保育と在宅保育 ④公的補助の有無 の4側面から類型しているが、多くのニーズやサービス提供要件を満たすために①～④の分類が複雑に絡み合い、現在の保育サービスを築いている、としている。制度の変化や母親の就業形態や待機児童の推移、保育の希望開閉所時間などを明らかにし、保育サービスの必要性を述べた上で、以下のようにまとめている。多岐にわたる保育サービスがさらに多様化し、保育サービスは就労支援として年次を重ねるごとに浸透してきた。子育てしながら就業を続ける女性にとって保育サービスの整備は必要なものであるといえる。そして、女性の働き方や価値観の多様化に対応するためにもさらに充実したものにしていくことが求められると述べている。その際には、ニーズに任せて保育サービスを乱立させるのではなく、保育の質や児童の健全育成を十分に確保する必要がある。つまり、認可外の民間保育施設によるサービスだけが拡充されるのではなく、一定程度の基準を満たした認可保育所や公的補助を受けてサービスを提供している保育施設の数が増えることが望ましい。しかし、実際、保育ニーズに対応するために、認可外保育サービスの設立や公立保育所の民間移管の措置が取られている。背景には、増大かつ多様化する保育サービスへの対応可能となる財政が市町村にないといったことがある。一方で、子を持つ女性が、保育所に求めているものは、保育所の量的・質的整備のほか、延長保育や休日保育といった働く女性もつ多様なニーズに対応できる保育のあり方である。

いずれにしても、就労支援、子育て支援から、子どもの視点に立った次世代育成支援へと転換しようとしている今、保育所をはじめとする保育サービスが対象とする範囲はさらに広く深くなっている。ますます多様化するニーズに応えながら保育サービスの質を維持・向上させていくためには、評価システムの活用を義務付けるなど、規制緩和の方向へ進めるだけではなく、ある一定の咲く箍は設けておく必要があると考える。

上記の通り、保育サービスが多様化しているだけに、ひとつひとつの種類の子どもの状況を丹念に調べると、量だけにとどまらず質の確保にもつなげることが可能となる、としている。また、保育所は次世代育成支援の取り組みのもと、地域の資源としてますます柔軟な対応を迫られているとし、保育サービスを担う者を含めた量と質の確保は保育サービスの量・質の向上のためには避けられない課題であり、保育サービス分野の人的資源の研究は不可欠の課題であると結んでいる。

『横浜市における保育ニーズの多様性－保育園利用状況からの考察－』<sup>38)</sup>

(倉賀野 清子 国際文化研究紀要 15 pp51-72 2008) 社会情勢の変化に伴って共働き世帯も着実に増加しており、今後さらに共働き育児世帯の増加も予想される。近年では人々のライフスタイルが多様化するとともに、価値観も様々に変化している。共働き育児世帯にとっては、日々の生活で育児支援の中心的な役割を担うのが保育園であり、とりわけ核家族化が進む都市部においてはこの傾向が強い。彼らの中では、より自分達のライフスタイルや指向にあった保育園を活用したい、という活用が高まるのも当然で、今日の保育サービスは、このように多種多様な利用者ニーズに応えることが求められてきているのである。そこで、本研究では、共働き育児世帯の生活と保育園利用行動を明らかにすることを目指す。保育園の立地条件に着目して、利用者の様々なニーズに迫ることになると述べている。

研究の対象地域は横浜市で、市民の従業地は東京都内や横浜都心そして郊外と広範囲に渡るため、様々なライフスタイルと保育サービスの利用法の比較検討が可能と考えたからであるとしている。横浜市では、国の「エンゼルプラン」「緊急保育対策等5か年事業」を受け、1997年に「緊急保育計画」が策定し、保育園待機児童の6割を解消するために保育園の整備を促進するとともに、横浜市独自の基準を満たした保育施設を「横浜保育室」として、0歳から2歳までの低年齢児保育の充実を目指している。「よこはま子育て支援計画」では、多様なニーズに応じて、仕事と子育ての両立支援と子育ての負担軽減が目標とされた。2003年に次世代育成支援対策推進法が立法したことを受けて「かがやけ横浜子どもプラン」として行動計画をまとめられ、平成21年度末における目標水準が示されている。論文中では、2006年時点での目標達成状況をまとめた上で、全体的には比較的順調に整備が進められているが、待機児童がさらに発生していること、また休日・年末年始保育

の実施や病児・病後児保育といったサービスの空白地域が多く存在していることを指摘している。

保育所立地と利用行動については、認可保育園を取り上げ、郊外立地型・駅前立地型の保育園利用者にアンケート調査とインタビューで得たデータを比較することによって、立地による利用行動の違いについて考察している。調査で得られたデータから、通園手段、保育園までの所要時間、通勤手段、通勤所要時間、勤務地、入園の経緯、保育園選択理由、活用したい保育サービスを集計している。また、生活の中でこれから変えたいと思っているところを問い、ライフスタイルの変更として示している。両園とも勤務時間の延長を望む声が多く、勤務時間の短縮を上回っていた。郊外型の保育園では通園・通勤に便利な勤務地の変更が多く、駅前型では育児環境の良い地域への転居や親との同居、さらに良い仕事の獲得する等、よりダイナミックに現在の生活を変える可能性が含まれていた。

論文中では、保育園の立地条件に着目し、共働き育児世帯の生活と保育園利用行動の関係を明らかにすることを通して、現代の多様化した保育ニーズを分析しており、郊外型保育園利用者とは駅前立地型保育園利用者は、より多くの時間を私的に確保するか、仕事に配分するかという点でライフスタイルが大きく違っているといえるだろうとし、郊外では保育園が少なく、働き方をその園のサービスに合わせている可能性もあると述べている。郊外型では現状に満足している声もあり、さらなるサービスの拡充の期待は少なく、対して、駅前型では要望が多岐に渡っていることを指摘している。

利用者達の期待は、もはや立地や保育時間といった基本的サービスの拡充にはとどまらず、教育的な付加サービスを望む声が多岐に要望が多く、今後は新たなサービス領域の拡大も含め、利用者に対する量的充足のみならず質的充足をも実現する必要性を指摘している。

『日本の保育所政策の現状と課題：経済学的分析』<sup>39)</sup>

(山重慎二 一橋論叢 125(6) : pp633-650 2001-06-01) では、日本の保育所制度の現状と課題について、経済学的な視点から、すなわち経済全体から見た時の望ましさについて効率性と公平性の観点から分析している。

人口約7万人、市の歳出規模約250億円のベッドタウンである自治体の保育行政を参考に取り上げているが、平成11年度に約千人の児童を公立保育所5ヶ所、及び私立保育所6ヶ所で受け入れ、その運営のために約17億円を支出している。そのうち、保育料徴収を通じた利用者負担は約15%、残りは国と都道府県からの補助金、及び市の一般財源からの拠出によって賄われている。これと児童一人当たり平均で見ると、一人あたり年間約170万円の保育費用がかかり、そのうち保護者負担は約25万、残り約145万はすべて税金(あるいは公債発行)によって賄われている。注目されるのは、0歳児の保育費用が、公立保育

所では約 535 万円（公立・私立平均でも約 434 万円）かかると推計され、この費用の高さが数多くの待機児童の存在にもかかわらず、いわゆる低年齢児の定員が増えない理由のひとつになっていることは想像に難くないだろう。現在の保育所制度の下では、保育所の利用に所得制限はないので、どんな高所得世帯であっても、補助を受け取ることができる。

現在、日本では、良質な保育サービスに対する潜在的需要は大きく、その拡大は社会的にも望ましい。しかし、与えられた財源が保育所充実のために有効に用いられているかという視点から、日本の保育所政策の現状を見た場合、(1)保育料が低すぎる、(2)保育料が行政によって決められているため、待機児童の問題に現れる非効率性・不公平が発生している、(3)認可保育所制度が保育サービス市場の育成を阻害している、といった問題があると述べている。

研究では、日本の保育所制度を概観し、保育サービスの経済学的分析を行った上で、政策的保育料決定の問題と認可保育所制度の問題をまとめており、(1)認可保育所制度の原則廃止、(2)所得に応じた保育所利用者補助の導入、(3)保育所による保育料の決定、という改革案を提案している。

健全な保育サービス市場を育てることで利用者が拡大すれば、各保育所は規模の経済性を活かしたところで保育サービス供給を行えるようになり、保育料も低下し、最終的には補助金もそれ程必要なくなってくる可能性がある。と述べている。

### 1.5.3 保育所の立地、配置計画及び地域計画、通所（園）圏について

『東京圏における共働き育児世帯の動向と保育所整備の関連』<sup>40)</sup>

（小野 尋子，大村 謙二郎 都市計画論文集 No.35, pp.271-276, 2000-10-13）では、多様化してきている家族形態の中でも「共働き育児世帯」に着目し、まず東京圏における動向をみている。次に、共働き育児世帯のためだけの都市的ニーズであり、かつ公共が都市政策として計画しうる保育所整備が同家族形態にどのような影響を与えるかを考察し、今後の地域政策を考える上での基礎的知見を得ることを目的としていると記述している。1都3県の東京都区部の第1次通勤圏において、経年的動向を整理、地域別の傾向を考察、地域の保育所整備のニーズとの関連を整理した上で保育所の過少供給の少子化及び就業継続への影響を東京都下の自治体に絞って、多面的に分析し、一連の分析を通じて、共働き育児世帯の動向の整理を行っている。分析の結果から、現在、待機児数が0でないところにおいては、保育所の過少供給が生じていて、それが地域の少子化や個人のライフスタイルに影響を与えている可能性、また、その程度が確認されたと述べている。これら一連の分析により実数ベースで共働き育児世帯が減少してきているとはいえ、それは表層的な現象で

ある可能性は否定できず、その潜在ニーズにどう対応するのかは、地域の政策として今後の検討事項となると述べている。

『サービス・人口密度・通園手段・利用者意識からみた保育園の圏域と、機能拡大—大都市周辺市街地における地域センターとしての保育園に関する研究—』<sup>41)</sup>

(小林 千穂子, 石川 允 都市計画論文集 29, pp.439-444, 1994-11) では、異なる行政区における様々なタイプの保育園について、サービス・人口密度・通園手段などから保育園の通園圏の現状や、園選択の理由、及び現在の保育園に対する評価を把握・分析するために、アンケート調査を行い、対象地は、都心から 30 km 圏の大都市周辺市街地、埼玉県南部の私鉄沿線に隣接する富士見、志木、新座の 3 市である。1 つ目の調査として、保育園申請書から公私認可保育園 20 園の園児 1434 人の住所と通園手段を調査している。2 つ目の調査として、公私認可保育園の 11 園において、保護者の協力により、計 587 世帯の保護者にアンケートによる調査を行い、園長に聞き取り調査を実施している。その結果、保育料・保育サービスが同一の場合、通園圏は人口密度の影響を受けるものの、ほぼ 2km までの徒歩圏にとどまり、遠距離通園は発生しないことや、保育料が同一の場合、通園圏は保育サービスの影響を受け、「0 才児受け入れ月齢が早い、保育時間が長い、完全給食がある」等、サービスが他園に勝ると通園圏は広がり、遠距離通園が発生することを明らかにしている。また、保育園は、単に託児機能だけでなく、子育てに関わる交流や学習の場として、コミュニティ機能でも高い評価を受けているが、広域型の保育園では、徒歩圏型に比べ親や保護者との交流が少ない層が存在することも明らかになっている。

『都市において多様化する保育所の運営実態と利用者の選択意識に関する研究 (その 1) —東京都における近年の保育所の運営実態と自治体ごとの整備方針』<sup>42)</sup>

(長谷夏哉 斎尾直子 杉原賢一 日本建築学会大会学術講演梗概集 pp131-132 2007 年 8 月) では、女性の社会進出が進み、保育所の利用者が増え続け、保育所不足が深刻な東京都では、平成 18 年 4 月現在、4908 人の待機児童が存在していた。この問題を受け、国や地方自治体では規制緩和を行い、民間活力を利用した新たな保育所の整備を行っている。新たに生まれた保育所は、長時間保育の実施など保護者の多様なニーズに応える一方で、自治体が整備してきた従来の公営の保育所に比べ、園庭がない、子どもの数に対する保育士数が少ないなど、課題が多く見受けられる。本研究では、東京都において、新たに保育事業に参入した民間運営者へのヒアリングを実施し、従来の自治体が管轄する保育所との違いを把握している。その中で、利用者の利用条件（勤労者関係者のみ、保育に欠ける者、就労に関係なく利用可能）と利用料金のマトリックスが示され、認可外保育所の

利用には認可保育所の2倍以上の料金になることが示されている。運営形態が多様化する保育所の多くは保護者の就業体系に対応した長時間の保育サービスや交通利便性の面で優れているが、「園庭がない」「子ども一人当たりの面積が小さい」といった空間的な部分での課題があることを明らかにしている。また、自治体による保育所整備方針を取りまとめており、区によって保育所整備方針には大きな違いがあるが、今後も民間活力を利用した保育所整備を行っていく傾向にあると述べている。

『幼稚園・保育所の通園圏と選択傾向について』<sup>43)</sup>

(住田昌二 日本建築学会論文報告集第60号 pp321-324 昭和33年10月)では、子どもを通園させる家庭は幼稚園、保育所をどのように選択し、それがどのような通園方法になってあらわれているかを知って、地域社会における幼稚園、保育所の立地傾向を明らかにすることを目的に、住宅地の性格の異なった幼稚園・保育所の園児の家庭を対象に質問調査を行い、分析している。その結果、幼稚園の環境の良いことは通園児にとっては主要な選択理由になっている。また、保育方針は全般的にみて、重要な選択理由になっているとし、電車通園をさせている家庭では、郊外住宅地の特色ある幼稚園ということが、幼稚園の魅力を増大させていて、通園の悪条件もそんなに問題でなくなる。と指摘している。保育所では、保育時間が長いことが一番大きな理由になっていて、幼稚園との性格の違いが良く出ている。分析の結果、幼稚園、保育所の環境、保育方針と家庭の対応の仕方から見て、幼稚園は、近隣的ものと広域的なもの二つの型がある。幼稚園、保育所の選択については、通園距離が短く、安全に通園できることが考慮されている。とまとめられている。

『乳幼児施設の地域計画に関する調査研究 乳幼児の送迎形態に関する研究(その1)』<sup>44)</sup>

(笥和夫 萩田秋雄 本間敏行 川口けい子 日本建築学会大会学術講演梗概集 pp819-820 1973年10月)では、保育所の絶対的不足、及び地域的配置アンバランスが保育所利用家庭に及ぼす影響を保育所への送迎形態に着目して解明しようとしている。送迎人と家族型の分析では、母親が担当することが多く、次いで、父親の参加率が高くなっている。父親の参加率は「送」に高く、「迎」に低くなっている。祖父母の場合は「送」では殆どなく、「迎」にたまにある程度と述べている。就労形態との関連は、共働き型、自営型、片働き型、その他と分類し、共働き型が父親の送迎参加率が高く、両親ともが送迎に参加しているのは、共働き型だけである。と記述している。通園距離と送迎手段については、距離が長いほど、モータリゼーションに頼っており、徒歩は1km以内のみ、大量輸送機関は1km以上のみ、自転車バイクは2km以内のみに使われていると指摘している。自

家用車所有世帯は500m以内は徒歩を使うことが多いが、500m以上は殆ど、自家用車を使うが、駅に近いなど交通条件がよい場合や母親の職場保育所の場合には、大量輸送機関を利用することがある。と記述している。

『乳幼児施設の地域計画に関する調査研究 乳幼児の送迎形態に関する研究(その2)』<sup>45)</sup> (笥和夫 萩田秋雄 本間敏行 川口けい子 日本建築学会大会学術講演梗概集 pp821-822 1973年10月)では、『乳幼児施設の地域計画に関する調査研究 乳幼児の送迎形態に関する研究(その1)』に引き続き、分析を行っている。分析では、通園時間と交通手段を明らかにしている。徒歩は15分未満が多く、30分以上は殆どなく、自転車バイク類も15分未満が多い。また、大量輸送機関は15分以上はかかり、30分以上も多く出ている。自家用車は15分未満が一番多く、その他は15~30分未満がピークとなっていた。送迎人と交通手段との関係では、祖父母の時は殆どが徒歩のみで、両親ともの場合、自家用車の利用が多い。父親のみの場合は、自家用車が多いが、母親単独の場合は、色々な交通手段が使われていると指摘している。通園距離と通園時間については、通園距離は殆どが500m以内で、遠くても1km以内となっており、遠距離通園の場合は、殆どが有名幼稚園でスクールバス通園となっている。徒歩通園は約10分~20分が平均的である。まとめとして、保育所の絶対数が不足しており、遠距離通園を余儀なくされることが多く、大量輸送手段には一般的に乳幼児の送迎に不利な条件が多すぎるため、送迎はどうしても私的モータリゼーションに頼ることになる傾向があるとしており、保育の社会的欲求の需要にあった保育所の建設、通遠距離をできるだけ短くする地域計画的配慮が望まれると結んでいる。

『乳幼児施設の地域計画に関する調査研究—全国都市の保育所・幼稚園の整備実態』<sup>46)</sup> (笥和夫 湯田善郎 本間敏行 日本建築学会大会学術講演梗概集 pp929-930 1977年10月)では、昭和50年11月の行政管理庁による「幼児の保育及び教育に関する行政監察結果に基づく勧告」にもあるように、乳幼児施設の地域整備のあり方が問われていることを指摘し、本論文は、乳幼児施設の整備実態について、保育所・幼稚園の整備関係に着目しながら、①人口千人当たりの保育所定員・幼稚園園児数と都市人口規模との関係②各都市の保育所・幼稚園1箇所平均の定員・園児数と都市人口規模との関係を明らかにし、乳幼児施設の地域的な整備のあり方をすすめる上での基礎的な知見を得るものとしている。研究の結果、保育所と幼稚園は、相互補完的な役割を担って整備されており、人口規模が大きくなるに従い、保育所は減少し、幼稚園は増加することを明らかにしている。また、1箇所あたりの定員(園児数)の規模の大きい都市も、人口規模の増加と共に増えるが、保

育所に比べ、幼稚園の園児数の増加が顕著とある。以上から、大都市ほど、幼稚園依存度が高く、保育所の整備が低い、大都市ほど核家族や主婦就労の集積が高く、保育所必要層が多いと考えられ、生活にしわ寄せを孕みながら生活を送っている。と指摘している。

『乳幼児施設の配置計画に関する調査研究その1－居住地－保育所－勤務地の分布』<sup>47)</sup>

(笥和夫 湯田善郎 菅野実 山崎克彦 日本建築学会東北支部 研究発表会 pp217-220 1979年3月)は、本論文を、乳幼児施設の地域的配置のあり方について、乳幼児施設利用世帯の利用時における対応形態から考察を加えようとする為の基礎的な研究として、特に保育所利用世帯に着目して研究を行っている。それは、保育所利用世帯では、「ネルータベルー働ク」という行為と共に、乳幼児を「送迎する」ことが不可避であり、そのため、居住地－保育所－勤務地という地域空間上を移動しなければならないこと、また、移動時における送迎形態は、事業所の都心集中と住宅地の郊外化により促進された、職住分離の地域空間の下、家族の人－物構造で対応しなければならず、地域空間条件によっては、就業時間の短縮・勤務地の変更、それに伴う収入の減少、二重保育の顕在化、自家用車所有の高率化等の問題を内包している層と捉えた為である。と述べている。そこで、本研究では、利用世帯の居住地－保育所－勤務地の分布状況を明らかにし、分布の型を抽出し、その型別に就労型の特性を明らかにし、内在する問題を考察することを課題としている。調査は仙台市立保育所27箇所を訪問し、資料の閲覧と保育士のヒアリングを行っている。調査の結果、「Ⅰ－居住地周辺の施設を利用しているタイプ」(利用者の80%累積比率が1.0km未満で、50%の累積比率がほぼ500m前後の狭域型)と「Ⅱ－Ⅰより、広域的な利用をしているタイプ」(利用者の50%累積比率が500mを越え、しかも80%の累積比率がほぼ1.5kmを越えている広域型)と大きく分かれることを明らかにしている。狭域型は、住宅地・団地等に立地しており、勤務地は比較的離れた都心へ通勤するというのが、このタイプであった。他方、広域型は、都心近接地域や交通の便の良いところに立地し、このタイプは、前者の型に比べ、保育所－勤務地が近接しているため、選択していると考えられる。父親の勤務地の分布状況については、母親ほど、狭域型・広域型と関連が深くないようで、父親と母親との就業の代替性は母親の方にあり、その結果、母親がパート、内職などの不安定就労について、送迎担当を担っていることを物語っていると考察している。また、就労型別の通園距離を分析し、自営業型、単独就労型の利用距離が短く、狭い圏域から利用している点や勤務地の関係で比較的移動が自由であり、送迎上対応できる共働き型は、遠距離通園圏も表れていることも指摘している。

『乳幼児保育施設の地域計画に関する調査研究 その1 養育形態の規定要因』<sup>48)</sup>

(筧和夫 湯田善郎 伊坂直浩 日本建築学会学術講演梗概集 pp853-854 1980年9月)は、乳幼児保育施設を都市地域に配置するための基礎的な知見を得ることを目的としており、仙台、相模原、桐生の各都市に居住する乳幼児世帯を対象に乳幼児の養育形態とその規定要因を乳幼児の主体条件、家族条件から明らかにし、都市特性ごとの施設整備のあり方について考察することを課題としている。調査は乳幼児世帯を対象にアンケート調査方式で行い、養育形態を乳幼児一人ずつの場合、「保育所利用型」「保育所必要型Ⅰ(職場以外の無認可保育園に通園)」「幼稚園型」「長時間保育必要型」「保育所必要型Ⅱ(他人や親類の家に預ける)」「住宅型」「仕事場型」と分類し、乳幼児が二人以上の場合、その組み合わせで、分類を行い、就労型、家族型との関係性を把握している、養育形態と就労型の分析では、片働き型の支配的な養育形態は住宅型と幼稚園であり、共働き型では、片働き型では、保育所利用が高率であり、全般的に「保育所必要型ⅠⅡ」「長時間保育必要型」が表れていることを明らかにしている。

『乳幼児保育施設の地域計画に関する調査研究 その2 就労型の規定要因』<sup>49)</sup>

(筧和夫 湯田善郎 伊坂直浩 日本建築学会学術講演梗概集 pp855-856 1980年9月)は、『乳幼児保育施設の地域計画に関する調査研究 その1 養育形態の規定要因』に引き続き、乳幼児のおかれている養育形態と密接な関連をもつ就労形態が家族条件とどのような関係で存在しており、その中で、生活上の問題があるかどうかを解明することを課題にしている。調査の結果、地域条件により、施設整備のあり方が異なることを明らかにしている。また、養育形態を規定する母親の就労形態は、基本的に経済条件により規定されるが、保育所整備が遅れている都市では、低所得層でも母親就労に結びつかない場合もあり、低水準居住、食費の切り下げなどの生活問題を内在化していることを明らかにしている。

『保育所の利用圏と送迎パターン—千里NT内保育所の場合』<sup>50)</sup>

(田中智子 湯川利和 瀬渡章子 日本建築学会大会学術講演梗概集 pp1545-1546 1984年10月)は、若い共働き世帯の増加は著しいが、生活をサポートする施設・サービス・住宅などの諸条件は、専業主婦の存在を前提として組み立てられ、共働き世帯には不都合なものとなっていると指摘し、本研究では、共働き世帯にとって望ましい居住システムの要件を探ろうとするものである。調査は、千里NT内の認可保育所8箇所、保育所利用者に対して、アンケート調査を実施している。回答者の属性は妻の年齢が30代の核家族が大部分で、公務員や教員が多く、夫の職業は8割以上が常勤フルタイム勤務であり、専門

技術職従事者が4割近くとなっている。妻の勤務地は半数が自宅周辺の吹田市、豊中市に集中しており、3割が通勤に便利の良い大阪市で、遠隔地に勤務するものは少ない。そのため、通勤時間も5割が30分以下、9割が1時間以下となっており、平均通勤時間は妻が36分、夫が44分となっている。居住地と保育所との関係では、千里NT外からの利用者が半数を占め、近年、マンション建設が進み、保育所需要が増加しているにも関わらず、保育所が無い、或いは定員不足のため、高齢化が進んでいる千里NT内にある保育所へ流入していると指摘している。保育所までの所要時間は、5割以上が10分以下、4分の3が15分以下であったが、徒歩のみのものは、2～2.5割と少なく、マイカーや自転車、バイクを利用して、通園時間を短縮しているものが多い。送迎の担当は妻であることが多い。次に、住宅と職場、保育所との位置関係から、「住職保近接型」「住保近接型」「住職近接型」「職保近接型」「分離型」の5つに分類し、分析を行っている。保育所近くに居住しているものと、そうでないものが半数づつとなっている。保育所が離れている場合は、送迎に不便を感じているものが多く、近所の子ども達と友達になれるという地域の保育所の利点が活かされず、卒園後は、違う小学校に入学することになることを指摘している。職場が離れている場合には、保育所の保育時間が短いという不満が強い。「分離型」では、二重保育をしなければならないものが1割あった。送迎の困難を軽減するために、利用者は通勤時間、すなわち、職住の位置関係や、職業、送迎、通勤方法に制約を受けることになる。そのしわ寄せは、送迎を担当する妻が被ることが多く、妻の職業や職場の位置が限定される傾向がみられる。妻の職業は有利な就労条件の職業の公務員や教員、また、勤務時間が少なくて休暇の取りやすいパートタイムに集中し、一般の企業に勤務するものは2割に留まっていた。妻が専門職であるなど、妻の職業継続意識が強い家庭では、妻の職場までの距離を夫のそれよりも重視し、居住地を選択する傾向がある。或いは、居住地近くに職場が得られるパートに就くものもあり、その結果、妻の職場の分布は夫よりも居住地周辺に集中することとなっていると述べている。

#### 1.5.4 居住地選好及び居住ライフスタイルについて

『地方都市における居住ライフスタイルを考慮した住環境評価に関する研究』<sup>51)</sup>

(上原浩 佐賀大学卒業研究 2001年)では、佐賀市における住環境に着目し、住民の意識・属性などを調査・分析することにより、佐賀市の都市居住のライフスタイルを把握し、「個人の属性」と「指向性」、「満足性」との関係性を導き出し、地域性の特徴や住民に与える影響や住環境評価への影響を把握することを目的としている。また、個人のライフスタイルから住に対する意識の位置づけをし、ライフスタイルと住環境の関係性に対する重要な位置づけを行っている。小学校に通う子どもの保護者を対象にアンケート調査を行ったとこ

る、佐賀市中心部は郊外の町との住環境評価、居住指向性の比較において、利便性のみだけでなく郊外にも劣らない快適性等の住環境を兼ね備えていること、個人属性、居住指向性が住環境評価に影響を与えていること、そして、居住ライフスタイルが住環境評価に影響を与えていることを明らかにしている。また、居住ライフスタイルにおいて、金銭消費だけではなく空間消費、時間消費といった住環境と密接な関係をもつことを明らかにしている。

『北九州における居住ライフスタイルを考慮した住環境評価に関する研究』<sup>52)</sup>

(松雪智恭 佐賀大学卒業研究 2002年)では、近年、経済成長によってもたらされた経済的、物質的豊かさを背景に人々の価値観やライフスタイルの多様化が進み、それに伴い個人々々が志向するライフスタイルによって整えるべき居住環境が異なっているという現状があると述べている。この研究では、上記の上原<sup>51)</sup>の研究で挙げられなかったライフスタイルによって居住環境を把握しようとする試みであり、ライフスタイルによって、また社会的・地理的要因によつての求められる居住環境の差を把握し、整えるべき居住環境を明らかにすることを目的としている。北九州市を対象とし、社会的・地理的環境によつて4つの地区を選定し、それぞれの区でアンケート調査を行っている。得られたアンケート結果を志向性によつて3つのグループに分類し、各地域・各グループによつて住環境の差の検討を行っている。アンケート調査から、主成分分析でそれぞれの特徴を把握する事により、グループを「経済・コミュニティ型」、「周辺環境・コミュニティ型」、「自由時間型」といった3つにタイプ分けしている。各グループで各地区の特徴が表れ、社会的・地理的環境がライフスタイルの志向性に影響を与えている事を把握することができ、ライフスタイルを志向性によつてグループ分けすることで、ライフスタイルの志向性によつて求められるべき居住環境が違ふことを明らかにしている。

『共働き世帯の居住地選択－奈良女子大学住居学科卒業生の場合 その1 過去共働き世帯との比較分析』<sup>53)</sup>

(鹿住京子 田中智子 湯川利和 瀬渡章子 日本建築学会 近畿支部 研究報告集 pp509－512 1982年6月)

『共働き世帯の居住システムに関する研究－奈良女子大学住居学科卒業生の場合 その1 共働き世帯の居住地選択行動』<sup>54)</sup>

(鹿住京子 田中智子 湯川利和 瀬渡章子 日本建築学会大会学術講演梗概集 pp955－956 1982年10月)では、共働き世帯が増加しているものの、各種施設やサービスは専業主婦の存在を前提としており、共働き世帯の生活要求にこたえたものになっていないと

して、共働き世帯にとって望ましい居住システムのあり方を明らかにするため、共働き世帯の住要求を把握するため、奈良女子大学居住学科卒業生を対象にアンケート調査を行っている。回答者は就労経験と配偶者の有無から、「未婚無職型」「未婚有職型」「共働き型」「過去共働き型」「結婚後無職型」「既婚職歴無し型」の6つの型に分類している。居住地選択行動では、「過去共働き型」は夫の職場までの距離を第一に居住地を選択しているのに対し、「共働き型」では夫の職場までの距離を理由にするのがやや低く、妻の職場までの距離と親元との距離を重視して居住地選択を行っている。このことは、共働きとはいえ、本人に大部分の家事負担がかかっている現状では、本人の職場までの距離を優先して、居住地を選択している傾向がある。また、共働き型が親元との距離を重視する理由としては、親の世話というよりも、家事育児の協力者・代行者としての役割を担ってもらい、共働き婦人の過重負担、生活時間の圧迫を軽減するためといえよう。と述べている。また、「共働き型」では保育所を重視する度合いが強くなっている。分析の中には記述がないが、「過去共働き型」では、自然環境を理由として居住地を選定しているのが、53.2%で比較的高いで、「共働き型」でも、46.8%となっていることが注目される。

『共働き世帯の居住システムに関する研究－奈良女子大学住居学科卒業生の場合 その2 共働き世帯の不便を感じる生活行為』<sup>55)</sup>

(鹿住京子 田中智子 湯川利和 瀬渡章子 建築学会大会学術講演梗概集 pp953-954 1982年10月)では、『共働き世帯の居住システムに関する研究－奈良女子大学住居学科卒業生の場合 その1 共働き世帯の居住地選択行動』に引き続き、共働き世帯の不便を感じる生活行為、及び、それらの不便軽減の為の施設・サービスに対する要求を調査している。回答者を職業継続の型から、「継続型」(大学卒業から、ずっと現在の職業を継続)、「最就職型」(30~35以上から職に就き、勤続年数が5年未満)、「その他」と3つに分類している。「継続型」では、家事面での、不便感が強く、また、子どもを預けられる人や施設の有無が共働きの継続を左右するほど大きな問題になっている。「再就職型」では、全般的に不便感が少なく、これはパートや非常勤雇用で時間的に余裕があるためであると考えられる。特に、育児面での、不便感が少ない。とある。

『共働き世帯の居住地選択－既婚看護婦の場合』<sup>56)</sup>

(田中智子 湯川利和 瀬渡章子 日本建築学会大会学術講演梗概集 pp1183-1184 1983年9月)では、生活をサポートする施設、サービス、住宅などの諸条件は、従来の専業主婦の存在を前提として組み立てられており、共働き世帯の生活欲求に答えていないのが現状であり、増加している共働き世帯にとって望ましい住環境を整えるべき要件を探る

うとするもので、看護師を取り上げ、ライフステージ別に居住地選択行動の問題点を分析している。調査は大阪市内の3つの病院で、既婚看護師と同数の未婚看護師にアンケート調査を実施し、既婚者を親との同居の有無やライフステージから5つに分類している。居住地選択行動としては、全体として、夫婦の通勤時間、交通の利便性を重視する一方、自然環境をあげるものも多い。通勤時間の平均は夫47分、妻50分であるが、妻の90%は1時間以内と、両者ともに職住が比較的近接している。と述べている。また、ここでは、親元との距離を重視する傾向が低いとあり、地方出身者が多いためではないかと指摘している。夫婦のみの世帯では、購入代金、家賃が最も重視されているが、僅少差で、自然環境、妻の職場までの距離、夫の職場までの距離が並んでいる。現在就学児を1～2人持つタイプN1、半数が就学前児を持ち、子ども数が平均2人のタイプN2では、強く妻の職場までの距離を重視している。N1では、保育所と親元との距離、N2では保育所と子どもの通学が重視され、子どもの存在が居住地選択に大きく影響している。長子が17歳以上のタイプN3では、妻よりも夫の通勤時間や駅までの距離を重視しているが、このタイプは結婚等で退職の経験があるものが74%と多いという特徴がある。親との同居世帯のタイプP-Nでは、自然環境や駅までの距離が重要視されている。このように、居住地選択行動を通して見た、居住地に対する要求は親との同居、ライフステージによって異なることを明らかにしている。最後に、職業上の責任、家庭内での家事・育児の負担の増大する時期には、妻の職場までの距離を短縮するとともに、適切な保育施設が望まれている。と結んでいる。

『女性のライフスタイルと居住地選択の関連性に関する基礎分析』<sup>57)</sup>

(伊藤史子 日本建築学会大会学術講演梗概集 pp1079-1082 2006年9月)では、女性単身世帯を除いては、男性がその世帯の代表として、取り扱われ、女性の立場から見た居住の実態が把握しにくい状況を指摘し、ライフスタイルの変化の大きい20代後半から30代前半の女性は住居・居住地の移転が多く発生しており、これらの住居移動者を対象として、転居の発生状況とその前後年における関連データの分析を行うことで、住居・居住地の変化と生活の変化の関連性を検証するものであるとしている。研究の結果、転居は各パネルとも約1割発生しており、配偶者の有無の単一要因のみでは、転居発生には違いは見られなかったものの、20代後半の生活変化が転居発生に影響していると述べている。転居による変化の規模は、転居前後で一人増加する変化が多く見られ、結婚、出産などの生活変化が推察される。

『居住志向性を考慮した居住ライフスタイルに関する研究』<sup>58)</sup>

(葛堅, 外尾一則 GE Jian, **Hokao Kazunori**, Research on residential lifestyles in Japanese cities from the viewpoints of residential preference, residential choice and residential satisfaction, Landscape and Urban Planning, USA, Vol.78, No.3, pp.165-178. , 2006

GE Jian, LU Jiang, **HOKAO Kazunori**, Residential Lifestyles and Its Relationship with Residential Environment Evaluation - A Case Study of Saga City, Japan, Journal of Lowland Technology International, 2004)では、ライフスタイルと住環境との関係を居住ライフスタイルという言葉をもって把握したいと考え、ライフスタイルの志向性の違いによる住環境の重視度・満足度の差を把握し、人々の指向するライフスタイルによって、求める住環境の相違を把握することを目指している。調査は北九州市をケースに、居住ライフスタイルに関するアンケート調査を行い、居住志向パターンを抽出し、各パターンの居住ライフスタイルを明らかにする。調査の結果、居住志向によって、3つのパターンが得られた。パターン1は自然より都会を好み、生活利便性を重視し、住みよさにお金をかけた、コミュニティ活動への関心が薄く、親よりも自身の家庭を中心にする傾向が強いパターン。パターン2は、自然を好み、建物よりも環境、仕事より生活の楽しさを重視し、利便性への関心が薄いパターンである。パターン3は、自然環境と生活利便性、建物と雄編環境などに対する志向はパターン1と2の間であり、特に、コミュニティ活動、人間関係を重視する傾向が明らかにみえるパターンである。実際に居住を選択する時には、各パターンの選択要因はかなり、自身の居住志向性と一致している。今回の調査研究によって、住みよさの要件がライフスタイルによって整えるべき住環境が異なることが示唆された。とあり、ライフスタイルをより多元的、学術的、ダイナミック的に把握することにより、ライフスタイルの居住に及ぼす影響や、多様な居住ライフスタイルの求めるべき住環境の特徴を明らかにし、より良い生活の質を創造することが都市計画、都市政策、住環境整備などの重要な課題になると考えられると、まとめている。

ここでの既存研究レビューは、『子育て世帯のライフスタイルの志向性と保育所サービスの関連性』<sup>17)</sup>での文献レビューを参考にし、参考文献番号20)、26)、27)、28)、40)、41)、51)、52)については、『子育て世帯のライフスタイルの志向性と保育所サービスの関連性』<sup>17)</sup>よりレビュー内容を引用している。

## 1.6 研究の新規性と位置づけ

保育所の需要が高まる昨今、保護者の保育ニーズは多様化していると考えられ、このことは木山・菊地<sup>29)</sup>が指摘している。濱本<sup>34)</sup>や笠井・藤岡・金森<sup>35)</sup>の研究の中でも保育ニーズ多様化の記述がある。倉賀野<sup>38)</sup>の研究ではライフスタイルとの関係が多様化の要因であることを示唆している。このように、保育ニーズ多様化について既往の研究はあるものの多いとはいえ、また、保育ニーズがどのように多様化しているかまでは、言及されていない。

一方、居住環境と子育てに関連しては、都市の環境要素と子育てのしやすさとの関係性を明らかにした趙<sup>18)</sup>らの研究や、子育て中の女性の居住地への満足感と外出の頻度の関連性を考察した原・早川<sup>19)</sup>らの研究がある。保育所立地に関連しては、小野・大村<sup>40)</sup>が保育所整備とワークバランスの関係について言及しており、妻の労働時間が世帯の居住地に影響していることを明らかにしている。また、寛ら<sup>47)</sup>の研究により、居住地—保育所—勤務地の関係性について、就労形態と家族型の関係を軸に明らかにされている。共働き世帯の居住地選定については、田中ら<sup>56)</sup>が親との同居の状況やライフステージによって居住地に対する要求が異なることを明らかにしている。その中では子どもの年齢など家族形態を中心に分析され、妻の職場までの距離が重要であることが言及されている。寛ら<sup>45)</sup>は乳幼児施設の地域計画に関する調査研究で、通所時間と交通手段を明らかにし、交通手段と通所圏の関係を示している。このように既往の研究で、保育所サービスの評価に関連して、時間的な要素が重要であることは明らかになっており、時間的対応の保育ニーズが高いといえる。住田・山崎・片桐<sup>32)</sup>の調査でも、「保育内容がよい」「雰囲気がいい」以外には、保護者の利便性を重視する傾向が強い結果が示されている。また、時間的課題を解消すべく、保育所の立地や送迎のしやすさも、求められる保育ニーズであることも明らかになっている。

保護者のニーズを反映した保育所のサービスや機能・役割を検討するには、居住地—保育所—勤務地の関係性が重要であることが、寛らの研究<sup>47)</sup>で明らかであるが、その中で、居住地は保護者にとって比較的、選択の自由度が高いといえ、居住地の選好には個人の価値観や生活スタイルなどが影響を与えていることが考えられる。倉賀野の研究<sup>38)</sup>では、保育所の立地に着目し、ライフスタイルと保育サービスの利用法の比較検討を行うことで、多様化した保育ニーズを分析している。ここでは、ライフスタイルと保育ニーズの多様化の関連を示す結果が示され、『郊外型保育園の利用者と駅前型の利用者は、より多くの時間を私的に確保するか、仕事に配分するかという点でライフスタイルが大きく違っている』と述べており、大変興味深い。調査研究は通勤時間や勤務時間などワークバランスに重点をおいた分析となっており、保護者の居住ライフスタイル及び居住地選好の分析は行われていない。保護者自身が送迎を行うことから、居住地—保育所—勤務地の位置関係は重要で

あり、居住地をどこに選定するかは保護者の居住ライフスタイルが判断基準になり得るため、居住ライフスタイルの志向性の分析を行うことが、保育ニーズの分析に有効であると考えられる。倉賀野の研究<sup>38)</sup>では(ワーク)ライフスタイルと保育ニーズの多様化に関係性があることを明らかにしているが、どこに住んで、どのような暮らし方をしたいかという居住ライフスタイルも保育ニーズに影響を与えていると考えられ、居住ライフスタイルの多様化も保育ニーズ多様化の潜在的要因となっている可能性がある。しかしながら、居住地選好と保育ニーズとの関連に着目した事例が少なく、保護者の意向や居住ライフスタイルに応じた保育サービスのあり方を検討するためには、居住地選好と保育ニーズの関連性を明らかにすることが有効であるといえる。また、保育所の配置計画や通所圏で、通所手段や通所時間の分析、及び、家族形態との関係については様々な研究がなされているが、立地によって提供される保育所サービスの違いについての分析は少ないといえる。緑地や公園の有無や駅からの距離といった周辺環境が保育所サービスに影響を与えることが想定できることから、その関連性を明らかにすることも必要となる。

現在、乳幼児を持つ保護者世帯の年代は、主に1970年代後半から80年代前半生まれで、高度成長期が終焉し、量から質へと転換してきた時代に子ども時代を過ごしている。この世代は、質を求め、且つ、多様な価値観の中、自分自身にあったライフスタイルを選択する傾向があり、終身雇用制の従前の日本社会のシステムでなく、自分らしい行き方を求める世代と考えられる。とすると、自ずと保育の質を求める世代と考えられる。昨今、保育サービスの市場化に向けての議論がすすむ中、社会福祉法人以外に保育所運営を許可すれば、保育の質が確保できない。という指摘もある。逆に、社会福祉法人のみに認可保育所運営を限定しているのは、市場化を妨げており、保護者の保育ニーズを満足させられない。という意見もある。こうした議論の中心にある「保育の質の確保」を決定づけるのは、どのような保育を行いたいかという保育方針が重要であるが、公の規定では、厚生労働省の定める保育指針以上のものはなく、保育方針については保育所ではばらつきがある。このように保育方針は重要なものでありながら、保育所サービスについての、既往の研究は多数あるものの、保育方針に着目して分析を行った事例が少ない。

本論文の新規性は、以下の通りである。

- 1) 多様化する保育ニーズの要因を居住地選好との関係性から見て分析を行い、求められる保育ニーズを把握している。
- 2) 提供される保育所サービスについては、保育方針を切り口に分析を行い、立地環境との関係性を把握している。
- 3) 上記を踏まえ、今後の保育所サービスに求められる課題を抽出している。

## 1.7 研究の意義

保護者の保育ニーズについて、保育所が提供するサービスに対して保護者がどのような評価を持っているか（以下、保育所サービス評価と呼ぶ）のタイプ別類型化を行い、居住地選好と保育所サービス評価の類型化が、どのような関連があるのかを示すことで、居住ライフスタイルの志向性が、保育所選定にどのような影響を与えているかを示すことができる。これにより、当該居住地を選んだ保護者が、居住地から通所圏内の保育所にどのような保育ニーズを持っているかの傾向が明らかにできる。

また、保育所サービスについて、保育所運営側の立場から、保育サービスを決定づける保育方針について類型化を行い、どのような保育方針の保育所があるかを示すことができる。その際、保育方針と保育所の立地の関係性に着目し、立地による保育方針の違いを示すことができる。

以上より、保育所の立地に適合する居住ライフスタイルから考えられる保育ニーズと実際に提供されている保育所サービスを比較検討することで、当該立地での保育所の求められる方向性を示すことができる。

当該立地の居住地の性格から保育所が提供すべきサービスの方向性を示した上で、今後の保育所サービスに求められる課題を明らかにする。

## 1.8 論文の概要

本研究は7つの章で構成されている。

第1章では、研究の背景を述べるとともに、研究の目的、及び調査対象と範囲を明確に示す。また、既往の研究成果について、どのような研究がなされたかを概説し、居住ライフスタイルと関係の深い居住地選好と保育ニーズの関係を示した研究や保育ニーズの多様化の要因を分析した研究が多くないことや保育方針に着目した研究が少ないことを指摘し、本研究の新規性を述べている。

第2章では、認可保育所サービスにおける制度規定と課題について述べている。認可保育所に関わる現行の法を概説するとともに、政策の流れや今後の保育情勢を整理し、制度上の課題を述べている。

第3章では、保護者の保育ニーズについて、調査を行い、保育ニーズの評価軸とその主な評価因子を抽出し、評価タイプの類型化を行っている。分析の結果、「時間の融通」「子どもの教育環境」「子ども・保護者の保育交流環境」の3つの因子を抽出した上で、4つタイプに類型化し、保護者は時間的融通に留まらず、施設的な部分や保育士対応など多様な評価軸を持って保育所サービスを評価しており、保育ニーズが多様化している現状を明らかにしている。

第4章では、保護者の居住地選好、及び居住ライフスタイルの志向性の分析を行い、第3章での保護者の保育ニーズの類型化と保護者の居住地選好との関係性を把握している。それにより、居住地選好と保育ニーズに関連がある傾向が示され、保育ニーズの多様化は、居住地選好と関係の深い、居住ライフスタイルの多様化が要因となっている可能性を示唆している。

第5章では、保育所運営者の保育方針と保育所サービスの意向について調査を行っている。調査では保育所の施設や周辺環境の適正度とともに、保育所運営者から見た保育方針の意向の把握と保育方針の類型化を行っている。その結果、「しつけ重視」「情操重視」「のびのび重視」の3つの主要な因子が抽出され、4つのタイプに類型化できたことを踏まえ、保育所サービスにも個性化の傾向があることを示している。また、保育所サービスと立地に着目して、保育所類型化と立地には関係性がある傾向を述べている。

第6章では保護者の保育ニーズと保育所が提供している保育所サービスを比較検討し、今後、どのようなサービスが求められているかを明らかにするとともに、保護者の保育ニーズと保育所運営者の保育方針から見た認可保育所の課題を述べている。保育所運営側の保育方針では、保育所サービスには、厚生労働省の保育所保育指針に基づく必ず満足すべき基礎的な部分と、その上位的な保育所裁量範囲の階層的な構造があり、上位部分は保育所の保育方針に基づいて決定されており、保育所毎に異なる為、保育所の個性化に繋がっていると考えられることを指摘している。

第7章ではまとめとして、多様化する保育ニーズに対し、保育所の個性を伸ばすことが、ニーズに応える可能性となることを示唆し、合わせて今後の研究課題を示している。研究では、当該立地における保護者の保育ニーズの傾向と保育所が提供できるサービスの方向性を示しており、保育ニーズと保育所サービスのマッチングの可能性を指し示している。

## 第2章 認可保育所サービスの制度規定と課題

### 2.1 認可保育所の定義

#### 2.1.1 認可保育所とは

認可保育所とは、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、『児童福祉施設最低基準』（1948年12月29日 厚生省令第63号、改正2004年12月24日 厚生労働省令第178号）で定められた、施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等の基準を満足し、地方自治体に認可された施設である。保護者が就労や病気などの理由で、保育に欠ける場合で、保護者からの申し込みがあった時に、子どもを預ける施設である。認可保育所は、地方自治体が運営する公立保育所と社会福祉法人などが運営する民間保育所（私立）があり、認可保育所の運営には公費が当てられている。

施設名では通例で保育園と呼ぶことも多く、既往の研究でも保育園としている事例が多々あるが、本研究では、児童福祉法上の名称である「保育所」として明記する。

#### 2.1.2 保育とは

「保育」とは、大辞林では、『①保護し育てること。育成すること。②幼児の心身の正常な発育を目的として、幼稚園・保育所・託児所などで行われる養護を含んだ教育作用』と明記されている。すなわち、「保育」は、『“養護”と“教育”が一体となったものであり、養護的な営みのなかにも教育的作用が含まれており、教育的働きかけのなかにも養護的な要素が含まれている』と考えられている。但し、「子どもの権利条約」にあるように、子どもは愛護されるべき存在ではなく、また、大辞林にもあるように、保育という言葉の中には、児童（18歳未満のものを指す）を対象とした部分と、保育所等で乳幼児の保育を対象とした部分がある。

保育所等での「保育」とは、教育基本法の中でも、幼稚園に関する事項で、『第二十二條 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする』とうたわれており、子どもを、ただ単に遊ばせているのは、「保育」とはいえないと考えられている。「保育」とは、幼児期の教育を含み、生活行為と一体的に、子どもを擁護することを指しており、幼稚園、保育所とも、「保育」というサービスを提供していることに他ならない。その際、保育所等における「保育」には、保育所等の施設空間や各活

動の時間配分という要素、保育士の関わり方、子どもと集団との関係性、保育所でのカリキュラムなど、様々な要素が含まれている。

### 2.1.3 保育所サービスとは

保育の定義は『2.1.1 保育とは』で述べた通りであり、「保育」を行うサービスは通常幼稚園、保育所、託児所等で実施され、一般的に「保育サービス」と呼ばれている。本研究では、認可保育所を対象としていることから、保育所において提供される保育サービスを「保育所サービス」として扱うこととする。幼稚園においても、養護と教育を一体的に行う「保育」を実施しているが、保育所とは送迎の形態や保育時間、給食サービスの提供など異なっており、保育所を利用する保護者から求められるサービスや保育所が提供すべきサービスに保育所特有のものがあると考え、これらを「保育所サービス」とする。

「保育所サービス」という言葉は、既往の研究ではあまり用いられていないが、『待機児童解消に向けて保育所サービスの市場をいかに育成するか』<sup>69)</sup>の研究や、『保育サービスの供給効率性に関する実証分析』<sup>70)</sup>の研究で保育所サービスという言葉が用いられている。文中には言葉の定義は述べられていないが、研究の対象は保育所となっている。

### 2.1.4 認可保育所の入所基準からみた保育所サービスとは

保育所サービスというのは、様々な要素が考えられるが、『保育所と地域が協働した子育て支援活動研究事業調査研究報告書』<sup>68)</sup>に、認可保育所の入所基準からみた保育所サービスが体系的にまとめられている。

報告書の中では、第1類型から第5類型までの、サービスを以下のように定義している。

『第1類型は認可保育所としての11時間保育、乳児からの保育、保育に欠ける子どもへの保育など基本保育サービスのみで事業展開している保育所

第2類型は第1類型に示す基本保育サービスに加えて、延長保育、夜間保育、休日保育、病児保育などの、「保育に欠ける」ニーズへの対応を充実させ、運営する形態

第3類型は第2類型と後述の第4類型をいずれも実施するもので、乳幼児期の子どもに対する保育サービスをほとんど展開する形態

第4類型は第1類型に示す基本保育サービスに加えて、一時保育、地域子育て支援拠点事業、保育所地域活動事業などの、「保育に欠けない」ニーズを対象とした事業を充実させ、運営する形態

第5類型は狭義の保育概念を超えて多様な子ども家庭福祉サービス、さらにはそれを超えた地域福祉サービスを志向する形態』

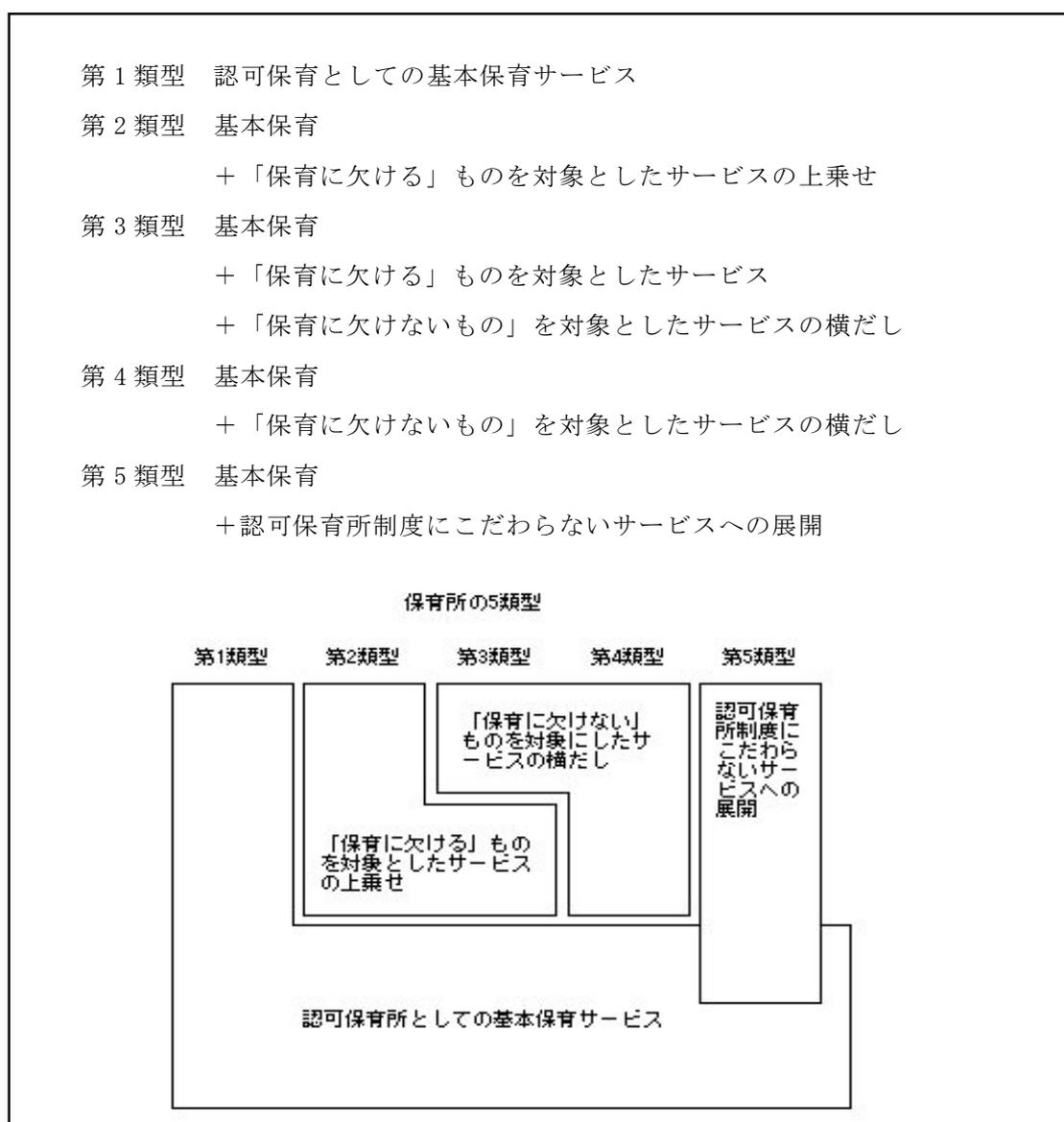


図 2-1 『保育所と地域が協働した子育て支援活動研究事業調査研究報告書』  
による保育所の類型

この定義に基づくと佐賀市、福岡市の認可保育所は、認可保育所の基本的サービスの上に、延長保育、一時保育等のサービスを付加しているところが多く、大部分が第2類、第3類に部類される形となる。

保育所の設立意義は保育に欠ける保護者に代わり、保育を行い、子どもの生活を保障するものであることから、保育所のサービスとしては、この部分が基礎的な部分にあたるといえる。『保育所保育指針解説』<sup>60)</sup>では、保育のねらいと内容として、「養護に関わるねらい」である生命の維持や情緒の安定と「教育に関わるねらい」である健康、人間関係、環境、言葉、表現の部分が示されている。この点からみると認可保育所のサービスは、食事や睡眠を含んだ生活リズムの確保や健康な生活の為の安全性や衛生性の確保、情緒の安定性の為の保護者と保育士の連携や保育士の連携の確保、発達にあわせての遊びや経験の提供などは保育所が提供すべきサービスといえる。

前述の『保育所と地域が協働した子育て支援活動研究事業調査研究報告書』<sup>68)</sup>での類型では、これらのサービスは「認可保育所としての基本保育サービス」に含まれると考えられる。類型では、認可保育所への入所基準となる保育に欠けるか否かの視点に立って整理されている。

保育所運営側の立場としては、『保育所保育指針解説』<sup>60)</sup>を理解の上、運営方針を組み立てていると考えられるが、保護者側はこの点をどの程度理解をしているかは、不明である。むしろ、保護者にとっては、「認可保育所としての基本保育サービス」は当然のサービスであって、マズローの5段階欲求でいうところの、下層部分にあたる生理的欲求 (Physiological needs)、安全の欲求 (Safety needs) といった部分にあたるのではないかと思われる。保護者による保育所を含めた幼児教育サービスに対する早期教育や運動カリキュラム等のニーズは、上位のニーズと考えられる。

## 2.2 保育と関係法制度

### 2.2.1 基本となる法令

#### 日本国憲法

日本の現行憲法である『日本国憲法』は、①基本的人権、②主権在民、③平和主義の三つの原則に基づいている。日本のすべての法律は、これに基づいており、『日本国憲法』が、基礎になっている。

日本国憲法の第3章国民の権利及び義務の第25条では、以下のように明記されている。第25条は、日本における社会福祉、社会保障の基盤といえ、生存権の根拠とされている。第25条は、生存権を規定しており、保育所はそれを具現化したものと考えられている。

以下、日本国憲法より抜粋

+++++

#### 第3章 国民の権利及び義務

##### 第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

+++++

日本国憲法第3章第26条では、教育を受ける権利及び義務教育について、明記されている。幼稚園は憲法26条の権利規定を基に、教育基本法や学校教育法によって、位置づけられている。保育所で行われる保育とは、子どもの擁護と幼児教育が一体的に行われており、幼児期の教育に携わっていることから、第26条も保育所の関連条文とされている。

また、日本国憲法第27条には、勤労の権利と義務について、明記されている。第27条の勤労の権利は、保護者の就労を保障することも含まれており、保育所は、その機能をもつことから、第27条も保育所関係条文と考えられている。すなわち、保育所は、保護者と子どもの生存権を保障することに加え、保護者の就労を可能にする環境を保護者に提供する役割を担っていると考えられ、保護者の就労の権利を守り、保障する意義がある。

以下、日本国憲法より抜粋

+++++

#### 第3章 国民の権利及び義務

26 条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

+++++

以下、日本国憲法より抜粋

+++++

第 3 章 国民の権利及び義務

第 27 条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

2 賃金、就業時間、休息、その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

+++++

**児童憲章**

『児童憲章』は、日本国憲法の精神に基づき、全ての児童の幸福を図るための権利宣言である。法律ではないため、拘束力はないが、その精神は重要であり、子どもに関する様々な理念の礎となっている。

以下、児童憲章より抜粋

+++++

児童憲章 昭和二十六年五月五日

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保証される。

二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。

四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。

五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。

六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。

七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。

九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。

十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

十二 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

+++++

### 子どもの権利条約

『子どもの権利条約』は、1989年に国連の総会で採択された国際条約である。日本は、1994年から批准している。この中では、子どもは保護の対象ではなく、権利の保有者であり、主体であることが示されている。また、親は第一次的養育責任を有すると明記すると共に、国も子どもの為の施設の整備義務を明記している。保育については、第18条3項で、働く親を持つ子どもの保育を受ける権利を認めている。

以下、子どもの権利条約より抜粋

+++++

#### 子どもの権利条約

##### 親の第一次養育責任と国の援助

締結国は、親双方が子どもの養育および発達に対する共通の責任を有するという原則の承認を確保するために最善の努力を払う。親または場合によって法定保護者は、子どもの養

育及び発達に対する第一次的責任を有する。子どもの最善の利益が、親または法定保護者の基本的関心となる。

この条約に掲げる権利の保障および促進のために、締約国は、親および法定保護者が子どもの養育責任を果たすにあたって適当な援助を与え、かつ、子どものケアのための機関、施設およびサービスの発展を確保する。

締約国は、働く親をもつ子どもが、受ける資格のある保育サービスおよび保育施設から利益を受ける権利を有することを確保するためにあらゆる適当な措置をとる。

+++++

## 2.2.2 学校、幼稚園関係法令

### 教育基本法

『教育基本法』は、日本国憲法 第 26 条で定められる、教育を受ける権利及び義務教育に基づいて、教育の基本を定めており、現行の教育基本法は平成 18 年の全改正されたものとなる。この学校基本法に基づき、学校教育、教育行政、社会教育に関連した法規が定められている。

以下、教育基本法より抜粋

+++++

### 教育基本法

(平成十八年十二月二十二日法律第百二十号)

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の花神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

+++++

## ・学校教育法

『学校基本法』は学校の種類と教育行政の方向性を示しており、この中で、幼稚園は、この中の第3章で規定され、学校として位置づけられている。また、22条では、「幼稚園は教育の基礎を培う」と記載されるとともに、「幼児を保育し」とも明記されている。ここで、「保育」という言葉が使われており、幼稚園でも保育所と同じく、「保育」サービスを提供されていることに、他ならない。

以下、学校教育法より抜粋

+++++

### 第三章 幼稚園

第二十二条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第二十三条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第二十四条 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第二十六条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

+++++

## 2.2.3 認可保育所関係法令

### 社会福祉法

『社会福祉法』の根幹となるのは日本国憲法の第 25 条であり、日本の社会福祉の基礎概念を定めた法律である。社会福祉法の第 6 章の第 22 条では、保育所を運営する社会福祉法人を定義しており、社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的とした公益法人をいう。

社会福祉法の中では、第 65 条施設の最低基準について明記され、『厚生労働大臣は、社会福祉施設の設備及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、必要とされる最低の基準を定めなければならない。』とあり、これを根拠に、認可保育所では、『児童福祉施設最低基準』（1948 年 12 月 29 日 厚生省令第 63 号、改正 2004 年 12 月 24 日 厚生労働省令第 178 号）が定められている。

以下、社会福祉法より抜粋

+++++

社会福祉法人

通則（定義）

第 22 条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

（名称）

第 23 条 社会福祉法人以外の者は、その名称中に、「社会福祉法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

（経営の原則）

第 24 条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

+++++

### 児童福祉法、児童福祉法施行令

『児童福祉法』は、全ての児童が「心身ともに健やかに生まれ、育成される」権利、「生活が保障され、愛護される」権利を有することをうたっており、日本国憲法の第 14 条における法の下での平等、第 25 条の生存権を具体的に示したものと言える。特に、『児童福祉法』第 3 節第 24 条にて、保育の実施の明記があり、保護者の労働又は疾病その他の基準に従っ

て、児童の保育に欠ける場合においては、保護者から申し込みがあったときは、児童を保育所にて保育しなければならない。とされている。

以下、児童福祉法より抜粋

+++++

第 24 条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第 39 条第 2 項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うことを希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。

3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育を行うことが困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

4 市町村は、第 25 条の 8 第 3 号又は第 26 条第 1 項第 4 号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育所における保育を行うこと又は家庭的保育事業による保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）の申込みを勧奨しなければならない。

5 市町村は、第 1 項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

+++++

『児童福祉法施行令』での、第3章福祉の保障、第27条保育の実施基準では、以下の通り明記されている。

以下、児童福祉法施行令より抜粋

+++++

第27条 法第24条第1項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 1 昼間労働することを常態としていること。
- 2 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 4 同居の親族を常時介護していること。
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 6 前各号に類する状態にあること。

+++++

## 2.2.4 子育て支援関係法令

### 少子化社会対策基本法

『少子化社会対策基本法』（2003年7月30日公布 法律第133号）は、急速な少子化の進展と高齢化による人口構造の歪みが国民生活に深刻かつ多大な影響をもたらすとし、高齢社会への対応に比べて、対応の遅れが見られる少子化対策について、的確に対処するための施策を推進する為の法律である。

『少子化社会対策基本法』の第10条「雇用環境の整備」では、労働時間の短縮の促進、再就職の促進、及び、就労形態の多様化に伴う多様な就労の機会の確保等をうたっている。第11条「保育サービス等の充実」では、保育サービス等の提供について、『病児保育、低年齢保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実を明記している。第12条「地域社会における子育て支援体制の整備」では、子どもを生子、育てる者を支援する地域社会の形成の為の環境整備を行うものとする。』とある。

以下、少子化社会対策基本法より抜粋

+++++

## 第二章 基本的施策

### (雇用環境の整備)

第十条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、育児休業制度等子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進、情報通信ネットワークを利用した就労形態の多様化等による多様な就労の機会の確保その他必要な雇用環境の整備のための施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策を講ずるに当たっては、子どもを養育する者がその有する能力を有効に発揮することの妨げとなっている雇用慣行の是正が図られるよう配慮するものとする。

### (保育サービス等の充実)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスに係る情報の提供の促進に必要な施策を講ずるとともに、保育所、幼稚園その他の保育サービスを提供する施設の活用による子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の子育て支援が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、保育において幼稚園の果たしている役割に配慮し、その充実を図るとともに、前項の保育等に係る体制の整備に必要な施策を講ずるに当たっては、幼稚園と保育所との連携の強化及びこれらに係る施設の総合化に配慮するものとする。

### (地域社会における子育て支援体制の整備)

第十二条 国及び地方公共団体は、地域において子どもを生み、育てる者を支援する拠点の整備を図るとともに、安心して子どもを生み、育てることができる地域社会の形成に係る活動を行う民間団体の支援、地域における子どもと他の世代との交流の促進等について必要な施策を講ずることにより、子どもを生み、育てる者を支援する地域社会の形成のための環境の整備を行うものとする。

+++++

## 次世代育成支援対策推進法

厚生労働省のHPに記載された『次世代育成支援対策推進法の概要』では、『我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとと

もに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる。』と記載されている。

ここでは、行動計画策定指針が明記され、企業は従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、行動計画を策定しなければならない。また、従業員 101 人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。

### 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の促進に関する法律

『就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の促進に関する法律』は、(2006年6月9日 (平成18年法律第77号)) いわゆる「認定子ども園」に係る法律で、第1条の目的では『この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることにかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。』と記載されている。

これまでの、学校教育法に基づく幼稚園、児童福祉法に基づく保育所と管轄の省庁も異なっているものを、小学校就学前の子どもの教育と保育を統合的に捉え直すものである。

### 2.2.5 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）

厚生労働省のHPでは、『育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律』について、以下のように記載されている。

以下、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律より抜粋  
++++  
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」といいます。）は、育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展に資することを目的としています。次世代育成支援を進めていく上でも大きな課題となっている育児や介護を行う労働者の仕事

と家庭との両立をより一層推進するために、育児・介護休業法が改正されました。施行は平成 17 年 4 月 1 日からです。

+++++

この法律のもと、労働者は、申し出ることにより、子が 1 歳に達するまでの間、育児休業を取得することができ、また、一定の場合、子が 1 歳 6 か月に達するまでの間、育児休業を取得することができる。

## 2.2.6 保育所保育指針

『保育所保育指針』は全国の認可保育所が遵守しなければならない保育の基本原則として、厚生労働大臣による告示（厚生労働省告示第 141 号）として施行されている。その根拠は児童福祉法最低基準第 35 条の規定に基づいている。平成 20 年 3 月の改定（施行は 21 年 4 月 1 日）により規範性を有するものとなり、平成 21 年度からは保育指針に基づく保育所の指導監査が実施されている。保育指針は全 7 章から成り、保育所保育の役割や社会的責任、保育の目標や方法、保育の環境や配慮事項などについて規定されており、全国における保育所の保育内容の指針となっている。内容は、第 1 章「総則」第 2 章「子どもの発達」、第 3 章「保育の内容」、第 4 章「保育の計画及び評価」、第 5 章「健康及び安全」、第 6 章「保護者に対する支援」、第 7 章「職員の資質向上」の 7 章で構成されている。

保育所保育指針の中で、保育所は「生活の場」であり、「保育所における環境を通して、擁護及び教育を一体的に行うことを特性としている」とあり、保育所の機能を明確に示している。

保育所保育指針より一部抜粋

+++++

### 2 保育所の役割

(1) 保育所は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする 児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

(2) 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

(3) 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

(4) 保育所における保育士は、児童福祉法第 18 条の 4 の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものである。

+++++

保育所保育指針より一部抜粋

+++++

### 3 保育の原理

#### (1) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

(ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

(エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

(オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

(カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

+++++

保育の内容は、「ねらい」及び「内容」で構成されており、「ねらい」は、第1章（総則）に示された保育の目標をより具体化したものとなっている。第1章2の保育所の役割で、「養護及び教育を一体的に行う」とされ、『ここにいう「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである。また、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であり、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」の5領域から構成される。この5領域並びに「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容は、子どもの生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら、総合的に展開されるものである。』と記載されている。この保育の内容はそれぞれの領域で示されており、内容については以下に抜粋するが、記載されている内容は概念的なもので、具体的な記載はない。

保育所保育指針より一部抜粋

+++++

## 1 保育のねらい及び内容

### (1) 養護に関わるねらい及び内容

#### ア 生命の保持

##### (イ) 内容

- ① 一人ひとりの子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。
- ② 家庭との連絡を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める。
- ③ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して、子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活リズムが作られていくようにする。
- ④ 子どもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取ることができるようにする。また、食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助する。

#### イ 情緒の安定

##### (イ) 内容

- ① 一人ひとりの子どもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉がけを行う。
- ② 一人ひとりの子どもの気持ちを受容し、共感しながら、子どもとの継続的な信頼関係を築いていく。

- ③ 保育士等との信頼関係を基盤に、一人ひとりの子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信を持つことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。
- ④ 一人ひとりの子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息が取れるようにする。

## (2) 教育に関わるねらい及び内容

### ア 健康

#### (イ) 内容

- ① 保育士等や友達と触れ合い、安定感を持って生活する。
- ② いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- ③ 進んで戸外で遊ぶ。
- ④ 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- ⑤ 健康な生活のリズムを身に付け、楽しんで食事をする。
- ⑥ 身の回りを清潔にし、衣類の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でする。
- ⑦ 保育所における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しを持って行動する。
- ⑧ 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- ⑨ 危険な場所や災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

### イ 人間関係

#### (イ) 内容

- ① 安心できる保育士等との関係の下で、身近な大人や友達に関心を持ち、模倣して遊んだり、親しみを持って自ら関わろうとする。
- ② 保育士等や友達との安定した関係の中で、共に過ごすことの喜びを味わう。
- ③ 自分で考え、自分で行動する。
- ④ 自分でできることは自分でする。
- ⑤ 友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。
- ⑥ 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。
- ⑦ 友達の良さに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。
- ⑧ 友達と一緒に活動する中で、共通の目的を見だし、協力して物事をやり遂げようとする気持ちを持つ。
- ⑨ 良いことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。
- ⑩ 身近な友達との関わりを深めるとともに、異年齢の友達など、様々な友達と関わり、思いやりや親しみを持つ。

- ⑪ 友達と楽しく生活する中で決まりの大切さに気付き、守ろうとする。
- ⑫ 共同の遊具や用具を大切にし、みんなで使う。
- ⑬ 高齢者を始め地域の人々など自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもち、持つ。
- ⑭ 外国人など、自分とは異なる文化を持った人に親しみをもち、持つ。

## ウ 環境

### (イ) 内容

- ① 安心できる人的及び物的環境の下で、聞く、見る、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚のか働きを豊かにする。
- ② 好きな玩具や遊具に興味をもち、関わり、様々な遊びを楽しむ。
- ③ 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。
- ④ 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心を持つ。
- ⑤ 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
- ⑥ 自然などの身近な事象に関心を持ち、遊びや生活に取り入れようとする。
- ⑦ 身近な動植物に親しみをもち、いたわったり、大切にしたり、作物を育てたり、味わうなどして、生命の尊さに気付く。
- ⑧ 身近な物を大切にすること。
- ⑨ 身近な物や遊具に興味をもち、関わり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。
- ⑩ 日常生活の中で数量や図形などに関心を持つ。
- ⑪ 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心を持つ。
- ⑫ 近隣の生活に興味や関心を持ち、保育所内外の行事などに喜んで参加する。

## エ 言葉

### (イ) 内容

- ① 保育士等の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。
- ② 保育士等と一緒にごっこ遊びなどをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。
- ③ 保育士等や友達の言葉や話に興味や関心を持ち、親しみをもち、聞いたり、話したりする。
- ④ したこと、見たこと、聞いたこと、味わったこと、感じたこと、考えたことを自分なりに言葉で表現する。
- ⑤ したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。
- ⑥ 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
- ⑦ 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
- ⑧ 親しみをもち、日常のあいさつをする。

- ⑨ 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
- ⑩ いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
- ⑪ 絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう。
- ⑫ 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

## オ 表現

### (イ) 内容

- ① 水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。
- ② 保育士等と一緒に歌ったり、手遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かしたりして遊ぶ。
- ③ 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。
- ④ 生活の中で様々な出来事に触れ、イメージを豊かにする。
- ⑤ 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。
- ⑥ 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりする。
- ⑦ いろいろな素材や用具に親しみ、工夫して遊ぶ。
- ⑧ 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。
- ⑨ かいたり、つくったりすることを楽しみ、それを遊びに使ったり、飾ったりする。
- ⑩ 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりする楽しさを味わう。

+++++

### 2.2.7 その他

その他としては、法律でないものの、各地方自治体によっては、ガイドラインを設けている。例をあげると、横浜市では、企業の参入を認める「横浜方式」を採用し、東京都では、独自の認証保育所制度を設け、認証保育所を設置している。東京都では、『国の基準による従来の認可保育所は、設置基準などから大都市では設置が困難で、また0歳児保育を行わない保育所があるなど、都民の保育ニーズに必ずしも応えられていませんでした。そのため東京都では、東京の特性に着目した独自の基準を設定して、多くの企業の参入を促し事業者間の競争を促進することにより、多様化する保育ニーズに応えることができる、新しい方式の保育所、認証保育所制度を創設しました』とHPに記載している。このように地方自治体によって、独自の制度があり、地域差があるといえる。

## 2.3 福岡市の認可保育所整備方針

行政側がすすめる保育所の整備方針について、福岡市こども未来局子育て支援部保育課にヒアリングを行ったところ、以下の通り回答を得た。ヒアリングシートは2013年12月16日に手渡しており、回答は2014年1月23日であった。

### 2.3.1 設置について

福岡市こども未来局保育課にヒアリングより

+++++

保育所の設置の際にどのような基準で立地を決めているのでしょうか？

もしも、立地に関してガイドラインがあれば、教えて下さい。

- ・ 待機児童の多い地区に積極的に配置しているのでしょうか？

(回答) その通りです。福岡市では新築保育所整備検討地域で、特に新築整備が必要な地域として東区南部、将来的に新築整備が必要と見込まれる地域として、博多区西部、南区北部、早良区中部を想定しています。

- ・ 既存の保育所との距離に規定はありますか？

(回答) 『新築による保育所の設置・運営者公募要項(平成26年10月1日開所予定募集要項)』に『保育所予定地の近隣周辺に既存の認可保育所がないこと。』と記載しており、それ以上の規定はありません。具体的な距離などは規定しておらず、その都度、判断しています。

- ・ 小学校校区のような人口に対しての配置や通所圏のガイドラインがありますか？

(回答) ガイドラインはありません。

- ・ 新たに保育所を立地する場合、駅からの距離など通所しやすさを考慮されていますでしょうか？

(回答) 明確な規定はありません。

- ・ 立地に関しては、保育所運営側が、用意した土地であって、認可保育所の基準を満足していれば、よい。ということでしょうか？

(回答) 『新築による保育所の設置・運営者公募要項』に記載された保育所用地等についての基準を満たせばよろしいです。

- ・ 用途地域や土地利用で、保育所設置が限定されていますでしょうか？  
（回答）特に限定していません。建築基準法、福岡市の建築関係条例等で、法的に園舎の建築が可能であれば、用地候補となります。
- ・ 定員の規定についてですが、何かガイドラインがありますでしょうか？  
（回答）規定はありません。
- ・ 受け入れ人数と保育所の配置に何か、基準はありますか？  
（定員〇名の保育所は、半径〇Km以内には、〇ヶ所といった基準）  
（回答）特に規定はありません。需要と供給のバランスをみて、判断しています。

+++++

このように、福岡市の認可保育所の設置については、小学校校区のような、具体的に数値化された規定はないといえる。福岡市が作成した『新築による保育所の設置・運営者公募要項』にも、保育所用地については、『応募者で用意すること』と記載され、保育所運営者側が用意した土地に対して、福岡市こども未来局子育て支援部保育課が、その都度判断で配置、整備が行われている状況にある。

### 2.3.2 指導の範囲について

福岡市こども未来局保育課にヒアリングより

+++++

行政の保育所への指導は、どの範囲までに及ぶのでしょうか？

- ・ 面積、保育士数等は、基準がありますが、保育方針については基準がありますでしょうか？（モンテッソーリを取り入れている。など）  
（回答）保育所保育指針に沿っていれば、それ以上の基準はありません。
- ・ カリキュラムに関しては、保育所運営側に一任されているのでしょうか？  
（回答）運営の主体は、あくまで保育所運営者側なので、保育所保育指針に沿っていればよく、それ以外の部分は、保育所運営側による判断となります。
- ・ 給食の内容に関しては、保育所運営側に一任されているのでしょうか？

(回答) 基準献立表の試案を配布していますが、この取り扱いは運営者判断として  
います。

- ・ 児童福祉法や厚生労働省の保育指針に書いていない部分で、市独自のガイドライ  
ンが何かあれば、教えてください。

(回答) 福岡市立保育所条例(昭和39年3月31日 条例第61号)、福岡市立保育  
所条例施行規則(昭和39年3月31日 規則第51号)で定める以外に、ガイドライ  
ン等明文化されたものはありません。

+++++

保育方針の決定については、保育所運営者が主体であるとし、厚生労働省による保育所  
保育指針の基準に沿う保育であれば、それ以上の具体的な保育内容は裁量の範囲であり、  
保育所運営者側に選択の自由があるといえる。安全上の対策や衛生上の指導は監査の際に、  
厳しく行われているが、保育のカリキュラムや保育の時間割、園外保育の実施といった点  
は、各保育所の保育方針に基づき、個性をもった保育内容を実施することができる。

## 2.4 認可保育所をめぐる政策と課題

### 2.4.1 認可保育所をめぐるこれまでの政策の流れ

日本では、明治時代頃には、保護者が就労で保育ができない場合、託児所という形で、子どもを預ける施設が存在した。これらは社会事業家等が働く母親の為に民間で設置していたものであったが、大阪で初めて公立託児所が大正時代に設立された。その後、普及したとされる。戦後、1947年に児童福祉法が制定され、認可保育所という制度が施行され、託児所は保育所として扱われるようになった。

『保育制度改革と児童福祉法のゆくえ』<sup>3)</sup>には、政策の流れが述べられており、参照しながら概要をまとめると以下の通りである。高度成長期を迎えた1960年代には、「ポストの数ほど保育所を」をスローガンに、各地に保育所をつくる運動が広がりをみせた。当時、保育所不足から、認可保育所は増設の動きが見られた。この頃はフルタイムの女性勤務を前提としたもので無く、パートタイム労働者を中心に8時間保育という基本的な保育サービスが中心であった。1970年代も、引き続き、保護者らの保育所作りの運動は拡大して行き、国も保育所緊急整備計画を策定し、保育所の増設が行われた。1980年代以降は、日本経済が低成長になり、社会福祉費が抑制され、その後、保育所は減少傾向となった。

1989年の合計特殊出生率が1.57となった、いわゆる「1.57ショック」で、改めて出生率の低下が認識され、子育て支援策の必要性が指摘されるようになる。子育て支援策の検討が進み、この議論の中、1993年に、厚生省内の保育問題研究会の検討会で、公的な保育制度を直接契約方式に転換することが検討されることになった。1994年には『今後の子育て支援のための施策の基本的方向について』（通称エンゼルプラン）が策定され、1995年には社会保障制度審議会が『社会保障制度の再構築－安心して暮らせる21世紀の社会を目指して』という勧告（通称九五勧告）を出した。この「九五勧告」では、公的責任よりも「みんなで支える社会」として、社会連帯をうたい、介護保険制度の創設を提言した。

1997年以降、長引く不況から共働き世帯が増加し、保育所不足が顕在化し、待機児童問題が社会問題化する中、保育所活用策が図られるようになる。その一方で、少子高齢化が顕著になり、政府は少子化対策を打ち出すこととなる。待機児が増える保育所に対し、幼稚園においては、定員割れをおこす園もあり、幼保一元化の流れがでてくる。幼保一元化は、『就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の促進に関する法律』で示されているように、就学前の子どもの保育を一元化し、「認定子ども園」を創設する政策であり、既に、「認定子ども園」が設立され、運用もされている。『保育所運営と法・制度その解説と活用』<sup>1)</sup>では、『認定子ども園制度は、子どものためのにどのような制度があるべきかという観点から提起されたものではありません。少子化の中でも需要が増大し待機児童問題が恒常化した保育所に対し、幼稚園は需要が減退傾向にあり、両制度を一元化

することで、行政コストの削減が図れないかという、財政支出削減を目的とした議論の中で、政治的課題として浮上してきたものです。』と記述されている。この指摘は妥当といえるが、幼児教育に関心が高い昨今、前就学児の保育を統合的に見直す議論もまた、重要な意味がある。今後は、保育に欠ける欠けないに関わらず、保育ニーズが高まってくることが予想され、幼保一元化により乳幼児が等しく保育を受けられる機会が提供できれば、社会福祉の観点からも、望ましい方向といえる。

現在は、2008年に児童福祉法の一部を改正する法案が国会で可決成立したことを受け、2009年から「新保育制度案」についての検討がすすんでいる。

## 2.4.2 新保育制度と今後の方向

2.4.1の認可保育所をめぐるこれまでの政策の流れで述べたように、2009年から「新保育制度」への移行が、議論されている。

『保育制度改革と児童福祉法のゆくえ』<sup>3)</sup>に、新保育制度の課題が以下のようにまとめられている。

『保育制度改革と児童福祉法のゆくえ』より一部抜粋

- 【1】市町村の保育実施義務から保育費用の支払い義務へ
- 【2】保育所利用までの手続き上の問題
- 【3】保育所の応諾義務と優先受入れの問題
- 【4】市町村の保育所整備義務の消滅
- 【5】市町村の認定と保育の利用保障の問題点
- 【6】保育料の応益負担化とその問題点

「新保育制度」は、市町村の義務が、保育実施（現物支給）から、保育費用の支払い（現金給付）になり、介護サービスと同様なシステムになる。また、保育所と保育所への入所を希望する世帯との直接契約になることで、保育所側に入所する世帯が選別されることが想定され、順番待ちになった場合、入所世帯に優先順位をつけることにつながる可能性が指摘されている。

現状の保育所制度では、保育料は保育所利用者世帯が市町村に納入する形であるが、新制度では、保育所と利用者世帯が直接契約し、利用料は保育所に直接納入することとし、公的な保育費用は市町村から、利用者世帯に現金給付されることを、保育所が代理で受

領する形になる。不況の中、保育料を滞納する世帯も多く、福岡市では 2012 年度までの累計で、5 億 8000 万円にも上っている。現状では、保護者が保育料を滞納しているか否かに関わらず、子どもの保育は受けることができる。新制度では、滞納した場合、契約を切ることが容易になり、子どもの保育が保障されない懸念がでていいる。また、新制度では、応益負担で、保育料の負担が多くなり、低所得の世帯では、保育所に入所できない可能性がある。

これらの点に保育所運営側からも、本来、日本国憲法、及び児童福祉法などで、保障されている全ての子どもに対する保育ができなくなるのではないか。という懸念の声が高い。既に、「認定子ども園」では、直接契約方式での運用が開始されている。しかし、既存の認可保育所に限り、「児童福祉法 第 24 条 2 項」の市町村における現物支給の義務の適応が残っている。

幼保一元化に基づく「認定子ども園」への移行は、需要が増大している保育所と、需要が低減傾向にある幼稚園とを一元化して、財政上低コストで、待機児童を解消するという財務的要因がきっかけであるとしても、保育に欠ける、欠けないに関わらず、幼児教育への体制を整え、全ての子どもが等しい保育を受けることが可能になれば、幼保一元化を行った意味がある。欧米諸国では、未就学前 2 年間の無償保育を行っている国もあり、日本においても 2006 年に『経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006』において、「幼児教育の将来の無償化」の検討が盛り込まれている。しかし、文部科学省が管轄する幼稚園と厚生労働省管轄の保育所の制度上や運営の問題から、検討が重ねられながらも、一元化することができず、それぞれの制度が残っている。

このように「新保育制度」は社会福祉の観点からは逆行している、との議論が出ており、その一方で、保育サービスの市場化の議論もでてきている。保護者の保育ニーズが多様化し、保育に欠けない世帯に対しての保育サービスの必要性も高まっている昨今、保育所のあり方は様々な視点で検討を進める必要がある。

#### 2.4.3 認可保育所における課題

現行の法制度において、認可保育所の運営上の課題があるかを文献等で調査すると共に、保育所園長、及び、保育所運営の社会福祉法人の専務理事にヒアリングを行った。

ヒアリングの結果や文献等では、現行の保育制度や法整備における課題を整理すると主に、保育所の設置基準の低さが問題視されている。保育所運営者側からもこの点の指摘は多く、運営にあたって制約になっていることが見てとれる。一方、保育所運営者側からは、現行保育制度のシステムやしきみについては評価の声が聞かれ、新制度に移行するのではなく、現行制度を維持して欲しいという要望もでていた。

問題視されている認可保育所の設置基準は、面積、必要諸室、保育士の配置など児童福祉法で定められているが、世界的にみても、この基準が低いと言わざるをえない。

保育士の配置基準については、0歳児は、保育士一人に子ども3人だが、1,2歳児は保育士一人に子どもが6人、3歳児は保育士一人に子どもが20人、4,5歳児は子どもが30人である。『機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業総合報告書』<sup>67)</sup>の調査報告書での、欧米の状況をみると、保育士1人に対し、フランスが、5歳児で15名、イギリス、ドイツが13名、アメリカは州で異なるが、概ね10名前後となっている。このことから日本の基準が低いことは否めない。面積の基準についても、日本では、0,1歳児が子ども一人当たり3.3㎡、2歳児～5歳児は、子ども一人当たり1.98㎡となっている。この点でも、欧米では、2㎡を下回る場所は少なく、日本の基準はやや低いといえる。

また、保育所の運営費は、公的資金から大部分が賄われており、その金額は、基準に照らし合わせて細かく定められ、子どもの人数や保育士の等級に応じた金額を「民間施設給与等改善費適用申請書」で申請の上、保育所に支払われている。保育所の運営では、一般的に保育士の人件費が、運営費の70～80%程度を占めており、運営費の中の負担となっているが、公的資金で支払われる勤続年数等で定められる保育士の等級は、低く見られている為、勤続年数が長く、ベテランの保育士を雇用しにくいという現状がある。その為、現状の補助金算定基準では、経験豊富なベテランの保育士や正規雇用の保育士の雇用が難しいといえる。このことは、保育の質に関係し、子どもへの手厚い保育を目指すには、望ましいとは言い難い。当然のことながら、新卒で経験年数の少ない保育士であれば、賃金は安く、運営上の経費負担は少なくなるが、現場経験が浅いことから現場での対応力が不足しがちで、保育の質を落とす傾向は否めない。そもそも、保育士の勤務条件はハードであるにも関わらず、民間の認可保育所では保育士の賃金が低く、保育士を新しく雇用しても、数年でやめられるということも多々ある。現在、保育所は待機児童解消の為、拡張の方向であるが、一番の課題は保育士の人材確保であると言われている。地方自治体によっては、保育士の資格を持ちながら、専業主婦などで働いていない潜在的保育士の発掘に着手しているが、賃金や勤務条件の改善がなされなければ、抜本的な解決にはならない。その一方、公立での認可保育所の保育士の賃金は、民間認可保育所より、かなり高く、格差が生じていることも、看過できない。

このように保育所運営者側からの視点では、基準の低さについては問題視しているが、入所のシステムを含む現行の保育制度や厚生労働省の保育指針については、評価する声があり、むしろ新保育制度への移行による現金支給方式への転換について不安の声が聞かれた。特に、厚生労働省の保育方針は各保育所の裁量範囲が広く、それぞれの保育所が目指す保育が実現しやすい点から、現行の保育制度には特に課題がないと感じているようであった。

一方、経済的な視点では、保育所サービスの供給が閉ざされたシステムで囲い込まれ、市場に開放されていないことを指摘する研究もあり、市町村が保育料を決定していることや保育料の設定金額、補助金の投入など市場経済から見て現行の保育所制度が不適切であるという指摘もある。このことは、何年も前から議論がおこっているが、「保育の質の確保」という視点や「保育」が「社会福祉」の一環であるという側面から、保育所の市場化が進んでいない状況にある。保育サービスの供給にあたり、社会福祉法人以外の会社組織の参入を認め、市場化が進めることで、保育料の適正化や受け入れ人数の確保、多種多様なサービスの創出に繋がるという意見が多数あるのも現状である。

上記のように認可保育所の現行制度、新保育制度には課題があるといえるが、こういった議論は、社会福祉制度上の部分が多く、本論文の範囲から考えて取り扱わない。

本論文で着目する点は、待機児童問題への対策が進む中、数の確保のみの注力に留まり、多様化する保護者の保育ニーズに保育所サービスが応えられているか、である。保育所サービスでは、時間的なサービスなどの拡大は図られているが、保護者の保育ニーズは、それにとどまらず、就学前のプレ教育や日常のしつけなど、多岐にわたっていることが考えられる。

また、保育所には小学校のような厳格な学習指導要項がなく、前述の保育所保育指針の範囲からみても、保育所の保育方針には自由度が高く、保育所の個性化の傾向がみられる。しかし、保育所の個性化については、保護者は把握しにくく、入所してはじめてわかる部分も多い。このことから、保育所の提供するサービスと保護者の保育ニーズが合致していないことが想定される。実際、入所後、保育方針がそぐわず、保育所を替わる事例もみられることから、保育所のサービスと保育ニーズのマッチングが必要となっていると考えられ、現在は国や自治体は数の確保に注力しており、保育ニーズの多様化は注目されていないが、保育所数の整備が進むにつれ、保育所と保護者のミスマッチの問題は顕在化してくると考えられ、今後、課題となってくると予想される。

## 第3章 保護者の保育ニーズの多様化と類型化

### 3.1 はじめに

近年、保護者の保育ニーズは多様化の傾向があるとされており、このことは、既往研究等でも保育ニーズの多様化として取り上げられている。具体的には、自然とのふれあいを重視し、園舎を持たず一日中森で過ごす「森の保育園」や、逆に就学準備を含めての早期教育を取り入れた保育所サービスが出てきており、これらは、保護者による様々な保育ニーズに応じてきているものといえる。

従前は、通所の利便性や勤務時間との兼ね合いといった保護者の都合が保育ニーズで注目されていたことから、延長保育や休日保育など時間的なサービスの改善がすすめられてきた。しかし、現在、延長保育は各保育所でも実施がすすんでおり、それ以外での保育ニーズが顕在化してきている。

子育て世帯の動向をみると、少子化が進む中、少ない子どもにできる限りのことをしたい、と考える保護者は増加していると思われ、小さいうちから習い事をさせたり、幼児教育の通信教材をとる事例も多々ある。『保護者の保育ニーズに関する研究－選択される幼児教育・保育－』<sup>32)</sup>では、幼児の習い事の利用実態を明らかにしており、利用度の高い順に、スイミング教室が30%、音楽教室が21%、習字教室が16%と続き、習い事を利用する世帯が一定量あることがわかる。また、『昨今、幼稚園や保育所は選択される時代になっており、質の高い保育が益々求められている。(中略)社会情勢の変化に伴い、幼稚園や保育所は子どもの社会化の場として、多様な経験が期待されている』と述べており、調査の結果からも、保育ニーズが多様化している傾向が見られる。

しかしながら、待機児童問題が叫ばれる中、保育所整備は数の確保のみが先行してしまい、保護者の細かなニーズには対応しきれていないのではないだろうか。その為、保育所に入所したものの、保育方針に合わず、転所する事例も見受けられる。本来、保育所に入所する際に、保育所サービスと保護者の保育ニーズが合致していることが望ましい。そのための第一ステップとして、まず、保護者がどのような保育ニーズを持っているかを把握する必要がある。

そこで、第3章では、保護者の保育所サービスに対する保育所選定理由の分析や、保護者による保育所サービスに対する満足度を分析し、満足とする項目からの類型化を行うことで、求められている保育ニーズを把握するとともに、多様化の傾向を明らかにする。

## 3.2 調査内容

### 3.2.1 調査の方法とアンケートの設計

#### 調査方法・分析手法

保護者の住環境や子育て環境におけるニーズの把握をするために、住環境や子育てに関するアンケート票を作成し、認可保育所を利用する世帯にアンケート調査を実施する。アンケート調査は、認可保育所へ通う子どもの保護者あるいはそれに代わる成人の方を回答者とし、調査協力が得られた福岡県の6施設に対して訪問留置方式で実施した。

#### アンケートの設計

アンケートでは、以下を明らかにすることを目的に作成する。

- ・ 保護者の仕事や生活、子育てに対する意識と居住ライフスタイルを把握する。
- ・ 保護者の保育ニーズを把握する。
- ・ 保護者の保育ニーズと居住ライフスタイルの関連を明らかにする。

アンケートは保育所のサービスに対する評価の計測を目的として、福岡県の認可保育所を調査対象として実施した。アンケート内容は ①回答者の家族、住まい、通勤時間などの基本情報 ②住居及び周辺環境に対する考え方 ③住居及び周辺環境への満足度 ④子育て環境と子育ての考え方 ⑤保育所について、の5つで構成し、主に選択肢を選ぶ形式とした。

表 3-1 アンケート調査項目

	内容
個人属性	・ 居住地・性別・年齢 ・ 職業・勤務先・勤務時間 ・ 家事労働時間 ・ 同居している家族構成 ・ 現在の居住形式・年数・間取
住居・周辺環境	・ 望む住まいの所有形式 ・ 現在の住居選考理由 ・ 住まいを選ぶ際に大切だと思うこと ・ 転居意向 ・ 住まい方
住環境評価	・ 利便性・快適性・保健性・安全性
子育て環境	・ 子育てのしやすさ ・ 転居意向 ・ どんな子に育ててほしいか ・ 子供にとっての最善の住環境
保育所に関して	・ 満足度・望むサービス ・ 通園について

### 3.2.2 対象認可保育所の選定

認可保育所は、児童福祉法に基づいた保育所設置基準があるが、これらの基準は保育士の人数や園庭面積、保育室の面積といったハード面での基準となっている。また、『保育所保育指針』で定められた保育指針があるが、概念的な内容が中心で、具体的な保育方針やカリキュラムに関しては、保育所運営者側で比較的自由に設定することができる。そのため、しつけを重視した保育所や、のびのびと遊ぶことを主眼にした保育所など、保育所によって、保育方針はまちまちとなっている。今回の調査では、保育所の保育方針の違いが保育所サービスの満足度に影響することが予め想定できることから、保育方針の差による影響を除外するため、保育方針が同じ傾向の保育所を調査対象に選定した。

そこで、どのような保育方針の保育所を選定するか検討する必要があるが、『子育て世帯のライフスタイルの志向性と保育所サービスの関連性』<sup>17)</sup>での、保護者の子どもが通所する保育所への満足度調査より、自然と触れ合う郊外型保育所の満足度が高く、入所希望が多い傾向があることが、把握できている。

この調査結果を受けて、福岡県内の認可保育所の内、立地環境が異なる中で、保育方針として自然と触れ合うことに主眼に置いた保育所の中から、アンケート調査の協力を得られる保育所を6つ選定し、アンケート調査を実施した。調査保育所のうち、4つは、福岡市内の保育所であり、1つは久留米市の保育所、そして、もう1つは福岡市の東に位置し、福岡市への通勤圏であり、郊外に位置する久山町の保育所で調査を行った。このような立地が異なる保育所での調査を行うことで、立地による影響を把握できる可能性があると考えた。

それぞれの保育所の特徴は以下のとおりである。

保育所 A：福岡市東区に位置し、近隣は住宅が建て込んでいる。

周辺に自然が少ないため、同じ園外活動を取り入れている。

保育所 B：久山町の郊外型保育所。町で唯一の認可保育所で自然にあふれた環境。

保育所 C：福岡市南区で DID の境界近くにあり、近傍に油山など自然が多い。

保育所 D：福岡市東区に位置し、近隣はマンションや店舗が建てこむ地域。

地下鉄沿線にあり通勤に便利。大学構内にある。

保育所 E：福岡市東区に位置し、昔ながらの町割が残る狭小地に住宅が建てこみ、

商店街も近い。地下鉄沿線にあり通勤に便利。大学構内にある。

保育所 F：久留米市の郊外型保育所 西鉄久留米駅まで車で 20 分と利便性あり

各保育所の概要は以下の通りである。

表 3-2 福岡県調査対象認可保育所の概要

		保育所 A	保育所 B	保育所 C	保育所 D	保育所 E	保育所 F
定員		200	120	75	135	104	100
開設年月		昭和 49 年	平成 17 年	平成 15 年	平成元年	昭和 58 年	平成 6 年
設置者		社会福祉 法人	地方自治体	社会福祉 法人	社会福祉 法人	社会福祉 法人	社会福祉 法人
敷地面積		2047.97 m <sup>2</sup>	6025.45 m <sup>2</sup>	706.65 m <sup>2</sup>	1159.46 m <sup>2</sup>	757.06 m <sup>2</sup>	1373.00 m <sup>2</sup>
建物面積		1528.20 m <sup>2</sup>	950.00 m <sup>2</sup>	409.12 m <sup>2</sup>	714.73 m <sup>2</sup>	452.47 m <sup>2</sup>	634.38 m <sup>2</sup>
建物構造		混構造 2 階建	S 造平屋	木造平屋	R C 造平屋	R C 造 3 階	木造 2 階
立地		・ 中心市街地 ・ J R 箱崎駅 から 0.9km	・ 郊外 ・ 福岡インタ ーから 10km	・ 郊外近く ・ 地下鉄金 山駅から 5.7km	・ 中心市街地 ・ 地下鉄九大 馬出駅から 100m	・ 中心市街地 ・ 地下鉄箱崎 九大前から 200m	・ 郊外 ・ 西鉄久留 米駅から 4.8km
サ ー ビ ス	障害児保育	○		○	○	○	○
	一時預かり		○				○
	地域事業	○	○				
	育児相談	○	○			○	
	その他	・ 学童保育	・ 園庭開放 ・ 地域保育支 援センター	・ 学童保育	・ 病院内保育 ルーム		・ 園庭開放
開設時間		( 平 日 ) 7:00-18:00 ( 土 ) 7:00-18:00	( 平 日 ) 7:30-18:30 ( 土 ) 7:00-18:00				
延長保育		( 平 日 ) ~ 20:00	( 平 日 ) ~ 19:00	( 平 日 ) ~ 19:00	( 平 日 ) ~ 22:00	( 平 日 ) ~ 21:00	( 平 日 ) ~ 19:00

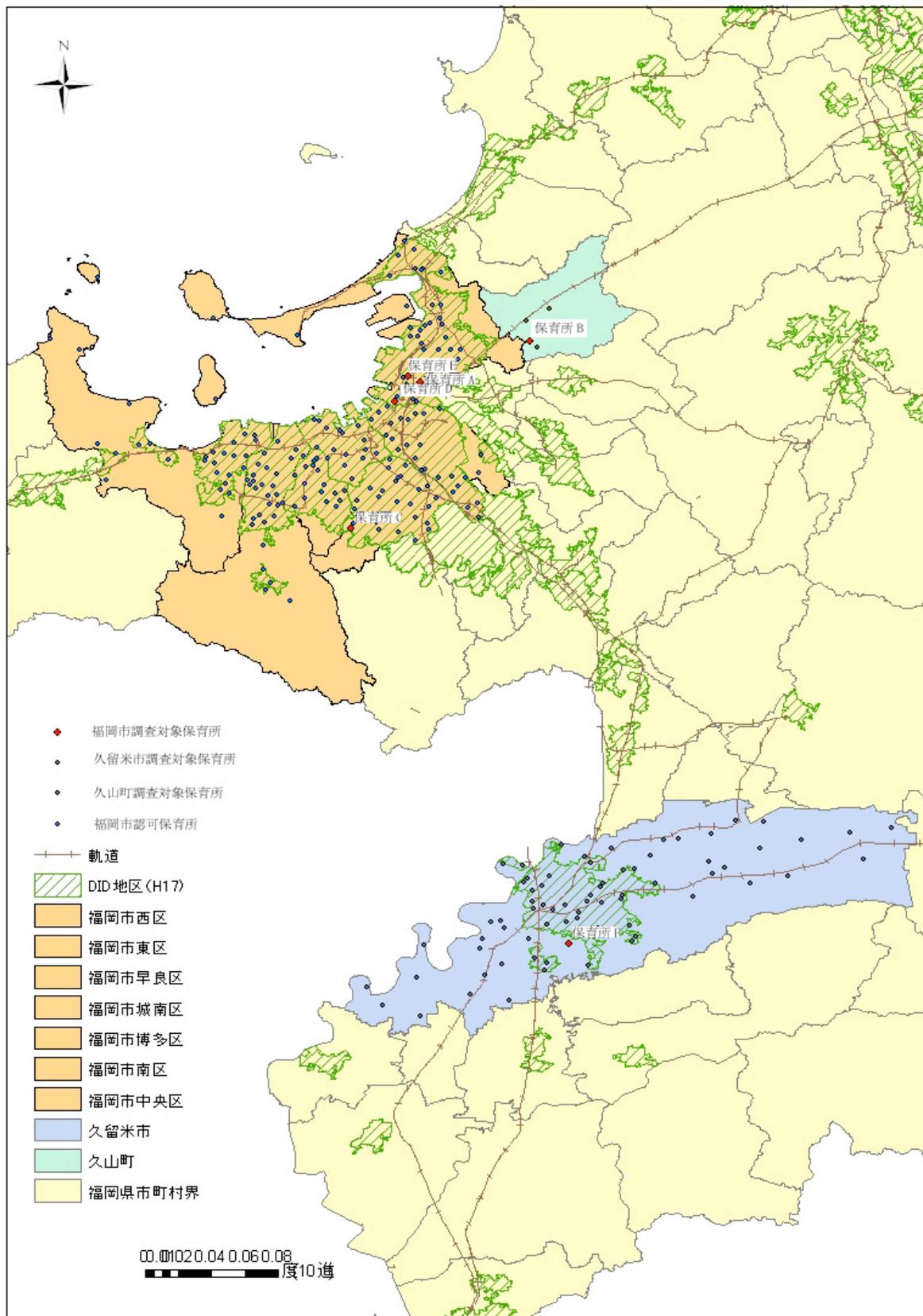


図 3-1 対象保育所の位置（福岡県）

### 3.2.3 保育ニーズ評価指標

保育所サービスに対し、保護者がどのような保育ニーズを持ち、評価しているかの指標（以下ではこれらをまとめて保育ニーズ指標と表記する）を表 3-3 に示した。指標は既往の研究である『保護者の保育ニーズに関する実証的研究』<sup>29)</sup> を参考にした。前述の研究では、幼稚園を研究としており、調査内容として、「幼稚園の選択基準を問うもの」「保育内容に関する期待度を問うもの」「保育サービスへの期待度を問うもの」の3つに分類され、調査を行っている。その中で、期待度についての項目は、求めるニーズの中でも上位と判断し、選択基準を問うものをベースに考えた。「幼稚園の選択基準を問うもの」では、保育方針・内容、園の規模の最小、自宅からの距離、兄姉・友だちが通園、園の周辺環境、保育サービス、園の施設・設備、保育料、先生の人柄、世間の評判、設置者の別、男性の保育士、子ども自身が気に入る、の13の項目を挙げているが、本論文では、認可保育所を対象としており、保育所では送迎が不可欠であることから、ニーズが高いと想定される通所に関する指標として、職場からの距離を付加している。

また、『保護者の保育ニーズに関する実証的研究』<sup>29)</sup> で含まれている「保育サービス」の項目は認可保育所では、既に備わっているサービスの為、「保育サービス」の項目も除外している。同研究の調査結果では、男性の保育士、設置者の別、園の規模の大小は選択理由から低いことから除外し、且つ、所得により保育料が定められている認可保育所では、保育料が選択理由にならないことから除外した。逆に、近年、子育て環境が厳しい中、子育ての悩みの相談をしたり、同じ境遇にある人同士で、雑談をすることがストレス解消になると感じていることを想定し、保護者同士の交友関係も保育所の選択理由になると考え、子育て保護者同士の交流を新たに付加した。

表 3-3 保育ニーズ指標

評価指標	略称
自宅から保育所までの距離	自宅距離
職場から保育所までの距離	職場距離
保育施設(建物や園庭)の充実	保育施設充実
保育に対する方針	保育方針
教育サービスの充実	教育サービス
延長保育などを含む時間的な融通	延長保育
アレルギー対応給食などの特別な対応	アレルギー対応
保護者への対応や保育士の対応	保育士対応
保護者同士の交流	保護者間交流
子どもが気に入っている	子どもの好み

### 3.2.4 アンケート調査の回収状況

アンケート調査は、保育所へ通う子どもの保護者あるいはそれに代わる成人の方を回答者とし、調査協力が得られた6施設（福岡市1施設、久山町1施設、久留米市都市圏1施設）に対して訪問留置方式で実施した。アンケート票の配布は一世帯に1部とし、兄弟がいる場合は、どちらかの子どものクラスで配布をしてもらった。

調査期間は2011年12月27日から2012年4月13日であり、アンケートの配布・回収状況は表のとおりである。

表 3-4 アンケート回収率

	配布数	回収数	回収率
福岡県6施設	615	256	41.6%

表 3-5 保育所別アンケート回収率

	配布数	回収数回収率	調査期間
保育所 A	150	50 (33%)	2012/01/07～2012/01/21
保育所 B	116	59 (51%)	2012/03/09～2012/03/16
保育所 C	60	27 (45%)	2012/04/06～2012/04/13
保育所 D	100	51 (45%)	2011/12/27～2012/05/07
保育所 E	80	28 (35%)	2012/01/20～2012/01/30
保育所 F	100	41 (41%)	2012/03/06～2012/03/16

### 3.2.5 回答者の属性

アンケート調査から得られた回答者の基本属性は表 3-6 のとおりである。参考に、佐賀市との違いをみる為、『子育て世帯のライフスタイルの志向性と保育所サービスの関連性』<sup>17)</sup>での調査における佐賀市の結果分析を一部引用し、福岡県のデータと比較する。回答者は育児を中心に担う女性が大部分を占め、年齢層は30代が中心であった。

佐賀市では、20代が23.9%、30代が56.9%であったのに対し、福岡県では、30代が70.3%と突出して多く、佐賀市に比べるとやや都市化が進んでおり、都市部の晩婚化の傾向が母親の年齢に影響しているのでは、と考えられる。また、福岡県では核家族が全体の85.2%を占め高い比率であったが、佐賀市では核家族の比率は69%と最も高いものの、拡大家族

も 19.3%を占めていた。佐賀市では、その他の家族構成も 2.5%あり、佐賀市の方が、多様な家族構成を持っているといえる。

表 3-6 回答者の属性（基本属性）

質問項目	カテゴリー	佐賀市(参考)		福岡県	
		度(人)数	%	度(人)数	%
性別	男性	13	6.6%	10	3.9%
	女性	182	92.4%	238	93.0%
	未記入他	2	1.0%	8	3.1%
年齢	20代	47	23.9%	24	9.3%
	30代	112	56.9%	180	70.3%
	40代	33	16.7%	48	18.8%
	50代	1	0.5%	0	0.0%
	60代以上	3	1.5%	0	0.0%
	未記入他	1	0.5%	4	1.6%
世帯構成	核家族	136	69.0%	218	85.2%
	拡大家族	38	19.3%	21	8.2%
	父子・母子家族	15	7.6%	12	4.7%
	その他	5	2.5%	0	0.0%
	未記入他	3	1.5%	5	1.9%

表 3-7 回答者の属性(職業)

質問項目	カテゴリー	父親		母親	
		度(人)数	%	度(人)数	%
職業	会社員	164	64.1%	105	41.0%
	公務員	28	10.9%	34	13.3%
	自営業	33	12.9%	12	4.7%
	パート・アルバイト	5	1.9%	67	26.2%
	無職	1	0.4%	30	11.7%
	その他	10	3.9%	8	3.1%
	未記入他	15	5.9%	0	0%

表 3-8 回答者の属性(通勤時間と勤務時間)

質問項目	カテゴリー	父親		母親	
		度(人)数	%	度(人)数	%
通勤時間	15分未満	50	19.4%	89	34.8%
	15～30分	89	34.7%	87	34.0%
	30～45分	69	26.9%	42	16.4%
	45～60分	15	5.8%	15	5.8%
	60分以上	16	6.2%	10	3.9%
	未記入他	18	7.0%	13	5.1%
勤務時間	4時間未満	0	0.0%	1	0.4%
	4～5時間	1	0.4%	12	4.7%
	5～6時間	4	1.6%	24	9.4%
	6～7時間	3	1.2%	34	13.3%
	7～8時間	26	10.1%	63	24.6%
	8～9時間	75	29.3%	85	33.2%
	9時間以上	127	49.6%	23	9.0%
	未記入他	20	7.8%	14	5.4%

表 3-7 の回答者属性(職業)をみると、父親、母親ともに会社員が最も多く、公務員が  
 一割を超える程度になっている。母親はパート・アルバイトの割合が 26.2%と父親と比べ  
 ると高く、非正規雇用の形態が多いことがわかる。表 3-8 の回答者属性(通勤時間と勤務  
 時間)で通勤時間をみると、地方都市の福岡という性格上、60分を超える時間は一割未満  
 であり、また、母親の方は通勤時間が短い傾向にある。勤務時間については、父親は9時  
 間を超える労働が 49.6%と約半数に上っており、父親は仕事中心の様子が垣間見られる。  
 母親については、ややばらつきがあるものの、7～9時間の勤務時間の合計が 57.8%となっ  
 ており、非正規雇用でありながら、長時間の労働になっていることがわかる。

表 3-9 の回答者属性(通所時間と通所手段)で通所時間については、15分未満が 69.1%  
 と最も高く、30分未満と合わせると、全体の 91.4%を占め、通所時間が60分を超えるの  
 は、0.0%となっている。また、通所手段については、80.8%が自家用車での通所と回答し  
 ており、高い値を示している。一般道路を利用した車の移動の場合、30分以内と考えると  
 およそ 20Km 圏以内が通所距離と想定できる。電車、バスを使用した通所手段は、合計で  
 も 1.2%と少なく、乳幼児を連れての公共交通機関での移動の難しさや、地方都市における  
 公共交通機関の利便性の悪さなどが、この結果に繋がったのではないかと考えられる。

表 3-9 回答者の属性(通所時間と通所手段)

質問項目	カテゴリー	度(人)数	
		人数	%
通所時間	15分未満	177	69.1%
	15～30分	57	22.3%
	30～45分	17	6.6%
	45～60分	1	0.4%
	60分以上	0	0.0%
	未記入他	4	1.6%
通所手段	徒歩	23	9.0%
	自転車	17	6.6%
	自家用車	207	80.8%
	電車	2	0.8%
	バス	1	0.4%
	併用	2	0.8%
	未記入他	4	1.6%

通所時間、勤務時間については既往の研究で、保育所選定の重要な要素であることが明らかであり、今回のアンケート調査でも、保護者の保育ニーズとして、保育所別の傾向を見るため、通所時間、及び、勤務時間について、図 3-2 にまとめた。

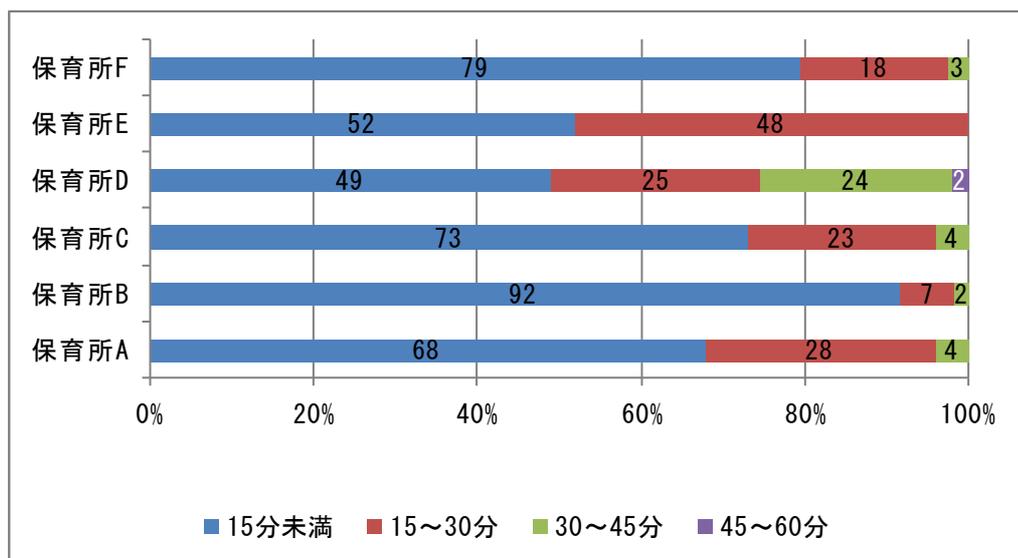


図 3-2 保育所別の通所時間 (福岡県)

集計の結果、久山町にある保育所 B では、92%が通所時間を 15 分未満と回答している。保育所 D では、30 分以上～60 分以下が 26%となっており、他の保育所より通所時間が長い傾向がある。しかしながら、保育所 D は九州大学病院地区内の保育所であり、通所する保護者の大部分は九州大学病院内で勤務するものが多く、職場と保育所との立地が近接していることから、通所時間が長く不便であるとは一概にいえぬ。

通勤時間をみると、保育所 B と保育所 F の母親の通勤時間はやや短い傾向があり、保育所 D では、母親の通勤時間はやや長い傾向が見受けられる。

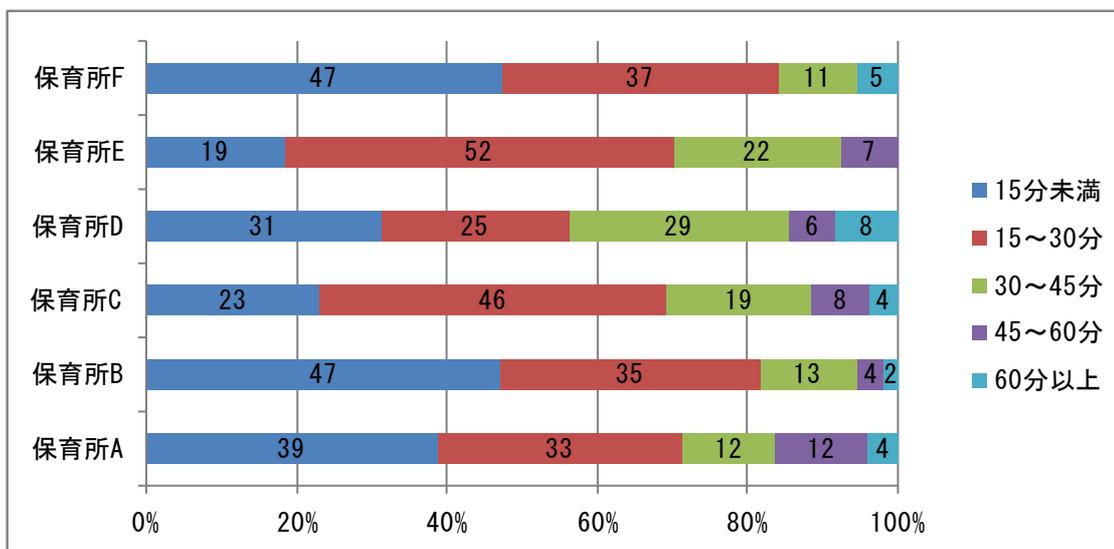


図 3-3 保育所別の母親の通勤時間（福岡県）

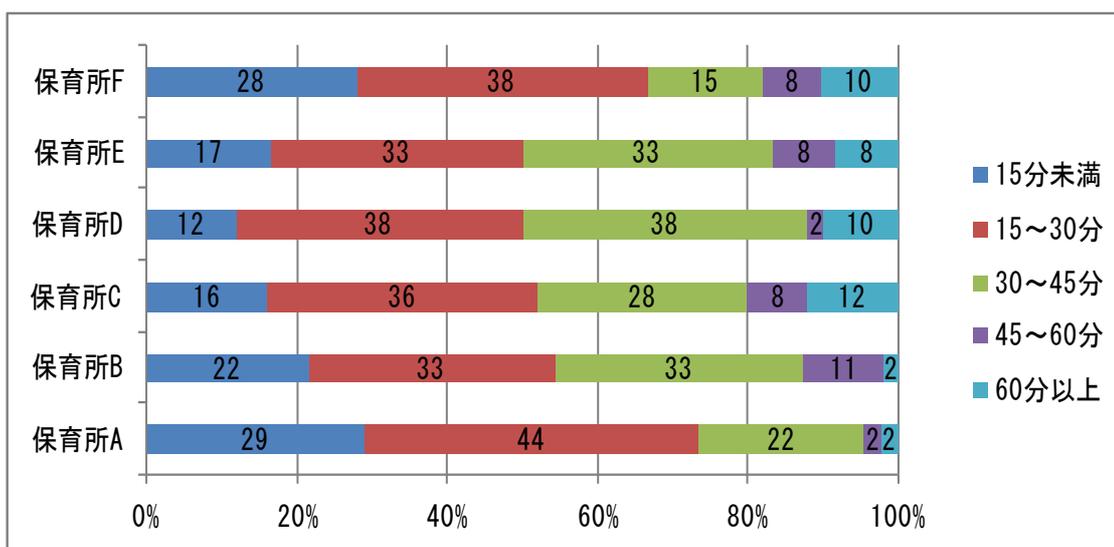


図 3-4 保育所別の父親の通勤時間（福岡県）

### 3.3 保育所への満足度と保育ニーズの評価

#### 3.3.1 保育所満足度と保育ニーズ

保護者に対するアンケートの中で、通所している保育所に対する満足度に関する質問を設け、5件法で回答を得た。図3-5に示した通りであるが、「満足」、「どちらかという満足」で87%と高くなっており、「不満」の回答はなく、「どちらかという不満」が2%であった。

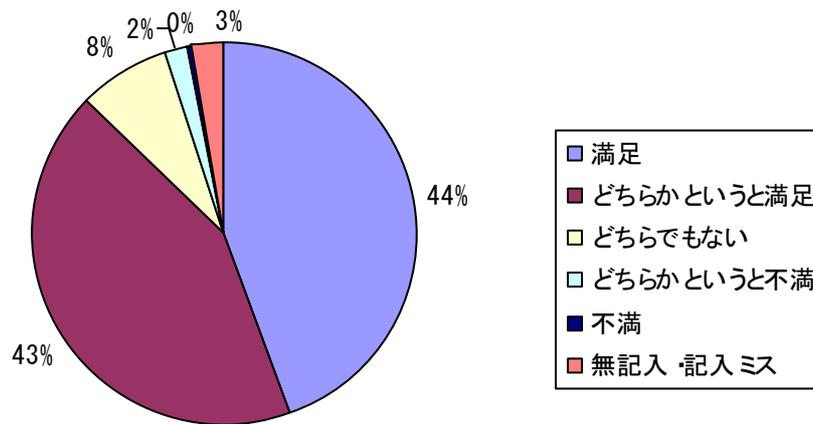


図3-5 福岡県での保育所の満足度

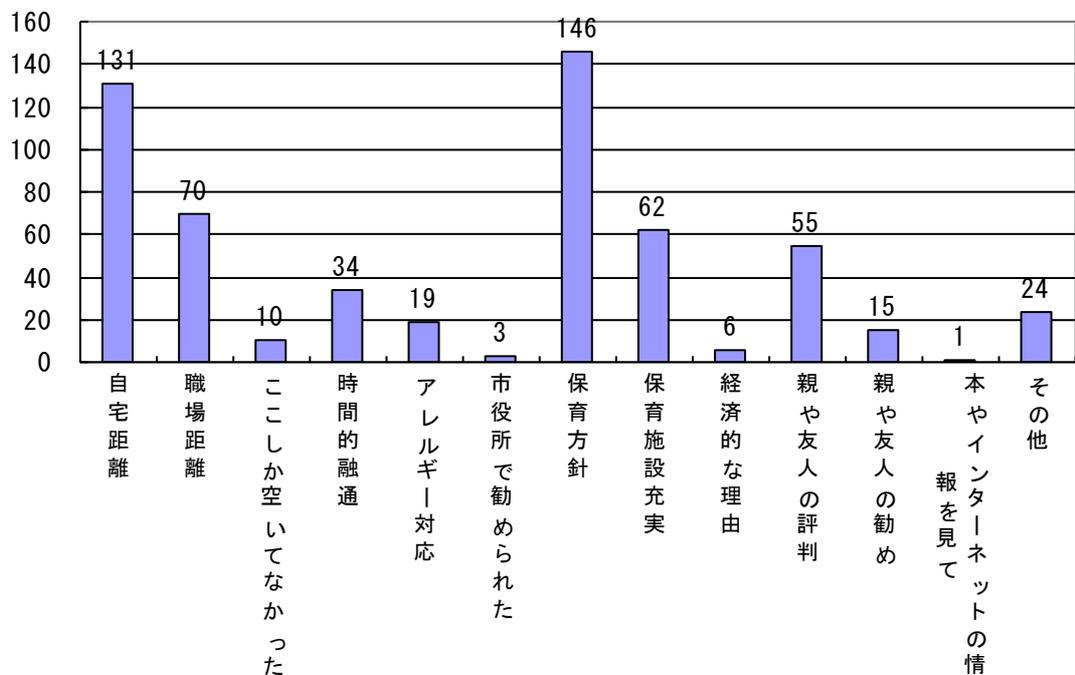


図3-6 福岡県での保育所選定理由（複数回答）

福岡県での保育所選定理由の集計結果が、図 3-6 である。「保育方針」が 146 ポイントと最も高く、次に、「自宅距離」の 131 ポイントで、「職場距離」の 70 ポイントが続いている。次に、満足している項目を複数回答可で選択してもらい、ポイントを単純集計した結果が図 3-7 である。最もポイントが高いのは、147 ポイントの「保育方針」で、次に、「保育士の対応」の 125 ポイントが続いている。保育所選定理由でも、「保育方針」が高くなっており、保護者が、親の利便性を考慮しつつも、保育方針を重要視していることがわかる。

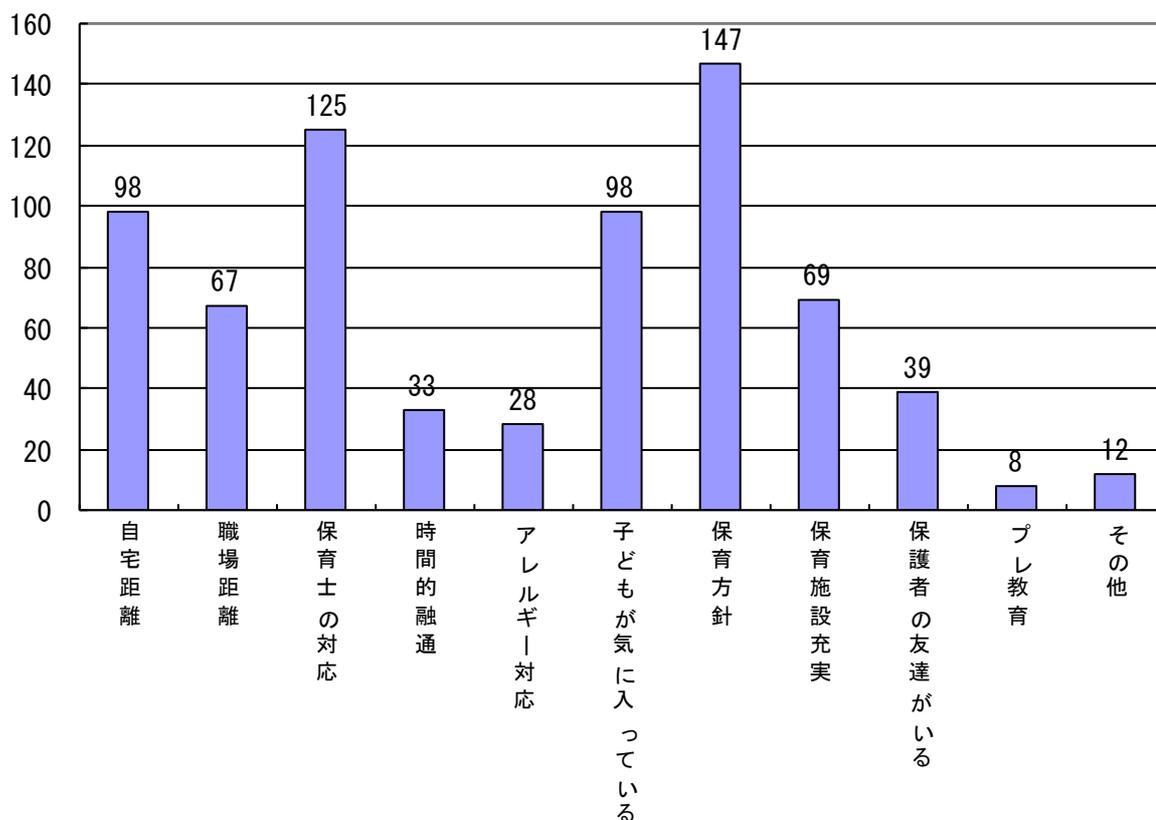


図 3-7 福岡県での保育所の満足している項目（複数回答）

福岡県の福岡県の調査保育所別での集計結果が、図 3-8 である。集計の結果、「満足」・「どちらかという満足」の合計値が最も高いのが、保育所 C で、96%の保護者が「満足」・「どちらかという満足」としており、「不満」・「どちらかという不満」は皆無である。中でも「満足」と答えた保護者が 70%で、全体として非常に高い満足度となっている。それに対して、「満足」・「どちらかという満足」の割合が最も低いのが、保育所 B で、

「満足」・「どちらかという満足」の合計が78%となっており、特に、「満足」の比率が25%と他の保育所より低い結果となった。

調査保育所の選定で述べたように、いずれの保育所も自然との触れ合いを重視した保育方針であり、保育のカリキュラムについてもリズム体操を取り入れ、厳しいしつけを行わず、文字の読み書きといったプレ教育を実施していないなど、共通項が多い。保育方針以外で、保育所Cと保育所Bとの違いがどこにあるかを把握し、満足度に対して何が影響しているかを分析する必要がある。保育所Dでは、92%の保護者が「満足」・「どちらかという満足」と回答し、保育所Cに続いて、高い値を示した。続いて、保育所Fで「満足」・「どちらかという満足」が90%、保育所A、保育所Eで「満足」・「どちらかという満足」が86%となり、いずれも高い値を示している。

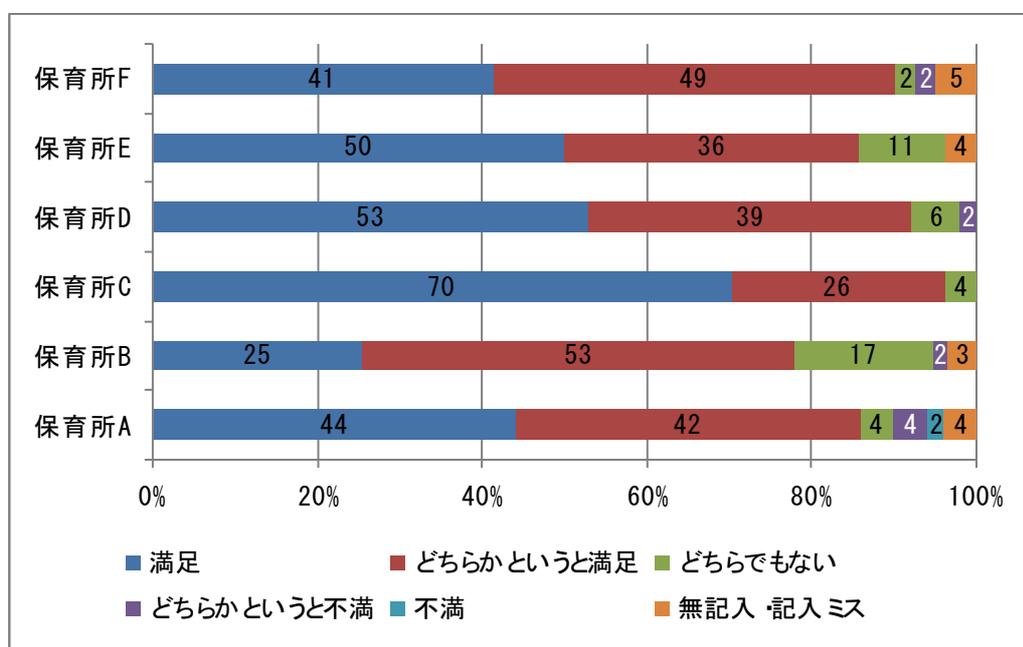


図 3-8 保育所別の満足度（福岡県）

続いて、保育所を選んだ理由を複数回答可の形式で、当てはまるものに○をつけてもらった。その単純集計結果が、図 3-9 である。保育所では保護者が送迎を行う必要があり、子育てと仕事に追われる日常では、通所時間は短い方がいい、といった理由になるのは考えやすく、「自宅距離」や「職場距離」が保育所選定理由になることは、予め、想定できる。しかしながら、「自宅距離」や「職場距離」といった通所の利便性だけでなく、「保育方針」「保育施設充実」「親や友人の評判」といった項目も選択理由で上がっている。このように一つの理由に集中するのではなく、分散する傾向が見受けられる。

また、保育所別にみても「自宅距離」が選択理由として高くなっている保育所B、「職場距離」や「時間的融通」がやや高くなっている保育所D、「保育方針」が高くなっている保育所Fなど、それぞれで傾向はあるものの、決定的な項目がない。

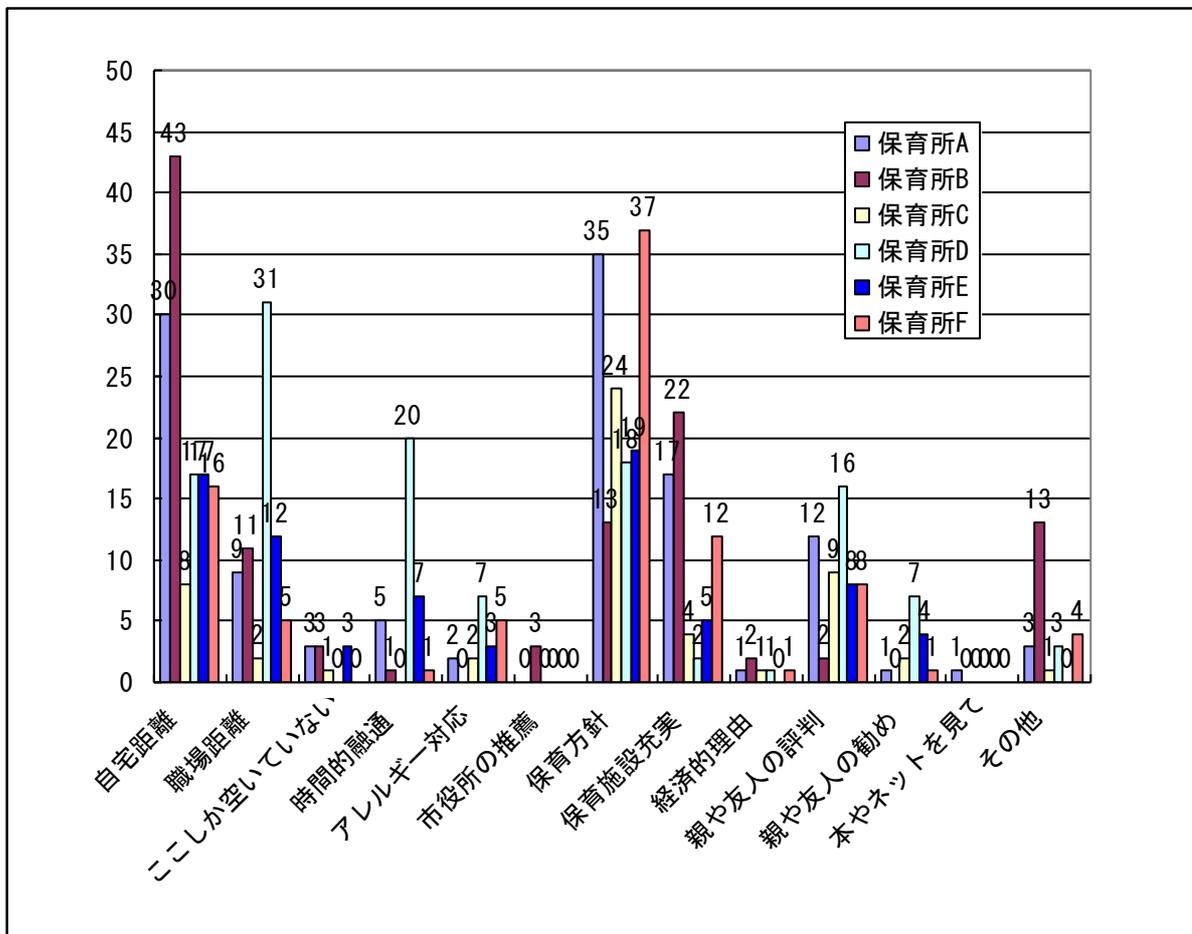


図 3-9 保育所選定の理由

次に、保育ニーズの指標それぞれについて、現在通所している保育所で満足している項目について、複数回答可で○をつけて貰い、単純集計したのが図 3-10 である。この設問では、提供されている保育所サービスに対して、保護者が高く評価している項目が抽出されており、結果的にどのような保育所サービスが求められているかを把握することができる考えた。

満足している保育の評価指標については集計結果から、「保育士の対応」や「保育方針」の値が高くなっている。しかしながら、「自宅距離」や「保育施設の充実」も、やや高い

傾向があり、決定的な項目はなく、ばらついている。且つ、保育所別でも、ばらつきが見られる。

こうしたことから、全ての項目を含めて、複合的に判断する為の分析が必要と考えられ、満足している評価指標を用いて、因子分析を行うこととする。

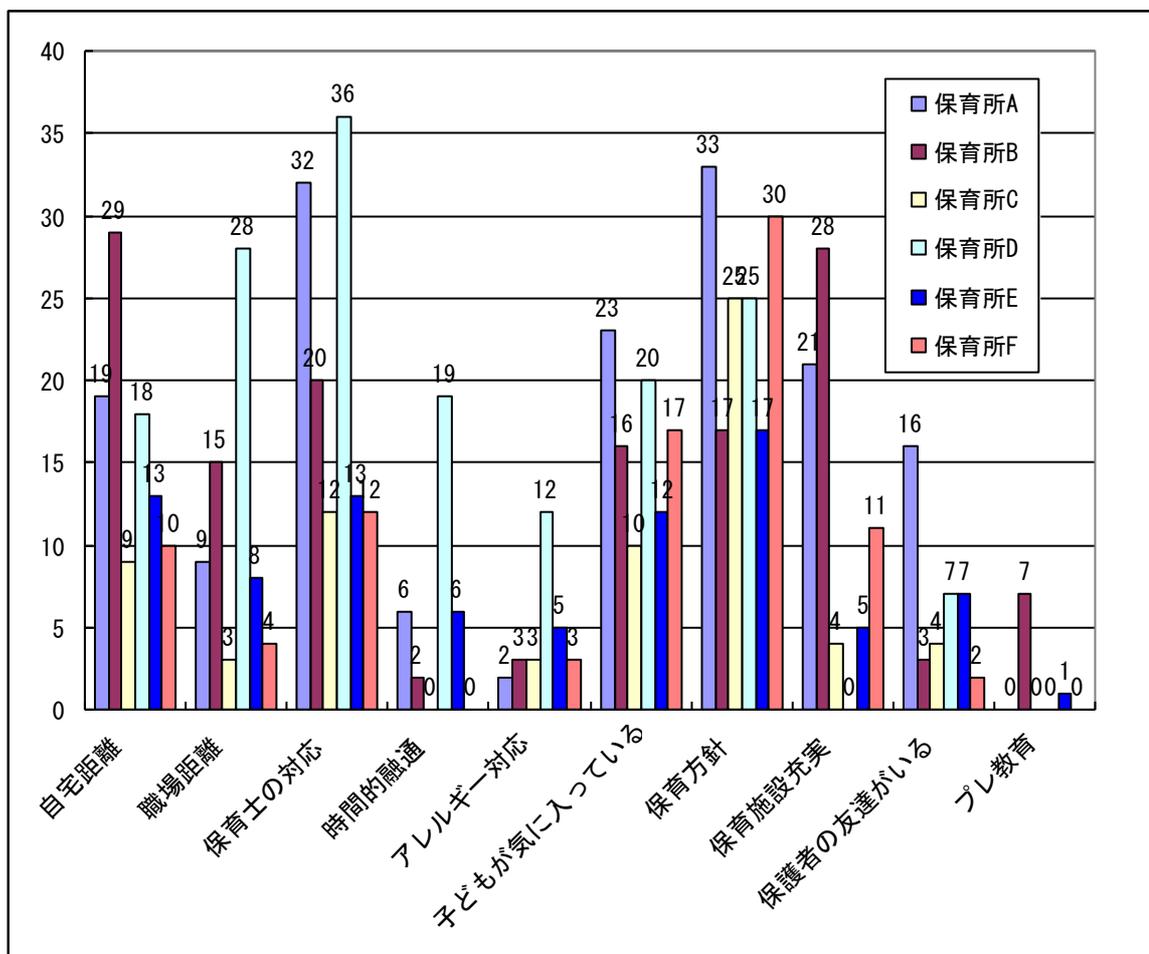


図 3-10 満足している評価指標

### 3.3.2 保育所サービス評価の類型化

福岡県の保育ニーズ指標を用いた保育所サービス評価の類型化にあたっては、久山町は、行政区分上、最も使われる福岡都市圏の定義内にあることから、福岡市の4施設と久山町の1施設を合わせて、福岡都市圏として考えた。久留米市については、国土交通省の都市

圏域で筑後地方となっており、福岡都市圏とは別の都市圏として考えられるため、除外して集計した。

表 3-10 都市圏別アンケート回収率

	配布数	回収数	回収率
福岡都市圏（5施設）	506	215	42%
久留米都市圏(1施設)	109	41	38%

アンケート結果を集計して、保育所サービスでの満足する項目について、因子分析を実施した。始めに第4因子を採択した際に「アレルギー対応」の項目の因子負荷量が小さかったため、その項目を除外し、8項目で再度因子分析を実施した。その結果、表3-11に示した通り3因子を採択した。第3因子までの累積寄与率は56.6%である。

因子分析の結果、第2因子の自宅距離が0.34、第3因子の教育サービスが0.33と値が低かったことから、有意性があるかをt検定で検証した。検定水準が1%水準の場合、検定基準は2.603であり、それぞれの因子負荷量（相関係数）とサンプルサイズよりt値を算出して比較したところ、第2因子の自宅距離は4.875>2.603（検定基準）、第3因子の教育サービスが4.777>2.603（検定基準）であり、有意であることが確認できた。

表 3-11 保育所サービス評価の因子分析の結果(福岡都市圏)

項目	第1因子	第2因子	第3因子
保育方針	0.72	0.02	-0.10
保護者交流	0.48	-0.15	0.07
保育士対応	0.44	0.39	0.05
職場距離	-0.15	0.63	0.02
延長保育	0.02	0.41	-0.11
自宅距離	0.02	0.34	0.18
保育施設充実	0.09	-0.10	0.80
教育サービス	-0.25	0.17	0.33
累積寄与率	22.5%	41.3%	56.6%

※主因子法，プロマックス回転

表 3-11 より、第 1 因子は「保育方針」や「保護者交流」「保育士対応」といった保育内容やコミュニケーションに関する項目が高い値を示していることから、主にメンタル的な要素に関する因子として解釈でき、「子ども・保護者の保育交流環境」と命名した。第 2 因子は、「職場距離」や「延長保育」「自宅距離」が高い値を示していることから「施設立地からの時間融通」に関する因子と解釈できる。第 3 因子には、「保育施設充実」や「教育サービス」が高い値を示していることから、「子どもの教育環境」に関する因子として解釈できる。

次に、因子分析で得られた因子得点をもとに K-means 法によるクラスタ分析を行い、回答者の保育所サービス評価タイプを 4 つに類型化した。図 3-11 より、タイプ 1 は「子ども・保護者の保育交流環境因子」の値が高くなっている。タイプ 2 は全ての因子において、プラスの値を示しており、中でも「子どもの教育環境」「子ども・保護者の保育交流環境」の因子が高い値を示している。施設や教育サービスに加え、保育方針や保育士対応に関係した因子も高いことから、子どもの教育に対して満足しているタイプと考えられる。このタイプは全ての因子がプラスの値を示しており、時間要素、保育方針、保育士対応といった基本的な要素を満足した上で、より高度な教育サービスを求めるタイプと解釈できる。タイプ 3 は、どの因子も負の値を示している。タイプ 3 については、特定の高い因子がないことから、むしろ、保育所の入所そのもので満足している可能性があると考えられる。タイプ 4 は、「施設立地因子」が高い値を示しており、時間的な融通に対して満足している。これらの結果に基づき、回答者の保育所サービス評価タイプを 4 つに類型化した。

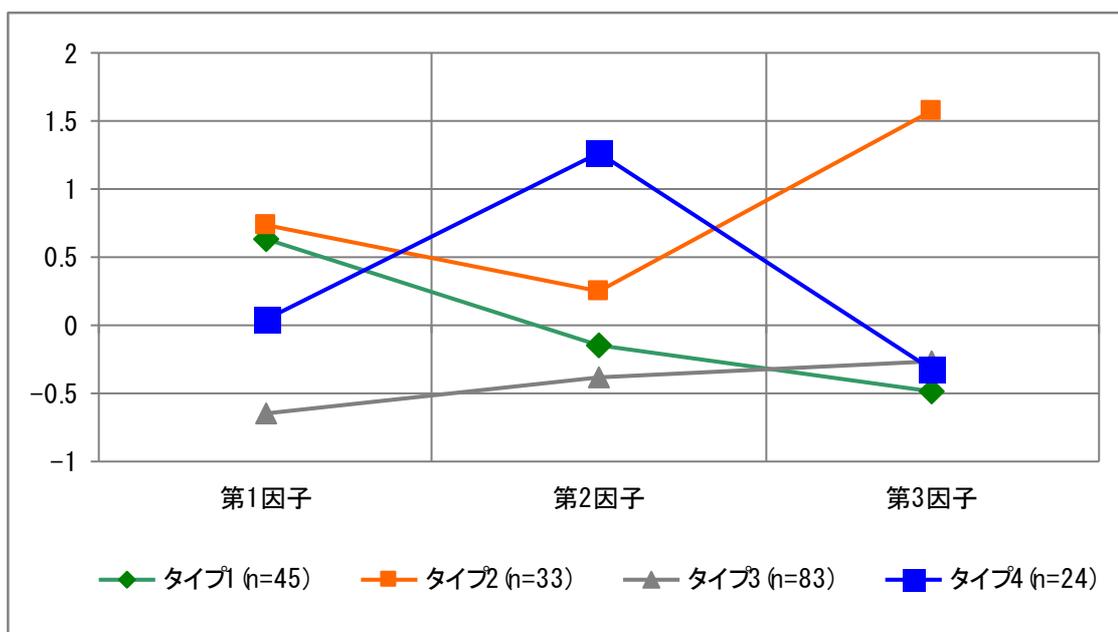


図 3-11 福岡都市圏のクラスタ分析の基準化平均値

クラス分析の結果をふまえ、類型化した4つのタイプについて、以下の通り命名した。タイプ1は「保育方針」に加え、「保護者交流」、「保育士対応」といったメンタル的な部分のウェイトを置いた「子ども・保護者の保育交流環境」が高くなっており、これらのメンタル的な部分の共感が評価につながっていることが考えられることから、「保育交流共感満足型」とした。

タイプ2は「子どもの教育環境」の因子が高い値を示しており、「子ども・保護者の保育交流環境」の因子もプラスであることから、施設の充実や教育サービスに加え、保育方針や保育士対応といったメンタル面の充実も、子どもから見た教育環境と捉え、「教育環境充実満足型」とした。

タイプ3は特定の高い因子がなく、保育所の入所そのものに満足している「入所満足型」とした。

タイプ4は、既往の研究でもニーズが高いことが明らかであった時間の融通に対して満足しているタイプで、「時間融通満足型」とした。

各名称とサンプル分布数は次のとおりである。

タイプ1：保育交流共感満足型(25%)

タイプ2：教育環境充実満足型(18%)

タイプ3：入所満足型(44%)

タイプ4：時間融通満足型(13%)

調査の結果では、タイプ3の「入所満足型」が全体の44%と値が大きく、待機児童問題が顕著な福岡都市圏では、保育所で行われるサービスを選んで保育所を選定しているのではなく、入所できればいい、といった傾向が感じられる。実際、福岡市の保育所の待機児童問題は深刻で、入所を申し込んでも、なかなか保育所に入れないという状況がある。こういった現状が、数値に表れているのではないかと推察できる。

その他のタイプ1「保育交流共感満足型」25%、タイプ2「教育環境充実満足型」18%、タイプ4「時間融通満足型」13%と、突出して割合の高いタイプはなく、この結果からも、

保育ニーズが多様化している傾向が見られる。しかし、既往の研究で保育ニーズが高いことがわかっている、時間への融通に対しては、ニーズとしてあるものの、全体の割合が低く、保育ニーズは時間的要素が一番重要である、といった定型化した考えは容易に用いることができないといえる。

### 3.2.3 佐賀市と福岡都市圏での保育所満足度と保育所サービス評価類型化の違い

『子育て世帯のライフスタイルの志向性と保育所サービスの関連性』<sup>17)</sup>で行ったアンケート調査結果及び分析を引用し、佐賀市と福岡県（福岡都市圏）との比較を行い、その違いを考察する。

#### 佐賀市の調査保育所

『子育て世帯のライフスタイルの志向性と保育所サービスの関連性』<sup>17)</sup>では、調査対象の保育所について、『親の子育てに対する意識や居住地選考が影響して、保育所を選定していると考えれば、保育所のサービス面や地域の違いが、各保育所のニーズの特徴として表れると考えられる。そこで佐賀県佐賀市内にある38の認可保育所から、保育所のサービス面や立地で特徴のある保育所を3つ選定した。

保育所A：佐賀市の中心市街地に位置し、親の勤務地の近くや利便性を考慮する世帯が多くいるのではないかと考えられる。

保育所B：中心市街地に近い郊外に位置し、周辺は戸建住宅や低層のアパートなど住宅街である。保育所Bは認定こども園に認定されており、幼稚園との一元化は地域子育て支援や施設の充実などサービス面に期待の多い保育所であると考えた。

保育所C：郊外、山間部の麓に立地しており、周辺は多くの田んぼと戸建住宅である。

広い土地と自然豊かな環境に特徴のある保育所Cは、自然に触れ合うことを大切にする親にとっては遠くでも通わせたいと思い、このようなサービスで通園（所）に影響が出るのではないかと考えた』としている。

#### アンケート調査の概要

佐賀市の調査では、各評価指標に関する満足度について5件法による回答形式で質問している。なお佐賀市には、保育ニーズ指標の中に、福岡県の調査に加えて「保育所が通勤途中にある」の項目を加えてある。調査期間は佐賀市で2011年12月20日から2011年12月28日であった。アンケートは348部を配布し、197部を回収し、回収率は57%であった。

保育所の満足度単純集計結果は図 3-12 の通りであり、満足度が比較的高いのは、「保育に対する方針」で、満足と回答したポイントが低いのが、「保護者同士の交流」や「保護者への対応や保育士の対応」となっている。不満足の高傾向が高いのが、「自宅からの距離」や「職場からの距離」「保育所が通勤途中にある」で、これらは全て通所に関する項目であった。このように若干の傾向はあるものの、福岡県と同様に、回答結果はばらついており、福岡市と同様に多様化の傾向がみられる。

全ての項目を複合的に判断するために、次に、保育所満足度の 10 項目について最小二乗法に基づく因子分析を行っている。分析の結果、固有値(第 1 因子から第 3 因子まで、5.01, 1.82, 0.91) から判断し、2 因子を採択している。10 項目すべての因子負荷量は、1 つを除いて 0.4 以上の負荷量を示し、かつ 2 つの因子にまたがって 0.4 以上の値を示さなかった。

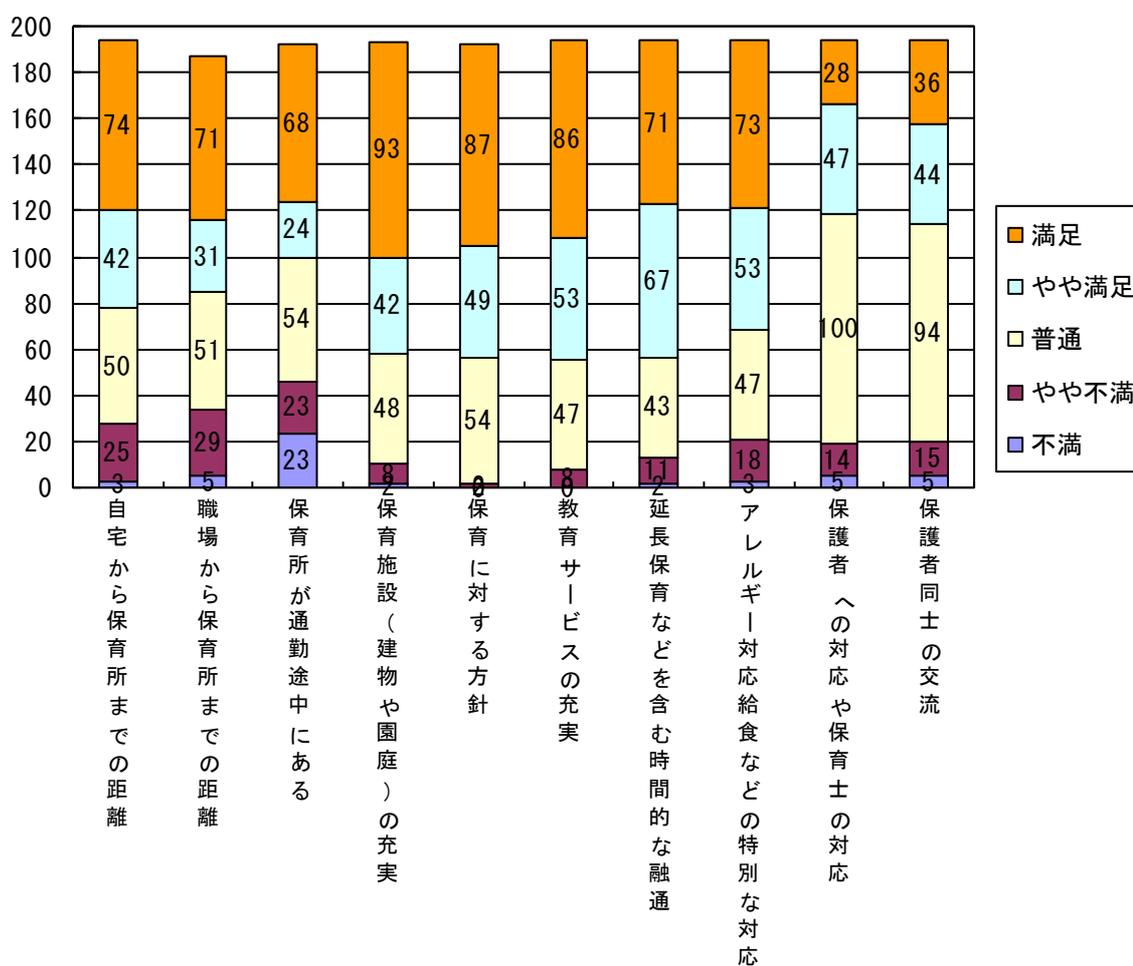


図 3-12 保育所の満足度単純集計（佐賀市）

表 3-12 保育所サービス評価の因子分析の結果(佐賀市)

項目	第 1 因子	第 2 因子
保育士対応	0.84	-0.10
教育サービス	0.82	-0.03
教育方針	0.79	0.01
保育施設充実	0.68	-0.02
保護者間交流	0.67	0.08
アレルギー対応	0.54	0.25
職場距離	-0.03	0.89
通勤途中	-0.11	0.87
延長保育	0.23	0.44
自宅距離	0.07	0.34
累積寄与率	42.5%	60.6%

※主因子法,プロマックス回転

第 1 因子には「保育所内環境の充実度」、第 2 因子には「時間の融通」と命名した。クロンバックの  $\alpha$  係数は第 1 因子で 0.730、第 2 因子で 0.899 だった。

以上より、時間に関する項目の内、「自宅からの距離」が 0.4 より小さい値を示しており、加えて、「職場距離」や「通勤途中」が 0.8 の高い値を示していることから、住宅の立地より、職場を優先していることがわかる。また、佐賀市における調査保育所と居住地の分布を見ると、徒歩圏を超えた広域的な通所圏内となっている。すなわち、佐賀市においては佐賀市全域が通所圏となっている可能性が高く、住宅までのアクセス時間よりも勤務先へのアクセス時間の評価が高い評価となっている。すなわち、佐賀市ではワークスタイルに関係する時間要素が、より重要であると考えられる。

福岡都市圏と佐賀市とを比較すると、共通するのは「施設立地からの時間融通」で、保護者が送迎を担う保育所では、重要な因子になっていることがわかる。大きな違いとして、佐賀市では「保育士対応」「教育サービス」「保育方針」「施設充実」「保護者間交流」「アレルギー対応」の項目がまとまっていたのに対し、福岡都市圏では、これらの因子が細分化して抽出されている。佐賀市では、「時間」と「環境」という 2 軸に対してのタイプ類型となったが、福岡都市圏では、コミュニケーションを含め、メンタル的な部分に満足しているタイプの他に、環境を含めて、教育的な部分に満足しているタイプが分類できた。すなわち、福岡都市圏の方がより細分化しており、保育ニーズが多様化の傾向にあることがわかる。

因子得点を利用して、クラスタ分析を行い、保育所への満足度の回答の仕方が類似している被験者を4つのグループに分類した。

表 3-13 各クラスタのケース数

クラスタ No.	件数
1	47
2	43
3	54
4	45
欠損値	8
合計	197

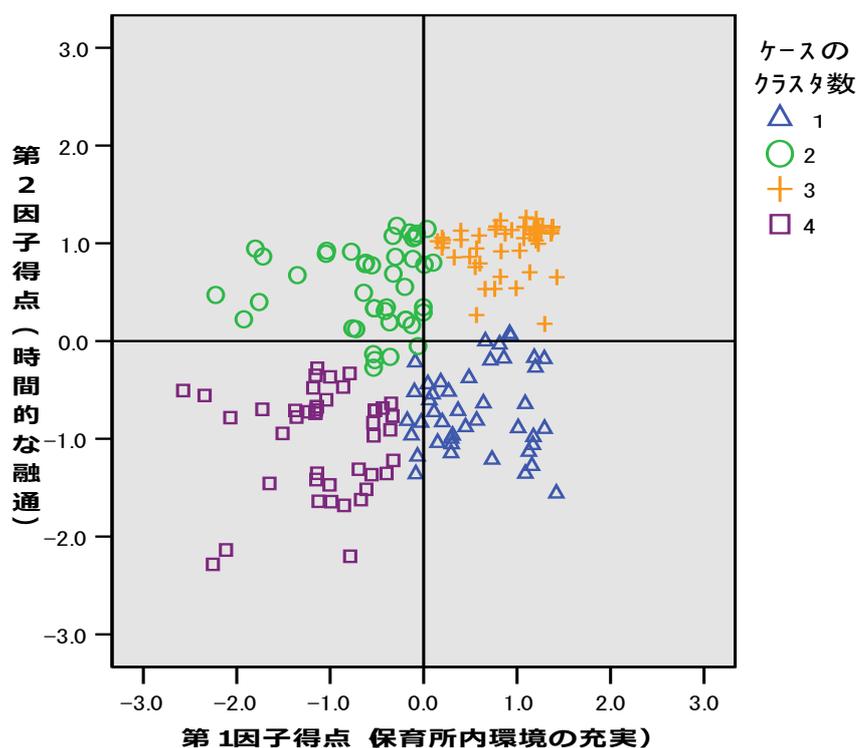


図 3-13 回答者の保育サービス評価タイプの類型化 (佐賀市)

以上より、佐賀市のタイプの名称とサンプル数は次の通りにまとめることができる。タイプ3の「時間・環境満足型」が28.57%とやや高いが、突出して高いタイプは見受けられず、福岡都市圏と同様に、分散化の傾向にある。

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| タイプ1：環境満足型                    | 24.87% |
| (時間の融通より保育所内環境の充実に満足しているグループ) |        |
| タイプ2：時間満足型                    | 22.75% |
| (保育所内環境の充実に時間融通に満足しているグループ)   |        |
| タイプ3：時間・環境満足型                 | 28.57% |
| (どちらも満足するグループ)                |        |
| タイプ4：入所満足型                    | 23.81% |
| (どれも満足していないグループ)              |        |

### 3.4 まとめ

アンケート調査の単純集計結果から、保護者の保育所選定理由や保育所に満足している項目については、突出して高い項目が無く、分散化していることが把握できた。保護者は保育所サービスに対して、「自宅距離」などの通所の利便性だけでなく、「保育方針」や「保育所施設充実」「保育士の対応」といった多面的な指標で評価していると考えられ、保育所のサービスに対する保護者の保育ニーズ（以下、保育ニーズ）は、多様化の傾向がみられた。

調査結果を複合的に判断するために行った福岡都市圏の保育ニーズ指標による保育所サービス評価での因子分析の結果で、1つ目の因子の累積寄与率が22.5%で、3つの因子を合わせても56.6%とあまり高い値ではなく、このことから保育ニーズは多様化の傾向があると考えられる。それに対し、佐賀市の因子分析の結果では、因子が2つであり、1つ目の因子の累積寄与率が42.5%で、2つの因子を合わせて60.6%であった。佐賀市と比べると、福岡都市圏の方が多様化しているといえる。

抽出された保育所サービス評価の主要な因子では、福岡都市圏、佐賀市とも、「時間の融通」が両都市に共通の因子として抽出されており、「保育所内環境」については、施設的な部分と保育士対応など、多様な側面が含まれており、福岡都市圏では保育士の交流や保護者コミュニティ、保育方針への共感といったメンタルを優先させた因子と、子どもの教育サービスを優先させた因子が抽出された。福岡都市圏では佐賀市に比べると因子が増え、評価項目が細分化している。

佐賀市における、保育所サービス評価類型については、クラスタ分析の結果、「環境満足型」「時間満足型」「時間・環境満足型」「入所満足型」の4つにタイプがわかれることが把握できた。因子分析の結果から、佐賀市の傾向として、居住地の選好よりも、むしろ、職場との距離や通勤途中との関連が高いことから、保育所サービスの評価軸としてワークライフスタイルを重視している。このことは、佐賀市における保育所の数量、配置から、佐賀市全域が通所圏となっており、居住地の選好が制約にならず、職場との距離で送迎が可能であれば、入所の対象となっていると思われる。このように、時間的融通を優先させるワークライフスタイルを重視するタイプは福岡都市圏でも見られ、両都市に共通している。

福岡都市圏では、分析で得た因子得点からのクラスタ分析の結果、「保育交流共感満足型」「教育環境充実満足型」「入所満足型」「時間融通満足型」の4つにタイプがわかれることが把握できた。それぞれのタイプのサンプル分布数をみても、待機児童問題で入所が困難な中、入所できればいいという「入所満足型」を除くと、際立って高いタイプはなく、クラスタ分析の結果からも、保護者は多様な保育所サービスの評価軸を持ち、保育ニーズは多様化の傾向があることが明らかになった。

## 第4章 保護者の居住環境選好との関係に見る保育ニーズ多様化の要因分析

### 4.1 はじめに

既往の研究では、保育所の通所は保護者が行うことから、通所時間や通所手段を含めて、通所圏の検討が行われている。すなわち、通所に関しては、居住地－保育所－勤務地の関係性が重要であるといえるが、これらにはいくつかの組み合わせが可能である。既往の研究では、送迎の中心を母親が担うことが多く、母親が送迎を行いやすい立地の保育所が選定されていることを明らかにしている研究がある。勤務地に近い保育所と居住地に近い保育所が選定の対象となることは、利便性から考えると当然であるが、勤務地にも居住地にも離れた場所への通所を行う場合も考えられる。その場合は、特別な保育内容があるのか、または入所が可能な保育所であればどこでもよかったのか、等、何らかの事情があると想定できる。

第3章では、保護者の保育所の選定理由や、保育所サービスに対する満足度からの保育ニーズを把握するとともに、保育ニーズが多様化されていることを述べた。既往の研究で、保育ニーズの多様化について言及されている研究が複数あるが、多様化の指摘にとどまり、その要因については明らかにされていない。

近年、社会的通念に捉われず、個人個人が自身の価値観を優先する傾向がある中、ライフスタイルの多様化は益々進んでいくと考えられるが、居住ライフスタイルに関係が深いのは、どこに住み、どのような環境で暮らすのかを方向づける居住地選好といえる。

保育所は保護者による通所が欠かせない為、関係の深い居住地－保育所－勤務地という3つの立地関係の要素が重要になる。その中で、保護者が個人的な事情や嗜好で判断し、選定の自由度が高いのは居住地と考えられるが、居住地の選好は経済的な事情や祖父母世帯との関係性や利便性を優先するタイプか、等の居住ライフスタイルがその選好に影響を与えていると考えられる。すなわち、居住ライフスタイルで居住地選好が異なるとするならば、居住地からの通所圏にある保育所を選定している保護者にとっては、保育所のサービスに対しても、居住ライフスタイルの志向性が、保育所を選定する際に影響を与えている可能性がある。もしくは、保育所サービスに対する保育ニーズを潜在的に持っていることになる。

第4章では、保護者の居住地選好の分析を行い、居住地選好と保育所サービス評価が、どのような関係性があるのかを示すことで、居住ライフスタイルの志向性が、保育所選定に与える影響を把握する。それにより、保育ニーズが多様化している要因を分析する。

## 4.2 福岡県及び福岡都市圏における保育所サービス評価タイプと居住ライフスタイル

### 4.2.1 福岡県における住居選定理由

第3章の調査に用いたアンケート調査の結果から、住居選定理由に関わる項目を集計した。調査アンケート調査で、住居を選択する際に重視したことについて、19個の選択肢の中から優先順位の高い3つを選んでもらった。図4-1は1位を選んだ項目の回答数のグラフである。「通勤が便利」が最も高い値を示し、「家の購入費や家賃の安さ」「親の家の近く」が続いている。経済状況や仕事を考慮した住居選択になっていると考えられるが、次いで、「家の広さや間取り」「自然が豊か」「子どもの教育環境を考慮」となっており、経済的な理由を考慮しなければ、選定の際に重要視する理由になりうるのではないかと考えられる。

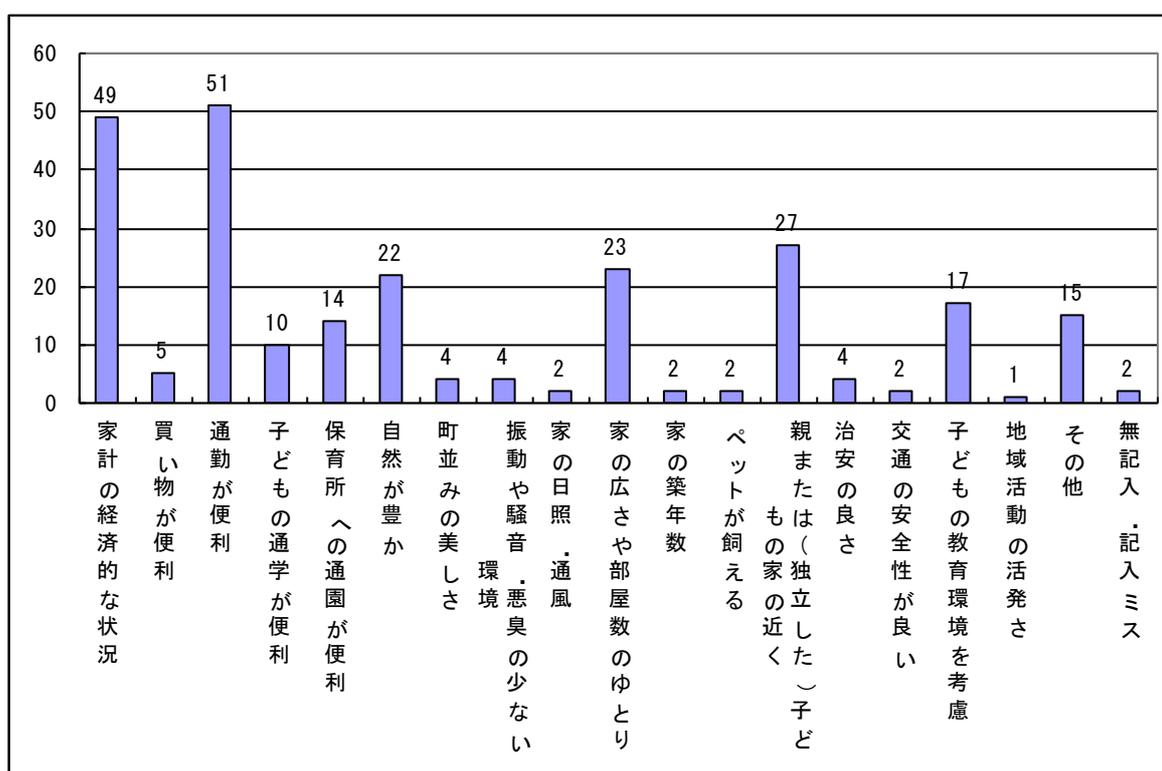


図4-1 現在の住居を選択した際に重視したこと（福岡県）

次に、住居を選択する際に大切だと思うことについて、19個の選択肢の中から優先順位の高い3つを選んでもらった。ここでは、経済的な理由が縛りにならないように、「現在の住居を選択した際に重視したこと」の設問と異なり、選択肢の中から、「家計の経済的な状況」を除外している。図4-2は1位を選んだ項目の回答数のグラフである。「子ども

の教育環境を考慮」が43ポイントと最も高い値を示している。次いで、「治安の良さ」という回答が多い。続いて、「通勤が便利」「家の広さや間取り」となっている。

「通勤が便利」は選択の際に重視したことでは51ポイントで最も高かったのが、大切だと思うことでは、29ポイントまで減っているものの、高い傾向が見てとれ、利便性も依然、重要な要素であることが読み取れる。また、「治安の良さ」は、重視したことでは4ポイントだったが、大切だと思うことでは、39ポイントまで伸びており、保護者が子育てする場所として、安心安全という視点を大事に考えていることがわかる。「子どもの通学が便利」も、大切だと思うとする回答では21ポイントを確保し、小学校の校区を念頭においているのではないかと想定される。

このように、経済的な状況を考慮しなければ、子どものことを考えて住居を選択したい、という保護者の意向が伺える。

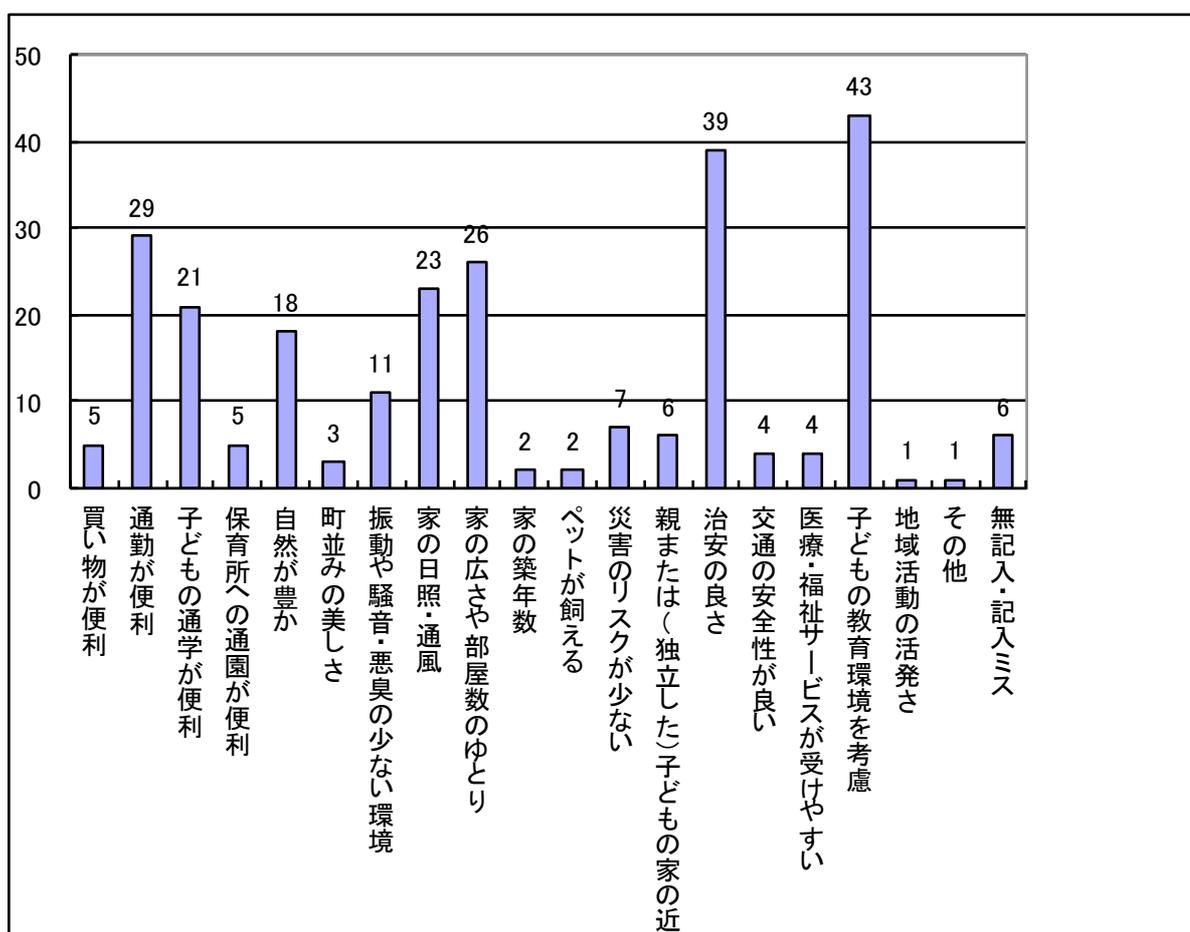


図 4-2 住居を選択する際に大切だと思うこと（福岡県）

表 4-1 t 検定の結果のまとめ（福岡県）

項目	比較結果
買い物が便利	
通勤が便利	「重視したこと」 > 「大切だと思うこと」
子どもの通学が便利	
子どもの保育所への通園が便利	「重視したこと」 > 「大切だと思うこと」
自然が豊か	
町並みの美しさ	
振動や騒音・悪臭の少ない環境	「重視したこと」 < 「大切だと思うこと」
家の日照・通風	「重視したこと」 < 「大切だと思うこと」
家の広さや部屋数のゆとり	
家の築年数	
ペットが飼える	
災害のリスクが少ない	「重視したこと」 < 「大切だと思うこと」
親の家の近く	「重視したこと」 > 「大切だと思うこと」
治安の良さ	「重視したこと」 < 「大切だと思うこと」
交通の安全性が良い	
医療・福祉サービスが受けやすい	「重視したこと」 < 「大切だと思うこと」
子どもの教育環境を考慮	「重視したこと」 < 「大切だと思うこと」
地域活動の活発さ	
その他	「重視したこと」 > 「大切だと思うこと」

続いて、t 検定で、各項目における、「重視したこと」と「大切だと思うこと」の平均値の差の比較を行った。その結果、「子どもの教育環境を考慮」「医療・福祉サービスが受けやすい」「振動や騒音・悪臭の少ない環境」「家の日照・通風」といった項目を大切だと感じているが、実際には通勤や保育所への通所などの利便性が優先されていることがわかる。また、「親の家の近く」が重視した項目となっており、親の介護というよりも、親世帯に子育ての手助けを頼む状況があるのではないかと考えられる。忙しい子育て世帯にとっては、親世帯のサポートが欠かせないと想定できる。

子育て環境を考慮して、転居したことがあるかの問いには、25%が「ある」と回答し、「したことはないが今後はしたいと思っている」は30%となっている。「したことはないし、今後もしない」が40%であった。子育てを考慮した上で、何らかの要因で「転居をした」、若しくは「今後はしたい」が合わせて55%となる。持ち家と賃貸住宅のどちらに住みたいかの設問では、「持ち家に住みたい」としたのが82%で、持ち家志向が強いことがわかる。戸建住宅と集合住宅のどちらに住みたいかの設問では、「戸建住宅」が65%で「集合住宅」が20%となっている。

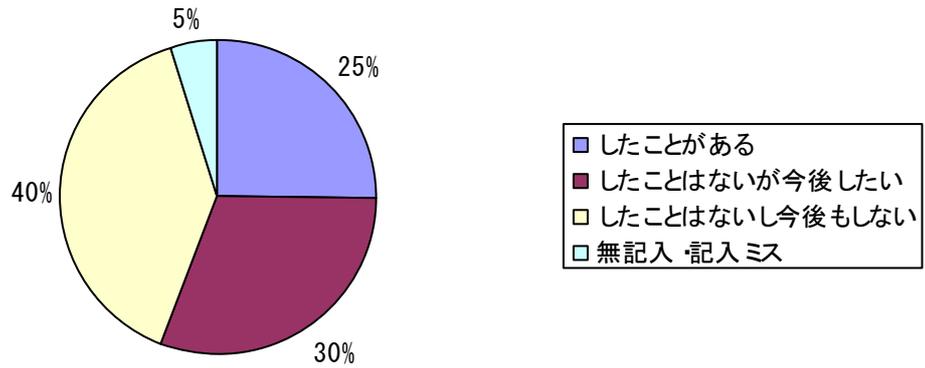


図 4-3 子育て環境を考慮して転居したことがあるかの割合（福岡県）

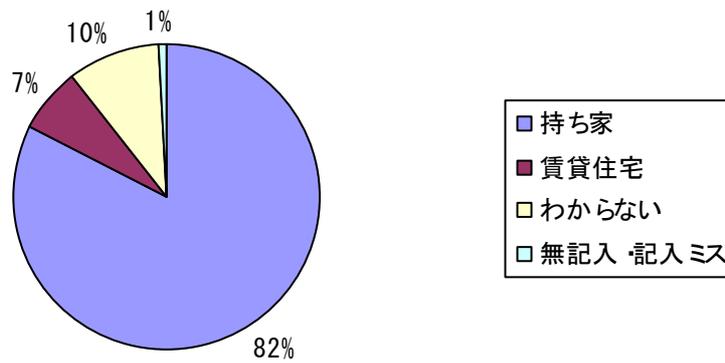


図 4-4 持ち家と賃貸住宅のどちらに住みたいかの割合（福岡県）

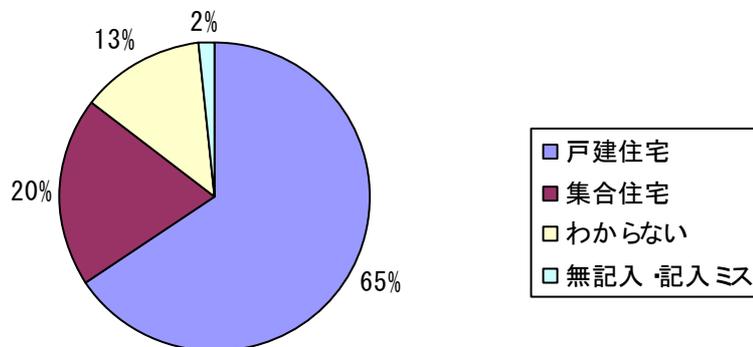


図 4-5 戸建住宅と集合住宅のどちらに住みたいかの割合（福岡県）

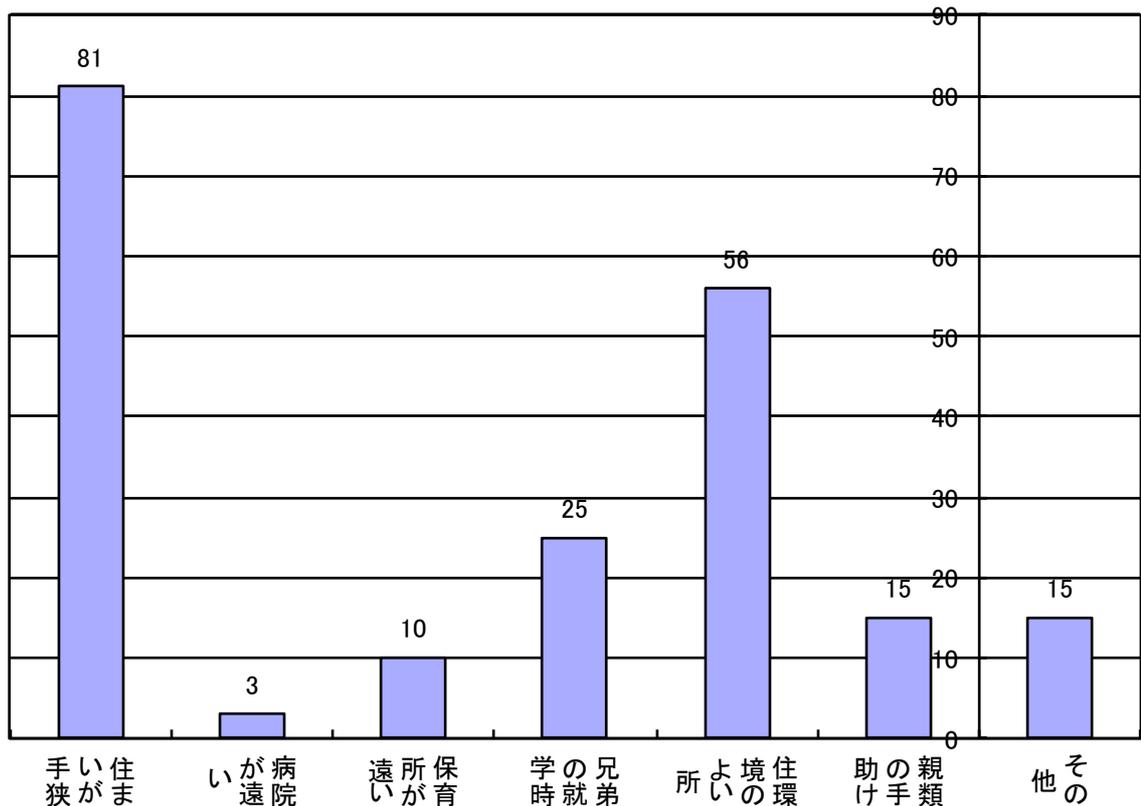


図 4-6 子育てを考慮した転居意向理由（福岡県）

子どもが理由で、「転居したことがある」、また、「今後転居したい」と考えていると回答した人に、複数回答可の形式で、転居の理由を答えてもらったところ、「住宅が手狭になった」とするのが、最も多くなっている。その次に値が高くなっているのが、「住環境のよい所」「兄弟の就学に合わせて」の回答であり、保護者は子どものことを考えて、転居を行う、もしくは検討している傾向がみえる。

保育所と異なり、校区は居住地によって決まることから、就学時には、保護者はどの小学校校区に居住するかを検討している可能性がある。保育所が遠いとした回答もあるものの、高い値ではなく、校区のような規定がない保育所では、どこに入所の申し込みをするかの選択は保護者が行っており、保護者の選択基準に照らして、入所選定できる自由度の高さが、この結果に繋がったのではないかと考えられる。

子どもにとって望ましい環境についての回答では、「自然にあふれているところ」が99ポイントと最も多くなっている。続いて、「郊外の住宅地で閑静な環境」「図書館や学校の施設の多い文教地区」となっている。「街の中心部で便利なところ」は6ポイントにとどまり、空気環境や環境衛生性や防犯面での懸念が生じやすい街の中心部でなく、自然にあふれたところが子どもにとって望ましいと考えていることがわかる。

このように、保護者は、経済的理由や通勤の利便性などの縛りがあるものの、子どものことを考えて、できるだけ、安心・安全な、子どもにとってよい環境に住みたいと望んでいることが読み取れる。

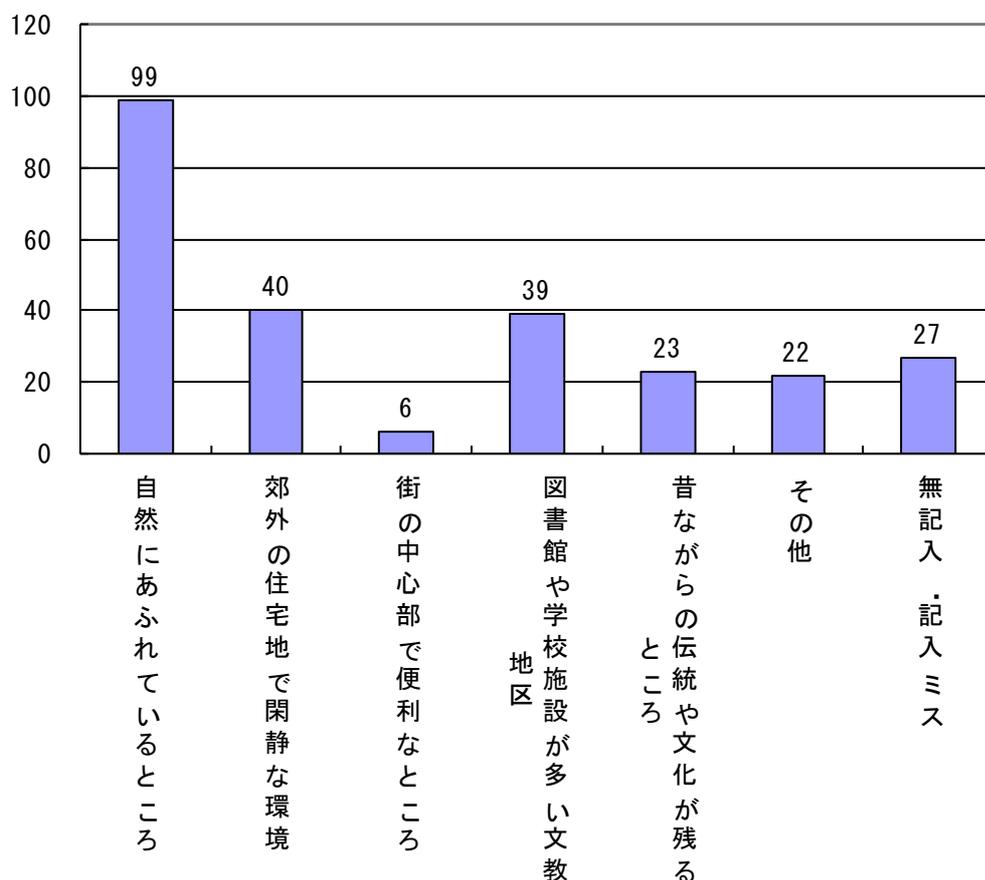


図 4-7 子どもにとって望ましい環境（福岡県）

#### 4.2.2 福岡都市圏における保育所サービス評価タイプと居住ライフスタイル選好

第3章での保育所サービス評価タイプと居住ライフスタイルの志向性の関係性を把握するため、それぞれの設問でクロス集計を行った。因子分析、クラスター分析にあたり、都市圏が異なる久留米市は除外しており、ここでは福岡都市圏のデータを示している。図4-8は福岡都市圏における各クラスターと、子どもが理由で「今後、転居をしたいか」という設問をクロス集計した結果である。「転居したことはないし、今後もない」の割合が高いのが、タイプ2の教育環境満足型となっている。「今後転居したい」と思っている人が高い

のはタイプ4の時間融通満足型である。「転居したことがある」の割合が高いのが、タイプ1の保育交流共感満足型となっており、保育所サービス評価タイプによって転居志向がやや異なっている。

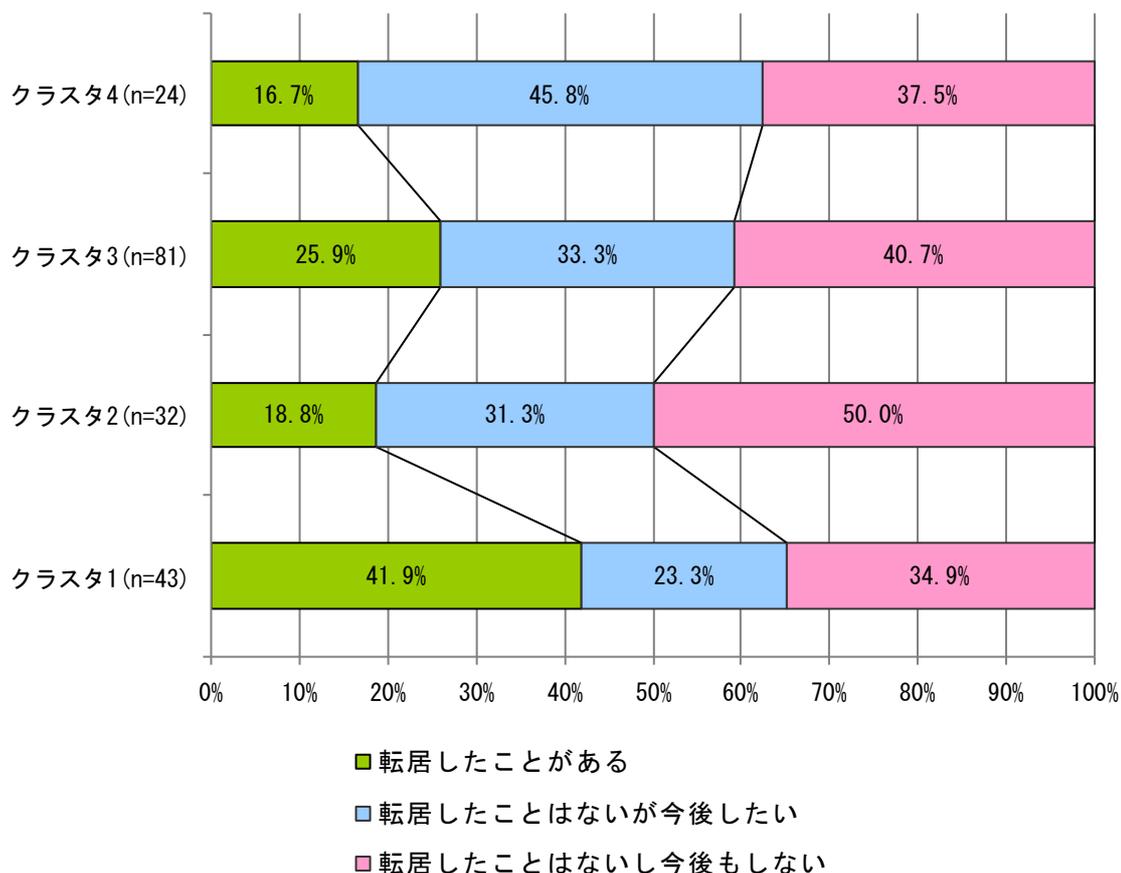


図 4-8 各クラスターでの転居意向の違い(福岡都市圏)

福岡都市圏のアンケート調査では、居住ライフスタイルに関する5件法の設問も設け、居住ライフスタイルの志向性と保育所ニーズとの関連性を把握した。保育所サービス評価のタイプ類型と居住ライフスタイルについてクロス集計を行った結果を表4-2から4-5に示している。

周辺環境と利便性のどちらを優先するかの質問では、タイプ1の保育交流共感満足型は「周辺環境を重視する、やや重視する」のが、55.6%で、「利便性を重視する、やや重視する」のが15.5%となっている。また、タイプ2の教育環境満足型も、「周辺環境を重視する、やや重視する」のが、54.6%で、「利便性を重視する、やや重視する」のが27.3%となっている。このように、タイプ1の保育交流共感満足型とタイプ2の教育環境満足型

は利便性よりも多少不便でも周辺環境を重視する傾向がある。それに対し、時間融通満足型は「周辺環境を重視する、やや重視する」のが、30.4%で、「利便性を重視する、やや重視する」のが47.8%となっており、利便性を優先する傾向がある。

街なかと自然が沢山あるところとどちらに住みたいかという質問に対し、タイプ1の保育交流共感優先型は、「自然が沢山あるところを重視する、やや重視する」のが、60.0%で、「街なかを重視する、やや重視する」のが26.7%となっている。タイプ2の教育環境充実満足型は、「自然が沢山あるところを重視する、やや重視する」のが、72.8%で、「街なかを重視する、やや重視する」のが12.2%となっている。タイプ1の保育交流共感満足型とタイプ2の教育環境充実満足型は自然が沢山あるところに住みたいと回答する比率が高い傾向がある。タイプ4の時間融通満足型では、「自然が沢山あるところを重視する、やや重視する」のが、39.1%で、「街なかを重視する、やや重視する」のが47.8%となっており、街なかに住みたいと回答する比率がやや高かった。

子どもにとって望ましい生活環境と親の生活利便性のどちらを重要視するかの質問に対しては、いずれのタイプでも「親の生活環境を重視する」との回答は0%で、子どもの生活環境を重視する傾向があることが明らかになった。

住居か嗜好品（外食・車・旅行・趣味）のどちらにお金をかけるかでは、保育交流共感満足型は「嗜好品を重視する、やや重視する」のが48.9%で、時間融通満足型は、「住居を重視する、やや重視する」が、47.8%であった。教育環境満足型では、「どちらでもない」とするのが45.5%と最も多くなっている。

このように保育ニーズのタイプ類型と居住ライフスタイルの志向性とは関連がある傾向がみられる。保護者は居住ライフスタイルに対して、望んでいる居住ライフスタイルを実現するために、自分なりの判断基準をもっていると考えられる。

表 4-2 利便性と周辺環境の重視度（福岡都市圏）

パーセント	利便性			周辺環境		
	重視する	やや重視する	どちらでもない	やや重視する	重視する	
保育交流	4.4%	11.1%	28.9%	46.7%	8.9%	
教育環境	9.1%	18.2%	18.2%	39.4%	15.2%	
入所満足	9.8%	29.3%	19.5%	32.9%	8.5%	
時間融通	13.0%	34.8%	21.7%	26.1%	4.3%	
合計	8.7%	23.5%	21.9%	36.6%	9.3%	

表 4-3 街なかと自然の中の重視度（福岡都市圏）

パート	街なか			自然の中		
	重視する	やや重視する	どちらでもない	やや重視する	重視する	
保育交流	1	0.0%	26.7%	13.3%	48.9%	11.1%
教育環境	2	6.1%	6.1%	15.2%	45.5%	27.3%
入所満足	3	3.7%	25.6%	29.3%	32.9%	8.5%
時間融通	4	13.0%	34.8%	13.0%	30.4%	8.7%
合計		4.4%	23.5%	20.8%	38.8%	12.6%

表 4-4 子どもの生活環境か親の生活環境の重視度（福岡都市圏）

パート	子どもの生活環境			親の生活環境		
	重視する	やや重視する	どちらでもない	やや重視する	重視する	
保育交流	1	26.7%	40.0%	28.9%	4.4%	0.0%
教育環境	2	27.3%	45.5%	15.2%	12.1%	0.0%
入所満足	3	18.5%	44.4%	33.3%	3.7%	0.0%
時間融通	4	21.7%	30.4%	39.1%	8.7%	0.0%
合計		22.5%	41.8%	29.7%	6.0%	0.0%

表 4-5 住居か嗜好品の重視度（福岡都市圏）

パート	住居			嗜好品		
	重視する	やや重視する	どちらでもない	やや重視する	重視する	
保育交流	1	2.2%	15.6%	33.3%	40.0%	8.9%
教育環境	2	18.2%	9.1%	45.5%	18.2%	9.1%
入所満足	3	3.7%	25.9%	35.8%	32.1%	2.5%
時間融通	4	13.0%	34.8%	39.1%	8.7%	4.3%
合計		7.1%	21.4%	37.4%	28.6%	5.5%

保育所サービス評価のクラスター別で「子どもにとってどんな住環境に住むのが望ましいですか」の質問に対するクロス集計の結果は、全体的に「自然にあふれているところ」の比率が高い傾向にあった。タイプ4の時間融通満足型は他のタイプと比べると、「自然にあふれているところ」の比率が低く、「文教地区」を望む比率が高い。「文教地区」はある程度の交通の便も確保できつつ、教育環境もよいことから、利便性と環境の両立を図ることができる地域である。このタイプで「街の中心部で便利なところ」を選択したのは皆無であることから、時間を優先させるタイプは時間という要素を重視しつつ、子どもへは何らかの配慮をしたいという二律背反のニーズを持っているのではないかと推察できる。

教育環境満足型と保育交流満足型では、他のタイプに比べ、「昔ながらの伝統や文化が残るところ」を選択した比率がやや高く、伝統や文化が子どもの情操教育の面からも大切であるとする保護者がいるのではないかと考えられる。

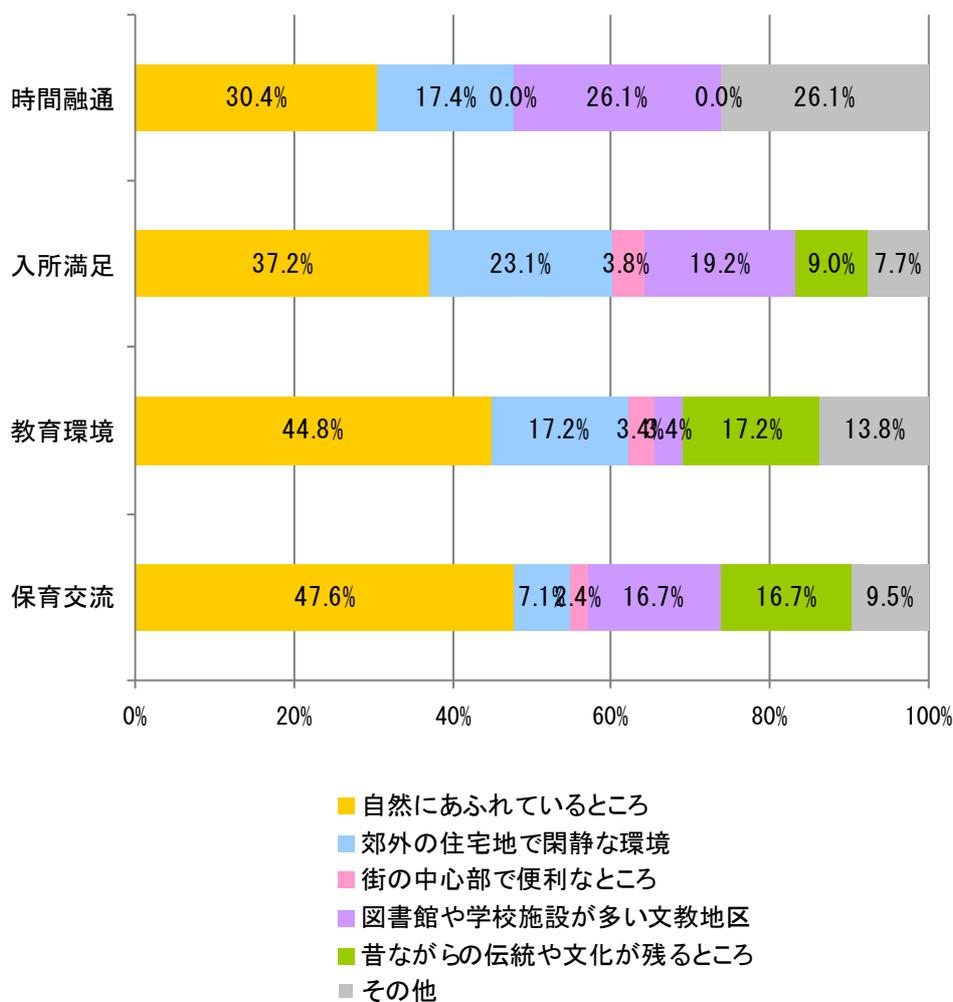


図 4-9 子どもにとって望ましい環境（福岡都市圏）

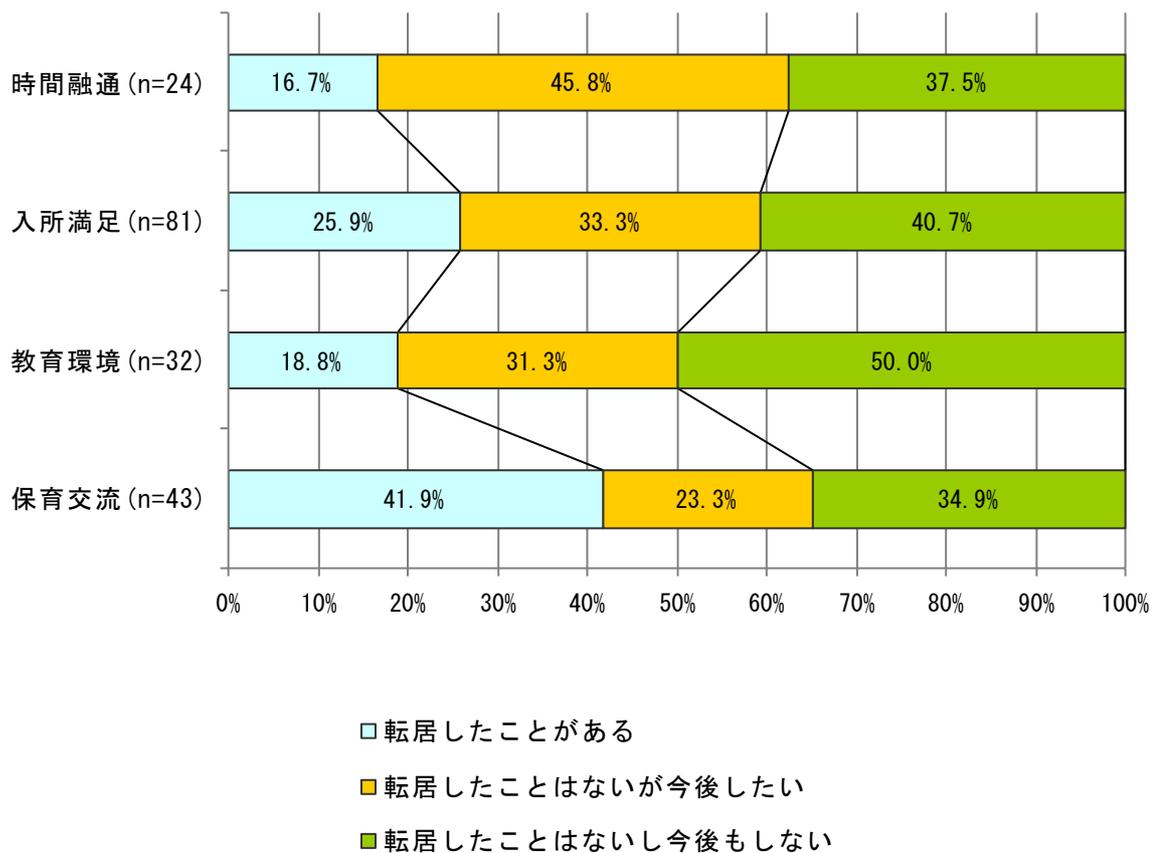


図 4-10 各タイプと転居意向（福岡都市圏）

各タイプとの転居意向を集計したところ、保育交流満足型は「転居したことがある」41.9%と半数近くある。時間融通満足型は「転居したことはないが今後したい」が45.8%と半数近くになっている。時間融通満足型は転居の志向が比較的高く、現状子育て環境に対して何らかの不満を持っているのではないかと考えられる。教育環境満足型は、「転居したことはないし、今後もしない」が50.0%となっており、他のタイプと比較して定住志向がやや高い傾向がみられる。

調査の結果より、福岡都市圏では居住ライフスタイルによる居住地選好と保育所サービス評価タイプの類型別でクロス集計結果をみると、居住地選好は保育所サービス評価タイプで傾向が異なっている。また、居住ライフスタイルの志向性と保育所サービス評価タイプとを照らし合わせても、タイプ類型によって違いがあり、居住ライフスタイルの志向性と保育所サービス評価タイプには関係性があるという可能性が示された。

### 4.2.3 福岡都市圏における保育所別の傾向

今回、アンケート調査を行った保育所は、ある程度共通した保育方針を持っているが、保育所の立地は、それぞれ異なっている。保育所別の集計を行うことにより、保育所別の特徴が把握でき、立地環境との関係性も把握できるのではと考え、分析を行った。

持ち家志向については、どの保育所でも80%を超える高い比率になっている。持ち家志向の高さは定住志向に繋がっているが、地方都市の特徴であると考えられる。

戸建住宅か集合住宅かについては、久山町の保育所Bでは、88%が「戸建住宅」を選択しており、一方、福岡市東区の保育所Aでは「戸建住宅」が50%、同じく福岡市東区の保育所Cでは53%となっており、郊外に立地する保育所Bでは戸建住宅への志向が高いことがわかる。

転居の意向については、保育所Bでは、「当面住んでいたい」の比率が50.8%と最も高く、「できれば転居したい、直ぐにでも転居したい」の比率が38%であった保育所Aとは傾向が異なっている。

住んでいる地域の子育てのしやすさについては、どの保育所でも「子育てしやすいと思う、ややそう思う」の比率が高くなっているが、その中で、東区の住居が立ち並ぶ環境にある保育所Eでは64%、保育所Aが70%と、やや低い傾向がみられる。

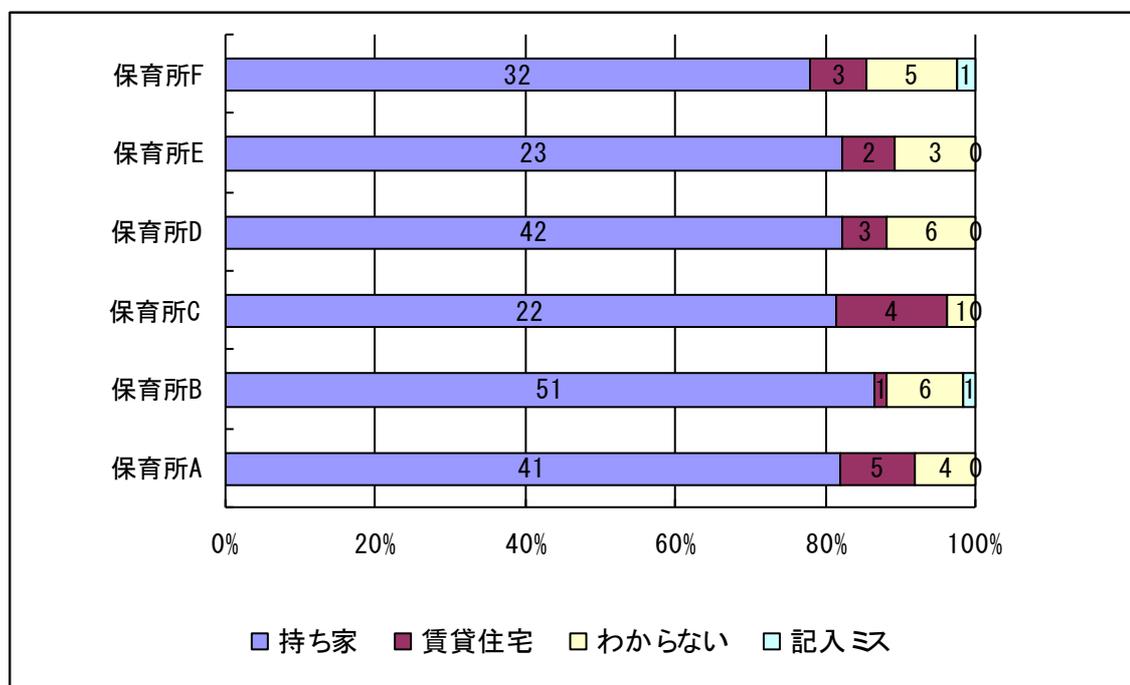


図 4-11 持ち家と賃貸住宅のどちらに住みたいか（保育所別）

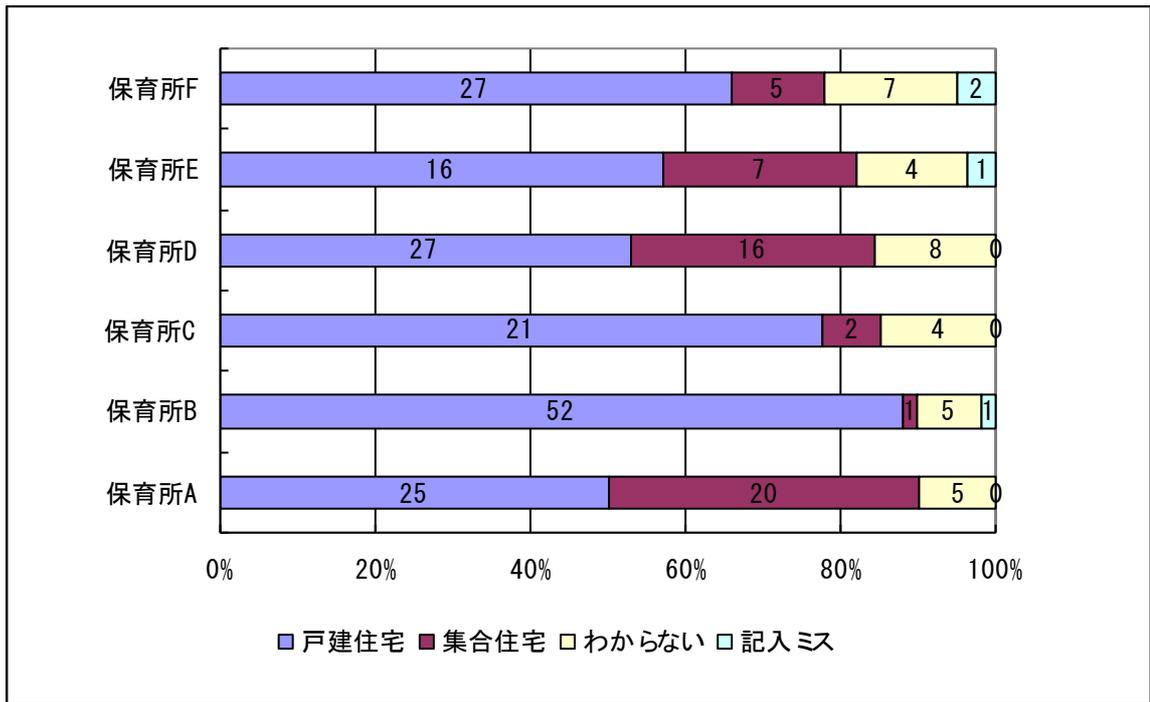


図 4-12 戸建住宅と集合住宅のどちらに住みたいか

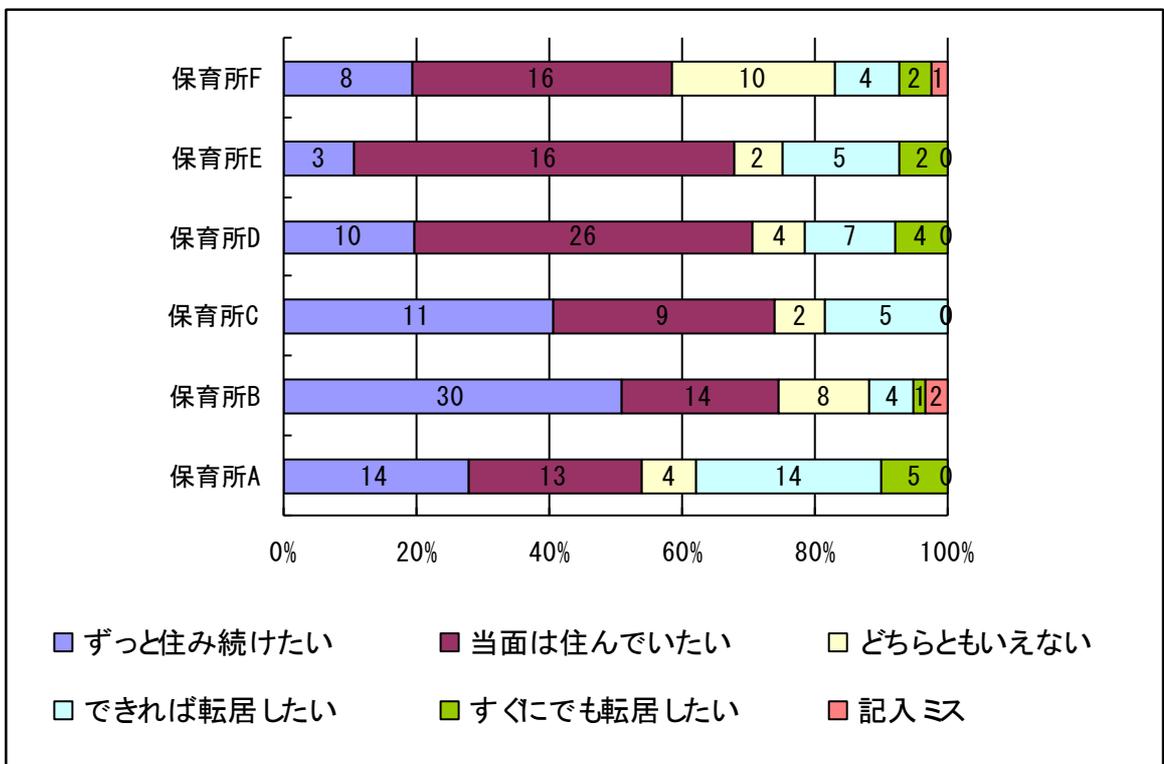


図 4-13 子どもが理由で転居したことがあるか

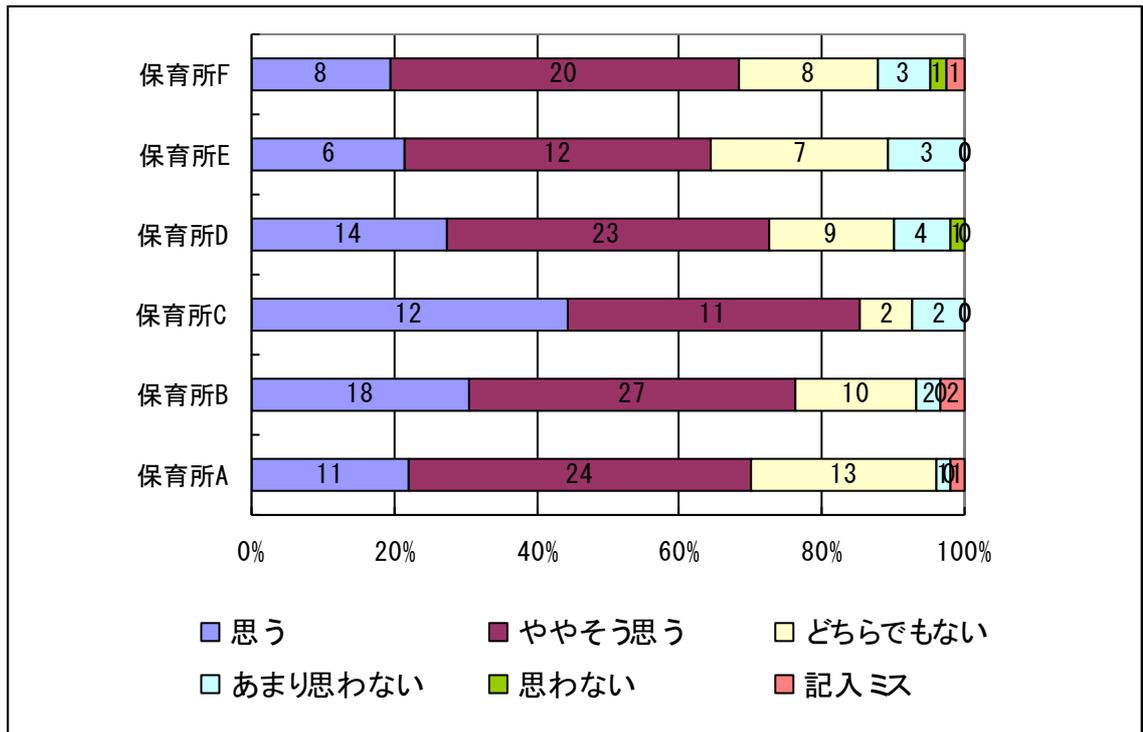


図 4-14 住んでいる地域は子育てしやすいか

「どんな子に育ててほしいか」という保護者の意向も問う設問を設け、第1から第3位まで選択してもらい、第1位は3ポイント、第2位は2ポイント、第3位は1ポイントで、未記入は0ポイントとし、集計した結果が図 4-15 である。保育所Cでは、「賢く勉強のできる子」と回答したのが皆無で、「思いっきり遊ぶ元気な子」のポイントが高くなっている。郊外の保育所Bでは、「挨拶や食事がきちんとできる子」のポイントが高く、しつけやマナーを重視している傾向がみられる。アンケート回収数が保育所Dは51で、保育所Aでは50とほぼ同数であったが、保育所Dの方が、全ての集計ポイント合計が保育所Aより高く、保育所Dの方が子どもに対しての期待が高いのではと思わせる。且つ、保育所Dでは、「賢く勉強ができる子」としたのが他の保育所よりも高い傾向があった。

保育所別で、住居を選定する際に、大切だと思うことで第1位を選択した結果を集計したものが、図 4-16 である。この設問では、住居選定の制約になりやすい経済的事情の項目は除外している。

いずれの保育所もばらつきがあり、決定的な要因はないが、街中のマンションが立ち並ぶ地域の保育所Dでは、「通勤の便利さ」「治安の良さ」「子どもの教育環境を考慮」が、ほぼ同数ずつであるが、他の保育所に比べ、「通勤の便利さ」が高い傾向にある。郊外の久山町の保育所Bでは、「子どもの教育環境を配慮」が最も高くなっている。DID 地区境界の近郊にあたる保育所Cでは、「家の日照・通風」「家の広さや部屋数のゆとり」が比較的高い傾向がみられる。

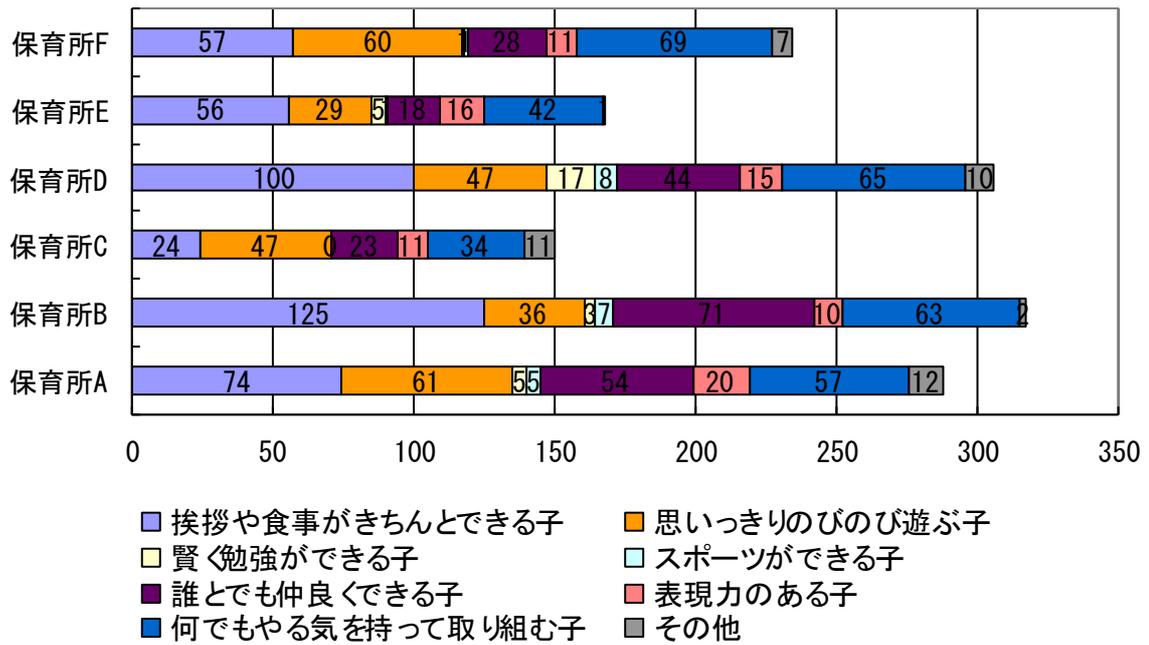


図 4-15 保育所別でどんな子に育てほしいか

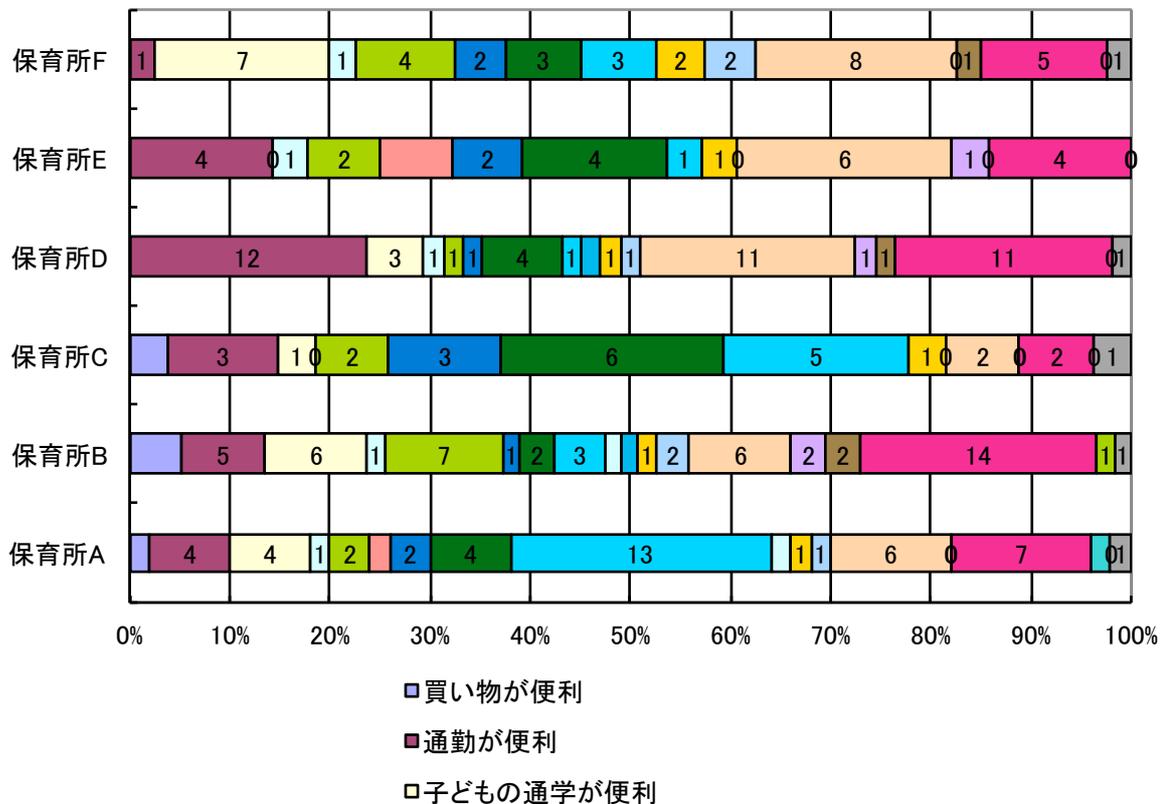


図 4-16 保育所別で大切だと思う居住地選定理由（第1位）

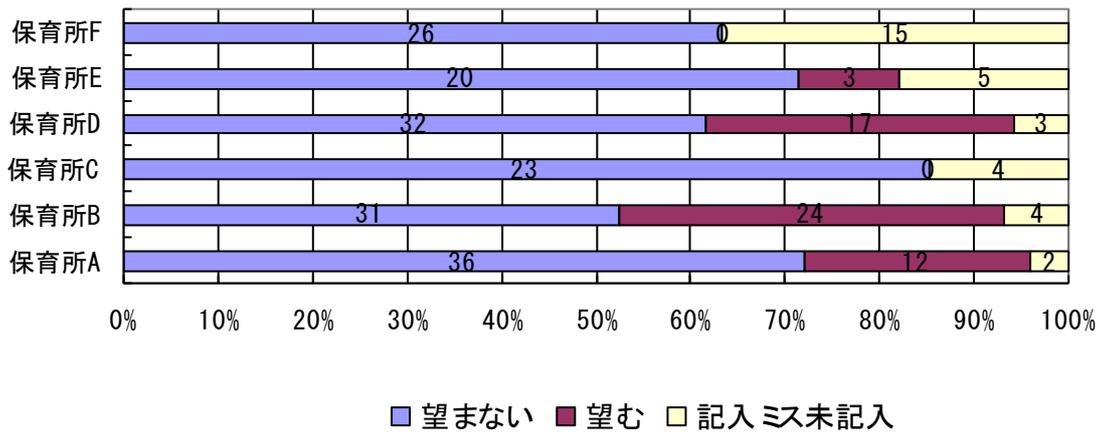


図 4-17 保育所別でプレ教育を望む割合

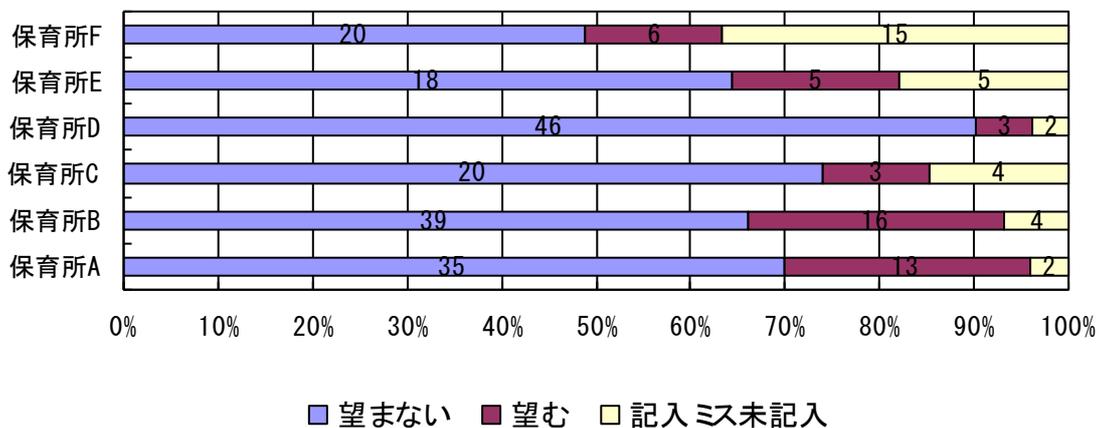


図 4-18 保育所別で延長保育・休日保育を望む割合

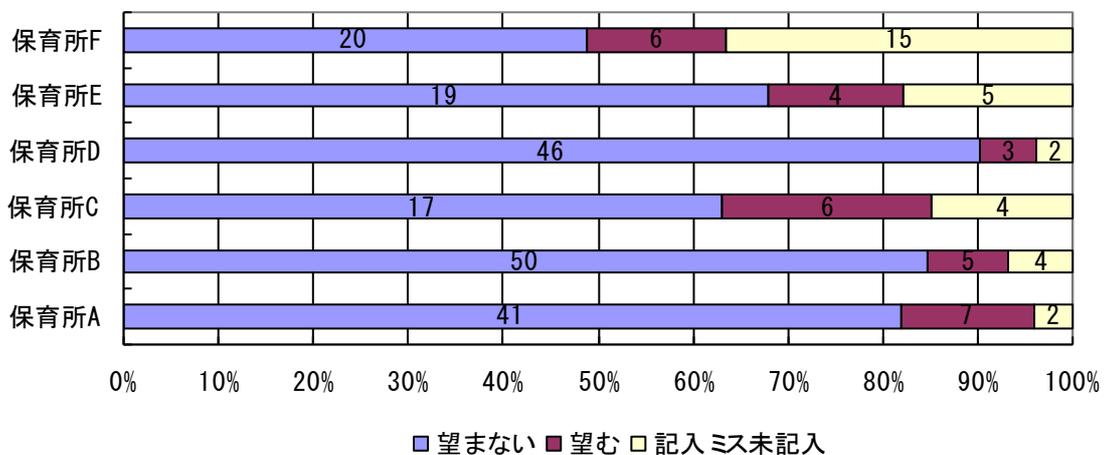


図 4-19 保育所別で育児相談を望む割合

更に望むサービスの設問について、集計したのが、図 4-17、18、19 である。これをみると、プレ教育を望む割合が、保育所 B で他の保育所と比べてやや高く、40%程度になっている。次に保育所 D が高く、約 33%であった。それに対して、保育所 C、保育所 F では、望むと回答したのが皆無で、保育所によって差があった。時間的なサービスについて、延長保育、休日保育を望む割合が、他の保育所と比べ比較的割合が高かった保育所 A で約 26%、保育所 B では約 27%であった。保育所 D では 6%と割合が低く、一見、保育ニーズがないように見えるが、この保育所では 22 時までの 4 時間延長保育を実施しており、福岡市内の中でみても、延長保育の時間が長い保育所といえる。保育所 D は大学病院地区の敷地内に位置し、利用者の多数が看護師や医師などで時間に余裕のない職種の為、以前より、時間延長に対してのニーズが高く、すでに対応しているものと考えられる。育児相談を望む割合については、最も割合が高い保育所 C で約 22%であった。逆に割合が低いのは、保育所 D で約 6%、保育所 B では約 8%であった。このように、更に望むサービスも保育所によって違いがあることがわかった。

次に、保育所別のタイプタイプの割合を図 4-20 に示している。マンションが立ち並ぶ環境に立地する保育所 D では、時間融通満足型の比率が、他の保育所よりも高くなっているとともに、教育環境満足型が皆無となっている。自然の環境にあふれた保育所 C では、保育交流満足型が最も高く、半数近くに上っている。郊外の久山町の保育所 B では、保育交流満足型の回答が無く、入所満足型の比率が 73.3%と、やや高くなっている。保育所 B は、久山町にある 3 つの保育所のうち、唯一の認可保育所であり、選択の余地がないことが、このような結果に繋がっているのではないかと推察できるが、保育方針や保育士対応に関して満足するタイプが皆無で、保育交流の因子に関する項目に、満足感を得ていないのではないかと考えられる。保育所 A と保育所 E とは、似た結果がでており、時間融通満足型の比率が 1 割前後で、残りのタイプは概ね、同程度の割合で存在する。

図 3-8 の保育所別の満足度と比較すると、保育所 C では、満足、やや満足としたのが 96%と非常に高いが、保育所 B では 78%となっており、他の保育所に比べると、低い傾向にある。その要因として、保育所選択肢の幅や、保育方針が保護者の保育ニーズと合致していないのではないかと推察できる。

このように、立地環境の異なる保育所別のデータをみると、各保育所で傾向が異なっており、保育方針は概ね同様の保育所を選定し、調査を行っていることから、保育方針以外の要素が影響しているのではないかと考えられる。保育所 C では、定員が少なく、子どもへの目の行き届き易さが要素のひとつである可能性があるが、保育所 A は 200 名と定員は多いが、満足度はさほど低くはない。保育所 A と保育所 E は各タイプタイプの割合が似ており、また、満足度調査でも同様の結果が得られている。保育所 A と保育所 E は東区の原田と箱崎にそれぞれ位置し、主要幹線道路からの距離、駅からの距離などの利便性が比較的似ている。箱崎に位置する保育所 F の方が、昔ながらの町割りや伝統行事が残るといった

特徴があるものの、周辺に住宅が密集している点も共通している。保育所Dは大学敷地の中に位置し、保育所Eも大学キャンパスの敷地内である点は同様であるが、保育所Eの近傍は低層の住宅が多数あるのに対し、保育所Dは、マンション等の集合住宅が多い。また、保育所Dは敷地の一部が商業地域にあるが、保育所Eは住居地域となっている。一方、自然にあふれている環境は保育所Cと保育所Bである。保育所Cは福岡市民の憩いの場である油山が近く、保育所をでると直ぐそばに緑豊かな環境がある。保育所Bも郊外であるため、近隣環境は自然にあふれ、毎日のように緑地や川に散歩に出かけている。しかし、保育所Bと保育所Cはどちらも自然にあふれる環境にありながら、福岡都心からの距離や土地の価格などに差がある。保育所Bは戸建住宅の持ち家志向が高いことから、地縁のある場合や住宅取得にかけられる費用から選定している場合がある。また、保育所Bの立地は典型的な郊外といえるが、保育所CはDID地区内にあることから、類似の立地とはいえない面がある。

以上より、各保育所での違いで特徴があるのは、保育所の立地やその周辺環境であるのではないかと推測できる。このように保育所の立地が、保護者のタイプ類型の割合や保育所に対して更に望むサービスに対して、何らかの影響を与えている可能性があるのではないかと考えられる。

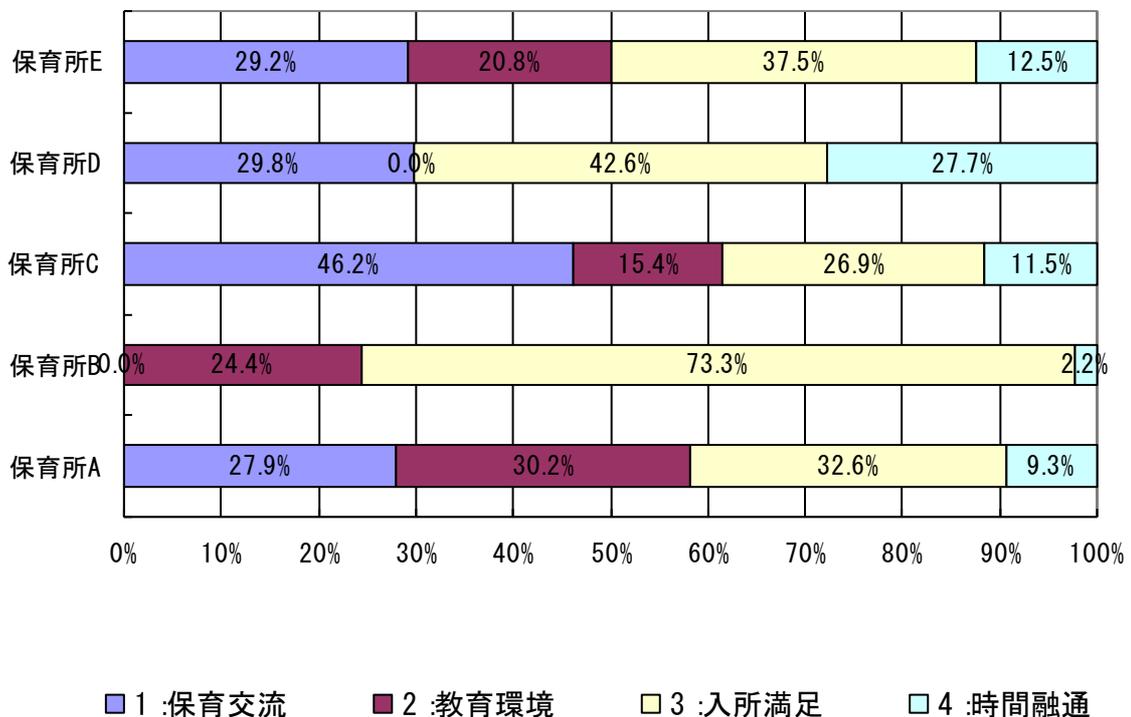


図 4-20 保育所別のタイプ類型の割合

### 4.3 佐賀市における保育所サービス評価タイプと居住ライフスタイル選好

#### 4.3.1 佐賀市における住居及び居住地の選好

ここでは『子育て世帯のライフスタイルの志向性と保育所サービスの関連性』<sup>17)</sup>での、アンケート調査結果を用いて、分析結果を一部引用しながら、福岡県（福岡都市圏）との差異を見るため、データの比較を行う。

住居を選択する際に重視したことについて、20個の選択肢の中から優先順位の高い3つを選んでもらい、集計した結果が、図 4-21 で、1位を選んだ項目の回答数のグラフである。「家の購入費や家賃の安さ」が最も多く、次いで、「通勤が便利」「親の家の近く」が多くなっている。このことは、親の経済状況や仕事との両立を考慮した住居選択になっている傾向がみえる。「地域活動の活発さ」は選ばれておらず、「ペットが飼える」「町並みの美しさ」「家の築年数」のポイントが低くなっている。

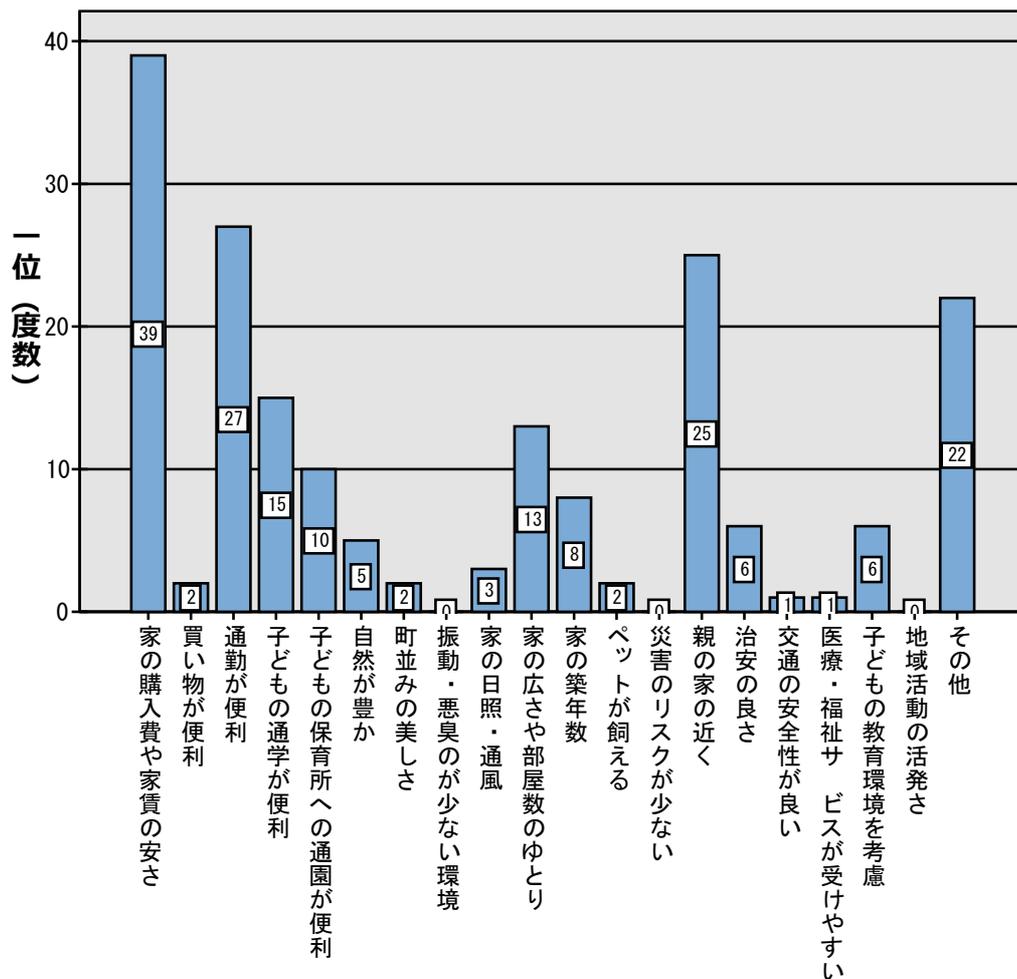


図 4-21 現在の住居を選択した際に重視したこと（佐賀市）

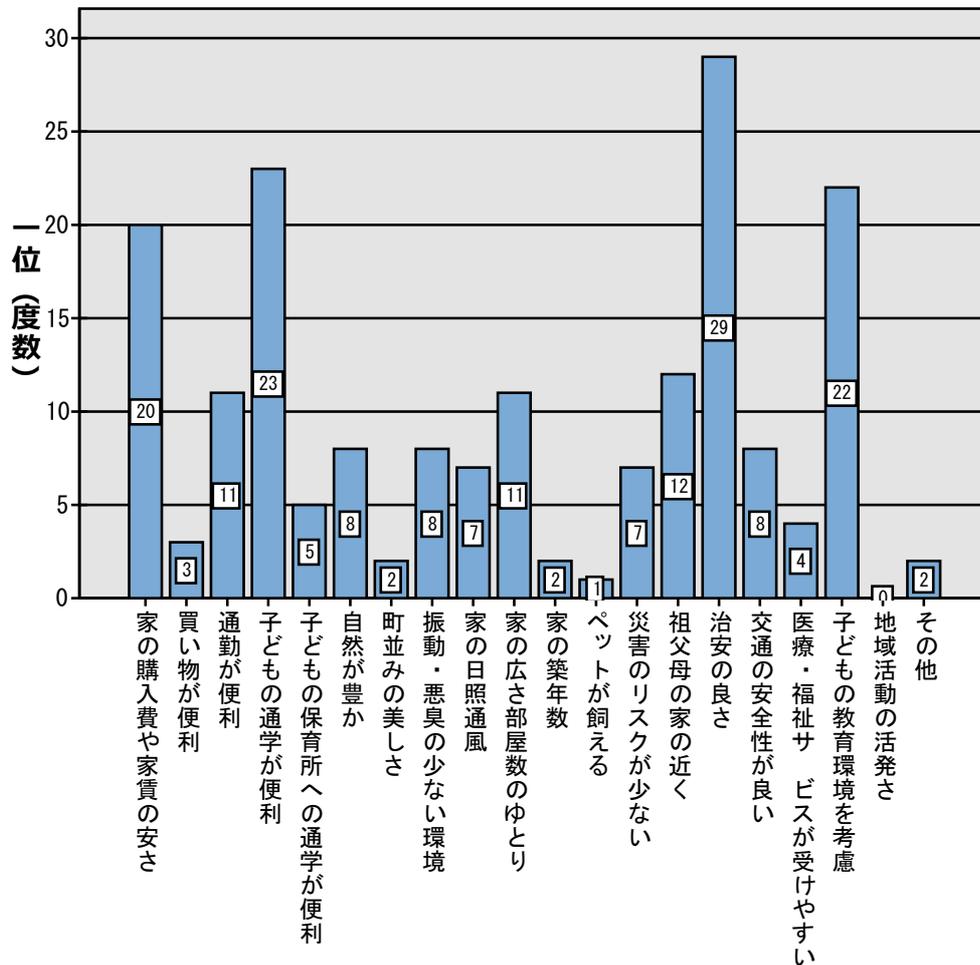


図 4-22 住居を選択する際に大切だと思うこと（佐賀市）

住居を選択する際に大切だと思うことについて、20 個の選択肢の中から優先順位の高い 3 つを選んでもらい、図 4-22 は 1 位を選んだ項目の回答数の集計結果である。「治安の良さ」「子どもの通学が便利」「子どもの教育環境を考慮」という順に回答数が多くなっている。図 4-20 での住居の選択の際に重視したことでは、「子どもの通学が便利」よりも「通勤が便利」を回答している人が多かったが、この設問では逆転している。保護者はできれば、子どもの生活を大切にしたいとする傾向が見られる。「子どもの教育環境を考慮」も 6 ポイントから 22 ポイントに増えていることからその傾向が伺える。その他に、「治安の良さ」が大切だと思うことでは、6 ポイントから 29 ポイントにのびており、このことは、安心して子育てをしたい、という保護者の意向が表れたものといえる。

次に t 検定で、各項目の「重視したこと」と「大切だと思うこと」の平均値の差の比較を行った。この結果で、「子どもの通学が便利」や「子どもの教育環境を考慮」を大切だと思っているものの、実際には、「家の購入費や家賃の安さ」や「通勤が便利」といった親の都合が優先されていることがわかる。

また、「祖父母の家の近く」も重視したことの方が有意であることから、何らかのサポートを必要とする子育て世代の実情が伺える。

表 4-6 t 検定の結果のまとめ（佐賀市）

項目	比較結果
家の購入費や家賃の安さ	「重視したこと」 > 「大切だと思うこと」
買い物が便利	
通勤が便利	「重視したこと」 > 「大切だと思うこと」
子どもの通学が便利	「重視したこと」 < 「大切だと思うこと」
子どもの保育所への通園が便利	
自然が豊か	「重視したこと」 < 「大切だと思うこと」
町並みの美しさ	
振動や騒音・悪臭の少ない環境	「重視したこと」 < 「大切だと思うこと」
家の日照・通風	
家の広さや部屋数のゆとり	
家の築年数	「重視したこと」 > 「大切だと思うこと」
ペットが飼える	
災害のリスクが少ない	「重視したこと」 < 「大切だと思うこと」
祖父母の家の近く	「重視したこと」 > 「大切だと思うこと」
治安の良さ	「重視したこと」 < 「大切だと思うこと」
交通の安全性が良い	「重視したこと」 < 「大切だと思うこと」
医療・福祉サービスが受けやすい	「重視したこと」 < 「大切だと思うこと」
子どもの教育環境を考慮	「重視したこと」 < 「大切だと思うこと」
地域活動の活発さ	
その他	「重視したこと」 > 「大切だと思うこと」

子育て環境を考慮して住まいを転居したことがあるかという設問についての回答の割合を示したものが図 4-23 である。全体の 60%は「したことがある」「したことはないが今後したい」が占めている。子育てをする上で不都合な問題があり、転居をせざるを得ない状況が読み取れる。保護者世帯による居住地の選択は、勤務地、保育所の位置関係からも重要であり、なぜ、転居する必要があると感じているかを把握する必要がある。

子どもにとってどんな住環境が最善かという設問については、「郊外の住宅地で閑静な環境」「自然にあふれているところ」「図書館や学校施設が多い文教地区」という順に多く、「街の中心部で便利なところ」は5%程度で、郊外が子どもにとって最善な住環境であるという親の考えの傾向が明らかになった。

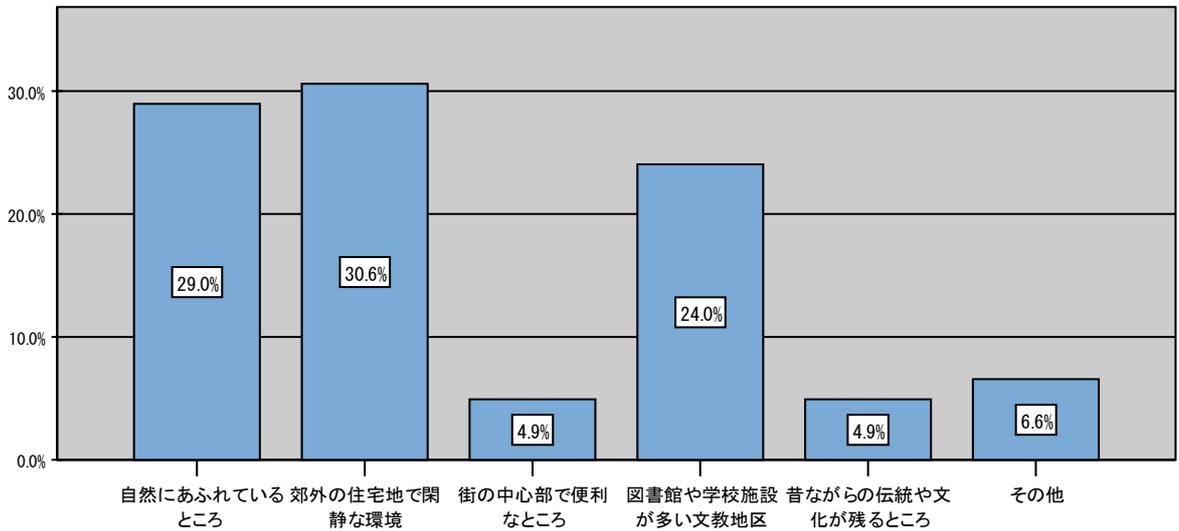


図 4-23 子どもにとって最善の住環境

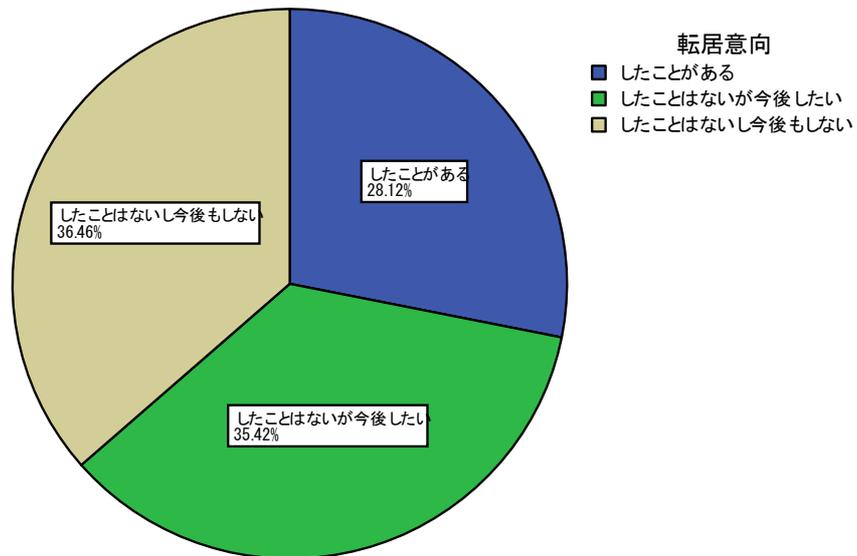


図 4-24 子育て環境を考慮して転居したことがあるかの割合（佐賀市）

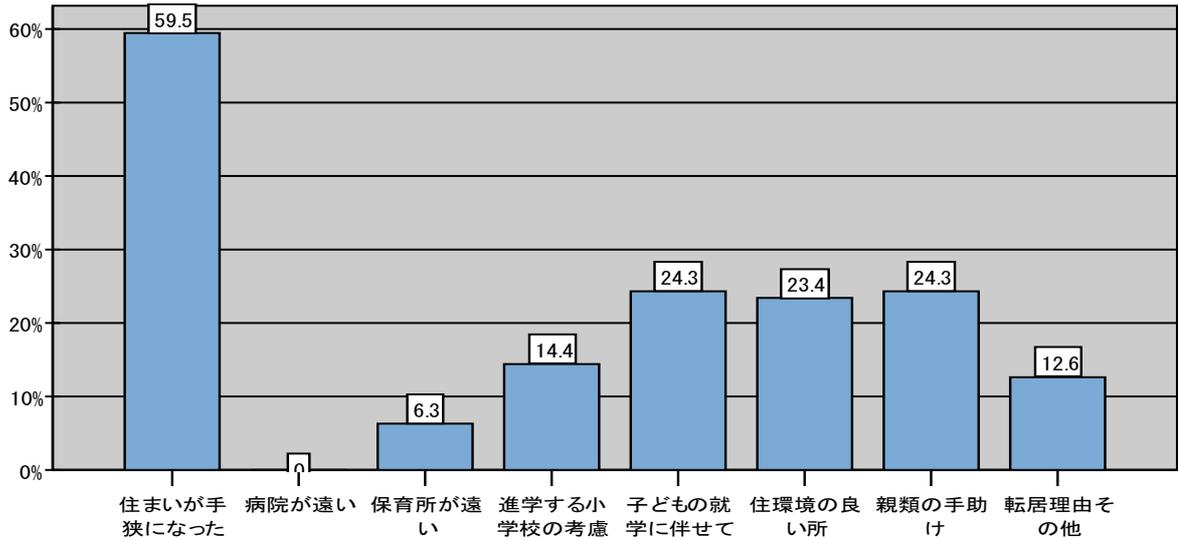


図 4-25 子育てを考慮した転居意向理由（佐賀市）

子育て環境を考慮して住まいを転居したことがある人、または今後したい人の理由についての設問では、「住まいが手狭になった」が60%近くの高い割合を占めている。続いて、「親類の手助け」が2番目に高くなっており、保護者にとっては、親世帯の援助が不可欠になっている。その他に、「進学する小学校を考慮して」や「子どもの就学に伴せて」が合わせて20%前後で、小学校の校区を意識しつつ、子どもの教育環境を考慮して転居をしたり、転居を検討する人は少なくはない。小学校は校区との関係から、居住地で学校が固定化される為、住宅の購入をする場合には、慎重に検討していると考えられる。

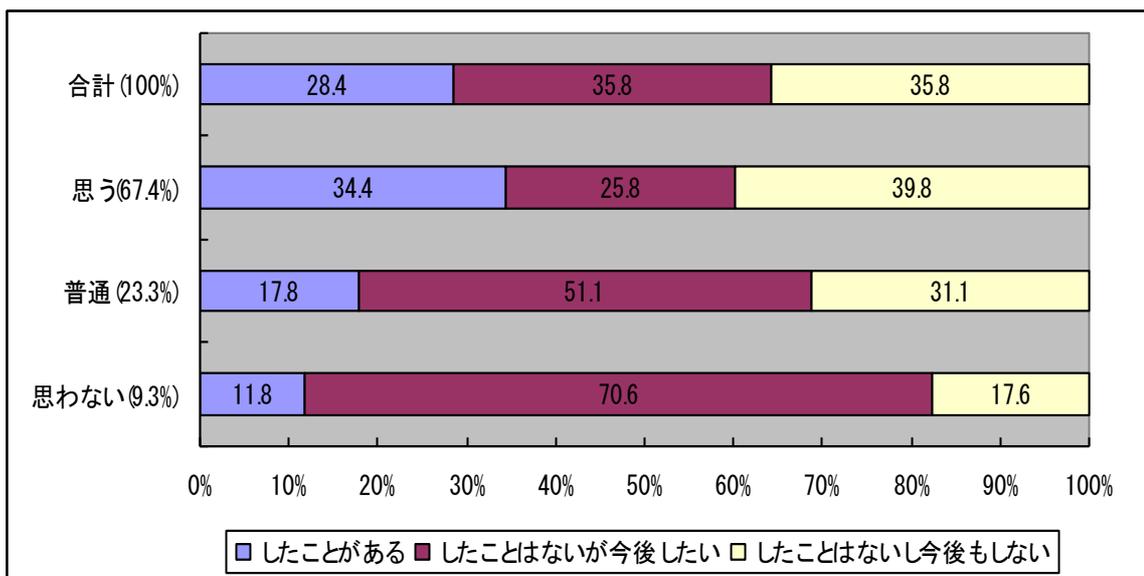


図 4-26 地域の子育てのしやすさと子育てを考慮した転居意向の関係（佐賀市）

地域の子育てのしやすさと子育てに考慮した転居意向の関係を見てみると、全体ではあまり差が見られないものの、「地域の子育てがしやすい」と「地域の子育てがしやすいとは思わない人」では、「地域の子育てがしやすいとは思わない人」が「今後転居したい」という比率（70.6%）が圧倒的に高く、地域の子育てのしやすさと子育てを考慮した転居意向とは関連がある。

※アンケートでは地域の子育てにしやすさで「思う」「やや思う」「どちらでもない」「あまり思わない」「思わない」の5段階で回答してもらったが、「思う」と「やや思う」を3、「どちらでもない」を2、「あまり思わない」「思わない」を1の3段階とした。

#### 4.3.2 佐賀市における保育所サービス評価タイプと居住ライフスタイル選好

各クラスターの違いによってライフスタイルの志向性に違いがあることを明らかにするために、いくつかの設問とクロス集計を行い、その関係性をみていく。図4-27は佐賀市における各タイプと「今後、転居をしたいか」という設問とをクロス集計した結果である。図4-28は、佐賀市における各タイプと「居住地を選択する際にどのような居住地に住みたいか」という設問のクロス集計である。

環境満足型は、「中心市街地」や「祖父母の家の近く」に住みたい割合が60%と比較的高くなっている。環境には満足しているものの、時間的な融通に対して満足していない可能性があり、時間的な不満足を、祖父母によるサポートで解決しようとしているのではと推測できる。時間満足型では、「郊外」に住みたい割合や「文教地区」に住みたい割合が高く、「街の中心部で便利なところ」の回答がなく、逆説的にとらえると、時間の融通には満足しているが、環境には満足していないと考えることができる。このように、保育所サービス評価は「転居意向」や、「望む居住地」と関連があり、時間と環境という重要な因子のどちらにウェイトを置くかによって、保育所サービス評価に差異があると思われる。

「子どもにとってどんな住環境に住むのが望ましいですか」（図4-29）の質問に対しては、佐賀市では全体的に郊外の住宅地の比率が高い傾向にあった。環境満足型では「自然にあふれているところ」の値が比較的高く、環境を優先させたいという意向が汲み取れる。時間満足型では「図書館や学校施設が多い文教地区」が他のタイプより高い傾向があり、利便性と子どもの環境を両立しやすい文教地区が望まれていると考えられる。

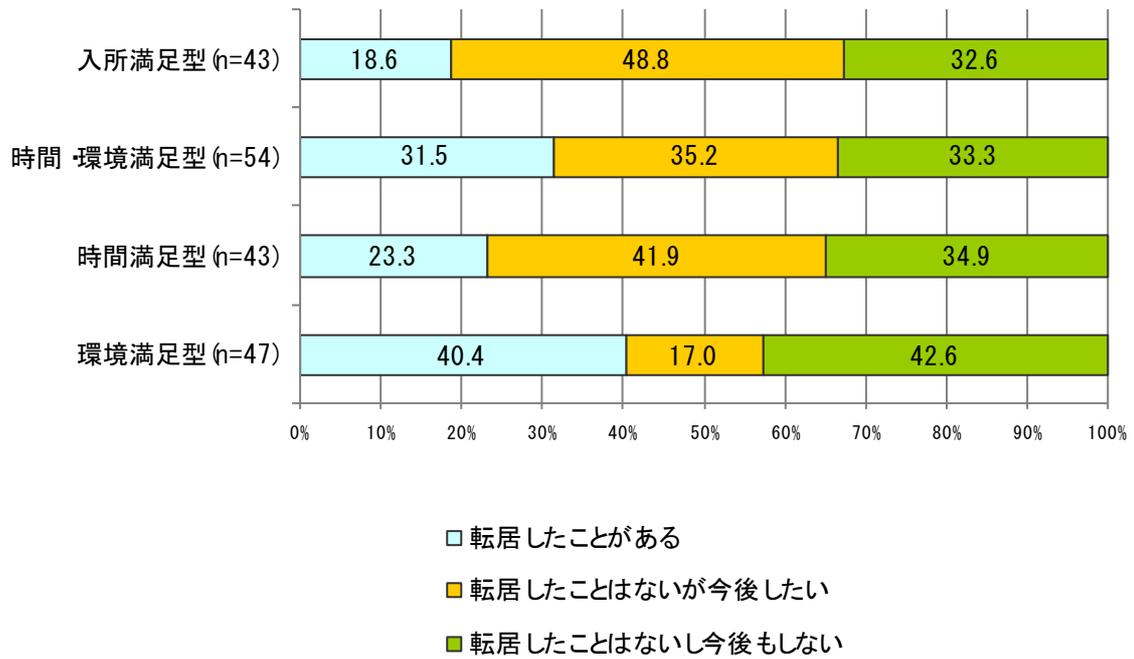


図 4-27 各タイプ別の転居意向の違い（佐賀市）

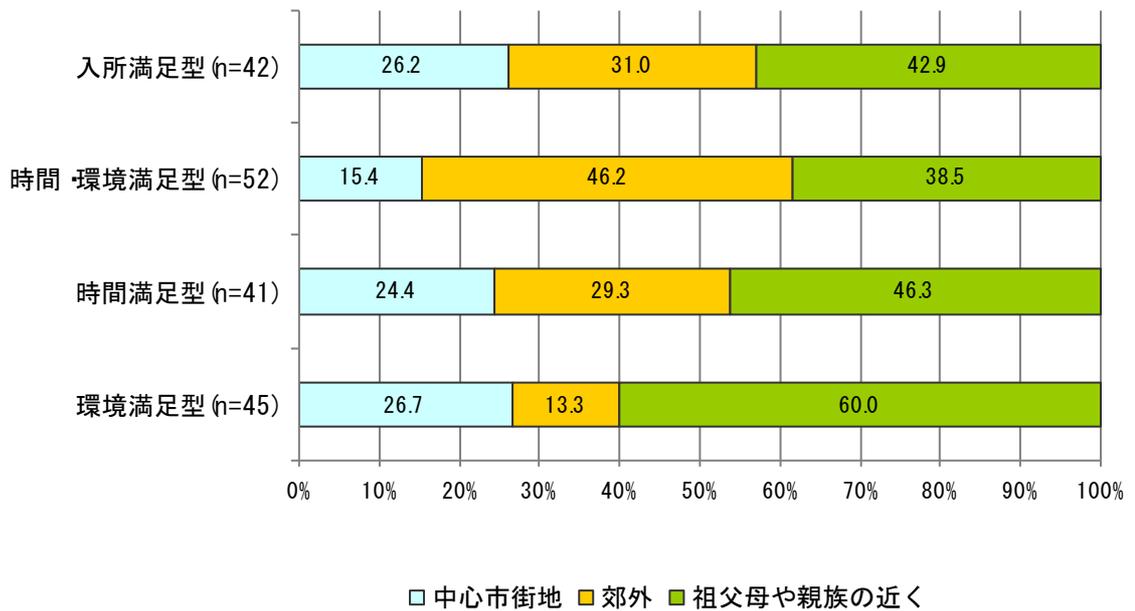


図 4-28 各クラスタ間の転居意向の違い（佐賀市）

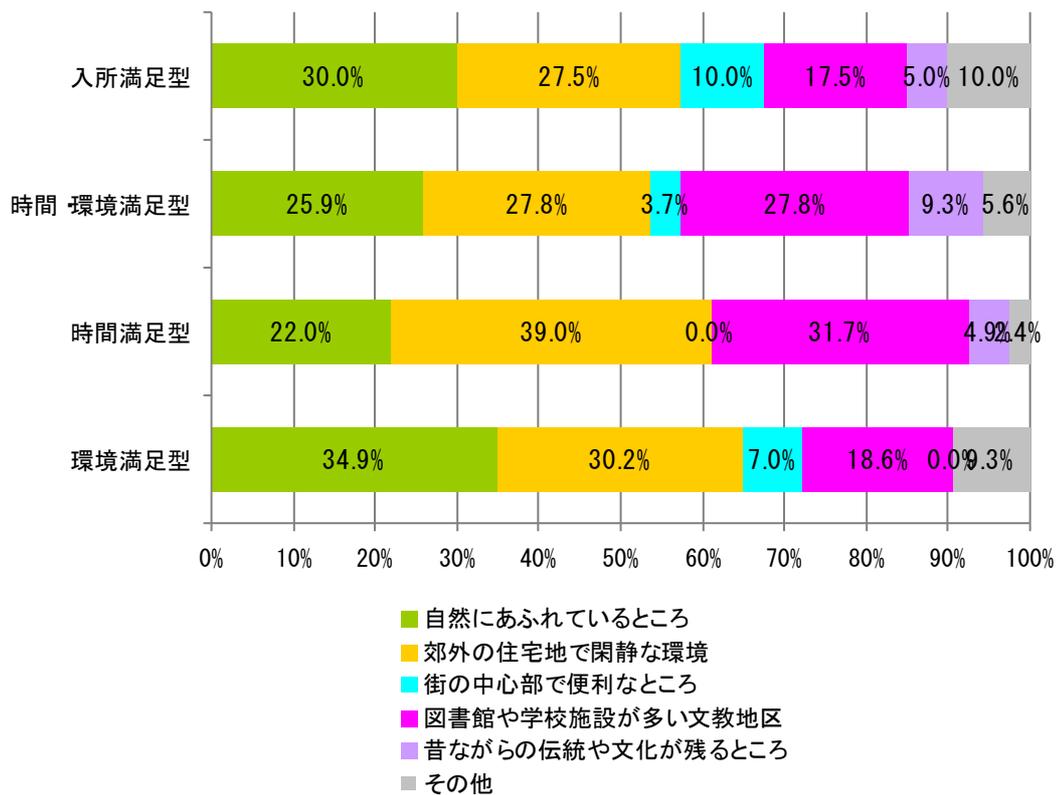


図 4-29 各クラスタでの子どもにとって望ましい環境（佐賀市）

表 4-7 住居及び居住地に対する希望における単純集計結果

		(降順)	度数	%
5. 持ち家と賃貸住宅のどちらに住みたいか？	持ち家		166	85.6
	賃貸住宅		15	7.7
	わからない		13	6.7
6. 戸建住宅と集合住宅のどちらに住みたいか？	戸建住宅		151	78.2
	集合住宅		22	11.4
	わからない		20	10.4
7. 中心市街地、郊外、中心市街地・郊外関係なく祖父母や親族の近くといった3箇所を区別した場合、どこに住みたいか？	祖父母の近く		87	44.8
	郊外		56	28.9
	中心市街地		42	21.6
	わからない		9	4.6
8. 親の生活環境と、子どもにとって望ましい生活環境とどちらを重視するか？	同程度である		87	45.1
	子どもの生活環境をやや重視す		58	30.1
	子どもの生活環境を重視する		28	14.5
	親の生活をやや重視する		15	7.8
	親の生活を重視する		5	2.6

福岡県と佐賀市とを比較した場合、子育てを考慮しての転居意向は、同じような傾向がみられた。子育てを考慮した転居意向の理由については、福岡県、佐賀市ともに、「住まいが手狭になった」との回答が高く、ライフステージに合わせて、住み替えていこうという意向がみられる。福岡県と佐賀市の差異をみると、福岡県では、「住環境のいい所」が比較的高い傾向にあり、このことは、福岡県では市街化がすすみ、積極的によい環境を求めなければならないのではないかと推察される。

住居を選択する際に重視したことと、大切だと思うことについても、福岡県と佐賀市では、比較的似た傾向がある。重視したことでは、「家の購入費や家賃の安さ」「通勤が便利」「親の家の近く」が高くなっているが、福岡県では、佐賀市と比べると、「自然が豊か」がやや高い値を示し、意識的に環境の良いところを選択している傾向がある。大切だと思うことについては、「子どもの教育環境を考慮して」「治安のよさ」が高く、福岡県、佐賀市とも、子どものことを考え、安心・安全な環境を望んでいるといえる。

子どもにとって望ましい環境については、福岡県では、「自然にあふれているところ」の選択が多い傾向があるが、佐賀市では福岡県と比較すると、「郊外の住宅地で閑静な環境」の比率が高い傾向にある。

戸建住宅に住みたいとするのは、佐賀市では、78.2%（表 4-7）で、福岡県では 65%（図 4-5）であり、佐賀市では、潜在的に郊外の一戸建てを望むライフスタイルが福岡よりも多いと考えられる。

#### 4.4 まとめ

保護者の住居選択の理由の中で、大切だと思うことについて、「子どもの教育環境を考慮して」や「治安の良さ」が上がっており、経済的な理由や通勤の利便性といった家庭の事情を考慮しなければ、子どもにとってよりよい住居を選択したいという保護者の意向がみえる。

保育ニーズ満足度の調査データから抽出された因子タイプ別類型と居住ライフスタイルの志向性とのクロス集計の結果、時間的融通を優先する居住ライフスタイルと、環境を重視する居住ライフスタイルとで違いがあり、保育ニーズにも、その意向が反映されていると考えることが可能で、居住地選好と保育所サービス評価のタイプ類型とも関連性があるという傾向が示された。

福岡都市圏のタイプ別類型では、保育所サービスの評価軸はワークライフスタイル重視に加え、自分達のライフスタイルを優先させる居住ライフスタイル重視もあり、居住地の選定に際し、その居住ライフスタイルに合致したニーズを保育所にも求める傾向がある。

また、タイプ別類型と保育所別でのクロス集計の結果から、保育所毎で、タイプ別類型の比率が異なっており、調査対象保育所は概ね同じ保育方針であることから、保育所の立地環境の違いが影響しているのではないかと考えられる。保育所の立地場所は、通所圏とも関係が深く、居住地からの距離、または勤務地からの距離を考慮して、保育所に入所していると想定できる。通所可能な時間などから通所できる範囲はある程度限定的であるといえ、居住地を軸に考えるならば、保育所の立地する地域に居住地を選定しているという志向性が何らかの影響していると考えられる。この居住地選好は、どのような居住ライフスタイルを選択するかによって、異なってくるといえる。

前述のように、居住ライフスタイルが保護者の保育ニーズに潜在的に影響を与えており、居住ライフスタイルと関係の深い居住地選好と保育ニーズには関係性がある可能性が高い。第3章で述べたように保育ニーズは多様化の傾向にあるが、このことは多様化するライフスタイルと関係があると考えられ、保育ニーズが多様化する潜在的な要因になっているのではないかと考えられる。

## 第5章 保育所運営者の保育所サービス意向と保育所立地環境に着目した保育方針の類型化

### 5.1 はじめに

今回の調査・研究対象としている「認可保育所」は、各自治体から認可された保育所であり、児童福祉法により、一定基準の面積や保育士の数などの条件を満たしている。また、各自治体から補助金を受けていることもあり、監査などの管理体制も整っており、一定の保育レベルを確保できている。

しかしながら、保育所の保育内容と密接な関係がある保育方針や運営方針は、指導要綱など厳格に統一されたものではなく、厚生労働省の保育指針の中でも基準化されている部分と保育所の裁量に任される部分とに分かれている。自治体の指導は、児童福祉法や保育所保育指針、各自治体の条例の範囲にとどまり、その範囲外にあたる部分は、園長や理事会などのトップダウンでの判断によるところが多い。例えば、遊具選定、モンテッソーリ、シュタイナー教育などの教育方針、リズム体操やマット運動、描画、工作といったカリキュラム構成など、小学校と比較しても自由度が高い。

そもそも、保護者の就労や病気などで、保育に欠ける世帯に対して、子どもの保育を行うのが保育所の基本的な設立趣旨であり、子どもの生活の場としての保育所機能は基本的なもので、厚生労働省の保育所保育指針に記載されている。しかし、保育所での保育方針や運営方針は、保育所裁量となる範囲が多く、保育所によって、差が生じているのが実情であり、保育所の個性化が生じている。

実際のところ、保護者アンケートに協力を得た保育所の中では、「未満児はテレビを見せない」「甘いお菓子やスナック菓子を与えない」といった保育方針の遂行を、保護者にまで求めているところもあり、そういった保育所では、指導する内容が守れない保護者もあり、お互いにストレスを抱えてしまっている事例もある。また、保護者アンケート調査の対象でない保育所での事例であるが、裸足での保育や乾布摩擦を実践し、整列などの規律を重んじるスパルタ色のある保育所もあり、通所していた子どもを持つ保護者から、子どもがなじまない為、別の保育所に移ったという話がでていた。

保育方針や運営方針は、各保育所で異なるが、概ねタイプがあると想定できる。しかしながら、保育所サービスに関しての既往の研究は多くなく、保育所の保育方針や運営方針について、あまり把握できていない。今後、保育ニーズとのマッチングを行う為にも、どのような保育方針や運営方針の保育所があるかを明確にする必要がある。第5章では、保育所運営側からの立場でのサービスを調査、分析し、保育所サービスの類型化とその構造を明らかにする。

## 5.2 調査内容

### 5.2.1 調査の方法とアンケートの設計

#### 調査方法・分析手法

調査は、福岡市の認可保育所全数に対して、保育所運営側へのアンケートを実施した。福岡市は198園に対して、郵送によりアンケートを送付したのち、郵送にて回収した。調査期間は2013年6月27日～11月10日である。比較用に佐賀市でも、同じアンケート調査を認可保育所全数の38園に実施しており、調査期間は福岡市と同じである。

#### アンケートの設計

アンケートでは、以下を明らかにすることを目的に作成する。

- ・ 保育所施設の施設及び周辺環境の満足度を把握する。
- ・ 各保育所における保育方針、運営方針といった保育サービスを把握する。
- ・ 保護者や地域とのコミュニケーションを明らかにする。

アンケートは、①施設の概要 ②施設及び周辺環境 ③保育サービス ④保護者・地域とのコミュニケーション、の4つで構成し、主に選択肢を選ぶ形式とした。④の地域とのコミュニケーションについては、自由形式での記入欄も設けた。

表 5-1 保育所運営側アンケート調査項目

	内容
施設概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 設立年</li><li>・ 敷地面積、建物面積</li><li>・ 開所時間</li><li>・ 保育士の数、園児の数</li><li>・ 給食、園外保育、一時保育等のサービスの確認</li></ul>
施設・周辺環境	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設の満足度</li><li>・ 周辺環境の満足度</li></ul>
保育所サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保育方針</li><li>・ 運営方針</li></ul>
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保護者とのコミュニケーション</li><li>・ 地域施設の活用</li><li>・ 地域保育の状況</li></ul>

### 5.2.2 アンケート調査の回収状況

配布したアンケートは、対象とする福岡市の全認可保育所に対して、郵送によりアンケートを送付したのち、郵送にて回収を行った。回収率は以下の通りである。分析は主に福岡市の認可保育所で行うが、比較参考用に佐賀市での調査結果も示す。

表 5-2 保育所運営側アンケートの回収率

	配布数	回収数	回収率
佐賀市	38	20	52%
福岡市	198	48	24%

### 5.2.3 回答者の属性

アンケート調査から得られた回答者の属性は表 5-3 のとおりである。

述べ床面積については、佐賀市では 500～1000 m<sup>2</sup>未満の間が 70%と多数を占めている。福岡市では、750～1000 m<sup>2</sup>未満が最も多いが、福岡市の方が佐賀市に比べるとばらつきがある。

在園児数については、佐賀市では 100 名～119 名が一番多く、全体の 1 / 4 を占め、60 名から 119 名で全体の 65%を占めている。福岡市では 120 名～149 名が全体の 20.83%を占めている。佐賀市に比べて、ばらつきが多く、かつ、大規模化していることがわかる。在園児数については、150 名を超えると大規模と考えられるが、福岡市では 210 名を超えるかなり大きな規模の保育所も約 10%ある。平成 24 年度、25 年度で、急速な定員増を推進する福岡市の政策として、既存の保育所の建替えや改修工事により、大規模化がすすめられていることから、その傾向が強まっている。来年度以降、更なる大規模保育所が整備される予定である。

次に、保育所が提供しているサービスについて、「あり」、「なし」を選択してもらい、集計を行った。園外保育については、佐賀市で 100%、福岡市では約 96%と高い割合で実施していることが把握できた。また、障害児保育についても、実施している保育所が佐賀市、福岡市とも高い割合を占めている。しかし、病児保育に関しては、佐賀市、福岡市のどちらとも、0.00%という結果となり、このサービスには全く対応していないことが把握できた。

表 5-3 保育所運営側アンケートの属性

質問項目	カテゴリー	佐賀市		福岡市	
		数	%	数	%
述べ床面積 単位 m <sup>2</sup>	～250 未満	0	0.00%	1	2.00%
	250～500 未満	7	5.00%	5	10.42%
	500～750 未満	7	35.00%	8	16.67%
	750～1000 未満	3	35.00%	10	20.83%
	1000～1250 未満	1	15.00%	8	16.67%
	1250～1500 未満	0	5.00%	6	12.50%
	1500～	0	0.00%	1	2.00%
	未記入	2	10.00%	9	18.75%
在園児数	～39 名	1	5.00%	2	4.16%
	40 名～59 名	2	10.00%	1	2.00%
	60 名～99 名	4	20.00%	6	12.50%
	100 名～119 名	5	25.00%	7	14.58%
	120 名～149 名	4	20.00%	10	20.83%
	150 名～179 名	2	10.00%	8	16.67%
	180 名～210 名	1	5.00%	6	12.50%
	210 名～ 未記入	0 1	0.00% 5.00%	5 3	10.42% 6.25%
サービス	園外保育有	20	100.00%	46	95.83%
	一時保育有	18	90.00%	9	18.75%
	病児保育有	0	0.00%	0	0.00%
	障害児保育有	17	85.00%	44	91.67%
	縦割り保育有	13	65.00%	32	66.66%
	子育て支援	11	55.00%	40	83.33%

一時保育と子育て支援事業については、佐賀市と福岡市とでは、大きく開きがあった。佐賀市では一時保育を実施している保育所が 90.00%となっているが、福岡市では 18.75%と、やや低い値となった。子育て支援については、実施している保育所が、佐賀市では 55%であった一方、福岡市では 83.33%と高い値を示しており、福岡市の場合、保育所が行う地域の子育て支援に対しては補助金が割り増しされることから、ある程度、積極的な方向性が見てとれる。このように、自治体の方針で、提供されている保育所サービスには差があると考えられる。

### 5.3 福岡市の認可保育所における施設及び周辺環境の適正度

保育所の運営に際し、現状の施設や周辺環境がある程度十分でないと、健全な運営ができない可能性があり、それにより提供される保育所サービスに制限がでることが考えられる。そこで、施設及び周辺環境に対して適正か否かを問う設問を設け、運営に支障がでないかを確認した。調査項目は、①保育所の周辺環境について ②建物について ③園児の生活環境、となっている。回答は各項目に対し、適正、やや適正、普通、やや不足、不足の5段階での評価に○をつける方式とした。

図 5-1 に保育所周辺環境の適正度を示し、「散歩に出かける場所の近さや利便性」では、56.3%が適正もしくはやや適正となっている。「地域のコミュニティのよさや地域住民との交流」に関しては、50%が適正もしくはやや適正であった。「静かで空気がよく、日当たりがよいなどの環境のよさ」については、66.7%が適正もしくはやや適正となっている。「防犯性のよさ」については57.9%が適正もしくはやや適正となっている。最も、適正もしくはやや適正の値が小さいのは、防犯性のよさに関する項目であった。

「園児数に対しての広さ」については、約 64.6%が適正もしくはやや適正であった。「子ども生活スペースの確保」については70.8%が適正もしくはやや適正と高い値を示している。

「自然と触れあえる場所がある」については70.8%が適正もしくはやや適正となっている。「地域のコミュニティのよさや地域住民との交流」に関して適正の値が小さくなっており、この要因を分析する必要がある。

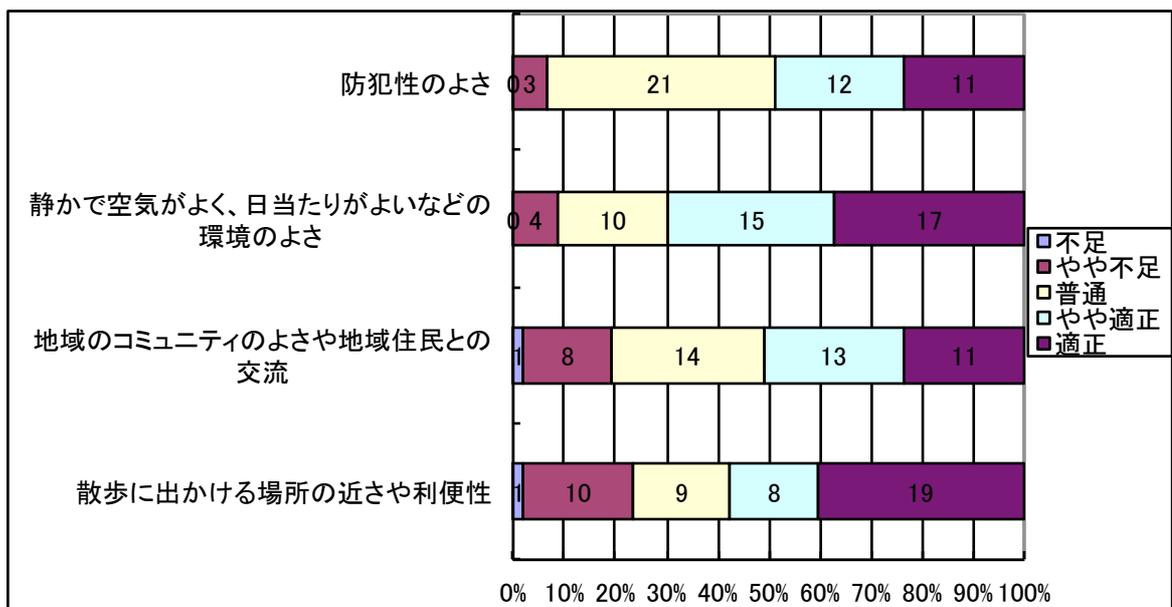


図 5-1 保育所周辺環境の適正度（福岡市）

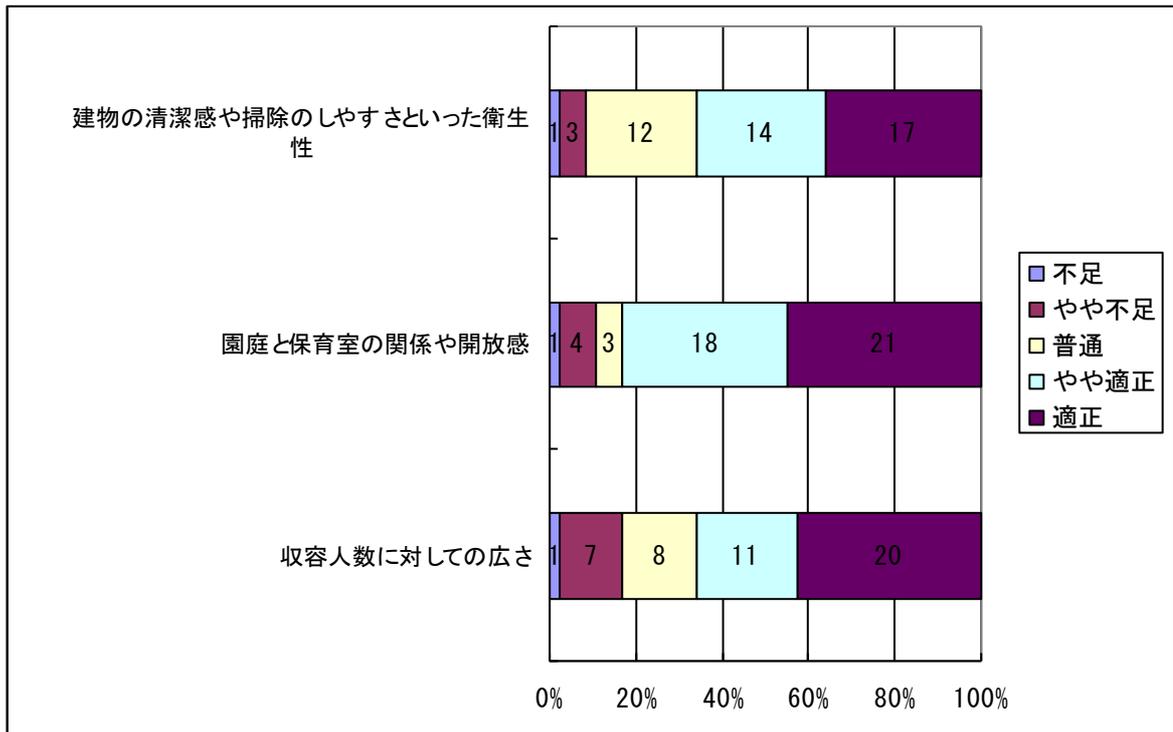


図 5-2 保育所建物の適正度（福岡市）

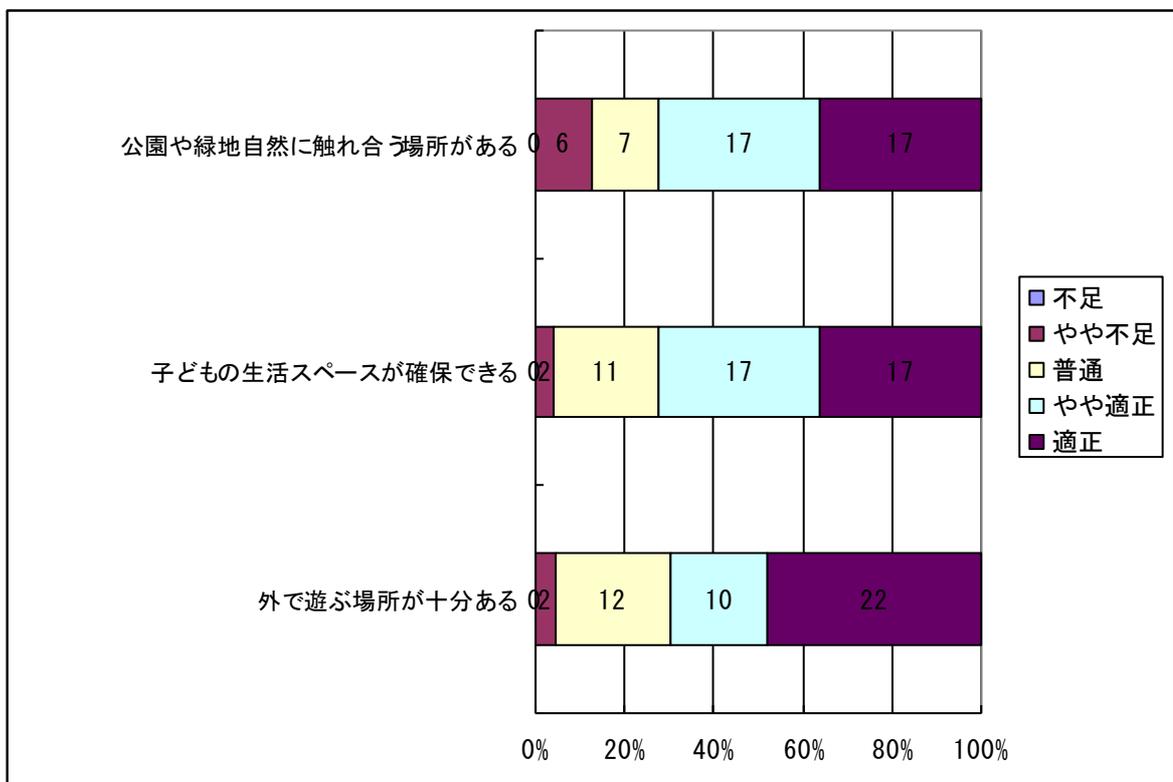


図 5-3 園児の生活環境の適正度（福岡市）

保育所の運営にあたり、児童福祉法で、保育室の面積や園庭の面積などの規定があり、認可保育所の場合、ある程度適正な状態を確保しているといえる。しかしながら、建物が収容人数に対して設置基準を満たしていれば、100%適正という回答になるはずであるが、やや不足もしくは不足としたのが、16.7%となっている。福岡市では、定員に対して概ね20%割り増しの受け入れを求められていることから、慢性的に面積不足に陥っている可能性がある。もしくは、設置基準自体が最低基準とされているため、基準を満たしても、十分でない場合も考えられる。

「子どもの生活スペースが確保できる」の設問でも、適正もしくはやや適正とするのが低い傾向にあり、収容人数に対しての広さの適正度と同じ傾向といえる。保育所に必要とされるスペースとしては、更衣スペース、食事スペース、就寝スペースという生活スペースと、運動や行事、また特別な活動を行うスペースが考えられ、特に、生活スペースの確保が必要とされる。当然、周辺環境、建物等が不足していれば、提供されるサービスも制限されることが想定できることから、本来の子どもの活動を阻害しない、十分な施設や環境が求められるところである。

前述の2.4.3 認可保育所における課題で述べたように、保育室の面積基準は世界的に見ても低く、保育士の保育のしやすさや子どもの活動を考慮して、適正な値になるよう基準の見直しが望まれている。

#### 5.4 福岡市の認可保育所の保育方針

アンケート調査では、保育方針を問う設問を設け、分析を行った。保育所の保育方針は、文献等から、表 5-6 の 10 項目に整理し、保育所の保育方針で重視することを選択肢の中から 1~3 位の順位をつけ選択してもらい、1 位を 3 点、2 位を 2 点、3 位を 1 点として集計した。各項目の単純集計結果を表 4-5 に示す。1 位に選定されたのは、「生活リズムの確保」が 16 ポイントと最も高かった。また、2 位に選定された中で最もポイントが高かったのは「食事の大事さ」と「信頼関係を深めること」であった。点数化による集計の結果では、「生活リズムの確保」が 59 ポイントと高かった。次いで、「信頼関係を深めること」が 39 ポイントと高くなっている。この 2 点は、厚生労働省の保育指針にも記述があり、どの保育所でも満たすべき事項といえる。しかし、それ以外の部分にこそ、保育所の個性化につながる要素があると考えられる。

「文字の読み書き」や「集団行動」「芸術に触れ豊かな感性を持つ」は、低い値を示し、早期教育的な内容は低くなっており、生活を重視する方針が把握できた。

どのような子どもに育つのが望ましいかの設問に対しての回答では、「何でもやる気をもって取り組む子」が 95 ポイントと高かった。次いで、「泥んこになって遊ぶ子」が 53 ポイントと高く、「挨拶や食事がきちんとできる子」「誰とでも仲よくできる子」の順に続いている。

表 5-4 保育方針の単純集計結果（福岡市）

	1 位	2 位	3 位
自然に触れ合って育つ	6	3	3
集団の中で育つ	5	3	2
文字の読み書きを教える	0	0	2
集団行動ができる	1	0	0
生活リズムの確保	16	3	5
小さいころのしつけ	0	3	3
食事の大事さ	0	9	6
芸術に触れ豊かな感性を持つこと	0	1	1
信頼関係を深めること	5	9	6
様々な経験を通してイメージや感性を豊かにすること	2	4	8

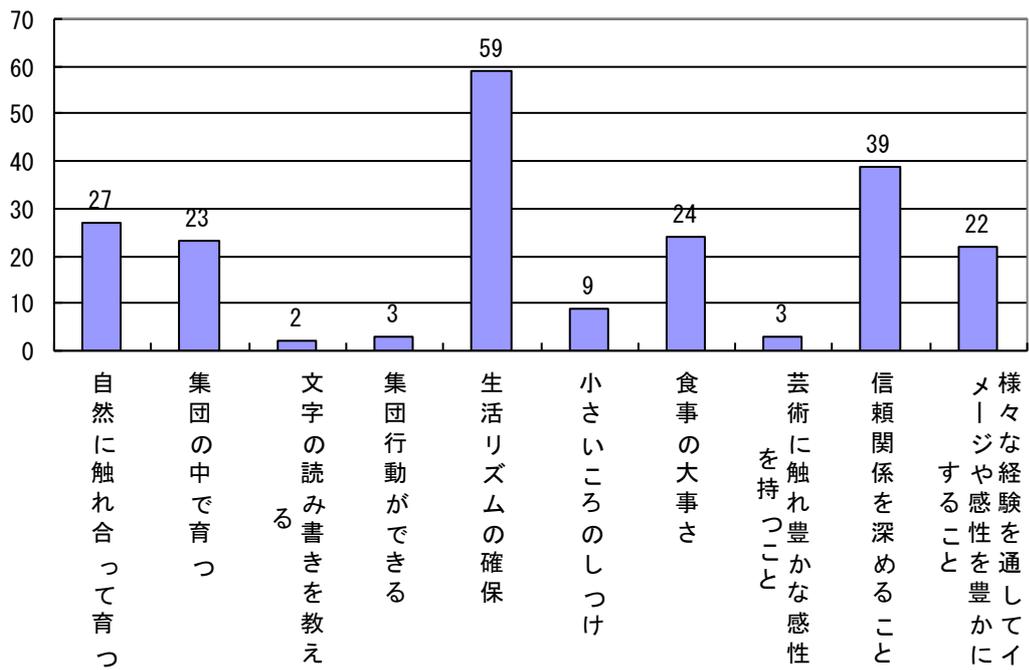


図 5-4 保育所での保育方針（福岡市）ポイントでの集計

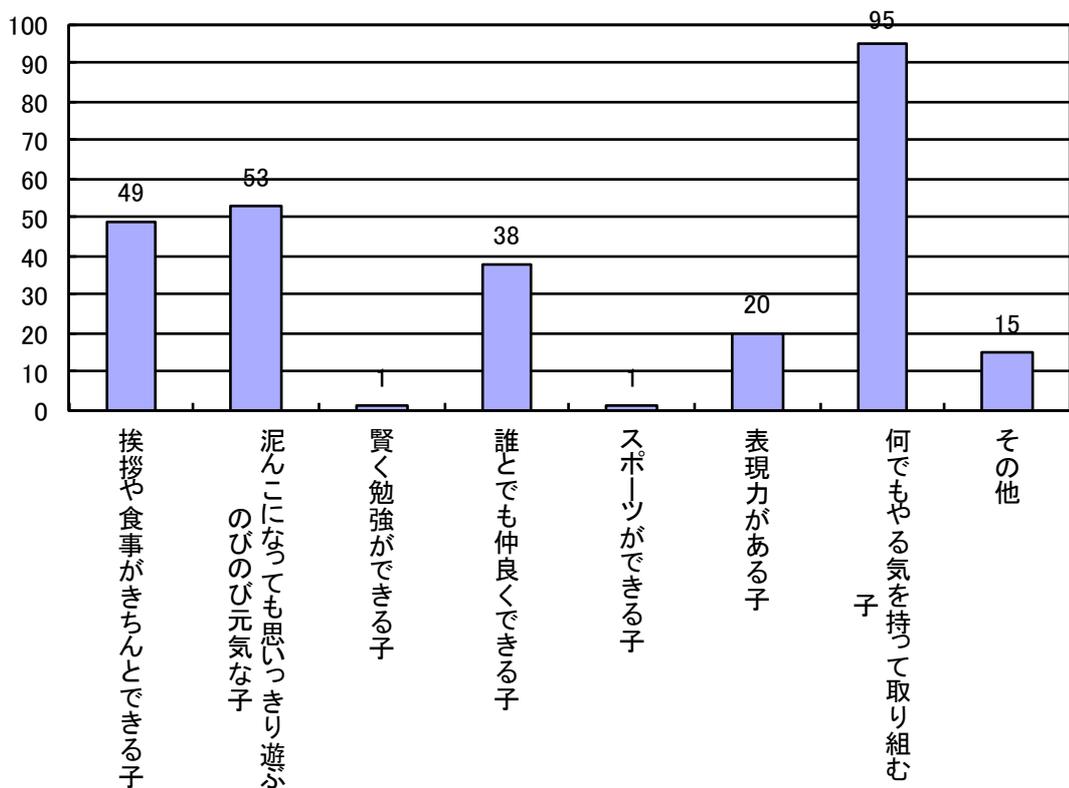


図 5-5 保育所運営側が考える望ましい子どもの育ち（福岡市）

## 5.5 福岡市の認可保育所の運営方針

保育所運営側の運営方針は下記の通りで、表 5-5 に示した。指標は既往の研究である『保護者の保育ニーズに関する実証的研究』<sup>29)</sup> を参考にしながら、保育所運営側がどのようなサービスを提供しているかを考慮し、HP やパンフレットを参照した上で、とりまとめを行った。

表 5-5 保育所運営方針指標

評価指標	略称
防犯性の高さ	防犯性
保育室の間取りや広さなど施設の充実	施設の充実
駐車場整備，通園交通手段等通園利便性	通園の利便性
子どもの食事，活動の生活リズムの確保	生活リズムの確保
子ども同士の集団作り	集団作り
延長保育，早朝保育等時間的サービス	時間的サービス
保護者とのコミュニケーションや対応	保護者対応
静かで空気のよい環境	環境
英会話，読み書き等の教育サービス	教育サービス
子ども一人一人と向き合う保育内容充実	保育内容充実
保育士の人材確保	保育士人材確保
アレルギー対応や食育等の食事サービス	食事サービス
地域交流、住民交流	地域交流
公園や緑地など近隣に自然と触れ合う場所がある	自然と触れ合う場所
施設での掃除のしやすさや衛生面のよさ	衛生性
園庭と保育室との関係や開放感のある園庭	園庭
その他	その他

保育所の運営方針について、運営で重視することを選択肢の中から 1～3 位の順位をつけ選択してもらい、1 位を 3 点、2 位を 2 点、3 位を 1 点として集計した。保育所の運営側としては、「保育内容の充実」が 81 ポイントと最も高く、次いで「生活リズムの確保」が 55 ポイントと高かった。

今後重要と思われることについては、「保育士の人材確保」が最も高い値を示しているが、その他に「保育内容の充実」「保護者との交流や対応」「生活リズムの確保」がやや高い値を示している。「重視していること」から「今後重要なこと」を問われてポイント

が増加しているのは「保育士の人材確保」「地域の子育て支援」「食事サービス」「地域住民との交流」「防犯性の高さ」等となっている。

表 5-6 保育所の運営方針の単純集計結果（福岡市）

	運営で重視していること			今後重要なこと		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
防犯性の高さ	2	0	1	2	1	1
施設の充実	1	1	2	2	3	1
通園の利便性	1	0	2	2	1	1
生活リズムの確保	12	9	1	7	5	2
集団作り	3	9	1	1	3	2
時間的サービス	1	0	0	1	1	0
保護者との交流や対応	1	9	13	5	8	6
静かで空気のよい環境	0	1	0	0	0	2
早期教育サービス	0	0	0	0	0	1
保育内容の充実	19	10	4	8	5	3
保育士の人材確保	4	3	7	9	5	7
地域の子育て支援	0	0	1	2	6	7
食事サービス	2	0	1	3	4	2
地域住民との交流	0	0	6	1	4	3
自然に触れ合う場所がある	0	2	1	1	0	4
施設の衛生面	0	0	2	0	0	3
開放感のある園庭	0	2	4	1	0	0
その他	0	0	0	1	0	0

特にポイントの増加率が高いのは、「地域の子育て支援」「保育士の人材確保」「食事サービス」となっている。「地域の子育て支援」のポイントの増加率が高くなっている。

保育所はあくまでも保育に欠ける家庭環境において、保護者に代わって保育を行う場と考えられる。保育所の根拠法令は児童福祉法であり、「日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること」を目的としていることや、厚生労働省の保育所保育指針でも明文化されている、「生活リズムの確保」や「保育内容の充実」は、保育所運営側の基本的な運営方針として現われた。

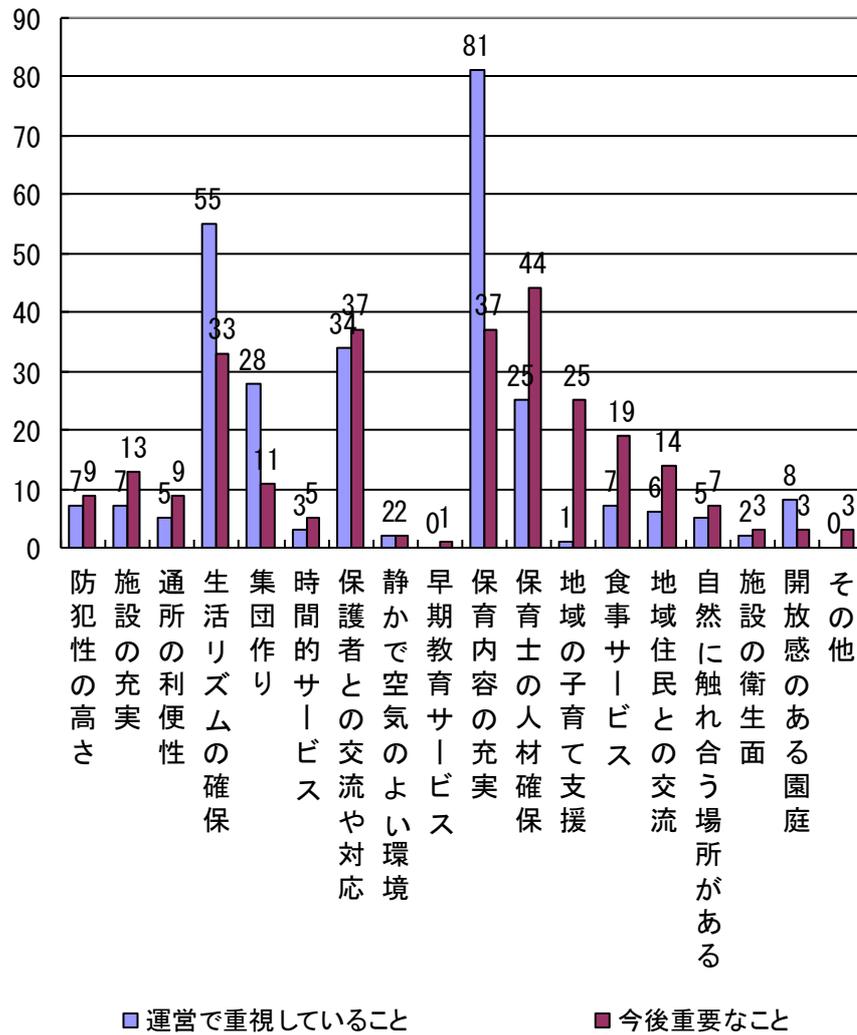


図 5-6 運営方針で重視すること（福岡市）

## 5.6 福岡市の認可保育所保育方針のタイプ類型化と保育所運営方針の構造

### 5.6.1 福岡市の認可保育所保育方針のタイプ類型化

保育所保育方針、運営方針の集計結果をみてきたが、いずれも、「生活リズムの確保」、「保育内容の充実」といった保育の基本理念部分が高い傾向にある。この点は、厚生労働省の保育指針にも記述があることから、当然どの保育所でも満たさなければならない。しかし、それ以外の部分にこそ、保育所の個性化につながる要素があると考えられるのだが、「生活リズムの確保」「保育内容の充実」以外では、突出した項目は無く、ばらつきがある。その為、全ての要素を含み、複合化する分析が必要と判断し、因子分析を行うこととする。

保育所にとって、保育方針が保育所運営の根幹となっており、どのような保育方針を持つかが、カリキュラムや時間割などの実践する保育内容を決定付けている。一方、保育士の確保や運営費、保護者との対応などを含む運営方針は、保育所の運営上、重要ではあるが、子どもとどのように接し、どう保育しているかは保育方針によって決まっているため、保育方針のアンケート調査結果を用い、因子分析を行うこととする。

表 5-7 保育方針の因子分析結果（福岡市）

	因子		
	1	2	3
様々な経験を通じイメージや言葉を豊かにすることは大事	0.891	-0.073	-0.113
芸術的なものに触れ豊かな感性を持つことは大事	0.809	0.023	-0.018
周囲の人と親しみ信頼関係を深めることは大事	0.578	0.124	0.060
様々な食材や温かいもの食べる等の食事は大事	0.500	-0.007	0.170
整列などの集団行動ができることは必要	-0.033	0.976	0.004
就学前に文字の読み書きを教えることは必要	-0.055	0.837	-0.175
小さいうちからきちんとしつけることは大事	0.259	0.546	0.172
自然に触れ合って育つのが良い	-0.029	0.049	0.997
集団の中で育つのが良い	0.064	-0.124	0.522
累積寄与率	30.83%	54.45%	70.96%

※ 因子抽出法：重みなし最小二乗法 回転法：Kaiser の正規化を伴うプロマックス法

保育方針で因子分析を行った結果、「生活のリズムの確保」は、因子数4で因子分析を行った際に、パターン行列で因子負荷量が1以上と高いため除外し、因子数3で分析を行った結果、4回の反復で回転が収束した。抽出された因子を、以下の通り命名した。

因子1：経験を通して、イメージや言葉を豊かにすることや周囲の人への信頼関係や感受性などの情操を重視する「情操重視」  
因子2：整列などの集団行動、読み書き、しつけを重視する「しつけ・教育重視」  
因子3：自然の中で育つ、や集団の中で育つ、といった項目が高く、のびのびと遊ばせる因子として「のびのび重視」

次に、因子分析で得られた因子得点をもとにK-means法によるクラスタ分析を行い、保育方針タイプを4つに類型化した。クラスタ分析の結果は図5-7の通りである。

第1因子は、厚生労働省の保育所保育指針でも記載されていることから、全ての保育所で満足すべき要素であるといえる。保育所保育指針には『身近な社会や自然環境に自ら関わり、それらと自分たちの生活との関係に気づき、生活や遊びに取り入れる』という記述があるが、アンケートでは「子どもは自然に触れ合って育つのがよい」という設問で、より積極的に自然と触れあうことを志向しているかを問うている。また、しつけ・教育に関しては、保育所保育指針には『身近な文字に関心を深め、読んだりすることの楽しさを味わう』という記述があるが、アンケートでは「就学前に文字の読み書きを教えることは必要」と訊ねており、より積極的なプレ教育を志向している設問となっている。とすると、第2因子の「しつけ・教育重視」と第3因子の「のびのび重視」が、保育所の保育方針の特徴として表れていると考え、この2つの因子に着目した。

タイプ1は「集団行動」「読み書き」「しつけ」の因子がややプラスのエリアにあり、「自然の中で育つ」「集団の中で育つ」の因子はほぼ0に近く、同じ程度であったことから、「教育・のびのびサービス中庸型」と命名した。

タイプ2は「情操重視」「しつけ重視」「のびのび重視」のいずれもプラスとなっており、特定の因子が突出するといった特徴がなく、「全サービス万遍型」と命名した。

タイプ3は「集団行動」「読み書き」「しつけ」の「しつけ・教育重視」の因子が低く、その他の因子はプラスであり、「のびのびサービス重視型」と命名した。

タイプ4は「情操重視」「しつけ・教育重視」がほぼ0で、「自然の中で育つ」「集団の中で育つ」の「のびのび重視」の因子が低かった。このことから、「しつけ・教育サービス重視型」とした。

タイプ別では、「全サービス万遍型」のタイプ2が全体の約54%と半数を超えている。他の3つのタイプは、「しつけ・教育サービス重視型」「のびのびサービス重視型」は同じ値で、16.67%であった。タイプ1の「教育・のびのび中庸型」が最も少なく、11.9%であった。

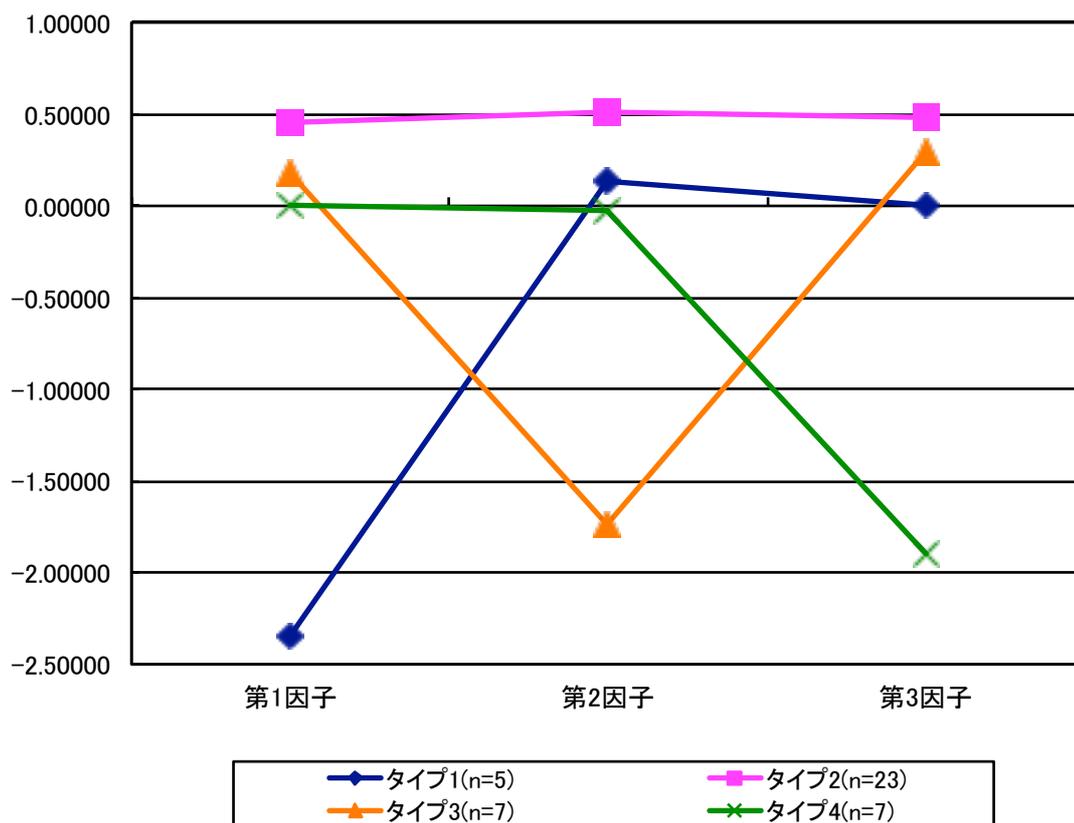


図 5-7 クラスター分析結果 (福岡市)

タイプ 1	教育・のびのびサービス中庸型 (11.90%)
タイプ 2	全サービス万遍型 (54.76%)
タイプ 3	のびのびサービス重視型 (16.67%)
タイプ 4	しつけ・教育サービス重視型 (16.67%)

## 5.6.2 福岡市認可保育所の保育所運営方針の構造

続いて、保育所サービスの構造を明らかにするため、保育所運営方針の評価指標を用いて、分析を行った。保育所保育方針は重要な位置づけの保育理念であり、通常、保育方針を受けて運営方針を組み立て、提供される保育所サービスは保育所運営方針を受けて具体的化されている。当然、各保育所は志向する保育方針の実現を目指しているが、保育内容以外の面で提供する保育所サービスが限定的になる可能性も否定できない。例えば、保護者とのコミュニケーションや地域との交流、防犯性など、子どもの保育に直接関係無い部分が、保育所サービスの構造に影響を与えていることは予見されることから、ここでは、保育所運営方針を用いて分析を行っている。

調査は表 5-5 の保育所運営方針指標を用い、それぞれの項目について、関係があると思うかどうか、をひとつずつ対応させて、○をつける方式で、アンケート表の設問で訊ねた。調査結果は、ISM 法を用いて、分析を行った。

分析をすすめると、保育所毎の構造図には、ばらつきがあり、かつ、項目が 17 項目と多かったことから、構造の明確化ができなかった。よって、分析にあたり、保育所運営方針について、重視すること、今後重視することで、殆ど選択がなかった以下の項目を除外し、項目を 11 項目に絞り、構造図を作成することとした。除外した項目は、⑥時間的サービス、⑧静かで空気のよい環境、⑨早期教育を含む教育サービス、⑮自然とふれあう場所がある、⑯衛生面のよさ、⑰開放感のある園庭である。

また、『5.6.1 保育所保育方針のタイプ類型化』での分析結果を用い、タイプ別類型化毎で構造を分析し、構造図を作成することで、各タイプがどのような構造になっているかを把握した。

タイプ 1 では、「手厚い保育内容の充実」のみが最上位となっている。タイプ 2 とタイプ 4 では、「生活リズムの確保」が最上位となっており、いずれも影響を与えているのが、「食事サービス」となっている。「食事サービス」へのルートは「地域の子育て支援」←「地域住民との交流」となっており、似たような構造を持っている。タイプ 2 では、「手厚い保育内容の充実」が第 2 フェーズに位置しているが、タイプ 4 では第 1 フェーズとなっており、第 2 フェーズでは、「子ども同士の集団作り」、第 3 フェーズでは「施設の充実」「防犯性の高さ」が位置している。タイプ 3 では、最上位には「保護者との対応」が位置しており、第 2 フェーズに「食事サービス」と「手厚い保育内容の充実」が位置している。但し、「保護者との対応」は「食事サービス」からのルートのみとなり、「手厚い保育内容の充実」へのルートは「手厚い保育内容の充実」が最上位となっている。

保育方針について抽出された因子で、「のびのび重視」「しつけ・教育重視」の 2 つの因子が突出していないタイプ 1 は、この点では特徴的な保育方針がないといえ、このこと

が「手厚い保育内容の充実」以外の項目が横並びで、特段特徴のない構造図になっているのではないかと考えられる。

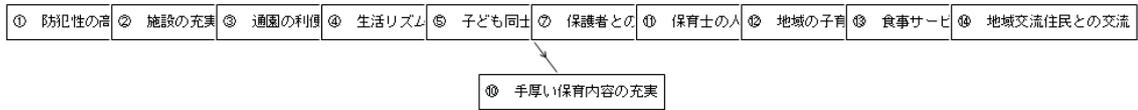
タイプ3については、「保護者との対応」が最も高くなっているが、これは保護者を優先して保育所運営に当たっているのではなく、タイプ3の保育所の園長へのヒアリングでは、保護者に保育方針を理解してもらい協力を得たいと考えているためであると感じられる。タイプ3保育所では保育方針説明会や子育てについての勉強会を定期的を開催しているところが多数あるが、タイプ3の保育所では自然の中で泥んこになって遊ぶことを主眼においているとともに、テレビなどのメディアの接触を減らしたり、市販のスナック菓子を極力与えない、知育玩具は不要である、といったことも家庭においても実践することを推奨する傾向があり、保護者が保育方針を理解していないと、その実践が難しいことから、「保護者への対応」が上位になっている可能性がある。また、このタイプの保育所では早期教育は否定している傾向がある為、就学前に何の学習準備もせずに大丈夫か、と不安になりがちに保護者へ保育方針を十分に理解してもらう必要がある。

タイプ2とタイプ4は構造の中で上位階層に現れた項目が比較的似た傾向がある。ここでは、生活リズムが最上位になっているが、規則正しく生活することで、しつけや時間を守るといったマナーを身につけることができ、それだけでなく、運営側も時間管理が行いやすいのではないかと推察できる。時間の管理については、タイプ3の保育所の園長からのヒアリングから、トイレの時間を指定して一斉に行かせることはせず、子どもの好きな時間に行かせているといった話もあった。また、給食の時間についても、年長組では、食事の時間を一斉に始めるのではなく、グループ毎に準備をして支度が整い次第、各自が食べ始める、といったように、タイプ3の保育所子どもの自主性や自己判断に部分が多いと感じられた。

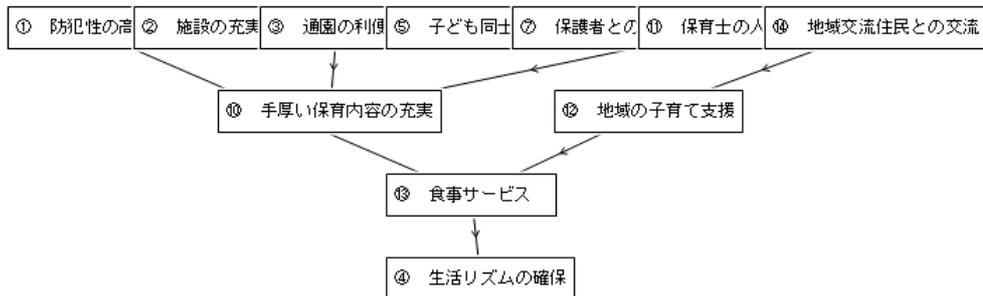
タイプ4では、施設の充実や防犯性の高さといったハード面のフェーズが高いのも特徴的で、タイプ4の保育所にマッチする保護者層がよりよい環境を望むタイプが多いためではないかと予想できる。

構造図の更なる分析には、各保育所で実践されている保育内容や運営方針の精査が必要であると考えられるが、このように保育方針のタイプ類型別で運営方針の構造が異なっている傾向が示されたことは大変興味深い。

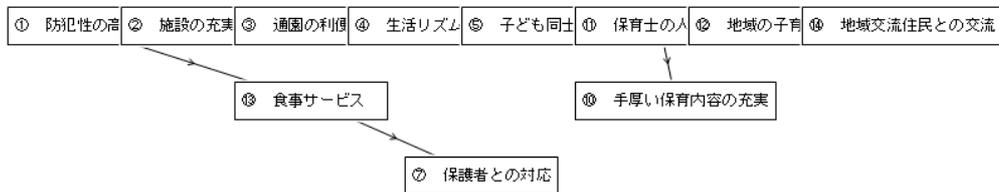
タイプ1 教育・のびのびサービス中庸型



タイプ2 全サービス万遍型



タイプ3 のびのびサービス重視型



タイプ4 しつけ・教育サービス重視型

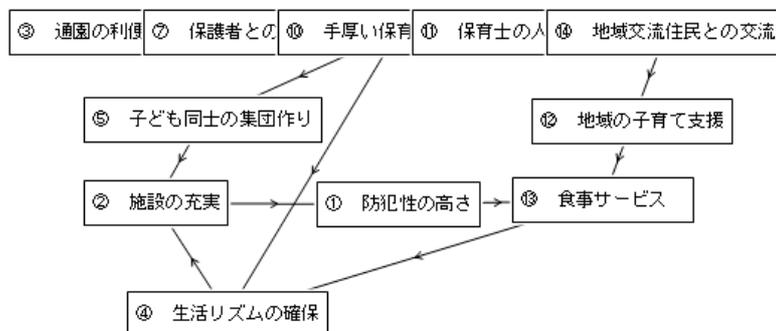


図 5-8 保育所サービスの構造図（福岡市）

## 5.7 福岡市の認可保育所の立地と保育所方針類型化の関係性

### 5.7.1 立地環境による保育所保育方針の特性

#### 通所圏と立地

第3章の保育所サービスニーズの評価からも、時間的な融通に関するニーズが高いことが明らかである。また、既往の研究でも保育所への送迎を保護者が行っていることから、時間という要素が重要であることが明らかである。時間の融通については、主に、保育所側の延長保育などの時間的サービスでの解決と、保護者側が居住地－保育所－勤務地の位置関係の中で、通所の利便性や距離を考え、通園時間が短くなる保育所を選定することでの解決が考えられる。

『乳幼児施設の配置計画に関する研究 その1 居住地－保育所－勤務地の分布』<sup>47)</sup>によると、『通園距離の分布状況は、Ⅰ.居住地周辺の施設を利用しているタイプ（利用者の80%累計比率が1.0km未満で、50%累積比率がほぼ500m前後－狭域型）、Ⅱ.より広域的な利用をしているタイプ（利用者の50%累計比率が500mを超え、しかも80%累積比率が1.5kmを越えている－広域型）と大きく分けることができる』との記述がある。

『サービス・人口密度・交通手段・利用者意識からみた保育園の圏域と機能拡大－大都市周辺市街地における地域センターとしての保育園に関する研究』<sup>41)</sup>では、『通園圏から2km以上の園を「広域型保育園」、2km以下の園を「徒歩圏型保育園」と呼ぶと、広域型はそれぞれのサービスにおいて近隣の他園より長じている』との記述があり、ここでも、広域型と狭域型のタイプに二分されている。論文の中では、広域型の保育所では、他にはないサービスが要因で、遠くから敢えて通園している世帯があることも指摘している。また、『広域型保育園の利用者は平均48%が車通園である』と述べている。「広域型の保育所」に通園する保護者は、特別なサービスを求めて、時間的な不自由を理解した上で保育所を選択していると言え、保護者のサービスニーズで何を重視しているかが色濃く反映しているといえる。

通所（園）時間の負荷を減らすため、①居住地近くの保育所を選定する場合や、②勤務地近くの保育所を選定する場合、③通勤途中の利便性がよい保育所を選定する場合、が考えられる。また、これらの①から③を兼ね合わせた場合が考えられる。この中で、保護者の選択的な自由度が高いのは居住地の選択といえるが、就学までの流れを考え、継続的な地域コミュニティとの関係を考慮するならば、居住地近くの保育所を選定することが望ましいといえる。とするならば、保育所の立地環境と同じ環境を居住地とすることとなり、居住ライフスタイルの選好が影響を与えると想定できる。

勤務地が近くであれば、お迎えの時間が短縮でき、病気の時や日常の中でも勤務の休み時間に様子を見に行けるなどのメリットは高い。アメリカなどでは、職場内での保育所が

増えており、乳幼児にとって母親と離れる時間が12時間と長時間に及ぶのは望ましくないとする考えもあり、職場に近接した保育所の優位性もある。

一方、子どもの小学校への就学の観点からは、保育所で確立したコミュニティを維持し、保育所から小学校へのスムーズな接続を考え、校区を逸脱しない保育所選びが望ましいといえる。敢えて遠方の保育所に通所するのではなく、地域に密着した保育所選定を行うことが、就学時のストレスを軽減できることにつながる。例えば、誰も知らない小学校へ就学することは不安になりやすいが、保育所で友人関係が築けた人がいれば相談もしやすく、安心感をもちやすい。

しかしながら、勤務地の立地や通所のしやすさ等、様々な事情もあることから、総合的に見るならば、職住近接を目指すことや、ワーク・ライフ・バランスをとることなど、労働環境における構造の見直しも図られるべきである。

### 立地と保育所保育方針の類型化の関係性

ここで、立地と保育所が提供するサービスの関係性を見るため、保育方針で類型化ができた福岡市を事例に、立地と保育方針の類型タイプとの関係性を把握するため、GISを活用し、立地の分析をすすめる。

第5章 5.6 でクラスタ分析の結果を用い、類型化を行った4つのタイプ別にプロットを行い、図5-9に示した。

タイプ1のプロットは、西区のDID地区を外れた1園を除き、残りは概ね、住宅、マンション、事業所が密集している地域にある。

タイプ3のプロットをみるとDID地区の2園、DID地区内ではないが、その境に存在する1園、また、大学の構内に立地し、雑木林も散歩コースにあるのが1園、もともとは、郊外型の立地であったのが、地下鉄ができ、近年利便性が高くなったために開発された住宅地近くに在る園など、概ね、自然にあふれる環境が近くにある。JRの駅から徒歩圏である住宅密集地にある保育園では、アンケート自由筆記欄に、『自然に触れられる環境がもう少しあればよい』といった記述があった。

タイプ4は、いずれも住宅密集地や大型団地内にあり、幹線道路や鉄道にも比較的近く、自然環境を満喫できる環境とは言い難い。

このように保育所の保育方針の類型と立地には関連する傾向があり、保育方針の志向性が立地を選んでいるのか、立地によるサービス提供の制約からくるものか、更なる調査が必要といえる。

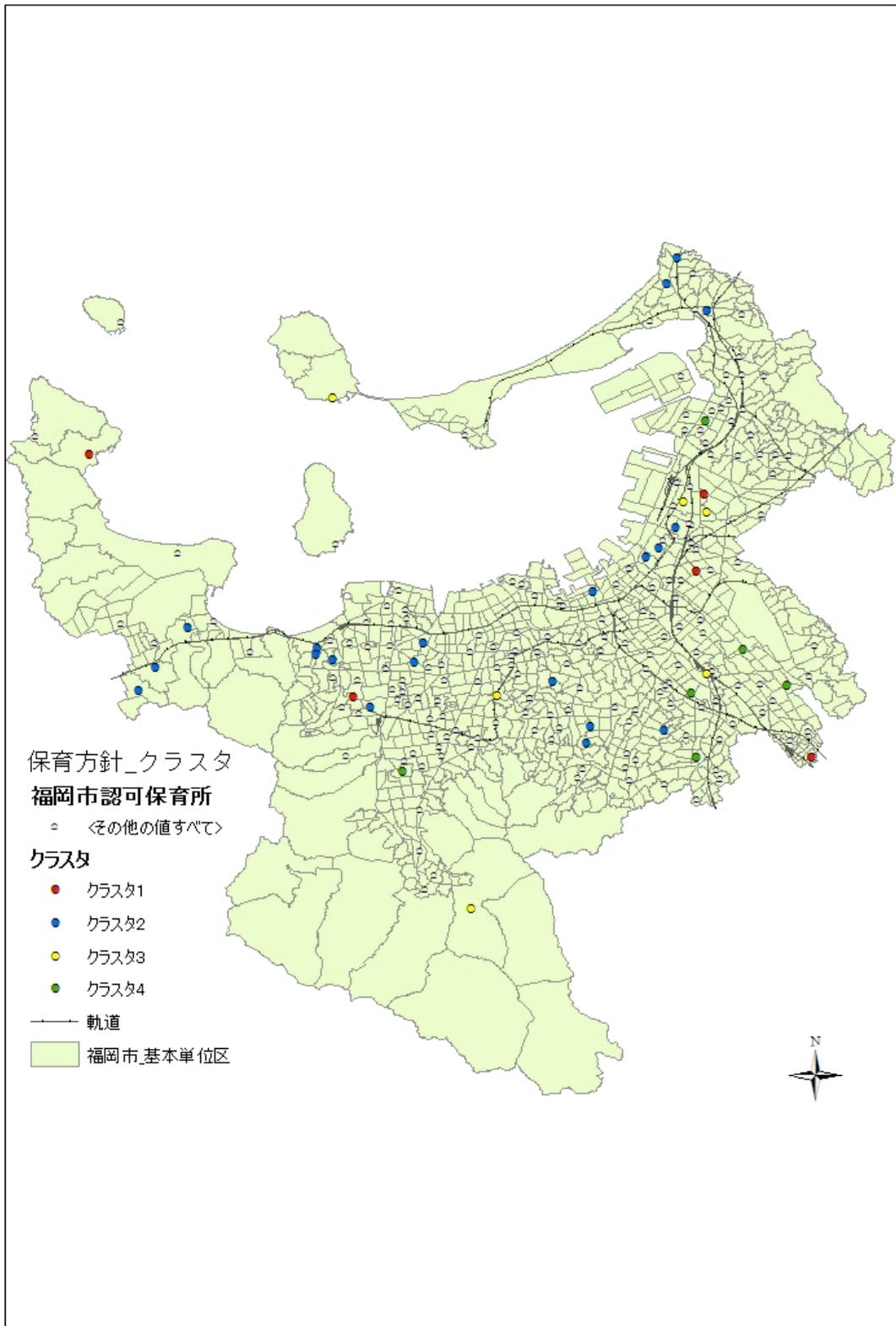


図 5-9 福岡市の保育所における保育方針類型タイプ別プロット

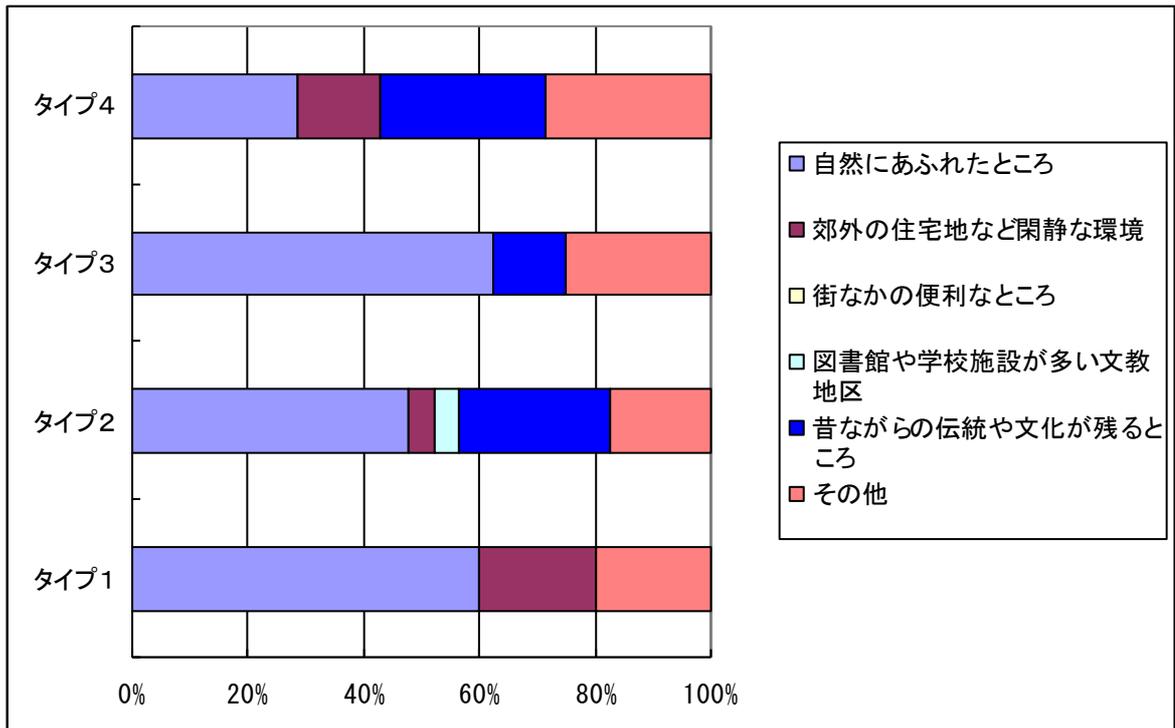


図 5-10 福岡市の保育所における保育方針タイプ類型と子どもにとって望ましい住環境

次に、保育方針タイプ類型と子どもにとって望ましい住環境のクロス集計を行ったところ、図 5-10 のような結果となった。タイプ 4 の「しつけ・教育サービス重視型」では、「自然にあふれたところ」とする値が他のタイプよりは低く、保育所サービスの類型化での志向性と符合する結果となった。

### 5.7.2 保育所保育方針類型化別の立地の特性

続いて、保育所の立地特性を更に分析を進めるため、各保育所の立地を分析した。ここでは、立地を分析するにあたり、都市部、郊外、その中間部の 3 つに分類し、保育方針タイプ類型とクロス集計を行った。都市部は DID 地区とし、その境界から DID 地区内へ 4 km を中間部、DID 地区から外を郊外とした。中間部を 4 km 圏としたのは、小学校校区の範囲の基準であり、学童でも徒歩圏内と考えたからである。

その結果、大部分が都市部に位置するが、タイプ 4 では、全てが都市部に位置していた。またタイプ 2 では、郊外に位置した保育所はなかった。

次に、用途地域と保育方針タイプ類型とクロス集計を行った結果、保育所は多種多様な用途地域に位置していることがわかった。特に、タイプ2を筆頭に、住居系の用途に立地している傾向がある。タイプ4では、工業系の用途地域への立地もみられる。

土地利用とのクロス集計結果は、建物用地が大部分であった。

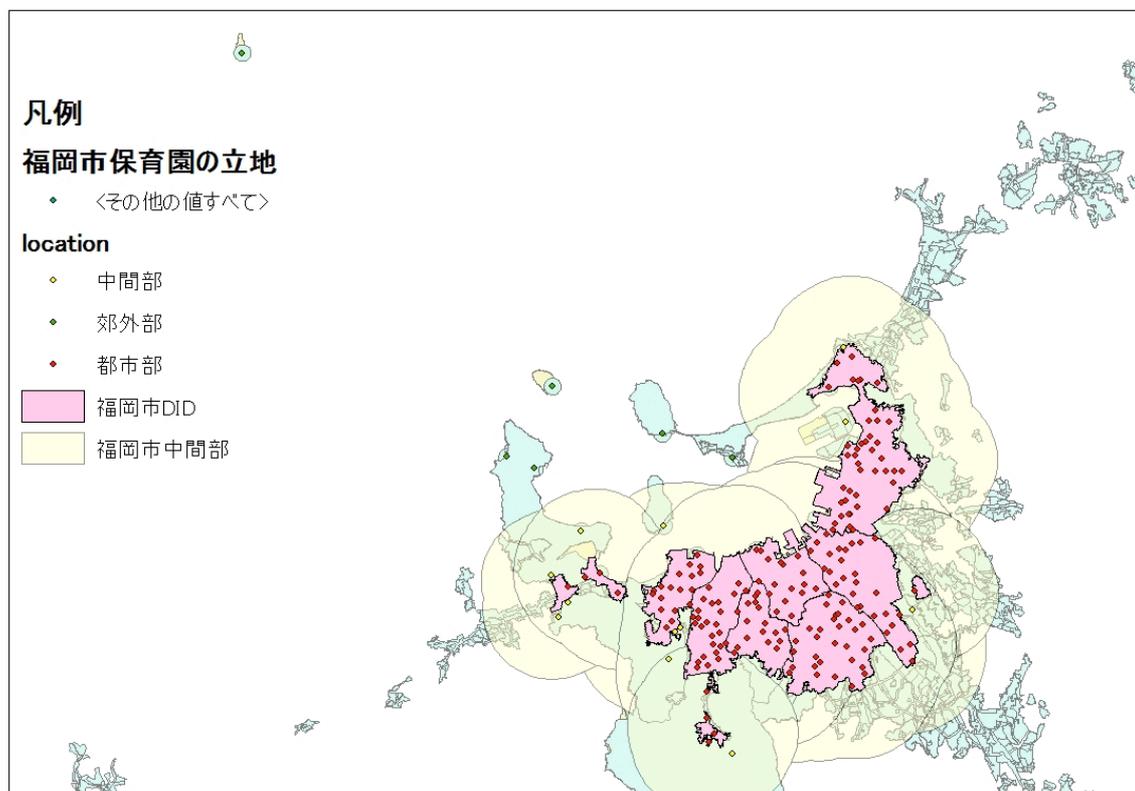


図 5-11 福岡市保育所立地のロケーション

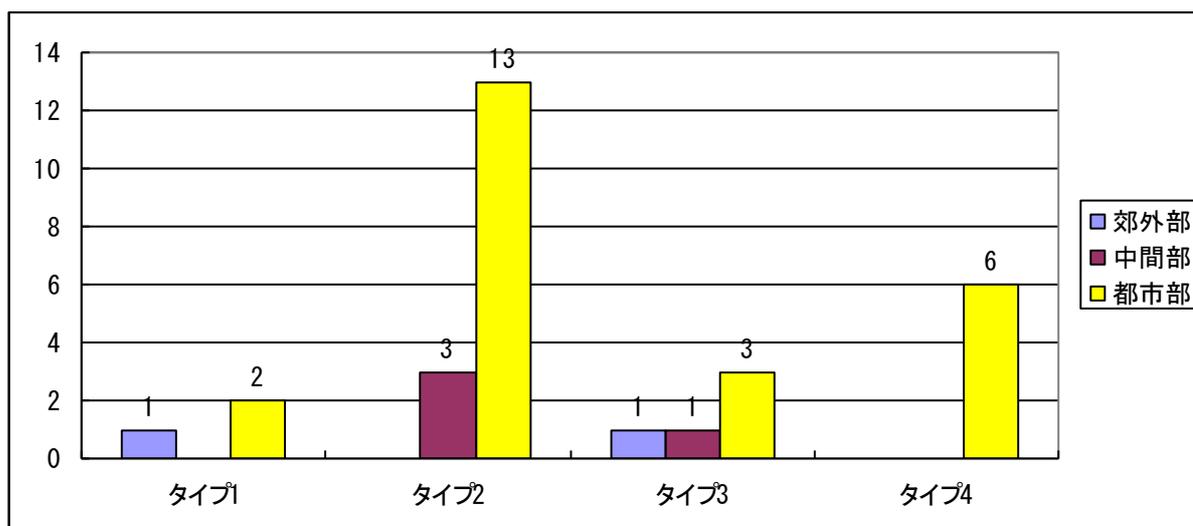


図 5-12 福岡市保育所立地とタイプのクロス集計 1 (都市部、郊外部、中間部)

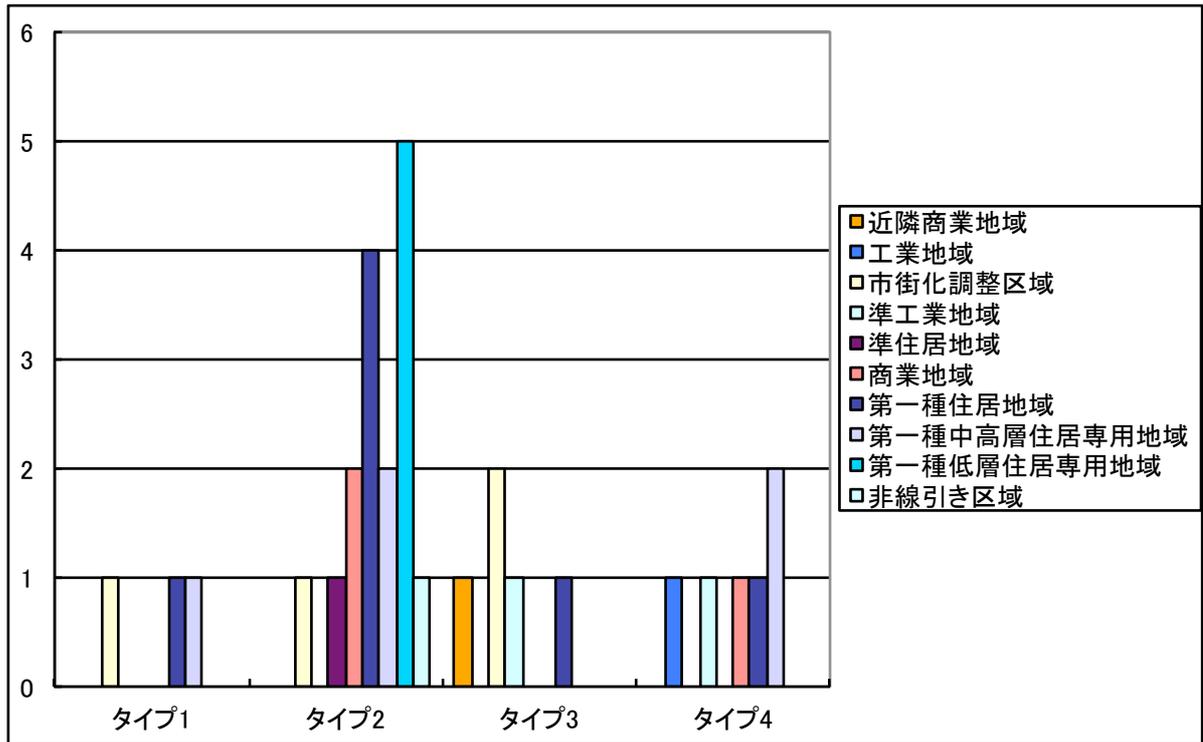


図 5-13 福岡市保育所立地とタイプのクロス集計 2 (用途地域)

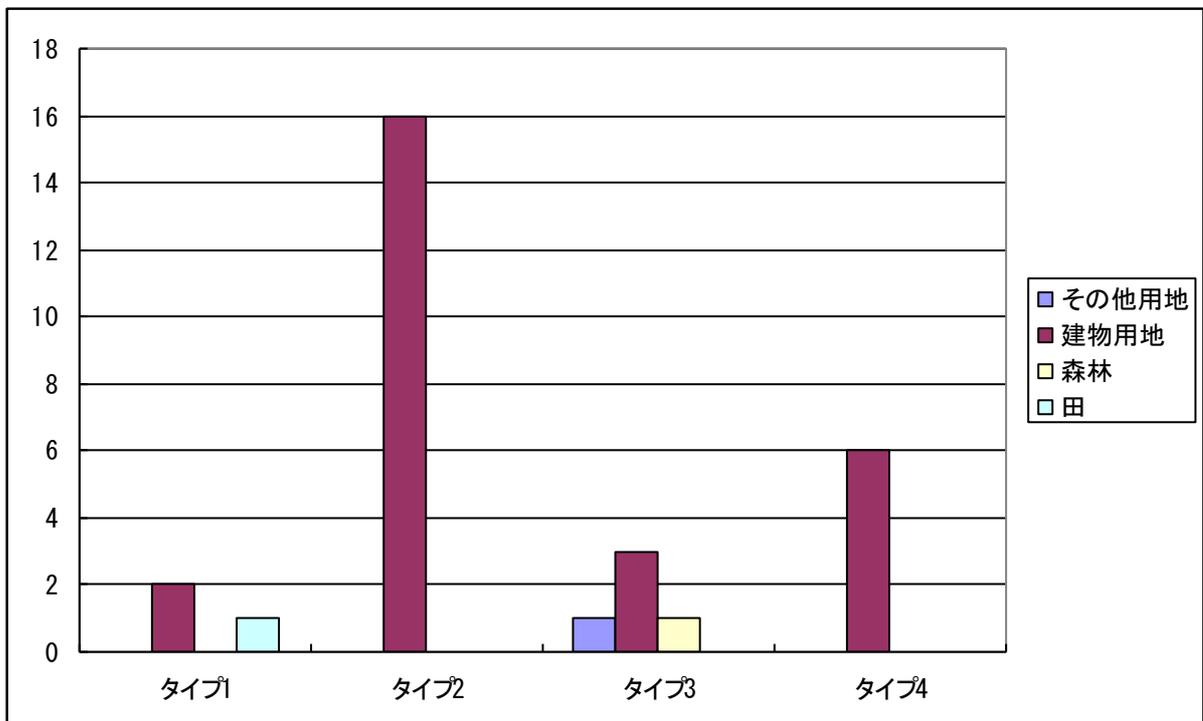


図 5-14 福岡市保育所立地とタイプのクロス集計 3 (用地利用)

## 5.8 佐賀市の認可保育所の保育方針及び運営方針と保育所サービス

### 5.8.1 佐賀市の認可保育所における施設及び周辺環境の適正度

続いて、福岡市との比較検討するため、佐賀市の認可保育所のアンケート調査結果を示す。アンケート調査の中で、施設及び周辺環境に対して、適正、やや適正、普通、やや不足、不足の5段階での評価に丸をして貰い、結果を集計した。調査項目は、①保育所の周辺環境について ②建物について ③園児の生活環境と大きく、3つに分かれており、更に、細目を設けている。

図5-15に、保育所の周辺環境についての集計結果をまとめている。「散歩に出かける場所の近さや利便性」では、75%が適正もしくはやや適正であった。「地域のコミュニティのよさや地域住民との交流」に関しては、60%が適正もしくはやや適正であった。「静かで空気がよく、日当たりがよいなどの環境のよさ」については、90%が適正もしくはやや適正となっている。「防犯性のよさ」については55%が適正もしくはやや適正であった。福岡市の方が不足とする割合がやや高くなっている。

図5-16に、建物についての集計結果をまとめている。「園児数に対しての広さ」については、約80%が適正もしくはやや適正となっている。

図5-17に、園児の生活環境についての集計結果をまとめている。「子ども生活スペースの確保」については90%が適正もしくはやや適正と高い値を示している。「自然と触れあえる場所がある」については85%が適正もしくはやや適正であった。各設問について、全体として、適正、やや適正が多くなっている。この点でも、福岡市の方が不足とする割合が高く、建物環境にゆとりがないのではと考えられる。

全体で見ると、「防犯性のよさ」や「地域のコミュニティのよさや地域住民との交流」に関して適正の値が低くなっている。特に、地域とのかかわり方は保育のしやすさに影響を与える為、どのような点が影響しているのか、地域コミュニティとのコミュニケーションとのアンケート結果を集計の上、その要因を明らかにする必要があると考えられる。また、佐賀市では不足と回答があったのは、収容数に対しての広さについてのみになっているが、福岡市では、建物の3項目で不足の回答があり、福岡市の方が全般的に環境がシビアな傾向が見受けられる。

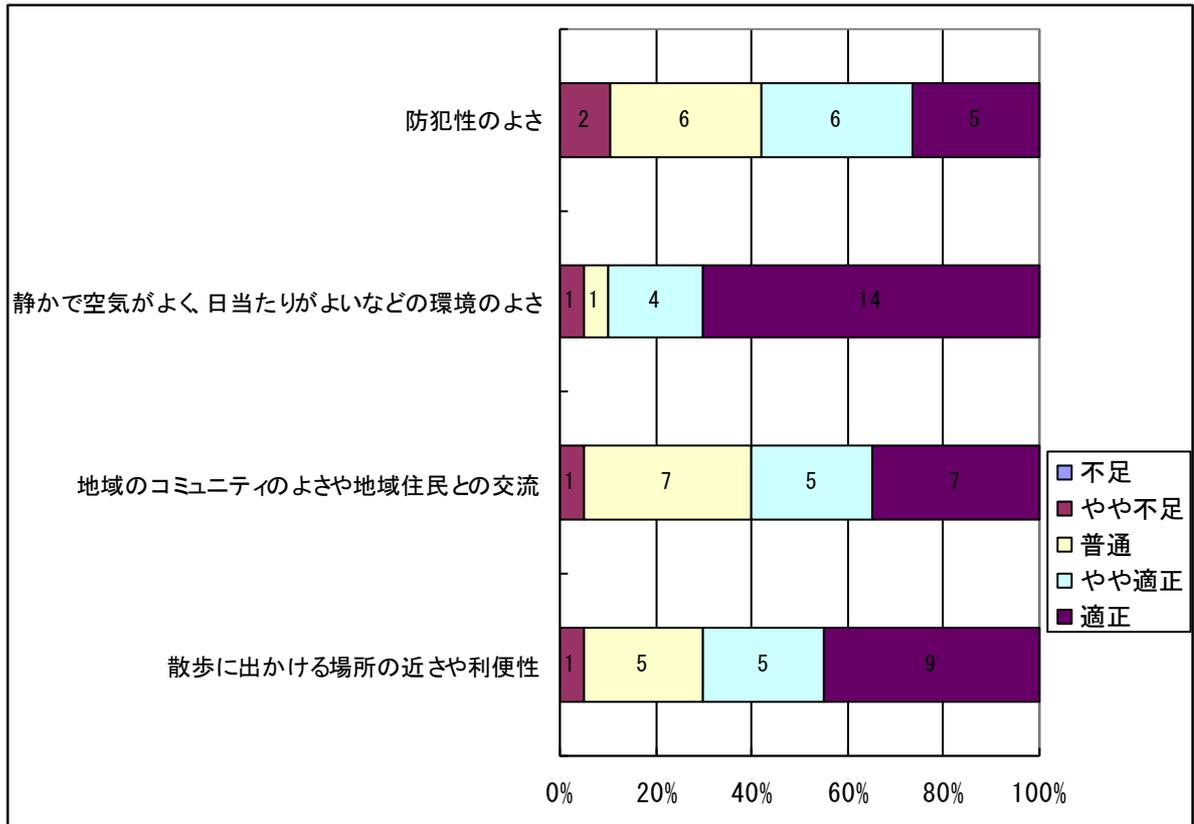


図 5-15 保育所周辺環境の適正度（佐賀市）

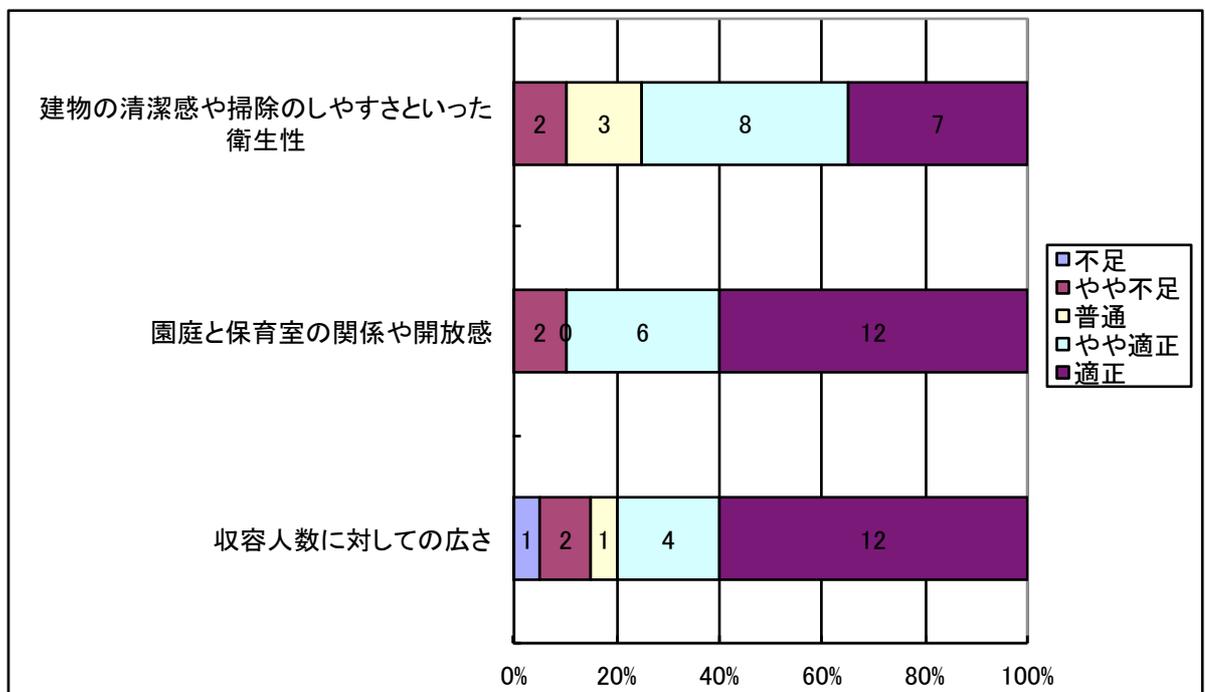


図 5-16 保育所建物の適正度（佐賀市）

)

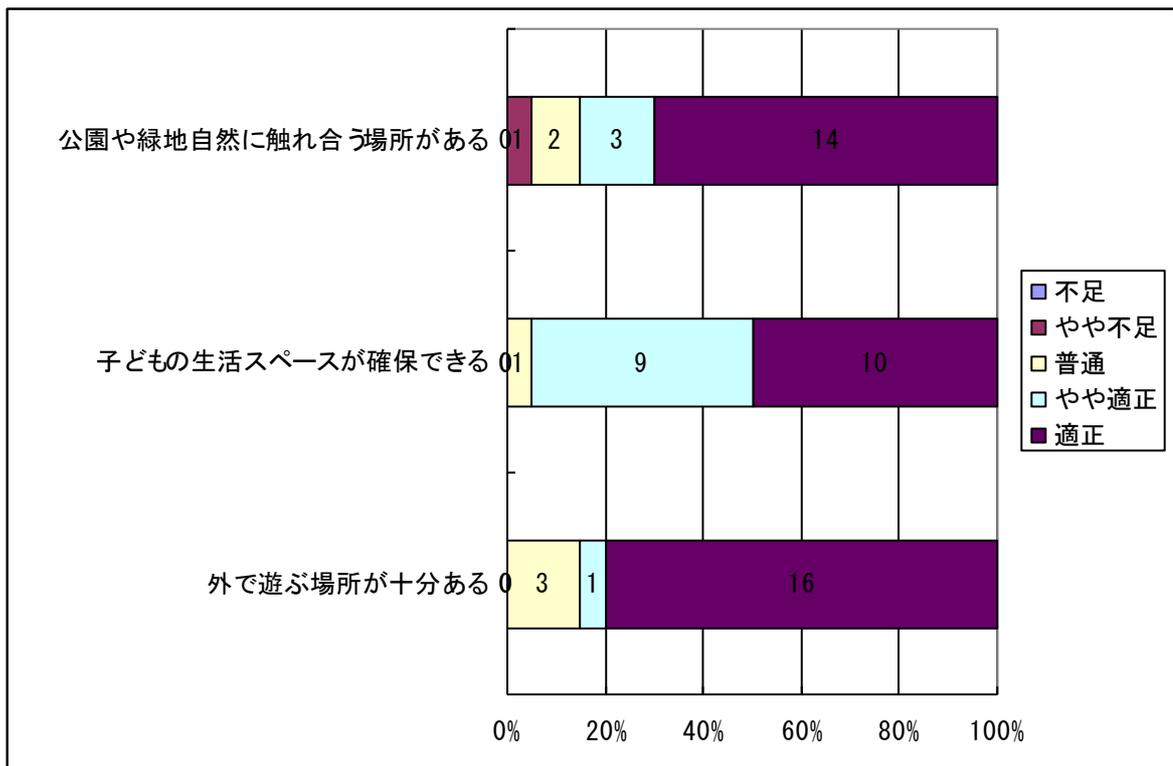


図 5-17 園児の生活環境の適正度（佐賀市）

### 5.8.2 佐賀市の認可保育所の保育方針

アンケート調査の中に、保育方針、保育内容を問う設問を設け、保育方針の分析を行った。保育方針に関して、重視することを選択肢の中から1~3位の順位をつけ選択してもらい、1位を3点、2位を2点、3位を1点として集計した。各項目の単純集計結果は表5-8に示す。1位に選定されたのは、「生活リズムの確保」が最も高かった。保育所の運営側としては、「生活リズムの確保」が24ポイントと高かった。次いで、「自然との触れ合って育つ」が19ポイントと高くなっている。「信頼関係をふかめること」が11ポイント、「集団の中で育つ」が9ポイントと続いている。

「文字の読み書き」や「集団行動」「芸術に触れ豊かな感性を持つ」「小さい頃のしつけ」は低い値を示し、早期教育的な内容は低い値を示している。

「生活リズムの確保」が最も高く、次に「自然との触れ合って育つ」となっているのは福岡市でも同様で、保育所保育指針に記載されている基本を重要視しているものと考えられる。

表 5-8 保育方針の単純集計結果（佐賀市）

	1位	2位	3位
自然に触れ合って育つ	4	2	3
集団の中で育つ	1	3	0
文字の読み書きを教える	0	0	0
集団行動ができる	0	1	0
生活リズムの確保	7	1	1
小さいころのしつけ	1	1	0
食事の大事さ	0	2	4
芸術に触れ豊かな感性を持つこと	1	0	2
信頼関係を深めること	0	5	1
様々な経験を通してイメージや感性を豊かにすること	1	0	3

次に、保育所運営者側が考える望ましい子どもの育ちでは、「何でもやる気をもって取り組む子」が35ポイントと最も高く、「泥んこになっても思いっきりのびのび遊ぶ元気な子」「挨拶や食事がきちんとできる子」が続いている。「賢く勉強ができる子」や「スポーツができる子」は0ポイントで、保育方針でも早期教育的な要素が低かったのと同様の結果が得られた。

福岡市でも同様の傾向を示しており、2都市間の差異は少ないと考えられる。

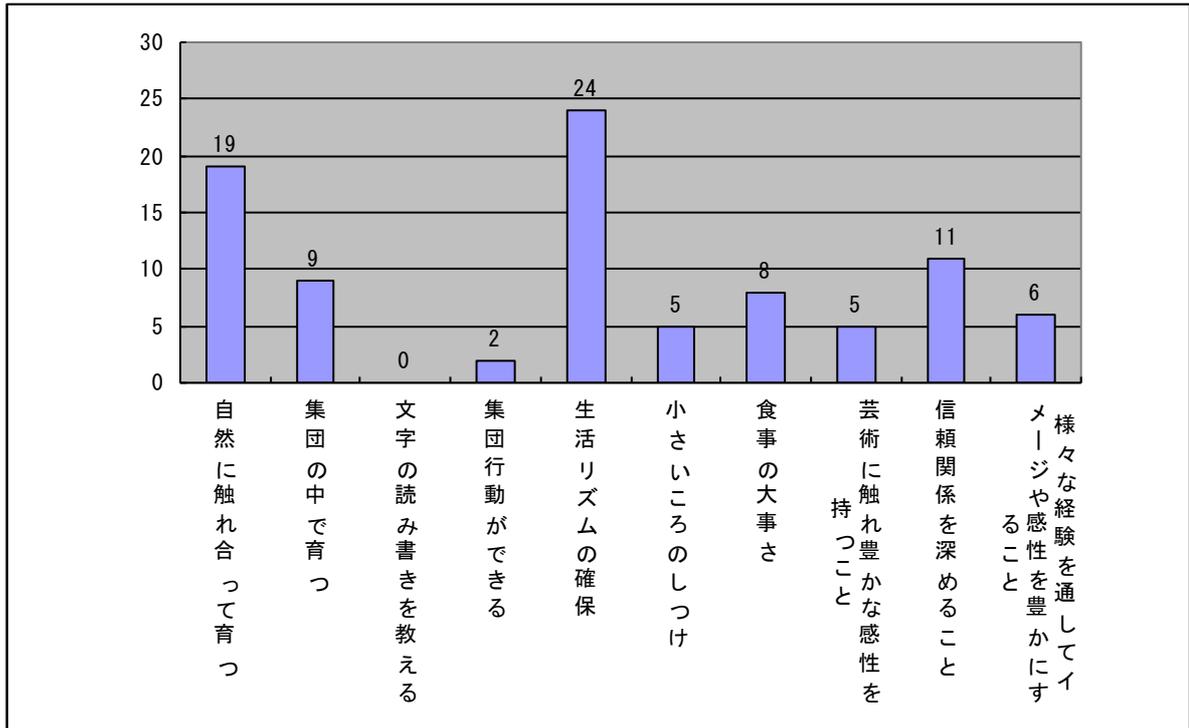


図 5-18 保育所での保育方針（佐賀市）

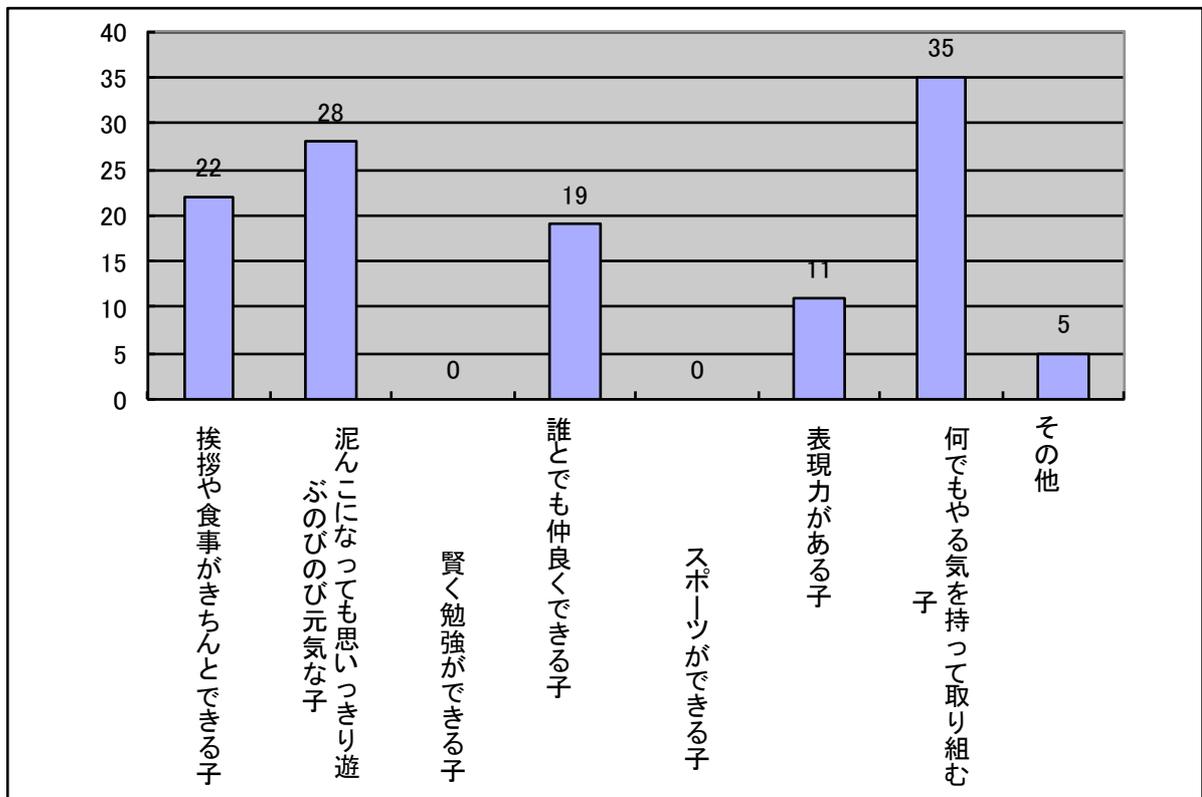


図 5-19 保育所運営側が考える望ましい子どもの育ち（佐賀市）

### 5.8.3 佐賀市の保育所の運営方針と保育所サービス

保育所の運営で重視することを選択肢の中から1～3位の順位をつけ選択してもらい、1位を3点、2位を2点、3位を1点として集計した。単純集計の結果は、表5-9の通りである。

表 5-9 保育所の運営方針の単純集計結果（佐賀市）

	運営で重視していること			今後重要なこと		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
防犯性の高さ	2	3	0	3	4	1
施設の充実	1	0	1	2	0	0
通園の利便性	0	0	1	0	0	1
生活リズムの確保	3	3	1	2	1	1
集団作り	0	2	0	1	1	1
時間的サービス	1	0	0	0	1	0
保護者との交流や対応	0	4	4	2	3	2
静かで空気のよい環境	0	0	0	0	0	0
早期教育サービス	0	0	0	0	0	0
保育内容の充実	11	3	0	4	2	3
保育士の人材確保	1	2	3	4	2	2
地域の子育て支援	0	1	2	1	1	1
食事サービス	0	1	2	1	2	3
地域住民との交流	0	0	1	0	1	2
自然に触れ合う場所がある	0	0	2	0	0	0
施設の衛生面	0	0	0	0	0	0
開放感のある園庭	1	0	1	0	0	1
その他	0	0	1	0	0	0

点数化による集計では、保育所の運営側で重視していることとしては、「保育内容の充実」が39ポイントと最も高く、次いで「生活リズムの確保」が16ポイントと高かった。

今後重要と思われることについては、「保育士の人材確保」「保育内容の充実」「保護者との交流や対応」「防犯性の高さ」が高くなっている。今後重視することとして、ポイントが増加しているのは「保育士の人材確保」「防犯性の高さ」「保護者との交流や対応」

「地域の子育て支援」「食事サービス」となっている。ポイントが増加した項目は今後の保育所運営に求められる課題を示唆していると考えられる。特に、増加率の高いのは「保育士の人材確保」となっている。現在、国や地方自治体では待機児童問題解決の為、定員を増やすよう施設整備を進めているが、面積の基準からは園児の受け入れが可能でも、定員に対して基準を満たす保育士が確保できず、園児が受け入れられない事態も生じている。保育士不足は深刻化しているが、就労環境が厳しく賃金の低い保育士は、離職率も高く、資格を持っていても、保育士として勤務している人の比率が低い傾向にある。保育所整備が進む中、保育士の確保は今後の課題と言える。次にポイントが増加した「防犯性の高さ」は、近年の子どもを巻き込んだ事件の多さからも、安全・安心な環境をどのように保障するかが課題となっている。

「早期教育サービス」「静かで空気のよい環境」「施設の衛生面」については、ポイントが入らず、また、「通所の利便性」も1ポイントと低い値になっている。「施設の衛生面」については、感染症の予防の面からも自治体から厳しく指導されているため、当然のこととして考えられ、敢えてポイントとして表れていないのではないかとと思われる。

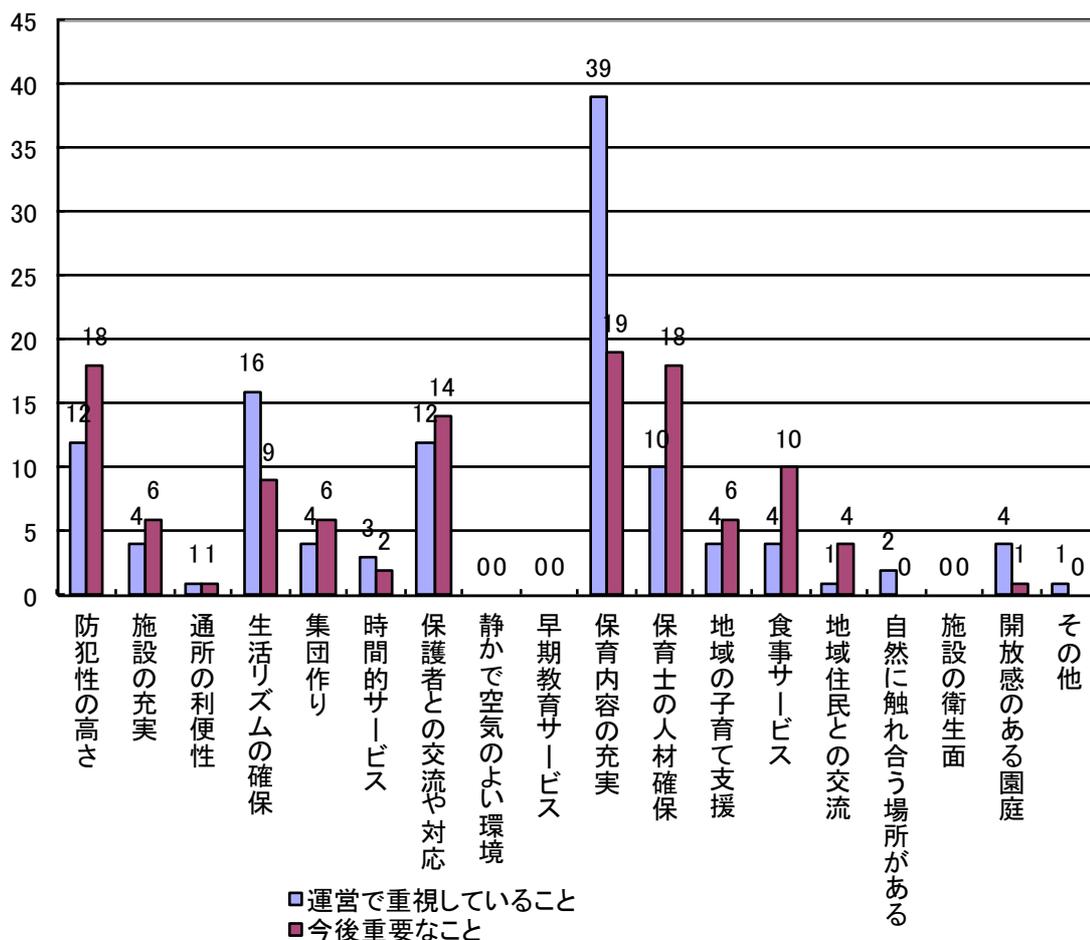


図 5-20 運営方針で重視すること（佐賀市）

## 5.9 まとめ

調査・分析の結果、佐賀市、福岡市ともに、保育所の運営方針では、「早期教育サービス」の値が低く、「生活リズムの確保」や「保育内容の充実」に重点が置かれていることがわかった。保育方針においても、「生活リズムの確保」や「自然に触れ合って育つ」「信頼関係を深めること」に重点が置かれていて、「文字の読み書き」や「集団行動ができる」といった早期教育的な要素は、重要視されていないことがわかった。この傾向は、佐賀市、福岡市ともに同じ傾向であり、保育所の設立理念や保育所運営指針を理解の上、子どもの生活を保障することが最優先されていることが明らかになった。

福岡市の保育所における保育方針の類型について、信頼関係や感受性などの「情操重視」、読み書きや集団行動などの「しつけ・教育重視」、自然の中で育つや集団の中で育つといった項目が高く、のびのびと遊ばせる因子として「のびのび重視」の因子が抽出された。

福岡市では、抽出された因子から、「教育・のびのびサービス中庸型」「全サービス万遍型」「のびのびサービス重視型」「しつけ・教育サービス重視型」の4つのタイプに分かれることが把握できた。

前述のように、保育所が提供するサービスの基本として、「生活リズムの確保」があり、その上位に位置するサービスでのタイプ類型となっている。いずれも、各クラスの因子得点平均値で、プラスの因子でも値が低くなっている特徴があり、保育方針、運営方針では、想定している以上に、大きな差がないのではないかと思わせる一面がある。

立地と保育所方針の関係では、タイプ2「全サービス万遍型」は、郊外の立地はなく、タイプ3「のびのび重視型」は、半数以上が、郊外や中間部に立地するか、他都市部でも、自然にあふれる環境が近くにある立地であることが把握できた。タイプ4「しつけ・教育重視型」では、自然環境を満喫できる環境とは言い難い都心部に立地している。このように保育所保育方針の類型と立地には関連がある傾向が把握できた。今後、各保育所がサービスで特色を出して差別化を図っていくには、この立地環境を資源として有効に活用するべきである。

保育所保育方針のタイプ類型の割合をみると、「全サービス万遍型」が半数近くあるが、残りは3タイプでばらついており、保育所の保育方針も個性化の傾向がみられる。

## 第6章 保護者の保育ニーズと保育所運営者の保育方針から見た認可保育所のサービスの課題

### 6.1 はじめに

前述のように、第3章では保護者世帯からみた保育ニーズを分析し、第5章では保育所運営側からみた保育所サービスの分析を行っている。これらの結果を踏まえ、第6章では保育ニーズと保育所サービスについての比較と考察を行い、保護者の保育ニーズと保育所運営者の保育方針から見た認可保育所のサービスの課題を抽出する。

保育所運営も、経済理論の立場から考えると、園児数を確保し、安定的な収入を得なければならない。とするならば、顧客ともいえる保護者の保育ニーズを的確に捉え、保育所サービスを行うことが必要となってくる。需要と供給のバランスからいって、現段階は需要が圧倒的に多いといえるが、福岡市では少子化の進行、人口減少化の流れで、2030年頃以降には、入所希望者は減少に転じると試算している。数年後に園児数が減少し、供給過多になった場合、各保育所での園児の確保が課題となることも考えられる。

しかし、福祉という観点から見ると、保育所は単なる利益を生むことを目的とした事業と本質的に異なり、「社会保障」の一環と考えられている。大辞林によると、「社会保障」とは『国民の生存権を確保することを目的とする保障。日本では、社会保険（労災、失業、医療、年金、介護など）・公的扶助・社会福祉事業・公衆衛生などから構成されている』とある。このうち、保育は社会福祉事業の中の児童福祉に該当している、とするならば、保育というものは、当然、国家や地方自治体が保障する公的なものと捉えられる。こうしたことから、認可保育所には、公的な補助金制度があり、且つ、運営者も社会福祉法人や自治体が殆どであった。

現在、待機児童問題が社会問題化する中で、横浜市などは社会福祉法人に限らず株式会社の保育所運営を認めるなど、規制緩和をすすめている事例もある。保育所サービスのあり方は、様々な保護者の保育ニーズの高まりと共に、多様化の方向に進んでいくことは間違いないだろうが、商業ベースとしての保育所サービスと、社会福祉としての保育所サービスの位置づけは、今後、議論を深める必要がある。

本研究では、地方自治体の補助金事業制度に則り、運営されている認可保育所を対象としていることから、保育所サービスは公的な社会福祉の側面を持つことを踏まえ、保育ニーズと保育所サービスの比較検討を行うと共に、保育所サービスの構成を俯瞰して、保護者の保育ニーズと保育所運営者の保育方針から見た認可保育所における今後の課題は何かを述べている。

## 6.2 アンケート調査結果からの保育ニーズと保育所サービス

### 6.2.1 保育所サービス評価タイプ類型と保育方針のタイプ類型

第3章の保育ニーズ調査と第5章の保育所サービス調査の結果からは、以下の点が明らかになっている。

保護者からみた保育所サービス評価の因子としては「施設立地からの時間融通」「子どもの教育環境」が抽出されている。保護者の保育所サービス評価のタイプ類型は、「保育交流共感満足型」「教育環境充実満足型」「入所満足型」「時間融通満足型」の4つに分類できた。

保育所の運営方針では、保育内容の充実、生活リズムの確保が高いポイントを示し、時間的サービスや通所の利便性は低いポイントとなっている。保育所の保育方針では、生活リズムの確保や人との信頼関係を深めることが高いポイントとなっている。保育所サービスの因子としては、「情操重視」「しつけ重視」「のびのび重視」が抽出できた。保育所保育方針の類型化は「教育・のびのびサービス中庸型」「全サービス万遍型」「のびのびサービス重視型」「しつけ・教育サービス重視型」の4つに分類できた。

この調査・分析の結果から、保護者の保育ニーズでは、時間という要素と施設環境という要素が求められていることが明らかであり、特に、時間については重要視されている。しかしながら、保育方針や運営方針によって提供される保育所サービスでは、時間に関する要素は重要視されておらず、また、施設環境についても、「しつけ・教育サービス重視型」以外は、運営方針の構造図でのフェーズが低く、重要な要素として表れていない。

幼稚園では送迎バスを運用するサービスを提供しており、通所圏やバスの送迎ルートの設定は重要な課題と考えられるが、保育所にとっては、送迎は保護者が行っていることから、シビアに通所圏を把握していない可能性がある。当然、通所圏が拡大すると、自家用車での送迎も増え、駐車場の確保など、保育所側での課題がでてくる。

時間のサービスに関しては、通所時間、通所方法といった、通所による負担を軽減する方向性と、保育所側のサービスとして、開所（園）時間の延長といった2つの面が考えられる。しかし、回答を得た保育所の内、佐賀市では15園（20園中）、福岡市では46園（48園中、無回答は2園）が、既に延長保育を実施しており、何らかの対応はなされていることが把握できているが、そもそも勤務時間が20時や21時までといった長い場合などは、保育所側での対応が厳しい。保育所運営側としては、延長保育サービスを実施する場合、保育士の人材確保や保育士の人件費負担増があり、収支のバランスから見ても、さらなる時間延長サービスは難しい状況であると考えられる。この点では、今後、通所の利便性を含めた、居住地－保育所－勤務地の立地関係による最適な配置を検討するとともに、残業時

間が長く、帰宅すると 22 時、23 時を回るような勤務体制を見直し、適切なワーク・ライフ・バランスを得るような労働環境の実現を目指す必要がある。

施設環境についても、保育所が考えているよりも、保護者からの保育ニーズは高く、施設が整備された環境に子どもを預けたい、という保護者の心理があることを、保育所側は理解する必要がある。感染症の防止などの衛生面についての行政指導は厳格であることから、清掃性などに配慮した施設整備はどの保育所でも留意しているが、施設の雰囲気の良いことや美観といった点は、指導の範囲外である為、優先事項としていない保育所が大部分であるといえる。しかしながら、保護者の立場からみると、施設の整った保育所に預けたい。きれいな保育所に預けたい。という心理が働くのも当然である。

保育所運営側の立場からみると、児童福祉法を遵守し、且つ、厚生労働省の保育指針に基づき運営がなされていれば、問題がないのではないか？という考え方もあるだろう。このことは、公的な社会福祉の一環である保育所の機能は充足しており、それを超えた、早期教育などのプレ教育などのサービスは不要、という考えに繋がることは、社会福祉の観点からは妥当な結果ともいえる。

保育所調査で明らかになった、生活リズムの確保や保育内容の充実を重要視する傾向は、厚生労働省の保育指針上当然といえる。しかしながら現在は、少子化の中でも保育ニーズの高まりから、保育所の供給が不足している。今後、更なる少子化が進み、且つ、幼稚園が「認定子ども園」へと移行して行き、0 歳～2 歳の子ども達の受け入れを開始した場合、保育所の入所希望者は減少する可能性がある。このことを踏まえ、安定した保育所運営の為には、園児の確保が不可欠であり、どのような保育所サービスを提供し、且つ、どのような保育方針を持つべきかを見直す時期が近いといえる。

生活リズムの確保や保育内容の充実をさせた社会福祉の公的な面を保持しつつ、選ばれる保育所になるには、基本ベースの保育内容の充実は更に研鑽されるべきであるが、地域と密着し、幼児期から青年期までの縦の流れを生み出すことや、特色ある保育所運営を行い、保護者の保育ニーズに応えていくことも、今後、求められてくると考えられる。

## 6.2.2 望ましい住環境

立地環境と子どもの育ちを考察するにあたって、佐賀市と福岡市のそれぞれで、保護者と保育所に、子どもにとって望ましい住環境を訊ねる設問を設け、6 つの選択肢の中から、1 つ選ぶ方式で回答を得たものを集計した。

福岡市の保護者と保育所の考える子どもにとっての望ましい住環境は？の問いに対しては、保護者からの回答は、「自然にあふれているところ」が最も高く、「郊外の住宅地で閑静なところ」「図書館や学校の多い文教地区」が続いている。図 4-8 に保育ニーズのタ

イプ類型別に子どもにとって望ましい環境のグラフを見てみると、時間融通型では「図書館や学校の多い文教地区」の比率が高く、利便性と子どもの教育環境を両立できる場所を選んでいるのではないかと考えられ、利便性を優先させたいが、街中の便利なところでは環境に不安がある保護者の意向が表れていると思われる。

保育所側からの回答は、「自然にあふれたところ」の回答が最も高く、保護者側からの回答とも合致している。次に、「昔ながらの伝統や文化が残るところ」の回答が高くなっており、「街なかの便利なところ」の回答が無い。地域の文化、伝統の継承が子どもの情操教育によい影響を与えると考える保育所があるのではないだろうか。それだけでなく、保育所の運営には、地域との良好な関係を持つことは重要で、地域行事への参加による地域との関係を深める意味からも、この傾向があると思われる。福岡市では保護者、保育所ともに「自然にあふれたところ」の回答が多くなっており、自然が残った環境が少ない傾向があり、そのことがこの結果に繋がっているのではないかと想定できる。

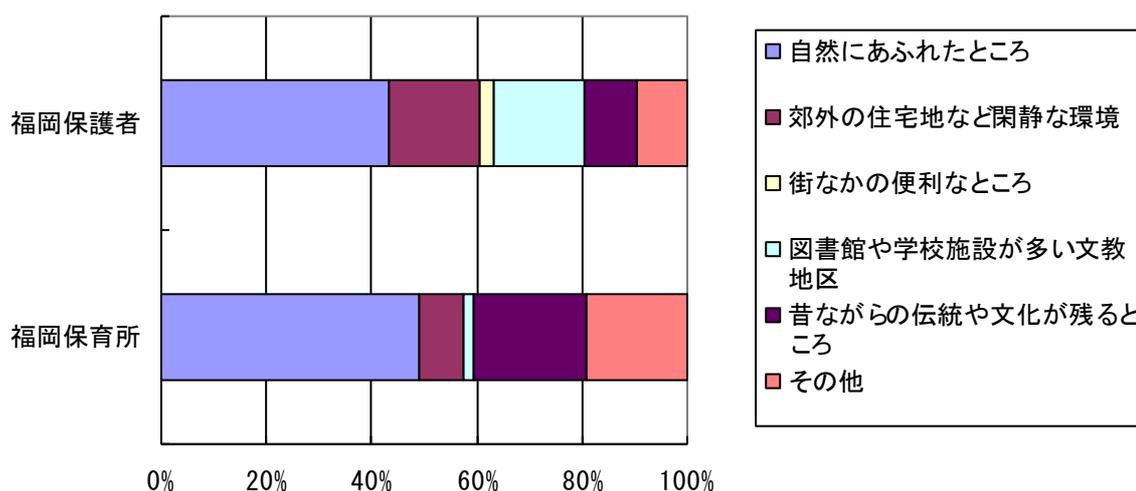


図 6-1 子どもにとって最善の住環境 (福岡市)

佐賀市における子どもにとってどんな住環境が最善か? という設問については、保護者からの回答は、「郊外の住宅地で閑静な環境」「自然にあふれているところ」「図書館や学校施設が多い文教地区」という順に多く、「街の中心部で便利なところ」は約5%程度で、郊外が子どもにとって最善な住環境であるという親の意向が明らかになった。

保育所からの回答では、「街なかの便利なところ」の回答は無く、最も高いのが「自然にあふれたところ」で、続いて「昔ながらの伝統や文化が残るところ」となっている。地域の伝統や文化が残る環境が望ましいとすることは、福岡市と同様の傾向で、伝統の継承や地域との関係性を重視する保育所側の意向がみてとれる。

このように、子どもにとっての最善の住環境では、「自然にあふれたところ」のポイントが高くなっており、このことは、両市の保護者、保育所とも共通であるが、保護者では「図書館や学校施設が多い文教地区」「郊外の住宅地など閑静なところ」を最善と考える比率が高いのに対し、保育所では、「昔ながらの伝統や文化が残るところ」を最善と考える比率が高い点が大きな違いであるといえる。保護者の回答は、概ね、自然が残り、静かな環境を望ましいと考えていることがわかるが、実際の居住地の選択では、通勤の利便性や親の家の近くを選ぶ傾向があり、この点からも、保護者が理想と考えている子育て環境と、日々の暮らしを考えてのやむを得ない居住地選択との間のギャップを抱えている可能性がある。

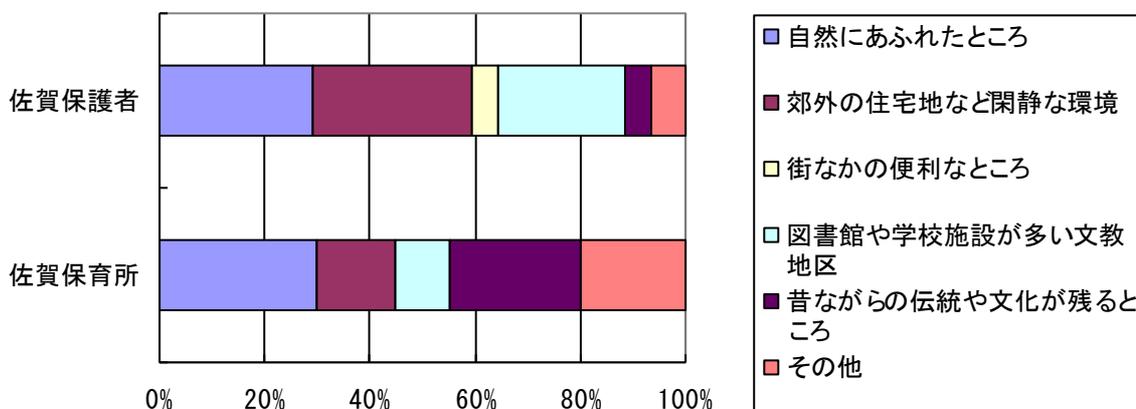


図 6-2 子どもにとって最善の住環境（佐賀市）

### 6.2.3 望まれる保育所サービス

続いて、通所する保育所で更にどのようなサービスを望むかを選択する設問を設け、数の集計を行った。結果は表 6-1 の通りである。

既に、保育所に通所していることから、日常の通所の中で、保育士から育児へのアドバイスや保護者同士で悩みを相談していることが考えられ、この点での保育ニーズはあまりポイントが高くなっていない。

最もポイントが高いのは、「病児保育」であり、佐賀市、福岡市とも半数以上が、保育所サービスを望むと回答している。しかしながら、表 5-3 の保育所運営側アンケートの属性で見られるように、アンケートに回答を得た全ての保育所では、病児保育を実施しておらず、保育ニーズに対して、保育所サービスを提供できていない現状がある。乳幼児の子

どもにとって突然の発熱など病気というのは、ありがちなことであるが、仕事を休めない状況の母親にとっては、厳しい状況といえる。

福岡市では、小児科医院内における病児保育サービスを実施しており、2013年現在16施設ある。看護師・医師の配置や病児の隔離の問題から保育所内での病児保育には課題も多く、実施が難しいという保育所運営者側からの声もあり、小児科医院内での病児保育サービスを拡充していく可能性がある。その一方、小児科は減少の傾向にあり、病児保育を実施できる小児科医院も限られるため、預かりの数や実施場所の確保など課題があるといえる。今後、保育所内での病児保育も含め、どのようなサービスを提供できるかは、更に検討が必要と考えられる。

また、保育所運営側への調査では、早期教育といったプレ教育サービスについては、重視されていないことが明らかであったが、保護者からの保育ニーズでは、佐賀市で41%、福岡市で24%が望むサービスとしている。この点も、保育ニーズに対して、保育所サービスが対応できていないといえる。福岡市では、比率が低くなっているが、このことは、保護者が教育熱心でない、と即断できるものではなく、むしろ、福岡市では、ピアノ教室、英会話教室、スイミング、体操、右脳開発教室など、多様な習い事場があり、保護者がプレ教育サービスを、保育所とは別に外部に求めている可能性がある。公的な社会福祉としての位置づけの保育所では、これらの教育サービスは範疇外と考える保育所が多いと思われる、且つ、保育所運営側としては、子どもの育ちの保障には、不要なサービスと認識しているところもある。この点は、第5章の保育所サービスの類型化でも明らかになっている。既往の研究でも、プレ教育実施の実施を望む保護者は少なくはなく、今後、このニーズは更に高まることが予測されるため、プレ教育を実施しない保育所は保護者への保育方針と明確な説明が必要と考えられる。

表 6-1 保護者が望む更なる保育所サービス

	延長・休日 保育	プレ 教育	育 児 相 談	病 児 保 育	そ の 他
佐賀市	33%	41%	9%	57%	17%
福岡市	18%	24%	12%	55%	11%

#### 6.2.4 保育所満足度と保育方針

今回、福岡県において保護者への保育ニーズに関する調査を行ったのは、自然への触れあいを大事にし、保育方針にも泥んこ遊びなど取り入れている保育所から選定している。保育所での保育方針のタイプ類型化の結果からも、福岡市の保育所 A、保育所 C、保育所 E は「のびのびサービス重視型」で、当初、保育所の園長へのヒアリングで得た保育方針とタイプ類型が合致する形となった。唯一、保育所 D についてのみ、「全サービス万遍型」となっている。保育所 B は久山町、保育所 F は久留米市であり、今回、保育所運営側の調査対象を福岡市内の認可保育所としたことから、保育所のアンケート調査は実施していない。但し、保育所 B、保育所 F とも、ヒアリング調査からは自然との触れあいを重視しており、プレ教育は実施していない。

ここで、保育所別の満足度の割合を見ると、第 3 章での図 3-8 保育所別の満足度のグラフから、保育所 C は「満足」が 70%、「やや満足」が 26%で、その合計は 96%と高い比率になっている。一方、保育所 B では「満足」としたのが、25%で、「やや満足」と合わせても 78%と、他の保育所と比べると低い値となった。また、保育所別でプレ教育を望む割合を示した第 4 章の図 4-16 をみると、保育所 B ではプレ教育を望む割合が 40%と他の保育所と比べて高く、一方、保育所 C ではプレ教育を望むのが皆無であった。保育所 C はプレ教育を実施せず、自然環境の中でのびのび育てるという保育方針と、保護者の保育ニーズが合致していることが、満足度の高さに繋がったのではないかと考えられる。一方、保育所 B では、保育方針のずれが、満足度の低さに繋がったのではないかと推察できる。

調査の結果からも、保育所の保育方針を重要視している保護者は比較的多く、保育所は入所に際し、保護者に十分に説明する必要がある。保育方針は、保護者が保育所を選定する際の重要な要素であり、保護者の求める保育方針と保育所の保育方針が合致していると保護者の満足度が高くなることから、保育所はどのような保育方針を持って保育所を運営するかを保護者に対し明確に示すことが求められている。

### 6.3 保育所保育指針からみた認可保育所サービスの構成

ここで、改めて保育所サービスについて考えてみたい。前述の2.1.3 「認可保育所の入所基準からみた保育所サービスとは」において、『保育所と地域が協働した子育て支援活動研究事業調査報告書』<sup>68)</sup>で、認可保育所の入所の基準である「保育に欠ける」に基づいた保育所の類型を示している。この類型では、保育に欠けるものに対する保育ニーズでは充実させる事項として、延長保育、夜間保育、休日保育を上げ、保育に欠けないものに対する保育ニーズでは、一時保育や地域の子育て支援を上げている。しかしながら、これらの保育ニーズは保護者の視点に立っており、すなわち、保護者の就労の保障や保育に欠けなくとも高まっている保護者側からの保育ニーズを示すもので、子どもの保育の視点からはこれを越えた様々なサービスが考えられる。

認可保育所の運営に当たって、保育内容についての記述があるもので、認可保育所が遵守しなければならないものは、厚生労働省の保育所保育指針、および同解説書といえる。同指針及び解説書では、保育所保育の目的の筆頭に「子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する」とあり、保育所の児童福祉施設としての位置づけを明確にしている。また、保育所は入所する子どもにとって、「最もふさわしい生活の場でなければならない」とし、社会環境の変化から、乳幼児期にふさわしい生活が送りにくくなっている現状を踏まえた上で、保育所を豊かな生活の場としてつくり上げることの重要性を記載している。

なお、『保育所保育指針』は平成20年に改正されているが、その改定の特徴は以下に整理する。

第1に、大臣告示として定め、規範性を有する基準としての性格の明確化

- ①遵守しなければならないもの
- ②努力義務が課せられるもの
- ③各保育所の創意や裁量を許容するもの

第2に、基準として規定する事項を基本的なものに限定し、その内容を大綱化

第3に、保育内容に関する事項と保育内容を支える運営に関する事項を整理

第4に、保育指針の明解性を高めるように、記述、表記を工夫

この中で、第2の改正の特徴は、基準として規定するものを基本的なものにのみ限定し、『各保育所の質の向上のための創意工夫を促すことを目指している』とあり、保育所の自主性や創意工夫を尊重する方向を明確にしている。このように、保育所が提供するサービスは、保育所保育指針の基本的事項を遵守すれば、ある程度は各保育所での裁量に任せられ、自由度があることがわかる。

また、改正の要点として以下の通り整理する。

(1) 保育所の役割の明確化

保育所は、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、環境を通して子どもの保育を総合的に実施する役割を担うと共に、保護者に対する支援を行う。

(2) 保育内容の改善

以下の内容について、改善を行っている。

- ①発達過程の把握による子ども理解、保育の実施
- ②「養護と教育の一体的な実施」という保育所保育の特性の明確化
- ③健康・安全のための体制充実
- ④小学校との連携

(3) 保護者支援

保護者の支援は、保育士の業務として明記し、入所した子どもの保護者、地域の子育て支援について定める。

(4) 保育の質を高める仕組み

保育課程の編成により、保育所全体で組織的、及び計画的に保育に取り組むことや、一貫性、連続性のある保育実践を期待する。

このように、改正後の保育所保育指針は、時代の背景にあわせて、保護者の養育力の育成を含む保護者の支援や、地域の子育て支援などの記述が増え、平成 11 年発行の保育所保育指針よりも踏み込んだ内容になっている。

保育所保育指針では、『保育所において、子どもが自己を十分に発揮し、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう、保育の内容を充実させていくことは重要であり、それは保育所の第一義的な役割と責任です』と述べており、保育内容が重要なものであると位置づけている。保育所保育指針に記載された保育のねらいは、表 6-2 の通りであり、保育の目的を具現化したものとしている。一覧にあるように、いずれのねらいも抽象的であり、保育内容のねらいに基づいて定められた保育内容も具体的なものはなく、概念的なものが中心となっている。前述のように、保育所の運営者側の裁量に任された部分が多く、保育内容については、保育所保育指針に記載の無い、絵本や遊具の選定、一日のカリキュラム、特定の幼児教育の実践、運動や体操の内容、園外保育、縦割り保育の実践、年中行事の構成、保育所内での過ごし方、しつけの重視度、プレ教育の導入など、様々な面が保育所運営者側の独自の判断で行われている。これらの保育内容は、各保育所でどのような保育を実践したいかを方向付ける保育方針によるところが多く、裁量の範囲が広まれば、広まるほど、明確な保育方針を持つ必要があると考えられる。

表 6-2 保育所保育指針による保育のねらい

		保育内容のねらい
養護に関するねらい	生命の保持	① 一人一人の子どもが快適に生活できるようにする ② 一人一人の子どもが健康で安全に過ごせるようにする ③ 一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする ④ 一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする
	情緒の安定	① 一人一人の子どもが、安定感を持って過ごせるようにする ② 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表せることができるようにする ③ 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。 ④ 一人一人の子どもの心身の疲れが癒されるようにする
教育に関するねらい	健康	① 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう ② 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする ③ 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。
	人間関係	① 保育所生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう ② 身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つ ③ 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける
	環境	① 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ ② 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする ③ 身近な物を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする
	言葉	① 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう ② 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう ③ 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士当や友達とところを通わせる
	表現	① いろいろな物の美しさなどに対する豊かな感性を持つ ② 感じたことや考えたことなどを自分なりに表現して楽しむ ③ 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ

このように保育所に求められるサービスには様々な面があり、単純ではない。そのことは、「保育」というものが、守り育てる擁護と、幼児期の教育を併せ持っていることからわかる。

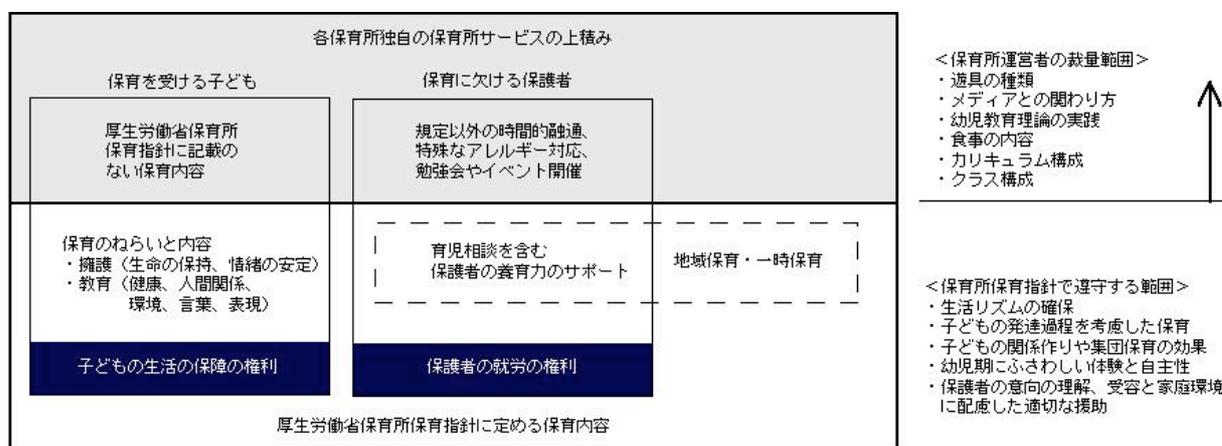


図 6-3 保育所保育指針からみた保育所サービスの構成

保育所保育指針の範囲に基づき、保育所でのサービスを整理すると図 6-3 となる。保育所サービスは、保育所の設立理念である子どもの生活の保障についての権利が主要な柱となり、併せて保護者の就労の権利も保障する上で、それぞれに対して、どのようなサービスが提供されるべきかが保育所保育指針に記載されている。但し、保育所保育指針はあくまで、保育を中心に整備された告示である為、記載の内容は子どもの保育に主眼を置いており、保護者への事項は付加的なものとなっている。保育所保育指針からみた保育所サービスをみると、保育所保育指針に記載された内容を遵守する範囲の基本のサービスとし、その上に各保育所で任される独自のサービスが上積みされる構成となっている。保育所保育指針に記載されている範囲は、社会福祉の観点から整備された内容であり、上積みされる内容は、保育の質を高める意味で保育所の裁量で実践されている。

このように、保育所が提供するサービスは、基本事項と付加事項とに階層化されている。アンケート調査から明らかとなったように、保育所運営で重視する項目として、「生活リズムの確保」「保育内容の充実」が上位に上げられているのは、全ての保育所が満足すべき基本事項であり、当然の結果といえる。一方、保育指針を遵守しつつも、各保育所の裁量範囲が多いため、基本事項を超えた範囲で保育所の個性化がおこり、特徴がある保育所がでてきている。

あくまで子どもが主体であり、子どもの保育をどのように実践するかが重要である。子どもの保育という観点からみた場合、保育所内容には、以下のものが考えられ、このような要素が多層化しているため、それぞれを単独で切り離すことは難しい状況である。

<子どもの保育から見た保育所が提供する保育内容>

1. 生活を保障するサポート
  - ・ 食べる、遊ぶ、寝るの生活面のサービス
  - ・ 排泄行為など、生活の基本技術の取得
2. 幼児期の教育
  - ・ マナーやしつけの教育
  - ・ 絵画などの活動を通じた情操教育
  - ・ 文字の読み書きなどの早期教育
  - ・ 運動を取り入れた身体能力向上
3. 人間関係の構築と社会生活への適応へのサポート
  - ・ 暖かい言葉かけなどから生まれる人への信頼
  - ・ 子ども同士の集団の中での、関係性の構築
  - ・ 社会生活への適応

実践していく保育内容は、前述のように保育所保育指針で基本事項は定められているが、保育所の裁量範囲も広く、上積みされる保育内容は、保育所の保育方針で決まっていると考えられる。すなわち、どのような保育内容を目指し、具体的にどのような保育所サービスを提供するかは、保育所の保育方針によって違ってくる。保育所の保育方針は、保育所のあり方を決定づけるもので、保育方針を実践するために、どのような運営をするべきかを組み立てていく必要がある。

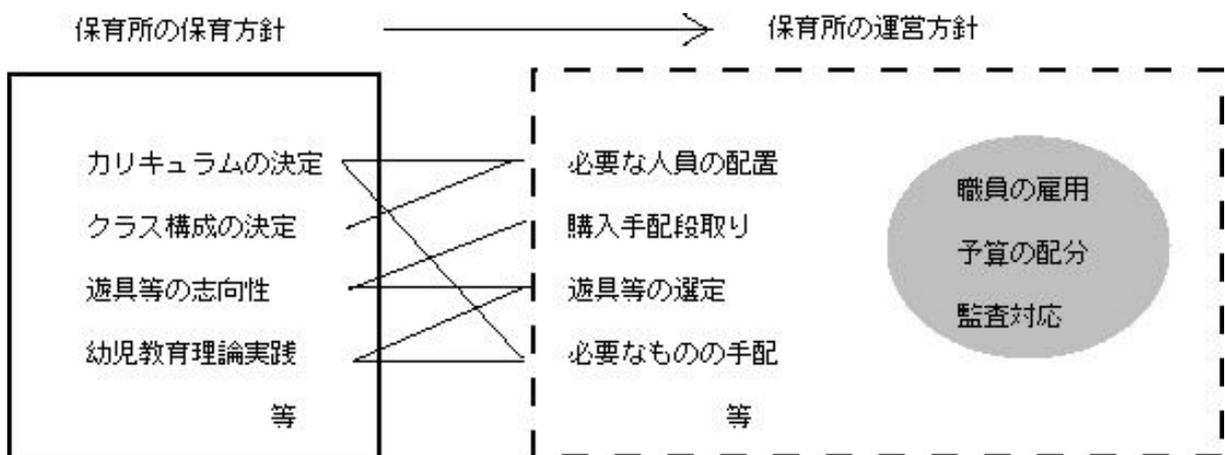


図 6-4 保育所の保育方針と運営方針

保育方針は運営方針を決定するだけでなく、保育内容と深く関わっており、明確な保育方針を持つことが保育の質を高めることに繋がると考えられる。自然との触れあいを大事にする保育方針を持つのであれば、自然環境と触れあう園外保育の頻度をあげる、園庭の既製品遊具を減らし、土や泥の面積を増やすといった具体的な対応が行われるであろうし、どのレベルまで目指す保育を追及するかも、保育方針によって方向付けられていると思われる。

保育方針はこのように重要なものであるが、保育方針と運営方針をみた時に、本来は、保育方針を定めた上で、どのような運営を行うかの運営方針を検討することが、子どもの保育の視点からみると当然であるが、保育所によってはこれが逆転し、運営方針から保育方針を後追いで決めている場合も想定できる。この場合、人件費や保育士の雇用といったことから、どのような保育を行うかが決まってしまうが、運営方針の中には雇用する保育士の経験年数、正規職員、臨時職員の比率といった保育の質と切り離せないものもあり、経済的効率を重視する場合、保育の質を確保できるかが疑問視される。第3章の保護者のアンケート調査からも、保育所選定理由を保育方針とあげる回答も多く、また、保育所サービスでの満足する項目も保育方針とする回答も多く、保護者にとって重要な位置づけとなっている。

その一方、運営方針には、人員の配置、物品の購入など、金銭に関係する要素が多分に含まれており、これを鑑み、方針を策定する必要がある。認可保育所では、一般的に、保育士の人件費が運営費の約70～80%台であり、70%台前半になると、かなり保育士の人数が少ないか、経験年数が少ないなど、人件費を削減していると考えられている。待機児童0を実現した横浜方式の保育所運営側では、人件費が50%前後のものもあり、通常の認可保育所と比較してもかなり低くなっている。このことは、利益を求める企業の参入による保育サービスの市場化と当然無関係ではなく、利益を生むためには人件費をいかに削減するかが、重要になっているためである。保育の質の確保という観点からは、保育士の人数、保育士の経験の豊富さは欠かせないものであるが、この部分にしわ寄せがいきやすいというのも、また、現実である。その一方で、現行の保育制度で守られた認可保育所では市場化にさらされていない為、経営努力が足りていないという指摘が出ているのも事実である。株式会社等の参入を認め市場化をすすめれば、待機児童問題も解決し、保護者の望むサービスが提供されるなど様々な問題が解決するのでは、という議論もあるが、保育サービスの市場化が全てを解決してくれるとは考えにくい。第一に保育は社会福祉の一環であり、子どもを預ける保護者の就労の権利を保障する観点からも、可能な限り現行の保育制度は保持されることが望ましいと考えられる。

女性の社会進出や就労のあり方では、育児休暇制度などの拡充がすすめられているが、現在の会社組織では育児休暇の取得が難しい上に、会社を長期間休むことは仕事におけるポジションやスキル、モチベーションなどに影響を与え、理想のかたちとは感じられない。

むしろ、短時間でも構わないので、継続的に仕事を続けることや、臨機応変に時間を調整できる仕組みや周囲の意識改革の方が必要であると思われる。

本来、社会福祉の視点に立つ認可保育所では、質が高く手厚い保育が実践されなければならない。その点から考えると、あくまで保育方針を考えた上で、運営方針を定めるのが道順であるが、経営の理屈からすると、運営方針を定め、保育方針を落とし込んでいる場合もあるのではないだろうか？そのことが顕著に現れるのは、保育士の数や保育士の経験年数であると考えられる。すなわち、保育方針よりも運営方針にウエイトが高まると保育士の数が少なくなる、保育士の経験年数が浅くなるという傾向があるのではないかと推察できる。経営の効率化は必要であるが、極端に経験年数の低い保育士の割合が高い保育所や保育士の人数が基準ぎりぎりである保育所などは、保育の質に問題がある可能性があることから、保護者は入所前に保育士の情報を得ると判断の材料とすることができるのではないだろうか？

このように認可保育所サービスは、保育所保育指針に規定がありつつも、その基本事項を遵守すれば、保育所裁量範囲は広く、どのようなものを付加していくかは保育所によって違っている。その際、保育方針と運営方針を絡めながら、どちらにウエイトをおいた運営がなされているのか、子どもに対してのサービスなのか、保護者が望むサービスなのか、によって付加されるものが変わることには留意しなければならない。

## 6.4 認可保育所サービスの課題

前述のように、現行の法制度上では、『保育所保育指針』を満足すれば、保育方針には面積などの設置基準のように特定の縛りはなく、保育方針は保育所運営者によって裁量の範囲が広く、自由度が高いといえる。

逆にいうと、保育所運営者の保育方針が不明瞭な場合、特徴のない保育所となる。現在の待機児童問題で保育所不足の状況では、需給のバランスから考え、どのような保育所でも定員を割ることはなく、特段問題はないといえるが、今後、少子化の進行に伴う園児数の減少や、幼稚園の認定子ども園の移行に伴う保育機能を持つ施設の乱立から、園児を確保できなくなる可能性が高くなる。また、認定こども園に移行した場合、利用者である保護者と保育所は直接契約方式になり、従来の保育所制度のように市町村が仲介することがなくなり、人気のない保育所は園児の確保ができなく可能性が出てくる。また、地方自治体によっては、社会福祉法人に限らず民間企業の保育事業への参入をすすめており、保護者に求められる保育所を目指す必要性がでてきている。

保護者の立場からみると、保育所保育指針に定められた基本事項は保育所サービスとしては提供されるべき当然の内容で、更なる上位のサービスを求めていると考えられる。この部分は、各保育所の裁量の範囲にある上積みの部分にあたり、それを決定づける保育所の保育方針を保護者側も重要視している。

しかしながら、保育所の上積みのサービスがどのように行われているかの情報提供は整備されておらず、保護者は口コミなどで保育所の保育方針を把握したり、また、保育所に見学に行くなどして、情報の収集に努めている。

実際、現在の認可保育所で提供されるサービスは、保育所での裁量範囲の広さから保育所毎に異なっており、保育所の個性化が生じている。このことは、特色ある保育所運営が行われ、保護者の立場からは選択肢が広がることに繋がり、評価できる面がある。

一方、保護者のライフスタイルが多様化する中、保育ニーズも多様化の様相を呈しており、各保育所は多様化する保育ニーズに応じていく必要がある。多様化に対する保育ニーズに対し、各保育所が全ての保護者が満足するような保育方針を持つことは、即ち、満遍なくサービスを提供することであるが、中途半端な特徴のない保育所運営となってしまう可能性がある。例えば、自然との触れあいを重視する保育方針の保育所が、プレ教育サービスを実施することは、可能であるが、矛盾を孕みやすい。逆にプレ教育サービスを実施する保育所で、日中、単に園庭で遊ばせるだけでは、保護者からはもっと教育的視点を取り入れて欲しいといった要望が出される可能性がある。

各保育所がそれぞれの個性を更に伸ばすことにより、保護者は入所に際し、どの保育方針の保育所を選定するか選択肢の幅を持つことができ、保護者の多様なニーズに応じてい

ることが可能になるのではないかと考えられる。選択肢が広がることで、希望に合致する保育方針の保育所を保護者が選択できれば、理想的である。

しかしながら、現在、保護者の望む保育ニーズと保育所が提供する保育所サービスは必ずしも合致していない現状がある。待機児童問題もあり、入所することが目的になっている保護者も多々いるが、保護者へのヒアリングでは、入所後のミスマッチが生じている事例がある。しつけが厳しく、子どもがなじめないといった保育所や、自然の中で触れあうことを重視し、メディアとの接触は2歳までは極力しない。(TV禁止、ゲーム禁止)といった保育所もあり、保護者への不満足に繋がっている事例もある。

逆に、アンケート調査結果から、保育所の保育方針と保護者の希望が合致している場合は、保育所サービスへの満足度が非常に高くなっていることが把握できていることから、今後の保育所運営では、保護者の保育ニーズを的確に把握し、保育所サービスを規定する保育方針を、設定する必要があるとともに、可能な限りミスマッチをなくし、保護者の志向する保育ニーズと保育所サービスが合致するような仕組み作りが必要となる。

また、保育所立地の通所圏に居住する保護者は、経済的、血縁地縁といった事情もありながら、自身の居住ライフスタイルを鑑み、その居住地の選定を行っていると考えられる。本論文では、保育ニーズと居住ライフスタイルの嗜好性には関係性がある傾向を示唆しているが、それであれば、立地を分析することで、その居住地で実現できる居住ライフスタイルがある程度想定できることから、当該立地で求められる保育ニーズも予測できる可能性がある。

今後は、数の確保だけでなく、保育方針や保育の質が問われる時代がくると考えられる。保育所整備にあたっては、保育所立地と保護者の居住地選好を踏まえ、通所圏を分析しながら、当該立地に求められる保育所の保育方針を重点的に、かつ、補完的に他の保育方針の保育所を整備し、保護者の多様な保育ニーズに対応できるよう選択的フレキシビリティを残すことが望ましい。当該立地で実現できる居住ライフスタイルには傾向はあるものの、特定の居住ライフスタイルを選好する保護者のみが居住するとは考えにくいことから、保育所整備は大規模な保育所を、その地区に単一で設置するのではなく、多様な保育ニーズに対応するためにも、複数の選択肢の中から保育方針も選べるように、保育方針の異なる小規模から中規模の保育所を複数設けることが必要になってくるのではと考えられる。このように各保育所の個性を活かしつつ、保護者は複数の保育方針の中から幅をもって保育所を選べることが求められる。

保護者の保育ニーズの多様化はますます顕著になると考えられるが、多様なニーズを応えるには保育所の個性化が有効であると考えられる。そのためには、保育所保育指針にある保育所裁量範囲に自由度を持たせた現状の保育制度を活かしながら、各保育所の保育の質を高めつつ、保育方針を明確にし、各保育所の個性を伸ばすことが保育所運営者の課題であると考えられる。

## 6.5 まとめ

本章では、第3章、第4章の調査、分析の結果を踏まえ、保育ニーズと保育所サービスを比較、分析した。

保育所では保育所保育士指針に基づき、保育内容を決定していることから、生活リズムの確保や保育内容の充実に重点をおき、保護者からの保育ニーズ分析で因子として抽出された、「時間的融通」は重要視されていないことが把握できた。また、「施設の充実」についても、保育所側では重視しておらず、保護者の保育ニーズとでは、ずれが生じていることがわかった。

また、今後、望まれる保育所サービスについても、保護者が望む病児保育やプレ教育については、殆ど対応していないことも把握でき、保育ニーズと保育所サービスの乖離が見られた。

しかしながら、保護者から今後望まれているプレ教育サービスなどは、公的な社会福祉の観点や保育所保育指針からみると、保育所裁量の範囲にある上位的な要素であるため、保育所によってサービス提供の実態が異なっている。このことから、保護者は希望する保育所サービスを受けるためには、入所しようとする保育所がどのようなサービスを提供しているかを把握しなければならない。とすると、保護者は、各保育所の保育所サービスの情報を各自で入手し、どのような保育内容、保育方針かを確認の上、入所する保育所を選定する作業を自身で行わなければならない。保護者の負担が大きくなると共に、正確な情報が入手できない場合は、保育所サービスに満足できず、場合によっては転所も検討しなければならない。今後は、保護者の望む保育所サービスと保育所が提供する保育所サービスのミスマッチを防ぎ、これらが合致する保育所への入所が重要であり、その判断材料が保育方針といえることから、各保育所は保育方針を開示していく必要がある。また、保護者が各保育所の保育方針の情報を容易に入手できるしくみが必要といえる。

また、要望の高い病児保育については、以前から保育ニーズが高いことがわかっており、社会福祉の観点からも、サービスの実施が望まれるが、病気の子とも健康な子どもの隔離、感染症の拡大防止、看護師・医師の手配といった諸条件があり、現実的には、保育所側としては対応が難しい側面がある。病気となった時点で保育から医療への切替えが必要で、病院との連携が欠かせないが、そもそも小児科が減少している社会情勢の中、課題として積み残されている病児への対応としては、男親は仕事を途中で抜け出しにくい社会的風潮があり、母親側が仕事を休んで対応しているのが現実である。病気の為の仕事の欠勤が続くと、「これだから、女性は使えない」という職場の雰囲気につながり、女性の社会進出を阻害する一因となっているのではないかと感じざるを得ない。

## 第7章 本研究のまとめと課題

### 7.1 結論

本研究では、以下の通りの結果を得た。

1. 保育所サービスに着目し、保護者の保育ニーズについて保育所サービス評価因子の抽出と類型化を行った。保育所サービス評価には4つのタイプ類型があり、単純集計の結果を合わせてみても、保護者の保育ニーズは多様化の傾向にあることが明らかとなった。
2. 保護者世帯のライフスタイルが居住地選好の意思決定に影響を与えている可能性があり、その居住地選好と保護者の保育ニーズには、関連性がある傾向が示された。
3. 保育所サービスについて、施設や環境への満足度を把握するとともに、保育所サービスの評価構造に着目し、保育所運営側の立場から保育方針の類型化を行った。それにより、保育方針にも4つのタイプ類型があり、保育所サービス自体も個性化している傾向を把握できた。
4. 保育ニーズと保育所サービスとの比較検討を行い、保育ニーズの高い「時間」の要素や「病児保育」「プレ教育」について、保育所側は重要視しておらず、保育ニーズと保育所サービスには、ずれがあることが把握できた。また、保育所保育指針からみて、保育所サービスには階層化が生じており、運営方針や保育方針によって保育所裁量範囲の上位のサービスが異なる可能性があることが示唆できた。

こうした結果を踏まえ、保育所の裁量範囲部分のサービスをよりよいものにし、保育所の個性化が更に図られることで、多様化する保護者の保育ニーズに対して、応えていくことができる可能性あると考えられ、個性を伸ばすことが今後の保育所のあり方のひとつといえる。

## 7.2 提言

調査・研究の結果、保護者の居住地選好が、保育ニーズに影響を与えている可能性が把握できた。保護者は、経済的な理由など様々な要因での制約がありつつも、自身の居住ライフスタイルの志向性を認識した上で、居住地を選択している。このことから、立地環境で、実現できる居住ライフスタイルを抽出することで、当該立地に所在する保育所がどのようなサービスを提供するのが保護者の満足感を得やすいか、の指標を得ることができる。

当該立地での保育所が提供できる保育所サービスも異なる傾向があり、新たに、保育所を設置する際には、提供できる保育所サービスを想定しながら、立地環境に応じたサービスの組み立てを行うことで、当該立地に居住する保護者の保育ニーズとの整合性が取りやすくなる。また、既存の保育所においても、当該立地を活かしていない保育方針、運営方針の場合、保護者の保育ニーズとずれが生じやすいと考えられ、それを補うにはどのような方策があるかを検討することで、地域に合った、保育方針、運営方針の保育所とすることができる。

また、保護者にとっては、子どもや保護者同士の就学時におけるコミュニティの連続性を確保することで、スムーズな就学が可能となる。保育所にとっては小学校との連携が求められているとともに、地域との良好な関係は日々のスムーズな保育所運営に繋げることができる。このように、保育所と地域との関係は重要であることから、立地と通所圏の関係をある程度分析し、今後は、地域との関係性を重視した保育所運営が望ましいといえる。

その為には保育所の通所圏と校区との関係を把握することが有効であり、校区との関係から、概ね以下のようなタイプに分かれる。

### ①校区と保育所通所圏がほぼ同一の場合

(佐賀市のように、保育所の数が少なく、校区に1つの保育所といった場合)

### ②校区の中に、通所圏が狭域型の保育所が複数ある場合

### ③通所が広域型で、校区を大幅に越境している場合

### ④上記の②、③が重なっている場合

これらのタイプを見て、今後の保育所整備の方向性として、幼児期から学童期、青年期への連続性の確保の観点から、「地域密着」型があると考えられるが、その際、②の通所圏が理想的ではないだろうか。すなわち、校区内に通所圏が狭域型の保育所を複数設けることで、地域コミュニティの連続性を確保することが可能となる。その際、複数の保育所から、保護者に選択的自由度を持たせることとする。

定員については、保育所では20名程度の小規模のものから200名を超える大規模なものまであるが、保育所の在園児の数を約60名程度になるような保育所を校区の中で、複数整

備することが望ましいと考えられる。60名としたのは、規模が小さすぎると、子どもの数が少ないことで集団作りが成立せず、大規模になると、手厚い保育が手薄になりやすいことから、調査に協力を得た保育所の園長へのヒアリングからも、60名程度が妥当な規模と想定できるからである。

尚且つ、立地に合致した保育所サービスの方針を持つ保育所を重点的に整備しつつ、多様化する保護者の保育ニーズを満足するため、校区内に、違った保育方針を持つ、保育所をバランスよく配置するのが望ましい。その際、立地分析を行うことで、当該立地で実現できる居住ライフスタイルを志向する保護者が想定しやすく、それによりどのような保育方針の保育所を整備した方が望ましいかが判断しやすくなる。

今後の保育所整備にあたり、必要面積を満足する敷地が確保できたからや、待機児童が多いからという理由にとどまらず、既存の保育所資源の活用を視野に入れつつ、保育所だけでなく、周辺環境や立地条件も含めた評価を分析し、整備をすすめる必要がある。

### 7.3 今後の課題

保護者の居住地によって、保育ニーズが異なり、保育所の立地で提供される保育所サービスも異なることから、今後、保育所を設置する際には立地を検討の上、当該立地で求められる可能性の高い保育ニーズに対し、保育所裁量範囲の上位サービスで応えていくことを念頭にし、保育方針を決定することが求められる。保育方針は概念的であることから、保護者が保育所を選定する際に、定性的に評価できる指標づくりを行うことが望ましい。

また、保護者の保育ニーズと保育所の提供する保育所サービスは、合致していると保護者の満足度が高くなることから、保護者が保育所選定の際に、望んでいるサービスと保育方針とマッチングするように、保育所紹介や情報開示の仕組みをつくることが望ましい。

## 謝辞

本論文の執筆にあたり、熱心にご指導頂いた外尾一則教授に大変感謝申し上げます。

社会人博士課程ということもあり、仕事との両立で、時間管理が行き届かず、外尾一則教授には、ご心配をおかけしましたが、形になりましたのも、先生のご指導の賜物と存じます。本当にありがとうございました。

また、審査にあたって下さいました、三島伸雄教授、後藤隆太郎准教授、李海峰准教授には、的確で有益なご意見を頂戴したことを、この場をお借りしてお礼申し上げます。

データの集計にあたっては、膨大な量を丁寧に処理して下さいました修士課程の鳥辺智美さんに、感謝申し上げます。

豊田高専環境都市工学科の猪八重拓郎博士には、構造分析や立地分析について、データ分析処理とアドバイスを頂き、お礼申し上げます。

調査にご協力頂いた各保育所の園長先生、並びに保護者の皆さまには、煩わしいアンケートに回答頂き、誠にありがとうございました。

また、福岡市子ども未来局保育課の高林様にはお忙しい中、丁寧にご対応頂き、お礼申し上げます。

多くの方のお力添えがあり、成果としてまとまりましたことに感謝いたします。

## 参考文献

- 1) 『保育の理論と実践講座 第4巻 保育所運営と法・制度 その解説と活用』  
(杉山隆一・田村和之編著 新日本出版社)
- 2) 『平成24年版 子ども・子育て白書』  
(内閣府 勝美印刷株式会社発行)
- 3) 『保育制度改革と児童福祉法のゆくえ』  
(伊藤周平著 かもがわ出版)
- 4) 『幼児教育の原則』  
(無藤隆著 ミネルヴァ書房)
- 5) 『保育・看護・福祉プリマーズ② 児童福祉 第4版』  
(吉澤英子+小館静枝編 ミネルヴァ書房)
- 6) 『市場化と保育所の未来 保育制度改革どこが問題か』  
(保育行財政研究会編著 自治体研究社)
- 7) 『保育の理論と実践講座 第2巻 保育の質と保育内容 保育者の専門性とは何か』  
(浅井春夫・渡邊保博 編著 新日本出版社)
- 8) 『子ども・子育て支援法社会保障・税一体』  
(伊藤周平著 山吹書店)
- 9) 『保育所制度改革と保育施設経営－保育所経営の理論と実践に関する研究－』  
(伊藤良高著 風間書房)
- 10) 『子育て支援シリーズ 地域の子育て環境づくり』  
(大日向雅美 編集代表 ぎょうせい)
- 11) 『保育白書 2013』  
(全国保育団体連絡会・保育研究所 編 ひとなる書房)

- 12) 『機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業総合報告書』  
(社会福祉法人全国社会福祉協議会児童福祉部)
- 13) 『労働力調査特別調査』  
(総務省統計局)
- 14) 『労働力調査』  
(厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成)
- 15) 『就業構造基本調査』  
(厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成)
- 16) 『保育所入所待機児童数調査』  
(厚生労働省保育課)
- 17) 『子育て世帯のライフスタイルの志向性と保育所サービスの関連性』  
(佐賀大学理工学部 卒業論文 2011年 鳥辺智美)
- 18) 『多摩ニュータウンにおける子育て期の親による都市機能の利用と評価』  
(趙晟恩, 佐藤栄治, 山田あすか, 佐藤将之, 西出和彦 日本建築学会計画論文集 Vol. 74, pp. 2003-2012, 2009-09)
- 19) 『子育て女性の育児環境に関する意識と地域環境』  
(原昌幸, 早川明日実 日本建築学会東海支部健久報告書第47号 2009年2月 P565-P568)
- 20) 『子育て中の母親の外出行動とバリアに対する意識』  
(大森宣暁, 谷口綾子, 真鍋陸太郎, 寺内義典 土木計画学研究・講演集 43, 2011.5)
- 21) 『小規模保育拠点運営者による子育て環境としての都市環境評価に関する研究ー京都・昼間里親と大阪・分園制度を対象としてー』  
(山田あすか 日本建築学会大会学術講演梗概集 P91-92 2009.8)
- 22) 『地域福祉ニーズからみた居住支援に関する研究ー和歌山県南部町を事例としてー』  
(朴 貞淑 田中千歳 林田大作 足立啓 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp. 527-528, 2004.8)

- 23) 『子育てに適した都市環境に関する基礎的研究』  
(寿崎かすみ 日本建築学会関東支部研究報告集 P133-136 2000 年度)
- 24) 『保育施設における屋外環境と園外活動の実態からみた地域資源のあり方に関する研究－横浜市を対象としたアンケート調査より－』  
(松橋圭子 三輪律江 田中稲子 谷口新 大原一興 藤岡泰寛 日本建築学会計画系論文集 第75巻 第651号 pp1017-1024 2010年5月)
- 25) 『大都市における女性の出生・育児行動と居住環境に関する調査研究』  
(山崎奈巳, 広原盛明 日本建築学会大会学術講演梗概集 1993年9月 P1021-1022)
- 26) 『子育てと就労の両立に関わる現状と意識についての研究－多摩市と宇都宮市の保育所利用世帯を対象として－』  
(山田 あすか, 佐藤 栄治, 讃岐 亮 都市計画論文集 No. 43-3, pp.175-180, 2008-10)
- 27) 『子育て世帯のワーク・ライフ・バランス実現と保育施設のあり方に関する研究 : 保育所保護者の仕事・生活様態の日本・フィンランド比較による施策制度の段階的重点化の考察』  
(正保 正恵, 塩崎 賢明 日本建築学会計画系論文集 73(624), pp.325-332, 2008-02-28)
- 28) 『保育所の早朝保育と働く母親の現状』  
(勝木 洋子, 森川 紅, 井上 裕子 兵庫県立大学環境人間学部研究報告 10, pp.113-119, 2008-03)
- 29) 『保護者の保育ニーズに関する実証的研究』  
(木山徹哉, 菊地道興, 森博文, 片山順子, 長谷川勝久, 小方圭子 九州女子大学紀要 第39号1巻, 2002-6)
- 30) 『保育園・幼稚園の変化と、保育サービスの比較からみる一元化の現状』  
(小林千穂子 石川允 日本建築学会大会学術講演梗概集(北海道) pp.893-894, 1995-8)
- 31) 『保育需要と保育の質の評価－母親達へのフォーカス・グループ・ディスカッションの結果から－』  
(上枝朱美 大石亜希子 生活経済学研究第18巻 pp. 135-149, 2003.3)
- 32) 『保護者の保育ニーズに関する研究－選択される幼児教育・保育－』  
(住田正樹 山崎範子 片桐真弓 放送大学研究年報 第30号 pp. 25-30, 2012)

- 33) 『保育サービス・育児支援制度のニーズに関する研究ー子どもの年齢・地域・サポートの充実度ー』  
(友田尋子 河合洋子 甲南女子大学研究紀要第5号 看護学・リハビリテーション学編 pp. 63-77,  
2011.3)
- 34) 『保育サービスの多様化と福祉政策』  
(濱本知寿香 大東文化大学経済論集 85-6 pp. 87-98, 2005.7)
- 35) 『保育サービスの現状と課題ーサービス・マーケティングの理論の観点からー』  
(笠井知行 藤岡章子 金森絵里 立命館経営学第51巻 第2・3号 pp. 155-171, 2012.9)
- 36) 『福岡市における保育サービス需給の地域的差異に関する研究(4月例会, 西南支部)』  
(松井 綾子 経済地理学年報 / 経済地理学会 54(3) pp256-257 2008)
- 37) 『保育サービスの多様化ー現状と課題を中心に』  
(関谷みのぶ 日本女子大学生生活経済学論文集 / 日本女子大学大学院家政学研究科生活経済専攻修士生有志  
一同編ー 巻号2005 pp75-99 2005)
- 38) 『横浜市における保育ニーズの多様性ー保育園利用状況からの考察ー』  
(倉賀野 清子 国際文化研究紀要 15 pp51-72 2008)
- 39) 『日本の保育所政策の現状と課題: 経済学的分析』  
(山重慎二 一橋論叢 125(6): pp633-650 2001-06-01)
- 40) 『東京圏における共働き育児世帯の動向と保育所整備の関連』  
(小野 尋子, 大村 謙二郎 都市計画論文集 No. 35, pp. 271-276, 2000-10-13)
- 41) 『サービス・人口密度・通園手段・利用者意識からみた保育園の圏域と、機能拡大ー大都市周辺市街地における地域センターとしての保育園に関する研究ー』  
(小林 千穂子, 石川 允 都市計画論文集 29, pp. 439-444, 1994-11)
- 42) 『都市において多様化する保育所の運営実態と利用者の選択意識に関する研究(その1)ー東京都における近年の保育所の運営実態と自治体ごとの整備方針』  
(長谷夏哉 斎尾直子 杉原賢一 日本建築学会大会学術講演梗概集 pp131-132 2007年8月)
- 43) 『幼稚園・保育所の通園圏と選択傾向について』

- (住田昌二 日本建築学会論文報告集第 60 号 pp321-324 昭和 33 年 10 月)
- 44) 『乳幼児施設の地域計画に関する調査研究 乳幼児の送迎形態に関する研究 (その 1)』  
(笥和夫 萩田秋雄 本間敏行 川口けい子 日本建築学会大会学術講演梗概集 pp819-820 1973 年 10 月)
- 45) 『乳幼児施設の地域計画に関する調査研究 乳幼児の送迎形態に関する研究 (その 2)』  
(笥和夫 萩田秋雄 本間敏行 川口けい子 日本建築学会大会学術講演梗概集 pp821-822 1973 年 10 月)
- 46) 『乳幼児施設の地域計画に関する調査研究—全国都市の保育所・幼稚園の整備実態』  
(笥和夫 湯田善郎 本間敏行 日本建築学会大会学術講演梗概集 pp929-930 1977 年 10 月)
- 47) 『乳幼児施設の配置計画に関する調査研究その 1—居住地—保育所—勤務地の分布』  
(笥和夫 湯田善郎 菅野実 山崎克彦 日本建築学会東北支部 研究発表会 pp217-220 1979 年 3 月)
- 48) 『乳幼児保育施設の地域計画に関する調査研究 その 1 養育形態の規定要因』  
(笥和夫 湯田善郎 伊坂直浩 日本建築学会学術講演梗概集 pp853-854 1980 年 9 月)
- 49) 『乳幼児保育施設の地域計画に関する調査研究 その 2 就労型の規定要因』  
(笥和夫 湯田善郎 伊坂直浩 日本建築学会学術講演梗概集 pp855-856 1980 年 9 月)
- 50) 『保育所の利用圏と送迎パターン—千里 NT 内保育所の場合』 (田中智子 湯川利和 瀬渡章子 日本建築学会大会学術講演梗概集 pp1545-1546 1984 年 10 月)
- 51) 『地方都市における居住ライフスタイルを考慮した住環境評価に関する研究』  
(上原浩 佐賀大学卒業研究 2001 年)
- 52) 『北九州における居住ライフスタイルを考慮した住環境評価に関する研究』  
(松雪智恭 佐賀大学卒業研究 2002 年)
- 53) 『共働き世帯の居住地選択—奈良女子大学住居学科卒業生の場合 その 1 過去共働き世帯との比較分析』  
(鹿住京子 田中智子 湯川利和 瀬渡章子 日本建築学会 近畿支部 研究報告集 pp509-512 1982 年 6 月)

- 54) 『共働き世帯の居住システムに関する研究－奈良女子大学住居学科卒業生の場合 その1 共働き世帯の居住地選択行動』（鹿住京子 田中智子 湯川利和 瀬渡章子 日本建築学会大会学術講演梗概集 pp955－956 1982年10月）
- 55) 『共働き世帯の居住システムに関する研究－奈良女子大学住居学科卒業生の場合 その2 共働き世帯の不便を感じる生活行為』（鹿住京子 田中智子 湯川利和 瀬渡章子 建築学会大会学術講演梗概集 pp953－954 1982年10月）
- 56) 『共働き世帯の居住地選択－既婚看護婦の場合』（田中智子 湯川利和 瀬渡章子 日本建築学会大会学術講演梗概集 pp1183－1184 1983年9月）
- 57) 『女性のライフスタイルと居住地選択の関連性に関する基礎分析』（伊藤史子 日本建築学会大会学術講演梗概集 pp1079－1082 2006年9月）
- 58) 『居住志向性を考慮した居住ライフスタイルに関する研究』（葛堅, 外尾一則 GE Jian, **Hokao Kazunori**, Research on residential lifestyles in Japanese cities from the viewpoints of residential preference, residential choice and residential satisfaction, Landscape and Urban Planning, USA, Vol. 78, No. 3, pp.165-178. , 2006
- 59) 『保育所保育指針』（厚生労働省 厚生省児童家庭局【現 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局】 平成11年10月29日 児発第七九九号）  
（厚生労働省告示 第四百一十一号 平成二十年三月二十八日）
- 60) 『保育所保育方針解説書』（厚生労働省 雇用均等・児童家庭局保育課 平成20年4月）
- 61) 『団塊ジュニア世代の住宅ニーズに関する調査研究』（国土交通省国土交通政策研究所 長野幸司 奥原崇 諸岡昌浩 2005年3月）
- 62) 『子ども未来／こども未来財団(編)』（子ども未来財団 1995年）
- 63) 『調査報告 保育ニーズに関する研究』（労働調査(392) 34－55, 2001－10, 労働調査協議会）

- 64) 『幼稚園利用世帯の就労状況と保育ニーズに関する研究－東京都・多摩市におけるケーススタディ』  
(山田あすか 佐藤栄治 日本建築学会技術報告集 第16巻 第32号 pp255-260 2010年2月)
- 65) 『保育ニーズの充足のための地域子育て支援センターの評価に関する研究－利用者評価のための項目策定に関する試案』  
(七木田敦 水内豊和 幼年教育研究年報 第26巻 pp31-37 2004年26)
- 66) 『保育の準市場化－その問題点と保育政策の展望』  
(岡崎祐司 社会福祉学部論集 第5巻 pp17-34 2009年3月)
- 67) 『機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業総合報告書』  
(社会福祉法人全国社会福祉協議会児童福祉部 2008年)
- 68) 『保育所と地域が協働した子育て支援活動研究事業調査研究報告書』  
(社会福祉法人 全国社会福祉協議会 2007年度)
- 69) 『待機児童解消に向けて保育所サービスの市場をいかに育成するか』  
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 2011年6月3日)
- 70) 『保育サービスの供給効率性に関する実証分析』  
(塩津ゆりか 経済学論叢 58(4), pp563-585, 2007年3月)

## 参考論文

[審査付論文]

題 名 **The Nursery School Evaluation Services System with Child Care Household in a Resident Oriented Environment**

(育児世帯の保育所サービス評価と居住環境志向の関係について)

Y. Matsunoo, T. Toribe, K. Hokao

(松野尾仁美、鳥辺智美、外尾和則)

International Journal of Innovative Research in Science, Engineering and Technology  
(An ISO 3297: 2007 Certified Organization) Vol. 2, pp5929-5937, Issue 11, November 2013

[国際会議・学会発表]

題 名 保育所サービス評価に関する保護者ニーズと保育所シーズについて  
～佐賀市、福岡都市圏を事例にして～

日本地域学会 第50回(2013)年次大会発表論文集 2013年10月14日